

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

# 明日につなぐ川づくり

沙流川流域の未来へ向けた河川整備

## 沙流川水系河川整備計画 [変更]

(直轄管理区間)

平成19年3月

北海道開発局

## 沙流川水系河川整備計画 (原案)

**【大臣管理区間】**

**[変更]**

令和7年〇月

国土交通省北海道開発局

※本資料は、現在検討中の内容を含むものであり、今後変更の可能性がある。

沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

現計画に該当箇所なし  
(変更履歴)

(参考)

策 定 及 び 変 更 経 過		
区 分	年 月 日	備 考
策 定	平成14年(2002年) 7月19日	
変 更	平成19年(2007年) 3月8日	
変 更	令和●年(20●年) ●月●日	

標高値は、2000年度改正の新基本水準点に基づき表示しているが、必要に応じて旧基本水準点(2000年度改正前)に基づく表示とし、その旨明記した。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 目次

1		
2		
3	1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
4	1-1 流域及び河川の概要	1
5	1-2 河川整備の現状と課題	6
6	1. 治水の現状と課題	6
7	2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題	9
8	1-3 河川整備計画の目標	12
9	1. 計画の目標	12
10	2. 計画対象区間	14
11	3. 計画対象期間	14
12	2. 河川工事の実施に関する事項	16
13	2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	16
14	1. 目標流量	16
15	2. 河道計画	16
16	3. 河川工事の内容	17
17	4. 工事実施区間	31
18	2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	32
19	1. 維持管理の目的	32
20	2. 災害の発生を防ぐための日々の管理	32
21	3. 洪水の監視等	34
22	4. 地震及び津波対策	35
23	5. 水環境の保全	36
24	6. 河川空間等の適正な利用の対策	36
25	7. 河川環境の保全及びモニタリング	37
26	8. 流域の管理	37
27	9. 地域社会と一体となった河川管理の推進	38
28	10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み	38
29	11. 他機関と連携した将来の地域計画に配慮した河川整備	39
30	2-3 流域の未来に向けての取り組み	39
31		
32		
33	沙流川水系河川整備計画・付図	40

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 目次

1		
2		
3	1. 河川整備計画の目標に関する事項	1
4	1-1 流域及び河川の概要	1
5	1-2 河川整備の現状と課題	10
6	1-2-1 治水の現状と課題	10
7	(1) 治水事業の沿革	10
8	(2) 洪水の概要	14
9	(3) 近年の豪雨災害への取組	18
10	(4) 気候変動の影響とその課題	20
11	(5) 地震・津波の概要	23
12	(6) 総合的な土砂管理	24
13	(7) 治水上の課題	25
14	1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題	27
15	(1) 現況の流況と水利用	27
16	(2) 水質	30
17	(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況	33
18	(4) 魚類の遡上環境等	39
19	(5) 河川景観	40
20	(6) 河川空間の利用	42
21	(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題	44
22	1-3 河川整備計画の目標	45
23	1-3-1 河川整備の基本理念	45
24	1-3-2 河川整備計画の対象区間	49
25	1-3-3 河川整備計画の対象期間等	50
26	1-3-4 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	50
27	1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	52
28	(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標	52
29	(2) 河川水の適正な利用に関する目標	52
30	1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標	52
31	(1) 河川環境の整備と保全に関する目標	52
32	(2) 河川空間の利用に関する目標	55
33	2. 河川整備の実施に関する事項	56
34	2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	56
35		
36	2-1-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項	56
37	(1) 洪水を安全に流下させるための対策	56
38	(2) 内水被害を軽減するための対策	60
39	(3) 広域防災対策・気候変動リスクへの対策	61

沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

目 次

1  
2

3 1. 河川整備計画の目標に関する事項 ..... 1

4 1-1 流域及び河川の概要 ..... 1

5 1-2 河川整備の現状と課題 ..... 6

6 1. 治水の現状と課題 ..... 6

7 2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題 ..... 9

8 1-3 河川整備計画の目標 ..... 12

9 1. 計画の目標 ..... 12

10 2. 計画対象区間 ..... 14

11 3. 計画対象期間 ..... 14

12 2. 河川工事の実施に関する事項 ..... 16

13 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の  
14 施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ..... 16

15 1. 目標流量 ..... 16

16 2. 河道計画 ..... 16

17 3. 河川工事の内容 ..... 17

18 4. 工事実施区間 ..... 31

19 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 32

20 1. 維持管理の目的 ..... 32

21 2. 災害の発生を防ぐための日々の管理 ..... 32

22 3. 洪水の監視等 ..... 34

23 4. 地震及び津波対策 ..... 35

24 5. 水環境の保全 ..... 36

25 6. 河川空間等の適正な利用の対策 ..... 36

26 7. 河川環境の保全及びモニタリング ..... 37

27 8. 流域の管理 ..... 37

28 9. 地域社会と一体となった河川管理の推進 ..... 38

29 10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み ..... 38

30 11. 他機関と連携した将来の地域計画に配慮した河川整備 ..... 39

31 2-3 流域の未来に向けての取り組み ..... 39

32

33 沙流川水系河川整備計画・付図 ..... 40

40 (4) 地震・津波対策 ..... 64

41 2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ..... 65

42 2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項 ..... 65

43 (1) 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出 ..... 65

44 (2) 魚がすみやすい川づくり ..... 67

45 (3) 河川景観の保全と創出 ..... 68

46 (4) 人と川とのふれあいにに関する整備 ..... 70

47 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 ..... 72

48 2-2-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項 ..... 72

49 (1) 河川の維持管理 ..... 72

50 (2) 危機管理体制の構築・強化 ..... 79

51 (3) 災害復旧 ..... 87

52 (4) 総合的な土砂管理 ..... 88

53 2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持  
54 並びに河川環境の整備と保全に関する事項 ..... 89

55 (1) 水質保全 ..... 89

56 (2) 水質事故への対応 ..... 89

57 (3) 濁水への対応 ..... 89

58 (4) 河川空間の適正な利用、管理 ..... 89

59 (5) 河川美化のための体制 ..... 90

60 (6) 地域と一体となった河川管理 ..... 90

61 (7) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取組 ..... 92

62 (8) カーボンニュートラルに向けた取組 ..... 93

63 (9) 動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理 ..... 94

64

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 流域には、先史時代から人々が生活の足跡を残し、アイヌ文化の時代には道内で有数のコタン  
3 (集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンクルと  
4 言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサンケ(舟おろしの儀式)、口承文  
5 芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期などの埋蔵文化財がこれ  
6 までに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関  
7 わりの深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる構想を計画している。

8  
9 沙流川流域の土地利用はその約9割を山地が占める。その残りが耕地や市街地などとなっており、こ  
10 れらの多くは沙流川本川や支川沿いの国道や道道等に沿った平地に広がっている。日高町千栄付近から  
11 下流においては、本川と山地の間に耕地と河川・道路が平行する形態となり、日高町本町で本川・山地  
12 間の平地幅は約2,000mと広がる以外は数百メートルから1,000m程度で、河川と道路敷地以外の大  
13 部分は耕地として利用されている。平取町本町から下流では、沙流川をはさんだ段丘間の平地幅は約  
14 1,500m～2,000m程度と中上流よりやや広くなり、そのうち河川敷地が約500m、残りの平地で水田や  
15 施設栽培が営まれている。また、荷葉付近から下流左岸の段丘上は畑や軽種馬の牧場等に利用されて  
16 いる。日高町富川付近から下流の段丘間の平地は、右岸側に市街地が広がり、左岸は国道橋から河口まで  
17 平地がひらけ、国道付近が市街地となり、それより下流の太平洋までは主に牧場として広く利用されて  
18 いる。

19  
20 沙流川の最上流部に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整  
21 備等により拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心  
22 して発展した。近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店  
23 街近代化や豊かな自然環境を生かした観光関連産業に力が注がれている。

24 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、  
25 その大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年で  
26 は水稲にかわりトマト、きゅうり、軟白長ネギなどの割合も増加している。特に  
27 平取町におけるトマトの収穫量は、北海道全体の約20%を占めて全道一を誇り、  
28 全国的にも市町村別順位で三位となり、平取町農業の中核を担う作物として、  
29 今後も規模拡大を目指している。畜産は日高支庁管内の軽種馬生産が全国生産頭  
30 数の約80%を占めるが、その中でも日高町門別地区の軽種馬生産は日高支庁管内  
31 の約25%を占めている。日高町門別地区では、この軽種馬関連産業をまちづくり  
32 に生かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では肉用牛、豚、  
33 日高町門別地区では乳用牛の生産も多く、これらは地域の特産品にもなっている。  
34



写真 1-1-3  
トマトハウス



写真 1-1-4 平取町荷葉地区、ヌタツブ  
地区(水田及び施設栽培～トマト等)



写真 1-1-5 日高町富川の風景(採草、放牧地)

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1 河川整備計画の目標に関する事項

### 1-1 流域及び河川の概要

3 「北海道の地名<sup>1)</sup>」によれば、沙流という名は、アイヌ語の「サッ」(ヨシ原)に由来  
4 しているとも言われている。一方で、沙流川には「シッムカ」という古い呼び名があ  
5 るといわれており、これはアイヌ語で上流から流されてきた土砂が堆積し、河口を閉塞  
6 して高台になると解釈される。このような定期的に起こる土砂の侵食と堆積は、有用な  
7 植物が繁茂する環境を整える効果があるとされており、この地域がアイヌの人々の生活  
8 圏として広く利用されてきた。

9 流域には、先史の時代から人々が生活の足跡を残し、13世紀頃には道内で有数のコタ  
10 ン(集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々  
11 をサルンクル<sup>2)</sup>と言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサン  
12 ケ(舟おろしの儀式)、口承文芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれていると  
13 ともに、アイヌ文化期等の埋蔵文化財がこれまでに随所で発掘されている。平取町にお  
14 いては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関わりの深い沙流川を中心と  
15 したアイヌ文化をさらに振興させる総合的な取組が進められている。

16 沙流川は、日高山脈標葉十勝国立公園(令和6年(2024年)6月25日指定)に含まれる日  
17 高山脈の熊見山(標高1,175m)に源を發し、ベケレベツ岳(標高1,532m)、芽室岳(標  
18 高1,754m)、ルベシベ山(標高1,740m)、ビパイロ岳(標高1,917m)等に源を發するウ  
19 エンザル川、バンケヌシ川、千呂露川等を合わせ、日高町本町に至る。さらに溪谷を流  
20 下して平取町に入り、戸蔦別岳(標高1,960m)、幌尻岳(標高2,052m)に源を發する額  
21 平川等を合わせ、平取町本町の市街地や牧場や田畑が広がる田園地帯を経て日高町富川  
22 地区にて太平洋に注ぐ、幹川流路延長104km(全国49位)、流域面積1,350km<sup>2</sup>(全国49位)  
23 の一級河川である。

24 河床勾配は上流部(岩知志ダムより上流)で1/130～1/50程度と急勾配であり、中流  
25 部(岩知志ダムから二風谷ダムの間)で1/190程度、下流部(二風谷ダムから河口)で  
26 1/700～1/500程度である。

注)「北海道の地名」: 山田秀三著

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1 1. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2 1.1 流域及び河川の概要

3 沙流川は、日高山脈の熊見山(1,175m)に源を發し、ほぼ南西方向に流下している。途中、ベケレベツ岳(1,532m)、芽室岳(1,754m)、ルベシベ山(1,740m)、ビパイロ岳(1,917m)等に源を發するウエンザル川、バンケヌシ川、千呂露川等と合流し日高町本町に至る。さらに戸蔦別岳(1,960m)、幌尻岳(2,052m)に源を發する額平川等の支川と合流し、平取町本町の市街地を経て日高町富川にて太平洋に注いでおり、幹川流路延長は104km、流域面積は1,350km<sup>2</sup>の河川である。



写真 1-1-1 幌尻岳

11 流域は日高支庁の日高町、平取町の2町にまたがっており、気候は北海道内では比較的温暖で、林産資源などに恵まれ、下流では農耕地として明治初期から拓け水田・牧畜等が営まれ、近年は全国有数の軽種馬の産地として、沿岸漁業とともに日高西部地方の社会経済の基盤を形成している。

17 流域はその大半を山林が占めていて、その割合は約9割となっている。また、流域内人口は約15,000人(平成7年度)である。

19 沙流川流域は、太平洋側西部の気候区分(表日本型)(出典:新版北海道の気候 気象協会北海道地方本部 1964)に属し、年平均気温は日高門別で7.3℃であるが内陸にはいるにしたがい標高が高くなるため低下し、日高では5.9℃である。年平均降水量は、日高門別で1,003mm、日高1,410mmである。日高は内陸的で8月の最高月平均気温は22.7℃、1月の最低月平均気温は-10.7℃と寒暖の差が大きい。降雨も台風や低気圧の影響を受け、8月には200mm/月を越える。日高門別では、海洋性で気温差も少ない。8月の最高月平均気温は22.9℃、1月の最低月平均気温は-7.9℃である。降雨は7~9月が120~190mm/月と多いが、これ以外の月は概ね100mm/月以下である。(統計期間 1995年~2004年 気象庁ホームページ「電子閲覧室」参照)

29 流域の東には北海道の脊梁をなす日高山脈の2,000m級の山々が連なり、北及び西には1,000m級の山が連なり分水嶺となっている。流域の形状はほぼ南西~北東にのび、流域平均幅は約13kmと細長い形状になっている。最上流部の日高山脈は山腹斜面は急峻で、中流部はおおよそ標高200~400mの範囲にあり、山腹斜面はやや緩やかになるとともに、河岸段丘の発達が顕著である。下流部は、標高100m以下となり、山腹斜面はさらに緩くなるとともに、河岸段丘もさらに広く発達し、平取町本町から下流部には沖積平野の発達もみられる。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1 1. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2 1-1 流域及び河川の概要

3 「北海道の地名<sup>1)</sup>」によれば、沙流という名は、アイヌ語の「サッ(ヨシ原)に由来しているとも言われている。一方で、沙流川には「シシムカ」という古い呼び名があるといわれており、これはアイヌ語で上流から流されてきた土砂が堆積し、河口を閉塞して高台になると解釈される。このような定期的に起こる土砂の侵食と堆積は、有用な植物が繁茂する環境を整える効果があるとされており、この地域がアイヌの人々の生活圏として広く利用されてきた。

9 流域には、先史の時代から人々が生活の足跡を残し、13世紀頃には道内で有数のコタン(集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンク<sup>2)</sup>と言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサンケ(舟おろしの儀式)、口承文芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期等の埋蔵文化財がこれまでに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関わり深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる総合的な取組が進められている。

16 沙流川は、日高山脈標葉十勝国立公園(令和6年(2024年)6月25日指定)に含まれる日高山脈の熊見山(標高1,175m)に源を發し、ベケレベツ岳(標高1,532m)、芽室岳(標高1,754m)、ルベシベ山(標高1,740m)、ビパイロ岳(標高1,917m)等に源を發するウエンザル川、バンケヌシ川、千呂露川等を合わせ、日高町本町に至る。さらに溪谷を流下して平取町に入り、戸蔦別岳(標高1,960m)、幌尻岳(標高2,052m)に源を發する額平川等を合わせ、平取町本町の市街地や牧場や田畑が広がる田園地帯を経て日高町富川地区にて太平洋に注ぐ、幹川流路延長104km(全国49位)、流域面積1,350km<sup>2</sup>(全国49位)の一級河川である。

24 河床勾配は上流部(岩知志ダムより上流)で1/130~1/50程度と急勾配であり、中流部(岩知志ダムから二風谷ダムの間)で1/190程度、下流部(二風谷ダムから河口)で1/700~1/500程度である。

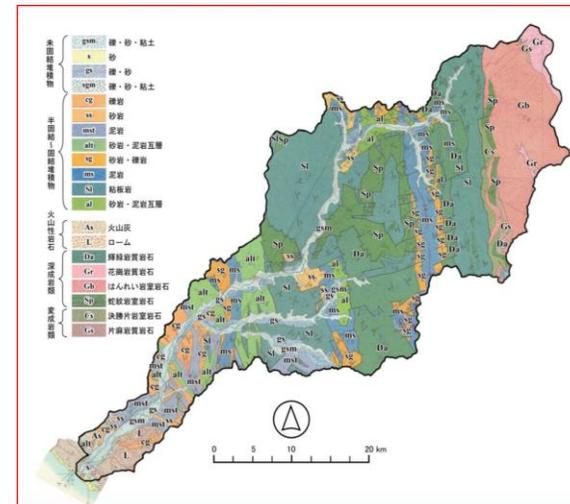
注)「北海道の地名」:山田秀三著





現計画に該当箇所なし  
(流域の地質)

- 1 流域の地質は、上流部の山間部から下流部の平地部にかけて、白亜紀の砂岩・泥岩等から
- 2 第四紀の沖積層・洪積層により構成されている。なお、最上流部の日高山脈には、
- 3 日高変成帯は、はんれい岩・花崗岩等の深成岩類及び結晶片岩・片麻岩等の変成岩
- 4 類からなる。群層では水系の東側より、古生層である先白亜紀の粘板岩・砂岩の中に輝
- 5 緑岩を介在及び互層する日高累層群、白亜紀の砂岩・泥岩を主とする蝦夷層群、輝緑
- 6 岩を主に粘板岩等を含む空知層群が分布し、特に振内北部では蛇紋岩が分布している。
- 7 また、振内付近より下流では、砂岩・泥岩互層を主とする川端層や流の上層等の新第三
- 8 紀層が分布する。さらに、河口付近には砂・砂礫からなる第四紀層が分布する。
- 9 地表は一般に砂礫を混入した砂土壌や植生で覆われているが、川に面する急傾斜地では
- 10 基岩の露出している箇所が多い。下流部においては、土砂の堆積等で土壌も厚く、表
- 11 層には火山灰の堆積もみられる。
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37



注) 出典：昭和52年 国土庁土地局(当時) 土地分類図(北海道II日高・十勝支庁)

図 1-3 沙流川表層地質図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 河川整備計画の目標に関する事項

### 1.1 流域及び河川の概要

沙流川は、日高山脈の熊見山(1,175m)に源を發し、ほぼ南西方向に流下している。途中、ベケレベツ岳(1,532m)、芽室岳(1,754m)、ルベシベ山(1,740m)、ピパイロ岳(1,917m)等に源を發するウエンザル川、バシケメシ川、千呂露川等と合流し日高町本町に至る。さらに戸蔭別岳(1,960m)、幌尻岳(2,052m)に源を發する額平川等の支川と合流し、平取町本町の市街地を経て日高町富川にて太平洋に注いでおり、幹川流路延長は104km、流域面積は1,350km<sup>2</sup>の河川である。



写真1-1-1 幌尻岳

流域は日高支庁の日高町、平取町の2町にまたがっており、気候は北海道内では比較的温暖で、林産資源などに恵まれ、下流では農耕地として明治初期から拓け水田・牧畜等が営まれ、近年は全国有数の軽種馬の産地として、沿岸漁業とともに日高西部地方の社会経済の基盤を形成している。流域はその大半を山林が占めていて、その割合は約9割となっている。また、流域内人口は約15,000人(平成7年度)である。

沙流川流域は、太平洋側西部の気候区分(表日本型)(出典:新版北海道の気候 気象協会北海道地方本部 1964)に属し、年平均気温は日高門別で7.3°Cであるが内陸にはいるにしたがい標高が高くなるため低下し、日高では5.9°Cである。年平均降水量は、日高門別で1,003mm、日高1,410mmである。日高は内陸的で8月の最高月平均気温は22.7°C、1月の最低月平均気温は-10.7°Cと寒暖の差が大きい。降雨も台風や低気圧の影響を受け、8月には200mm/月を越える。日高門別では、海洋性で気温差も少ない。8月の最高月平均気温は22.9°C、1月の最低月平均気温は-7.9°Cである。降雨は7~9月が120~190mm/月と多いが、これ以外の月は概ね100mm/月以下である。(統計期間 1995年~2004年 気象庁ホームページ「電子閲覧室」参照)

流域の東には北海道の脊梁をなす日高山脈の2,000m級の山々が連なり、北及び西には1,000m級の山が連なり分水嶺となっている。流域の形状はほぼ南西~北東にのび、流域平均幅は約13kmと細長い形状になっている。最上流部の日高山脈は山腹斜面は急峻で、中流部はおおよそ標高200~400mの範囲にあり、山腹斜面はやや緩やかになるとともに、河岸段丘の発達が顕著である。下流部は、標高100m以下となり、山腹斜面はさらに緩くなるとともに、河岸段丘もさらに広く発達し、平取本町から下流部には沖積平野の発達もみられる。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

沙流川流域の気候は、太平洋側西部の気候区分(表日本型<sup>注1)</sup>)に属し、年平均降水量は下流に位置する日高門別で約980mm、上流に位置する日高で約1,340mmであり、いずれも全国平均(約1,670mm)と比べ少ないが、全道平均(約1,150mm)と比較すると、大きな差は生じていない。日高では、月別平均気温が最も高い8月では20.3°C、最も低い1月では-7.7°Cと寒暖の差が大きいのが特徴である。また、降水量は台風や低気圧の影響を受け、8月には200mm/月を超えることもある。

一方、日高門別では、月別平均気温が最も高い8月では20.6°C、最も低い1月では-5.0°Cであり、日高と同様に寒暖の差が大きいのが特徴である。また、降水量は7月から9月にかけて120~180mm/月と多いが、これ以外の月は概ね100mm/月以下である。

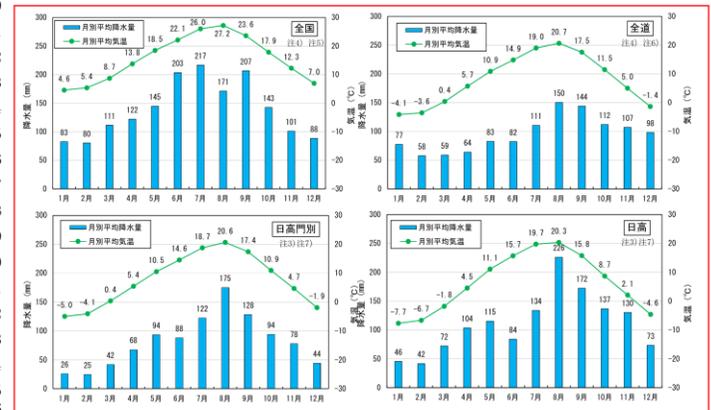
注1) 出典:新版北海道の気候 気象協会北海道地方本部 1964

表 1-1 各気象観測値

項目	全国平均 <sup>注2)</sup>	全道平均 <sup>注3)</sup>	日高門別	日高
降水量(mm)	1,671	1,146	984	1,335

注2) 全国平均は各地の気象台の値(都道府県ごとに1地点)の平均値(平成元年(1989年)~令和5年(2023年))

注3) 全道平均は各地の気象台の値(各振興局所在地)の平均値(平成元年(1989年)~令和5年(2023年))



注4) 気象庁の過去の気象データをもとに作成

注5) 全国平均の値は、平成元年(1989年)~令和5年(2023年)の各都道府県(県庁所在地)のデータを平均したもの。但し、増玉県は熊谷、滋賀県は彦根とした。

注6) 全道平均の値は、平成元年(1989年)~令和5年(2023年)の各支庁所在地のデータを平均したもの。

注7) 日高門別、日高の値は平成元年(1989年)~令和5年(2023年)を平均したもの。

図 1-4 月別平均降水量、月別平均気温

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 河川整備計画の目標に関する事項

### 1.1 流域及び河川の概要

沙流川は、日高山脈の熊見山(1,175m)に源を發し、ほぼ南西方向に流下している。途中、ベケレベツ岳(1,532m)、芽室岳(1,754m)、ルベシベ山(1,740m)、ピパイロ岳(1,917m)等に源を發するウエンザル川、バシケスシ川、千呂露川等と合流し日高町本町に至る。さらに戸蔭別岳(1,960m)、幌尻岳(2,052m)に源を發する額平川等の支川と合流し、平取町本町の市街地を経て日高町富川にて太平洋に注いでおり、幹川流路延長は104km、流域面積は1,350km<sup>2</sup>の河川である。



写真 1-1-1 幌尻岳

流域は日高支庁の日高町、平取町の2町にまたがり、気候は北海道内では比較的温暖で、林産資源などに恵まれ、下流では農耕地として明治初期から拓け水田・牧畜等が営まれ、近年は全国有数の軽種馬の産地として、沿岸漁業とともに日高西部地方の社会経済の基盤を形成している。

流域はその大半を山林が占めていて、その割合は約9割となっている。また、流域内人口は約15,000人(平成7年度)である。

沙流川流域は、太平洋側西部の気候区分(表日本型)(出典:新版北海道の気候 気象協会北海道地方本部 1964)に属し、年平均気温は日高門別で7.3℃であるが内陸にはいるにしたがい標高が高くなるため低下し、日高では5.9℃である。年平均降水量は、日高門別で1,003mm、日高1,410mmである。日高は内陸的で8月の最高月平均気温は22.7℃、1月の最低月平均気温は-10.7℃と寒暖の差が大きい。降雨も台風や低気圧の影響を受け、8月には200mm/月を越える。日高門別では、海洋性で気温差も少ない。8月の最高月平均気温は22.9℃、1月の最低月平均気温は-7.9℃である。降雨は7~9月が120~190mm/月と多いが、これ以外の月は概ね100mm/月以下である。(統計期間1995年~2004年 気象庁ホームページ「電子閲覧室」参照)

流域の東には北海道の脊梁をなす日高山脈の2,000m級の山々が連なり、北及び西には1,000m級の山が連なり分水嶺となっている。流域の形状はほぼ南西~北東にのび、流域平均幅は約13kmと細長い形状になっている。最上流部の日高山脈は山腹斜面は急峻で、中流部はおおよそ標高200~400mの範囲にあり、山腹斜面はやや緩やかになるとともに、河岸段丘の発達が顕著である。下流部は、標高100m以下となり、山腹斜面はさらに緩くなるとともに、河岸段丘もさらに広く発達し、平取町から下流部には沖積平野の発達もみられる。

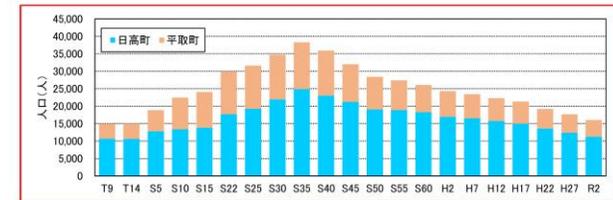
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

流域は日高町、平取町の2町からなる。2町の人口は、最も多かった昭和35年(1960年)で約3万8千人に達したが、令和2年(2020年)には約1万6千人まで減少している。流域の土地利用は、山林等が約89%、農地(水田、畑等)が約7%、宅地等が約4%を占め、昭和51年(1976年)以降に大きな変化はみられない。

表 1-2 流域にかかる2町の総人口

区分	2町合計	日高町	平取町
総人口(人)	16,055	11,279	4,776

注1) 出典:「令和2年(2020年)国勢調査結果」(総務省統計局)



注2) 出典:国勢調査

図 1-5 沙流川流域内の自治体別人口の推移



注3) 出典(左図):国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、昭和51年(1976年)  
(右図):国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、令和3年(2021年)

図 1-6 沙流川流域の土地利用の変遷

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 流域には、先史時代から人々が生活の足跡を残し、アイヌ文化の時代には道内で有数のコタン  
 2 (集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンクルと  
 3 言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサンケ(舟おろしの儀式)、口承文  
 4 芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期などの埋蔵文化財がこれ  
 5 までに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関  
 6 わりの深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる構想を計画している。

7  
 8  
 9 沙流川流域の土地利用はその約9割を山地が占める。その残りが耕地や市街地などとなっており、こ  
 10 れらの多くは沙流川本川や支川沿いの国道や道道等に沿った平地に広がっている。日高町千栄付近から  
 11 下流においては、本川と山地の間に耕地と河川・道路が平行する形態となり、日高町本町で本川・山地  
 12 間の平地幅は約2,000mと広がる以外は数百メートルから1,000m程度で、河川と道路敷地以外の大  
 13 部分は耕地として利用されている。平取町本町から下流では、沙流川をはさんだ段丘間の平地幅は約  
 14 1,500m～2,000m程度と中上流よりやや広くなり、そのうち河川敷地が約500m、残りの平地で水田や  
 15 施設栽培が営まれている。また、荷葉付近から下流左岸の段丘上は畑や軽種馬の牧場等に利用されて  
 16 いる。日高町富川付近から下流の段丘間の平地は、右岸側に市街地が広がり、左岸は国道橋から河口まで  
 17 平地がひらけ、国道付近が市街地となり、それより下流の太平洋までは主に牧場として広く利用されて  
 18 いる。

19  
 20 沙流川の最上流部に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整  
 21 備等により拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心  
 22 として発展した。近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店  
 23 街近代化や豊かな自然環境を生かした観光関連産業に力が注がれている。  
 24 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、  
 25 その大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年で  
 26 は水稲にかわりトマト、きゅうり、軟白長ネギなどの割合も増加している。特に  
 27 平取町におけるトマトの収穫量は、北海道全体の約20%を占めて全道一を誇り、  
 28 全国的にも市町村別順位で三位となり、平取町農業の中核を担う作物として、  
 29 今後も規模拡大を目指している。畜産は日高支庁管内の軽種馬生産が全国生産頭  
 30 数の約80%を占めるが、その中でも日高町門別地区の軽種馬生産は日高支庁管内  
 31 の約25%を占めている。日高町門別地区では、この軽種馬関連産業をまちづくり  
 32 に生かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では肉用牛、豚、  
 33 日高町門別地区では乳用牛の生産も多く、これらは地域の特産品にもなっている。



写真 1-1-3  
 トマトハウス



写真 1-1-4 平取町荷葉地区、ヌタツブ  
 地区(水田及び施設栽培～トマト等)



写真 1-1-5 日高町富川の風景(採草、放牧地)

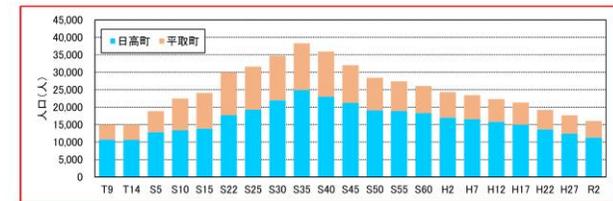
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 流域は日高町、平取町の2町からなる。2町の人口は、最も多かった昭和35年(1960年)  
 2 で約3万8千人に達したが、令和2年(2020年)には約1万6千人まで減少している。  
 3 流域の土地利用は、山林等が約89%、農地(水田、畑等)が約7%、宅地等が約4%を占め、  
 4 昭和51年(1976年)以降に大きな変化はみられない。

表 1-2 流域にかかる2町の総人口

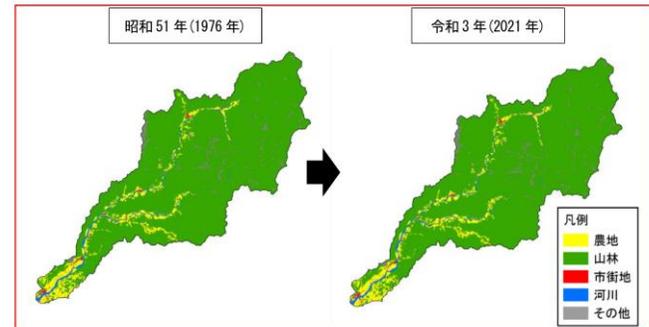
区 分	2町合計	日高町	平取町
総人口 (人)	16,055	11,279	4,776

注1) 出典:「令和2年(2020年)国勢調査結果」(総務省統計局)



注2) 出典:国勢調査

図 1-5 沙流川流域内の自治体別人口の推移



注3) 出典(左図):国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、昭和51年(1976年)  
 (右図):国土交通省 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、令和3年(2021年)

図 1-6 沙流川流域の土地利用の変遷

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 流域には、先史時代から人々が生活の足跡を残し、アイヌ文化の時代には道内有数のコタン  
3 (集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンクルと  
4 言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサンケ(舟おろしの儀式)、口承文  
5 芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期などの埋蔵文化財がこれ  
6 までに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関  
7 わりの深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる構想を計画している。

8  
9 沙流川流域の土地利用はその約9割を山地が占める。その残りが耕地や市街地などとなっており、こ  
10 れらの多くは沙流川本川や支川沿いの国道や道道等に沿った平地に広がっている。日高町千栄付近から  
11 下流においては、本川と山地の間に耕地と河川・道路が平行する形態となり、日高町本町で本川・山地  
12 間の平地幅は約2,000mと広がる以外は数百メートルから1,000m程度で、河川と道路敷地以外の大  
13 部分は耕地として利用されている。平取町本町から下流では、沙流川をはさんだ段丘間の平地幅は約  
14 1,500m~2,000m程度と中上流よりやや広くなり、そのうち河川敷地が約500m、残りの平地で水田や  
15 施設栽培が営まれている。また、荷葉付近から下流左岸の段丘上は畑や軽種馬の牧場等に利用されて  
16 いる。日高町富川付近から下流の段丘間の平地は、右岸側に市街地が広がり、左岸は国道橋から河口まで  
17 平地がひらけ、国道付近が市街地となり、それより下流の太平洋までは主に牧場として広く利用されて  
18 いる。

19  
20 沙流川の最上流部に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整  
21 備等により拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心  
22 として発展した。近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店  
23 街近代化や豊かな自然環境を生かした観光関連産業に力が注がれている。

24 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、  
25 その大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年で  
26 は水稲にかわりトマト、きゅうり、軟白長ネギなどの割合も増加している。特に  
27 平取町におけるトマトの収穫量は、北海道全体の約20%を占めて全道一を誇り、  
28 全国的にも市町村別順位で三位となり、平取町農業の中核を担う作物として、  
29 今後も規模拡大を目指している。畜産は日高支庁管内の軽種馬生産が全国生産頭  
30 数の約80%を占めるが、その中でも日高町門別地区の軽種馬生産は日高支庁管内  
31 の約25%を占めている。日高町門別地区では、この軽種馬関連産業をまちづくり  
32 に生かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では肉用牛、豚、  
33 日高町門別地区では乳用牛の生産も多く、これらは地域の特産品にもなっている。



写真 1-1-3  
トマトハウス



写真 1-1-4 平取町荷葉地区、ヌタツブ  
地区(水田及び施設栽培〜トマト等)



写真 1-1-5 日高町富川の風景(採草、放牧地)

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 沙流川の最上流に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整備等によ  
2 り拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心として発展した。  
3 近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店街近代化や豊かな自然  
4 環境を活かした観光関連産業に力が注がれている。

5 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、その  
6 大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年では水稲にか  
7 わりトマト、きゅうり、ピーマンなどの割合も増加している。特に沙流川流域はトマト  
8 の一大産地となっており、平成24年(2012年)に商標登録された「びらとりトマト」は  
9 JABらとりの主要農作物販売取扱高の約80%<sup>(注1)</sup>を占めている。また、令和5年(2023年)  
10 におけるその収穫量は、北海道で1位、全国で7位<sup>(注2)</sup>であり、北海道内のほか関東・関西  
11 へ出荷され、東京・横浜市場の約1割、大阪・京都市場で約2割のシェアを占めている。  
12 これらにより、「びらとりトマト」は沙流川流域の重要な特産物となっている。

13 畜産は日高振興局管内の軽種馬生産が、令和6年(2024年)で全国生産頭数の約80%  
14 を占めるが、その中でも日高町及び平取町の軽種馬生産は全国で約20%を占めており、  
15 全国有数の産地となっている。日高町門別地区では、軽種馬関連産業をまちづくりに活  
16 かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では乳用牛や肉用牛、豚、日  
17 高町門別地区では乳用牛の生産も多く、地域の特産品にもなっている。

18 沙流川は、サケやサクラマス(以下、同種で生活史が異なるヤマメを含む)が遡上し、  
19 さげ増殖事業が行われている。そのほか、北海道の太平洋沿岸のみに生息する日本固有  
20 の魚であるシシャモが秋から冬の産卵期に遡上し、このシシャモは日高町を代表する特  
21 産品の一つとなっている。近年は不漁のため、シシャモ資源量回復を目指し、シシャモ  
22 ふ化場による人工孵化放流が行われている。

23 注1) 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」調査項目を調べる一作物統計調査  
24 (農林水産省)「トマト」より  
25 注2) 令和5年度(2023年度)JABびらとり主要農畜産物販売高推移表より  
26 注3) 馬産地をめぐる情勢 令和7年5月 農林水産省畜産局\_競馬監督課より



写真 1-1 ハウス内のトマト



写真 1-2 平取町荷葉地区、ヌタツブ地区  
(水田及び施設栽培〜トマト等)

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川はサケやサクラマスが遡上し、さけ増殖事業が行われているほか、北海道の太平洋沿岸のみに  
3 生息する日本固有の魚であるシシャモが秋から冬の産卵期に遡上する。このシシャモは日高町を代表す  
4 る特産品の一つとなっており、日高町内3漁港における海域の漁獲量は日高管内(えりも岬以東海域を  
5 除く)の約60%を占めている。

6  
7 沙流川流域内には国道235号、237号、274号が走っており、道央、道東、道南を結ぶ幹線機能を有  
8 している。また、高規格幹線道路日高自動車道が今後流域を横断する計画である。鉄道は苫小牧市～日  
9 高町門別地区～様似町を結ぶJR日高本線がほぼ海岸沿いを走り、幹線である室蘭本線と接続している。



10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
写真 1-1-6 シシャモのすだれ干し

21  
22

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 沙流川の最上流に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整備等により  
2 拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心として発展した。  
3 近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店街近代化や豊かな自然  
4 環境を活かした観光関連産業に力が注がれている。

5 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、その  
6 大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年では水稲にか  
7 わりトマト、きゅうり、ピーマンなどの割合も増加している。特に沙流川流域はトマト  
8 の一大産地となっており、平成24年(2012年)に商標登録された「びらとりトマト」は  
9 JABらとの主要農作物販売取扱高の約80%<sup>(注1)</sup>を占めている。また、令和5年(2023年)  
10 におけるその収穫量は、北海道で1位、全国で7位<sup>(注2)</sup>であり、北海道内のほか関東・関西  
11 へ出荷され、東京・横浜市場の約1割、大阪・京都市場で約2割のシェアを占めている。  
12 これらにより、「びらとりトマト」は沙流川流域の重要な特産物となっている。

13 畜産は日高振興局管内の軽種馬生産が、令和6年(2024年)で全国生産頭数の約80%  
14 を占めるが、その中でも日高町及び平取町の軽種馬生産は全国で約20%を占めており、  
15 全国有数の産地となっている。日高町門別地区では、軽種馬関連産業をまちづくりに活  
16 かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では乳用牛や肉用牛、豚、日  
17 高町門別地区では乳用牛の生産も多く、地域の特産品にもなっている。

18 沙流川は、サケやサクラマス(以下、同種で生活史が異なるヤマメを含む)が遡上し、  
19 さけ増殖事業が行われている。そのほか、北海道の太平洋沿岸のみに生息する日本固有  
20 の魚であるシシャモが秋から冬の産卵期に遡上し、このシシャモは日高町を代表する特  
21 産品の一つとなっている。近年は不漁のため、シシャモ資源量回復を目指し、シシャモ  
22 ふ化場による人工孵化放流が行われている。

23 注1)「政府統計の総合窓口(e-Stat)」,調査項目を調べる一作物統計調査  
24 (農林水産省)「トマト」より  
25 注2) 令和5年度(2023年度)JABらと主要農畜産物販売高推移表より  
26 注3) 馬産地をめぐる情勢 令和7年5月 農林水産省畜産局\_競馬監督課より  
27



写真 1-1 ハウス内のトマト



写真 1-2 平取町荷菜地区、スタップ地区  
(水田及び施設栽培～トマト等)

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 流域には、先史時代から人々が生活の足跡を残し、アイヌ文化の時代には道内で有数のコタン  
3 (集落)を形成し、アイヌの人々が先住している。この沙流川流域に住むアイヌの人々をサルンクルと  
4 言い、その伝統・文化は今日の流域社会に深く結びついている。チッサンケ(舟おろしの儀式)、口承文  
5 芸、アイヌ古式舞踊などが今日まで受け継がれているとともに、アイヌ文化期などの埋蔵文化財がこれ  
6 までに随所で発掘されている。平取町においては、このアイヌ文化を後世に伝えるため、その発展と関  
7 わりの深い沙流川を中心としたアイヌ文化をさらに振興させる構想を計画している。

8  
9 沙流川流域の土地利用はその約9割を山地が占める。その残りが耕地や市街地などとなっており、こ  
10 れらの多くは沙流川本川や支川沿いの国道や道道等に沿った平地に広がっている。日高町千栄付近から  
11 下流においては、本川と山地の間に耕地と河川・道路が平行する形態となり、日高町本町で本川・山地  
12 間の平地幅は約2,000mと広がる以外は数百メートルから1,000m程度で、河川と道路敷地以外の大  
13 部分は耕地として利用されている。平取町本町から下流では、沙流川をはさんだ段丘間の平地幅は約  
14 1,500m～2,000m程度と中上流よりやや広くなり、そのうち河川敷地が約500m、残りの平地で水田や  
15 施設栽培が営まれている。また、荷葉付近から下流左岸の段丘上は畑や軽種馬の牧場等に利用されてい  
16 る。日高町富川付近から下流の段丘間の平地は、右岸側に市街地が広がり、左岸は国道橋から河口まで  
17 平地がひらけ、国道付近が市街地となり、それより下流の太平洋までは主に牧場として広く利用されて  
18 いる。

19  
20 沙流川の最上流部に位置する日高町日高地区の町勢は、戦後に鉄道や道路の整  
21 備等により拡大し、農業と豊かな森林資源を背景に林業や林産加工業等を中心  
22 して発展した。近年はこの農林業人口が減少しているが、国道の整備による商店  
23 街近代化や豊かな自然環境を生かした観光関連産業に力が注がれている。

24 平取町、日高町門別地区を支える第一次産業の就業者は全就業者の3割を占め、  
25 その大半が農業従事者である。作付面積は水稲、牧草が大半を占めるが、近年で  
26 は水稲にかわりトマト、きゅうり、軟白長ネギなどの割合も増加している。特に  
27 平取町におけるトマトの収穫量は、北海道全体の約20%を占めて全道一を誇り、  
28 全国的にみても市町村別順位で三位となり、平取町農業の中核を担う作物として、  
29 今後も規模拡大を目指している。畜産は日高支庁管内の軽種馬生産が全国生産頭  
30 数の約80%を占めるが、その中でも日高町門別地区の軽種馬生産は日高支庁管内  
31 の約25%を占めている。日高町門別地区では、この軽種馬関連産業をまちづくり  
32 に生かすべき重要な要素として位置づけている。また、平取町では肉用牛、豚、  
33 日高町門別地区では乳用牛の生産も多く、これらは地域の特産品にもなっている。



写真 1-1-3  
トマトハウス



46 写真 1-1-4 平取町荷葉地区、ヌタツブ  
47 地区(水田及び施設栽培～トマト等)  
48



写真 1-1-5 日高町富川の風景(採草、放牧地)

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 1-3 日高町富川の風景(牧草、放牧地)



写真 1-4 シシモのすだれ干し

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川はサケやサクラマスが遡上し、さけ増殖事業が行われているほか、北海道の太平洋沿岸のみに  
3 生息する日本固有の魚であるシシャモが秋から冬の産卵期に遡上する。このシシャモは日高町を代表す  
4 る特産品の一つとなっており、日高町内3漁港における海域の漁獲量は日高管内(えりも岬以東海域を  
5 除く)の約60%を占めている。  
6

7 沙流川流域内には国道235号、237号、274号が走っており、道央、道東、道南を結ぶ幹線機能を有  
8 している。また、高規格幹線道路日高自動車道が今後流域を横断する計画である。鉄道は苫小牧市～日  
9 高町門別地区～様似町を結ぶJR日高本線がほぼ海岸沿いを走り、幹線である室蘭本線と接続している。  
10



写真 1-1-6 シシャモのすだれ干し

18

19

20

21

22

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 1-3 日高町富川の風景(牧草、放牧地)



写真 1-4 シシャモのすだれ干し

1

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川はサケやサクラマスが遡上し、さけ増殖事業が行われているほか、北海道の太平洋沿岸のみに  
3 生息する日本固有の魚であるシシャモが秋から冬の産卵期に遡上する。このシシャモは日高町を代表す  
4 る特産品の一つとなっており、日高町内3漁港における海域の漁獲量は日高管内(えりも岬以東海域を  
5 除く)の約60%を占めている。  
6  
7 沙流川流域内には国道235号、237号、274号が走っており、道央、道東、道南を結ぶ幹線機能を有  
8 している。また、高規格幹線道路日高自動車道が今後流域を横断する計画である。鉄道は苫小牧市～日  
9 高町門別地区～様似町を結ぶJR日高本線がほぼ海岸沿いを走り、幹線である室蘭本線と接続している。

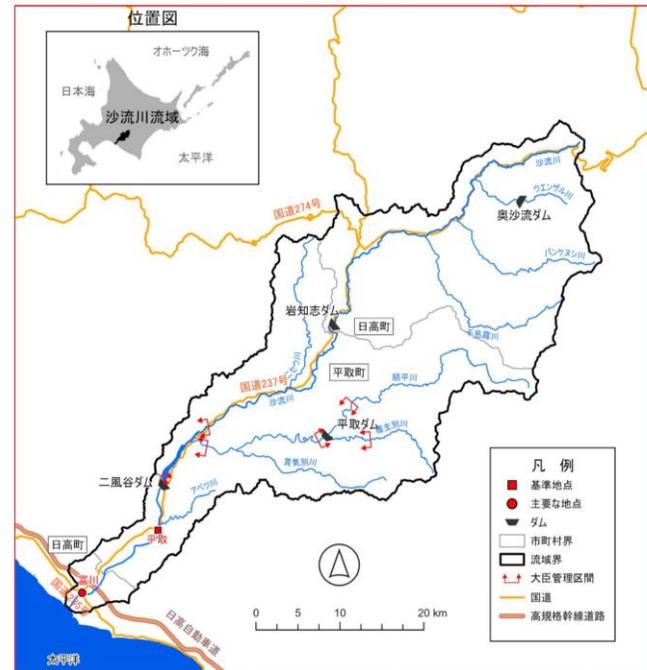


18 写真 1-1-6 シシャモのすだれ干し  
19  
20

21  
22

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 沙流川流域内には国道235号、237号、274号が走っており、道央、道東、道南を結ぶ幹  
2 線機能を有している。特に、国道274号は札幌・千歳・苫小牧と道東十勝地区との連絡  
3 ルートとして重要で、産業流通及び生活交通ルートとして利用されている。また、高規  
4 格幹線自動車網を構成する日高自動車道が整備され、令和7年度(2025年度)に日高厚  
5 賀IC～新冠ICが開通予定であり、その先の区間についても、早期の開通に向けて順次整  
6 備が進められている。  
7 一方、鉄道については令和3年(2021年)にJR日高本線鷓川～様似間が廃線となり、  
8 現在は苫小牧からえりもまでを結ぶ日高地域広域公共バスが運行されている。



注) 国土数値情報(高速道路時系列・道路データ・河川・湖沼・海岸線・行政区域)  
(国土交通省)を加工して作成

図 1-7 基幹交通施設位置図

9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38

1 1.2 河川整備の現状と課題

2 1, 治水の現状と課題

3 沙流川の治水は昭和23年に本格的な河川改修事業に着手、昭和26年から改修全体計画の基本調査を  
4 実施し、河川工事の基本となる計画高水流量を平取基準点で3,900m<sup>3</sup>/sとした。この計画に基づき平取、  
5 苧菜去場など中流部の市街地の堤防整備から着手され、河積の拡大が図られた。しかし整備途上の昭和  
6 36年7月洪水で家屋全壊1戸、半壊5戸、流失20戸、床上浸水65戸、床下浸水250戸、氾濫面積221ha、  
7 昭和37年8月洪水で死者1名、負傷者2名、家屋全壊1戸、半壊1戸、流失4戸、床上浸水118戸、  
8 床下浸水186戸、氾濫面積860haといった被害を受けた。このため、築堤工事が急がれ昭和40年まで  
9 には平取から富川市街地までの右岸の一連地区が暫定断面ながら完了した。

10 昭和38年の改修総体計画、昭和44年の工事実施基本計画では、前記の計画を踏襲し、堤防の拡築、新  
11 設及び河道の掘削を行って河積を増大するとともに護岸、水制等の工事を行い、河岸の浸食対策を図っ  
12 てきた。その間、昭和48年8月に床下浸水4戸、浸水面積29.8ha、昭和50年8月に死者1名、家屋全壊1  
13 戸、半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水58戸、氾濫面積68haといった洪水に見舞われ、一方では平取町、  
14 門別町の発展に伴い氾濫区域内の資産の増大が進み、洪水被害は増加の傾向にあった。このことから昭和  
15 53年3月23日、沙流川水系工事実施基本計画が改定され、平取基準点の基本高水のピーク流量を  
16 5,400m<sup>3</sup>/s、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとし、その差1,500m<sup>3</sup>/sを二風谷ダム、平取ダムなどの洪水調  
17 節施設で調節することにした。

18 本工事実施基本計画に従い堤防整備を行い流下能力の向上及び河岸の浸食対策を図るとともに、河口  
19 閉塞対策として河口導流堤整備(平成2年度完成)、多目的ダム建設を図る沙流川総合開発事業(二風谷  
20 ダムが平成9年度完成)などの事業を進めてきた。この結果、直轄管理区間の堤防はスタップ地区を除き  
21 ほぼ概成した。

22 しかし、昭和56年8月洪水で死者1名、負傷者6名、家屋全壊27戸、半壊13戸、床上浸水176戸、  
23 床下浸水522戸、避難世帯735世帯といった被害が発生した。また平成4年8月洪水では、二風谷、  
24 富川地区で水位が計画高水位を越えて、水防団が麻袋による必死の水防活動を行った。無堤区間のスタ  
25 ップ地区では外水が氾濫し、家屋半壊1戸、床上浸水50戸、床下浸水83戸や各所で河岸決壊、護岸崩  
26 壊が発生した。

27 その後、平成9年の河川法改正に伴い、沙流川水系河川整備基本方針を平成11年12月に策定した。  
28 その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基  
29 本計画を踏襲した。

30 平成15年8月の台風10号による洪水では、観測史上最大の降雨により、基本高水のピーク流量を上  
31 回る洪水により、全川に亘って計画高水位を上回り、流域2町において、死者3名、家屋全壊10戸、  
32 半壊・一部損壊22戸、床上浸水79戸、床下浸水172戸、農地被害4,217haに及びる被害が発生し、地域  
33 社会及び地域経済に甚大な影響を与えた。

34 このため、平成17年11月、河川整備基本方針を、基本高水のピーク流量を6,600m<sup>3</sup>/s、計画高水  
35 流量を5,000m<sup>3</sup>/sとし、その差1,600m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設により対処する計画に変更した。

36 沙流川は急流河川であり、水衝部においては低水路の堤防近接箇所や河床の深掘れ等、河床の不安定  
37 な区間があり、洪水時に深掘れが進行すると堤防決壊等により甚大な被害が予想される。

38 堤防は計画高水位を超えると破堤の危険性が極めて大きくなることから、洪水を計画高水位以下で安  
39 全に流下させる対策が必要となっている。また、断面が不足している堤防の拡築や堤防の質的整備  
40 を図る必要がある。

41 内水氾濫については、平成4年8月洪水、平成9年8月洪水、平成15年8月洪水等により門別町富  
42 川市街地等で内水被害が生じている。また、現在設置されている樋門樋管については、老朽化、流下断  
43 面不足により治水機能に支障を来すおそれのあるものもある。

44 近年、計画規模を上回る洪水による災害が沙流川をはじめ全国各地で発生しているが、流域内で人  
45 口・資産が集積している門別町や平取町などの市街地において、整備途上段階における施設能力以上の  
46 洪水や計画規模を上回るような洪水が発生した場合には甚大な被害が予想される。

47  
48 \*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、  
49 合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。  
50

1 1-2 河川整備の現状と課題

2 1-2-1 治水の現状と課題

3 (1) 治水事業の沿革

4 沙流川流域一帯は、地味肥沃・気候温暖のため、農林業適地として入植も明治初期か  
5 ら始まり、逐次開発が進められた。開発が進む中で、明治31年(1898年)9月、大正11  
6 年(1922年)8月の大洪水等の出水による被害も大きかったが、計画的な治水事業は行  
7 われず、第二期拓殖計画の河川費による額平川合流点から河口までの部分的な低水路工  
8 事が着手されるにとどまっていた。

9 沙流川水系の治水事業は、昭和9年(1934年)の旧河川法の一部改正により準用河川  
10 となり、部分的な低水路工事に着手し、その後、昭和25年(1950年)に基準地点平取に  
11 における計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sと決定し、二風谷から河口までの区間について堤防整  
12 備、河道掘削等の改修工事を進めてきた。

13 その後、昭和38年(1963年)に前述の計画高水流量を踏襲して沙流川総体計画を策定  
14 し、昭和43年(1968年)に一級水系に指定された後、昭和44年(1969年)に工事実施基  
15 本計画を策定した。昭和37年(1962年)8月及び昭和50年(1975年)8月洪水並びに流域  
16 の発展に伴う氾濫域内人口及び資産の増大に鑑み流域の安全度向上のため、昭和53年  
17 (1978年)3月に基準地点平取において基本高水のピーク流量を5,400m<sup>3</sup>/s、計画高水  
18 流量を3,900m<sup>3</sup>/sとし、1,500m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設で調節する工事実施基本計画に改定した。  
19 この計画に基づき、堤防整備及び護岸の工事、沙流川総合開発事業(二風谷ダム、平  
20 取ダム)等を実施し、平成10年(1998年)には二風谷ダムが完成した。

21 平成11年(1999年)12月には、平成9年(1997年)の河川法改正を踏まえて沙流川水系  
22 河川整備基本方針(以下、「前々河川整備基本方針」という。)を策定した。その基本高  
23 水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実  
24 施基本計画を踏襲し、基準地点平取において基本高水のピーク流量を5,400m<sup>3</sup>/sとし、洪  
25 水調節施設で1,500m<sup>3</sup>/sを調節、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとした。

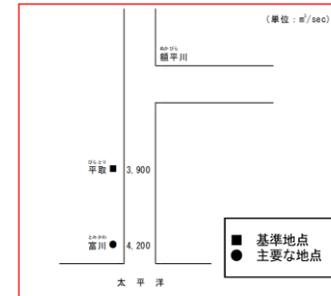


図 1-8 前々河川整備基本方針(平成11年(1999年)12月)における沙流川計画高水流量配分図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

表 1-2-1 治水事業の経緯

年 度	工 事 内 容	治 水 事 業 の 状 況
昭和23	平取市街地側の平取築堤に着手	
27	荷葉去場築堤に着手	
32	紫雲古津築堤に着手	
34	紫雲古津築堤暫定完成	
35	二風谷左岸築堤に着手	
36	富川築堤に着手	
	二風谷左岸築堤暫定完成	
39	富川築堤暫定完成	
	富川市街築堤完成	
40	二風谷右岸築堤に着手	
42	荷葉去場築堤完成	
43	一級河川の指定	
44	紫雲古津築堤完成 工事実施基本計画の策定 平取築堤完成	平取町の木町から紫雲古津の一連区間(右岸)の堤防が概成
45	二風谷右岸築堤暫定完成 富川築堤完成	
46	二風谷左岸築堤(上流側)完成	
47	河口左岸築堤着手	
48	二風谷左岸築堤(下流側)完成 沙流川総合開発事業実施計画調査に着手	
49	河口左岸築堤概成	
51	河口右岸築堤着手	
52	河口左岸築堤完成	門別町富川(左岸)の一連区間の堤防が概成
53	河口右岸築堤概成 工事実施基本計画の改定	
54	河口導流堤着手	
57	長知内築堤に着手	
60	沙流川総合開発事業建設に着手 富川築堤(市街裏)着手 長知内築堤完成	平取町長知内地区(右岸)の一連区間の堤防が概成
63	荷葉築堤(支川額平川)の着手、完成	
平成元年	富川築堤(市街裏)完成	
2	河川環境整備事業(門別町)に着手 河川環境管理基本計画の策定	門別町が高水敷の施設整備に着手
3	河口導流堤完成	河口導流堤完成による河口閉塞の防止
8	河口右岸築堤完成 沙流導水路着手	平取町木町から門別町の河口まで一連区間(右岸)の堤防が概成
9	河口左岸・右岸耐震築堤完成 沙流導水路完成	
11	二風谷ダム完成	二風谷ダムの完成による洪水調節機能の確保
14	沙流頭首工撤去 沙流川水系河川整備基本方針策定	
17	沙流川水系河川整備計画策定 沙流川水系河川整備基本方針変更	

\*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1-2 河川整備の現状と課題

### 1-2-1 治水の現状と課題

#### (1) 治水事業の沿革

沙流川流域一帯は、地味肥沃・気候温順のため、農林業適地として入植も明治初期から始まり、逐次開発が進められた。開発が進む中で、明治31年(1898年)9月、大正11年(1922年)8月の大洪水等の出水による被害も大きかったが、計画的な治水事業は行われず、第二期拓殖計画の河川費による額平川合流点から河口までの部分的な低水路工事が着手されるにとどまっていた。

沙流川水系の治水事業は、昭和9年(1934年)の旧河川法の一部改正により準用河川となり、部分的な低水路工事に着手し、その後、昭和25年(1950年)に基準地点平取における計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sと決定し、二風谷から河口までの区間について堤防整備、河道掘削等の改修工事を進めてきた。

その後、昭和38年(1963年)に前述の計画高水流量を踏襲して沙流川総体計画を策定し、昭和43年(1968年)に一級水系に指定された後、昭和44年(1969年)に工事実施基本計画を策定した。昭和37年(1962年)8月及び昭和50年(1975年)8月洪水並びに流域の発展に伴う氾濫域内人口及び資産の増大に鑑み流域の安全度向上のため、昭和53年(1978年)3月に基準地点平取において基本高水のピーク流量を5,400m<sup>3</sup>/s、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとし、1,500m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設で調節する工事実施基本計画に改定した。この計画に基づき、堤防整備及び護岸の工事、沙流川総合開発事業(二風谷ダム、平取ダム)等を実施し、平成10年(1998年)には二風谷ダムが完成した。

平成11年(1999年)12月には、平成9年(1997年)の河川法改正を踏まえて沙流川水系河川整備基本方針(以下、「前々河川整備基本方針」という。)を策定した。その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基本計画を踏襲し、基準地点平取において基本高水のピーク流量を5,400m<sup>3</sup>/sとし、洪水調節施設で1,500m<sup>3</sup>/sを調節、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとした。

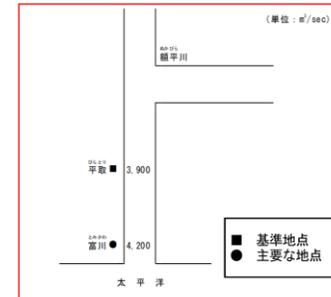


図 1-8 前々河川整備基本方針(平成11年(1999年)12月)における沙流川計画高水流量配分図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1.2 河川整備の現状と課題

### 1. 治水の現状と課題

沙流川の治水は昭和23年に本格的な河川改修事業に着手、昭和26年から改修全体計画の基本調査を実施し、河川工事の基本となる計画高水流量を平取基準点で $3,900\text{m}^3/\text{s}$ とした。この計画に基づき平取、  
 荷葉去場など中流部の市街地の堤防整備から着手され、河積の拡大が図られた。しかし整備途上の昭和36年7月洪水で家屋全壊1戸、半壊5戸、流失20戸、床上浸水65戸、床下浸水250戸、氾濫面積221ha、  
 昭和37年8月洪水で死者1名、負傷者2名、家屋全壊1戸、半壊1戸、流失4戸、床上浸水118戸、  
 床下浸水186戸、氾濫面積860haといった被害を受けた。このため、築堤工事が急がれ昭和40年までには平取から富川市街地までの右岸の一連地区が暫定断面ながら完了した。

昭和38年の改修総体計画、昭和44年の工事実施基本計画では、前記の計画を踏襲し、堤防の拡築、新設及び河道の掘削を行って河積を増大するとともに護岸、水制等の工事を行い、河岸の浸食対策を図ってきた。その間、昭和48年8月に床下浸水4戸、浸水面積29.8ha、昭和50年8月に死者1名、家屋全壊1戸、半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水58戸、氾濫面積68haといった洪水に見舞われ、一方では平取町、門別町の発展に伴い氾濫区域内の資産の増大が進み、洪水被害は増加の傾向にあった。このことから昭和53年3月23日、沙流川水系工事実施基本計画が改定され、平取基準点の基本高水のピーク流量を $5,400\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を $3,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、その差 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を二風谷ダム、平取ダムなどの洪水調節施設で調節することにした。

本工事実施基本計画に従い堤防整備を行い流下能力の向上及び河岸の浸食対策を図るとともに、河口閉塞対策として河口導流堤整備(平成2年度完成)、多目的ダム建設を図る沙流川総合開発事業(二風谷ダムが平成9年度完成)などの事業を進めてきた。この結果、直轄管理区間の堤防はスタップ地区を除きほぼ概成した。

しかし、昭和56年8月洪水で死者1名、負傷者6名、家屋全壊27戸、半壊13戸、床上浸水176戸、床下浸水522戸、避難世帯735世帯といった被害が発生した。また平成4年8月洪水では、二風谷、富川地区で水位が計画高水位を越えて、水防団が麻袋による必死の水防活動を行った。無堤区間のスタップ地区では外水が氾濫し、家屋半壊1戸、床上浸水50戸、床下浸水83戸や各所で河岸決壊、護岸崩壊が発生した。

その後、平成9年の河川法改正に伴い、沙流川水系河川整備基本方針を平成11年12月に策定した。その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基本計画を踏襲した。

平成15年8月の台風10号による洪水では、観測史上最大の降雨により、基本高水のピーク流量を上回る洪水により、全川に亘って計画高水位を上回り、流域2町において、死者3名、家屋全壊10戸、半壊・一部損壊22戸、床上浸水79戸、床下浸水172戸、農地被害4,217haに及び被害が発生し、地域社会及び地域経済に甚大な影響を与えた。

このため、平成17年11月、河川整備基本方針を、基本高水のピーク流量を $6,600\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、その差 $1,600\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設により対処する計画に変更した。

沙流川は急流河川であり、水衝部においては低水路の堤防近接箇所や河床の深掘れ等、河床の不安定な区間があり、洪水時に深掘れが進行すると堤防決壊等により甚大な被害が予想される。

堤防は計画高水位を超えると破堤の危険性が極めて大きくなることから、洪水を計画高水位以下で安全に流下させる対策が必要となっている。また、断面が不足している堤防の拡築や堤防の質的整備を図る必要がある。

内水氾濫については、平成4年8月洪水、平成9年8月洪水、平成15年8月洪水等により門別町富川市街地等で内水被害が生じている。また、現在設置されている樋門樋管については、老朽化、流下断面不足により治水機能に支障を来すおそれのあるものもある。

近年、計画規模を上回る洪水による災害が沙流川をはじめ全国各地で発生しているが、流域内で人口・資産が集積している門別町や平取町などの市街地において、整備途上段階における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水が発生した場合には甚大な被害が予想される。

\*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

平成14年(2002年)7月には、河川整備計画の目標流量を基準地点平取で $4,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、沙流川水系河川整備計画(以下、「前々河川整備計画」という。)を策定した。この計画に基づき、流下能力の不足している箇所では河道掘削を実施するとともに、沙流川総合開発事業として平取ダムの建設を進めることとした。

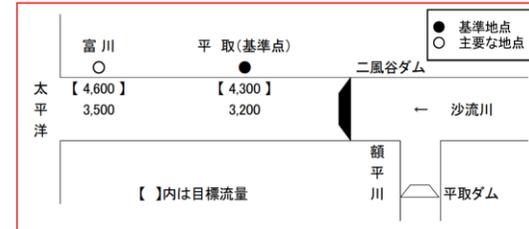


図 1-9 前々河川整備計画(平成14年(2002年)7月)における河道への配分流量

その後、平成15年(2003年)8月の洪水では、観測史上最大の大雨により、計画高水流量を大きく超える大洪水が発生し、全川にわたって計画高水位を上回り、大きな浸水被害が発生するなど、地域社会及び地域経済に甚大な影響を与えた。これを踏まえ、平成17年(2005年)11月に河川整備基本方針(以下、「前河川整備基本方針」という。)を改定した。基準地点平取において、基本高水のピーク流量を $6,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設で $1,600\text{m}^3/\text{s}$ を調節、計画高水流量を $5,000\text{m}^3/\text{s}$ に見直した。

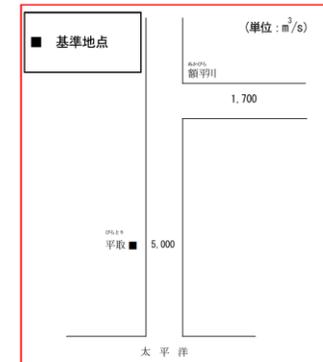


図 1-10 前河川整備基本方針(平成17年(2005年)11月)における沙流川計画高水流量配分図

現計画に該当箇所なし  
(前河川整備計画および河川整備基本方針)

1 平成19年(2007年)3月には、平成15年(2003年)8月洪水と同規模の洪水流量が発生し  
2 ても安全に流下させることを目標として、河川整備計画の目標流量を基準地点平取で  
3  $6,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、沙流川水系河川整備計画(以下、「前河川整備計画」という。)を変更し  
4 た。この計画に基づき、河道掘削や平取ダムの建設を進めるとともに、平成15年(2003  
5 年)の出水を踏まえ、二風谷ダムと平取ダムの治水機能強化を図る容量再編を行うこと  
6 とした。令和4年(2022年)には平取ダムが完成した。

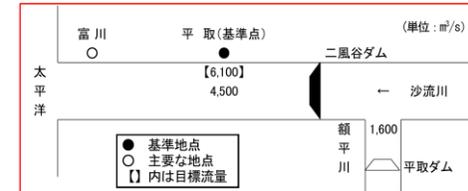


図 1-11 前河川整備計画(平成19年(2007年)3月)における河道への配分流量

17 令和6年(2024年)3月には、気候変動の影響を考慮し、河川整備基本方針を改定した。  
18 改定した河川整備基本方針では、気候変動による外力の増加に対応するため、IPCC第6  
19 次評価報告書に基づく $2^{\circ}\text{C}$ 上昇シナリオによる降雨量変化倍率(1.15倍)を適用した気候  
20 変動予測情報による確率からの検討、アンサンブル予測降雨波形<sup>注)</sup>を用いた検討、既往  
21 洪水を踏まえた検討などから総合的に判断した。その結果、基準地点平取においては基  
22 本高水のピーク流量を $7,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設で $2,100\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高  
23 水流量を $5,400\text{m}^3/\text{s}$ とした。

注) アンサンブル予測降雨波形：気候変動を想定した気候予測アンサンブル実験により求めた予測降雨

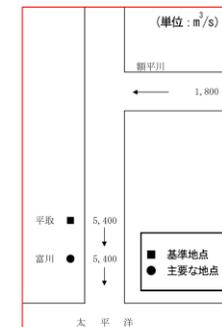


図 1-12 河川整備基本方針(令和6年(2024年)3月変更)における沙流川計画高水流量配分図

1                   なお、平取ダムの建設にあたっては、二風谷ダム建設時の経緯を踏まえ、アイヌ文化  
2 環境保全の取組を行ってきた。アイヌ文化環境保全への取組は、平成9年(1997年)の  
3 二風谷ダム訴訟判決を重要な転機として本格的に展開された。  
4 この判決を受けて、平成15年(2003年)にアイヌ文化環境保全対策調査委員会が設  
5 立され、平取町に居住するアイヌの人々を中心とした調査体制が構築された。調査は、  
6 地域住民、特にアイヌの人々が主体的に参画し、専門家との協働で進められた。  
7 そのうえで、平取ダム建設に伴う影響について議論を重ねた結果、平成18年(2006  
8 年)に「アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書」が取りまとめられた。  
9 この報告書を受けて、保全対策の具体化に向けた検討を行うため、同年4月に「平取  
10 ダム地域文化保全対策検討会」が設置され、継続的な検討が進められている。

表 1-3 沙流川総合開発事業とアイヌ文化環境保全の経緯

発生年月	沙流川総合開発事業の流れ	アイヌ文化環境保全の取組
昭和46年(1971年)4月	沙流川総合開発事業の予備調査着手	
昭和48年(1973年)4月	沙流川総合開発事業の実施計画調査着手	
昭和56年(1981年)		「二風谷ダム周辺環境整備構想調査委員会」設置
昭和57年(1982年)4月	沙流川総合開発事業の建設着手	
昭和58年(1983年)3月	二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画策定	
昭和58年(1983年)9月		ユオイチャシ跡発掘調査 (昭和59年(1984年)3月まで実施)
昭和59年(1984年)7月		ホロモイチャシ跡発掘調査 (昭和60年(1985年)3月まで実施)
昭和60年(1985年)5月		「二風谷ダム周辺地域整備調査会」設置 二風谷遺跡発掘調査 (昭和61年(1986年)3月まで実施)
昭和61年(1986年)9月	二風谷ダム堤体建設工事着手	
平成6年(1994年)4月	二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画変更	
平成9年(1997年)3月		二風谷ダム訴訟判決
平成10年(1998年)3月	二風谷ダム完成	
平成11年(1999年)12月	沙流川水系河川整備方針策定	
平成14年(2002年)7月	沙流川水系河川整備計画策定	
平成15年(2003年)5月		アイヌ文化環境保全対策調査委員会 設置
平成15年(2003年)8月	台風10号による洪水(観測史上最大の洪水)	
平成17年(2005年)11月	沙流川水系河川整備基本方針変更	
平成18年(2006年)3月		アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書 とりまとめ
平成18年(2006年)4月		平取ダム地域文化環境保全対策 調査開始
平成19年(2007年)3月	沙流川水系河川整備計画変更	
平成19年(2007年)7月	二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画変更	
平成29年(2017年)7月	平取ダム定礎式	
令和4年(2022年)6月	平取ダム完成	

11  
12

現計画に該当箇所なし  
(沙流川総合開発事業とアイヌ文化環境保全  
の経緯について)

1 1. 2 河川整備の現状と課題

2 1, 治水の現状と課題

3 沙流川の治水は昭和23年に本格的な河川改修事業に着手、昭和26年から改修全体計画の基本調査を  
4 実施し、河川工事の基本となる計画高水流量を平取基準点で3,900m<sup>3</sup>/sとした。この計画に基づき平取、  
5 苧菜去場など中流部の市街地の堤防整備から着手され、河積の拡大が図られた。しかし整備途上の昭和  
6 36年7月洪水で家屋全壊1戸、半壊5戸、流失20戸、床上浸水65戸、床下浸水250戸、氾濫面積221ha、  
7 昭和37年8月洪水で死者1名、負傷者2名、家屋全壊1戸、半壊1戸、流失4戸、床上浸水118戸、  
8 床下浸水186戸、氾濫面積860haといった被害を受けた。このため、築堤工事が急がれ昭和40年まで  
9 には平取から富川市街地までの右岸の一連地区が暫定断面ながら完了した。

10 昭和38年の改修総体計画、昭和44年の工事実施基本計画では、前記の計画を踏襲し、堤防の拡築、新  
11 設及び河道の掘削を行って河積を増大するとともに護岸、水制等の工事を行い、河岸の浸食対策を図っ  
12 てきた。その間、昭和48年8月に床下浸水4戸、浸水面積29.8ha、昭和50年8月に死者1名、家屋全壊1  
13 戸、半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水58戸、氾濫面積68haといった洪水に見舞われ、一方では平取町、  
14 門別町の発展に伴い氾濫区域内の資産の増大が進み、洪水被害は増加の傾向にあった。このことから昭和  
15 53年3月23日、沙流川水系工事実施基本計画が改定され、平取基準点の基本高水のピーク流量を  
16 5,400m<sup>3</sup>/s、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとし、その差1,500m<sup>3</sup>/sを二風谷ダム、平取ダムなどの洪水調  
17 節施設で調節することにした。

18 本工事実施基本計画に従い堤防整備を行い流下能力の向上及び河岸の浸食対策を図るとともに、河口  
19 閉塞対策として河口導流堤整備(平成2年度完成)、多目的ダム建設を図る沙流川総合開発事業(二風谷  
20 ダムが平成9年度完成)などの事業を進めてきた。この結果、直轄管理区間の堤防はスタップ地区を除き  
21 ほぼ概成した。

22 しかし、昭和56年8月洪水で死者1名、負傷者6名、家屋全壊27戸、半壊13戸、床上浸水176戸、  
23 床下浸水522戸、避難世帯735世帯といった被害が発生した。また平成4年8月洪水では、二風谷、  
24 富川地区で水位が計画高水位を越えて、水防団が麻袋による必死の水防活動を行った。無堤区間のスタ  
25 ップ地区では外水が氾濫し、家屋半壊1戸、床上浸水50戸、床下浸水83戸や各所で河岸決壊、護岸崩  
26 壊が発生した。

27 その後、平成9年の河川法改正に伴い、沙流川水系河川整備基本方針を平成11年12月に策定した。  
28 その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基  
29 本計画を踏襲した。

30 平成15年8月の台風10号による洪水では、観測史上最大の降雨により、基本高水のピーク流量を上  
31 回る洪水により、全川に亘って計画高水位を上回り、流域2町において、死者3名、家屋全壊10戸、  
32 半壊・一部損壊22戸、床上浸水79戸、床下浸水172戸、農地被害4,217haに及ぶ被害が発生し、地域  
33 社会及び地域経済に甚大な影響を与えた。

34 このため、平成17年11月、河川整備基本方針を、基本高水のピーク流量を6,600m<sup>3</sup>/s、計画高水流  
35 量を5,000m<sup>3</sup>/sとし、その差1,600m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設により対処する計画に変更した。

36 沙流川は急流河川であり、水衝部においては低水路の堤防近接箇所や河床の深掘れ等、河床の不安定  
37 な区間があり、洪水時に深掘れが進行すると堤防決壊等により甚大な被害が予想される。

38 堤防は計画高水位を超えると破堤の危険性が極めて大きくなることから、洪水を計画高水位以下で安  
39 全に流下させる対策が必要となっている。また、断面が不足している堤防の拡築や堤防の質的整備  
40 を図る必要がある。

41 内水氾濫については、平成4年8月洪水、平成9年8月洪水、平成15年8月洪水等により門別町富  
42 川市街地等で内水被害が生じている。また、現在設置されている樋門樋管については、老朽化、流下断  
43 面不足により治水機能に支障を来すおそれのあるものもある。

44 近年、計画規模を上回る洪水による災害が沙流川をはじめ全国各地で発生しているが、流域内で人  
45 口・資産が集積している門別町や平取町などの市街地において、整備途上段階における施設能力以上の  
46 洪水や計画規模を上回るような洪水が発生した場合には甚大な被害が予想される。

47  
48 \*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、  
49 合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。  
50

1 (2) 洪水の概要

2 沙流川流域の主な洪水被害の概要を表1-4に示す。

3 沙流川における過去の洪水は、台風及び前線に起因するものが多く、浸水等により人  
4 家や農作物等に多大な被害をもたらしている。

5 戦前では、明治31年(1898年)9月洪水や大正11年(1922年)8月洪水、昭和10年(1935  
6 年)8月洪水より被害を受け、堤防の整備や河道掘削等、治水事業が本格的に行われて  
7 きたが、その後も相次ぐ洪水被害が発生している。

8 平成15年(2003年)8月の台風10号による洪水では、観測史上最大の大雨により、基本  
9 高水のピーク流量を上回る洪水が発生し、全川にわたって計画高水位を上回り、流域2  
10 町において、死者3名、家屋全壊10戸、半壊・一部損壊22戸、床上浸水79戸、床下浸水  
11 172戸、農地被害4,217haに及ぶ被害が発生し、地域社会及び地域経済に甚大な影響を与  
12 えた。

13 内水被害については、平成4年(1992年)8月洪水、平成9年(1997年)8月洪水、平成  
14 15年(2003年)8月洪水、平成18年(2006年)8月洪水等により平取町や日高町市街地等  
15 で内水被害が生じている。また、平成28年(2016年)8月洪水では、日高町で一部損壊1戸、  
16 床上浸水18戸、床下浸水20戸の家屋被害のほか、約110haの内水氾濫が発生した。

17 注)平成18年(2006年)3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となっている。

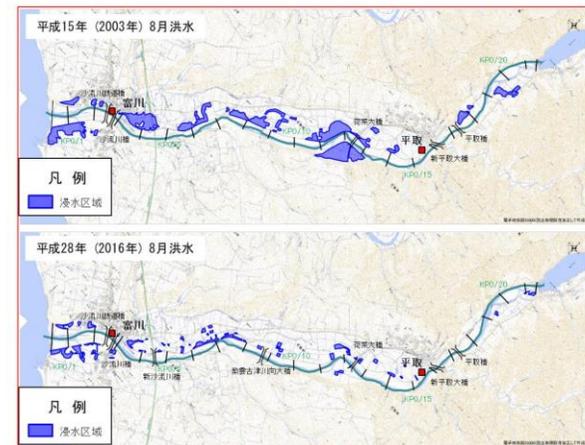


図 1-13 実績浸水図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 2 河川整備の現状と課題

### 1, 治水の現状と課題

沙流川の治水は昭和23年に本格的な河川改修事業に着手、昭和26年から改修全体計画の基本調査を実施し、河川工事の基本となる計画高水流量を平取基準点で3,900m<sup>3</sup>/sとした。この計画に基づき平取、  
 5 荷菜去場など中流部の市街地の堤防整備から着手され、河積の拡大が図られた。しかし整備途上の昭和  
 6 36年7月洪水で家屋全壊1戸、半壊5戸、流失20戸、床上浸水65戸、床下浸水250戸、氾濫面積221ha、  
 7 昭和37年8月洪水で死者1名、負傷者2名、家屋全壊1戸、半壊1戸、流失4戸、床上浸水118戸、  
 8 床下浸水186戸、氾濫面積860haといった被害を受けた。このため、築堤工事が急がれ昭和40年まで  
 9 には平取から富川市街地までの右岸の一連地区が暫定断面ながら完了した。  
 10 昭和38年の改修総体計画、昭和44年の工事実施基本計画では、前記の計画を踏襲し、堤防の拡築、新  
 11 設及び河道の掘削を行って河積を増大するとともに護岸、水制等の工事を行い、河岸の浸食対策を図っ  
 12 てきた。その間、昭和48年8月に床下浸水4戸、浸水面積29.8ha、昭和50年8月に死者1名、家屋全壊1  
 13 戸、半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水58戸、氾濫面積68haといった洪水に見舞われ、一方では平取町、  
 14 門別町の発展に伴い氾濫区域内の資産の増大が進み、洪水被害は増加の傾向にあった。このことから昭和  
 15 53年3月23日、沙流川水系工事実施基本計画が改定され、平取基準点の基本高水のピーク流量を  
 16 5,400m<sup>3</sup>/s、計画高水流量を3,900m<sup>3</sup>/sとし、その差1,500m<sup>3</sup>/sを二風谷ダム、平取ダムなどの洪水調  
 17 節施設で調節することにした。  
 18 本工事実施基本計画に従い堤防整備を行い流下能力の向上及び河岸の浸食対策を図るとともに、河口  
 19 閉塞対策として河口導流堤整備(平成2年度完成)、多目的ダム建設を図る沙流川総合開発事業(二風谷  
 20 ダムが平成9年度完成)などの事業を進めてきた。この結果、直轄管理区間の堤防はスタップ地区を除き  
 21 ほぼ概成した。  
 22 しかし、昭和56年8月洪水で死者1名、負傷者6名、家屋全壊27戸、半壊13戸、床上浸水176戸、  
 23 床下浸水522戸、避難世帯735世帯といった被害が発生した。また平成4年8月洪水では、二風谷、  
 24 富川地区で水位が計画高水位を越えて、水防団が麻袋による必死の水防活動を行った。無堤区間のスタ  
 25 ップ地区では外水が氾濫し、家屋半壊1戸、床上浸水50戸、床下浸水83戸や各所で河岸決壊、護岸崩  
 26 壊が発生した。  
 27 その後、平成9年の河川法改正に伴い、沙流川水系河川整備基本方針を平成11年12月に策定した。  
 28 その基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基  
 29 本計画を踏襲した。  
 30 平成15年8月の台風10号による洪水では、観測史上最大の降雨により、基本高水のピーク流量を上  
 31 回る洪水により、全川に亘って計画高水位を上回り、流域2町において、死者3名、家屋全壊10戸、  
 32 半壊・一部損壊22戸、床上浸水79戸、床下浸水172戸、農地被害4,217haに及びる被害が発生し、地域  
 33 社会及び地域経済に甚大な影響を与えた。  
 34 このため、平成17年11月、河川整備基本方針を、基本高水のピーク流量を6,600m<sup>3</sup>/s、計画高水流  
 35 量を5,000m<sup>3</sup>/sとし、その差1,600m<sup>3</sup>/sを洪水調節施設により対処する計画に変更した。  
 36 沙流川は急流河川であり、水衝部においては低水路の堤防近接箇所や河床の深掘れ等、河床の不安定  
 37 な区間があり、洪水時に深掘れが進行すると堤防決壊等により甚大な被害が予想される。  
 38 堤防は計画高水位を超えることと破堤の危険性が極めて大きくなることから、洪水を計画高水位以下で安  
 39 全に流下させる対策が必要となっている。また、断面が不足している堤防の拡築や堤防の質的整備  
 40 を図る必要がある。  
 41 内水氾濫については、平成4年8月洪水、平成9年8月洪水、平成15年8月洪水等により門別町富  
 42 川市街地等で内水被害が生じている。また、現在設置されている樋門樋管については、老朽化、流下断  
 43 面不足により治水機能に支障を来すおそれのあるものもある。  
 44 近年、計画規模を上回る洪水による災害が沙流川をはじめ全国各地で発生しているが、流域内で人  
 45 口・資産が集積している門別町や平取町などの市街地において、整備途上段階における施設能力以上の  
 46 洪水や計画規模を上回るような洪水が発生した場合には甚大な被害が予想される。

\*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、  
 合併以前の情報については、「日高町」「門別町」と合併前の町名で記載している。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1

表 1-4 既往の主要洪水の概要

発生年月日	原因	雨量 (mm)	基準地点 平取 流量(m <sup>3</sup> /s)	被害等
明治31年(1898年) 9月6日	台風	不明	不明	日高支庁管内の沙流・静内・新冠の3郡に被害、家屋全壊102戸、同半 壊19戸、同流失61戸、同浸水351戸、田被害8ha、畑同2,535ha、平取死 者29人、門別死者29人、佐留太小字校流失
大正11年(1922年) 8月24～25日	台風	140 (門別)	不明	日高支庁管内死者38人、負傷者13人、家屋全壊228戸、同浸水1,136 戸、同浸水1,043ha、畑同2,763ha
昭和10年(1935年) 8月29～30日	台風	55 (浦河)	不明	日高支庁管内死者1人、負傷者62人、家屋全壊140戸、同半壊241戸、同 流失76戸、床上浸水155戸、床下浸水152戸、非住家全壊112戸、同半壊 232戸、同流失浸水292戸、護岸決壊2カ所、道路流失損壊13カ所、橋梁 同4カ所
昭和30年(1955年) 7月3日	低気圧 前線	85 (日高)	不明	沙流川上流平取町二風谷地区・スタップ地区・去場地区・雲雲吉津地 区、下流門別平取地区・富川地区・富浜地区氾濫、平取町被害：死者1 人、家屋半壊5戸、同流失12戸、同浸水72戸、氾濫面積1,927.9ha
昭和36年(1961年) 7月24～26日	低気圧 前線	74	2,920	平取町被害：家屋全壊1戸、半壊5戸、流失20戸、床上浸水63戸、床下 浸水224戸、氾濫面積221ha 門別町被害：床上浸水2戸、床下浸水26戸
昭和37年(1962年) 8月2～4日	台風9号	189	3,470	平取町被害：死者1人、負傷者2人、家屋全壊1戸、半壊1戸、流失4戸、 床上浸水60戸、床下浸水99戸、氾濫面積509ha 門別町被害：床上浸水58戸、床下浸水87戸、氾濫面積270ha
昭和41年(1966年) 8月17～19日	低気圧 前線	117	2,180	—
昭和50年(1975年) 8月22～24日	台風6号 前線	120	2,241	平取町被害：家屋全壊1戸、半壊1戸、床下浸水2戸、氾濫面積30ha 門別町被害：死者1人、床上浸水2戸、床下浸水53戸、氾濫面積38ha
昭和56年(1981年) 8月5日	台風12号 前線	150	1,159	平取町被害：床上浸水3戸、床下浸水31戸 門別町被害：死者1人、負傷者5人、家屋全壊27戸、半壊13戸、一部破 損19戸、床上浸水173戸、床下浸水491戸
平成4年(1992年) 8月7～9日	台風10号	170	3,308	平取町被害：床上浸水9戸、床下浸水40戸 門別町被害：家屋半壊1戸、一部破損2戸、床上浸水41戸、床下浸水43 戸
平成9年(1997年) 8月9～10日	低気圧 前線	137	1,951	門別町被害：床上浸水2戸
平成13年(2001年) 9月11～13日	台風15号 前線	198	1,994	平取町被害：床下浸水2戸 門別町被害：床上浸水2戸、床下浸水54戸
平成15年(2003年) 8月8～10日	台風10号 前線	307	5,121	平取町被害：家屋全壊3戸、床上浸水45戸、床下浸水25戸 門別町被害：死者3人、重傷1人、家屋全壊7戸、半壊6戸、一部破損16 戸、床上浸水34戸、床下浸水147戸
平成18年(2006年) 8月18～19日	前線	311	2,959	平取町被害：床上浸水2戸、床下浸水25戸 日高町被害：重傷1人、家屋全壊1戸、一部破損1戸、床上浸水11戸、床 下浸水81戸
平成28年(2016年) 8月22～23日	台風9号	136	2,349	日高町被害：一部損壊1戸、床上浸水18戸、床下浸水20戸 内水氾濫約110ha
令和4年(2022年) 8月15～16日	低気圧 前線	143	1,748	平取町被害：河岸侵食(観測延長185m、最大侵食幅34m)

注1) 大正11年(1922年)の雨量は門別1日雨量、昭和10年(1935年)は浦河2日雨量、昭和30年(1955年)は日高1日雨  
 量、昭和36年(1961年)は平取1日雨量、昭和37年(1962年)以降は平取上流での流域平均24時間雨量。

注2) 基準地点平取流量は、平取流量観測所の実測流量値。ただし昭和36年(1961年)は洪水報告書記載の痕跡水位  
 からの計算値。平成13年(2001年)、平成15年(2003年)、平成18年(2006年)、平成28年(2016年)の基準地  
 点平取流量は二風谷ダムによる洪水調節後流量。

注3) 明治31年(1898年)～昭和30年(1955年)の被害等は「釧路沙流川治水史」による。昭和36年(1961年)～平  
 成15年(2003年)の被害等は「北海道災害記録」による。平取町と旧門別町の値。平成18年(2006年)、平成  
 28年(2016年)の被害等は洪水報告書(室蘭開発建設部)による速報値。

注4) 北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害等を含む。旧門別町の被害については流域外も含む。  
 注5) 平成18年(2006年)に日高町と門別町が合併し「日高町」となったが、表内は旧名のまま記載した。

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53



写真 1-2-1 昭和36年7月26日洪水  
流失した振内橋



写真 1-2-2 昭和37年8月4日洪水  
平取町沙流川右岸浸水倒壊家屋



写真 1-2-3 昭和56年8月5日洪水  
沙流川右岸C樋門内水氾濫・門別町富川



写真 1-2-4 平成4年8月9日洪水  
河口左岸内水氾濫状況



写真 1-2-5 平成15年8月洪水  
二風谷ダム洪水調節状況(下流から)



写真 1-2-6 平成15年8月洪水  
富川地区浸水状況(下流から望む)

\*平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1  
2  
3  
4



出典：鶴川沙流川治水史  
写真 1-5 流失した振内橋  
(昭和36年(1961年)7月洪水)



出典：鶴川沙流川治水史  
写真 1-6 平取町沙流川右岸浸水倒壊家屋  
(昭和37年(1962年)8月洪水)



出典：鶴川沙流川治水史  
写真 1-7 沙流川右岸C樋門内水氾濫・門別町富川  
(昭和56年(1981年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-8 河口左岸内水氾濫状況  
(平成4年(1992年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-9 二風谷ダム洪水調節(下流から)  
(平成15年(2003年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-10 富川地区浸水状況(下流から望む)  
(平成15年(2003年)8月洪水)

注)平成18年3月1日に「日高町」と「門別町」が合併し、「日高町」となったが、合併以前の情報については、「日高町」・「門別町」と合併前の町名で記載している。

現計画に該当箇所なし  
(近年洪水に関する写真)



出典：北海道開発局  
写真 1-11 日高町富川地区浸水状況  
(平成18年(2006年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-12 コンカン川樋門出水状況  
(平成18年(2006年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-13 日高町富川地区出水状況  
(平成28年(2016年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-14 沙流川(KP1.0付近) 内水被害状況  
(平成28年(2016年)8月洪水)



出典：北海道開発局  
写真 1-15 平取町河岸侵食状況  
(令和4年(2022年)8月)

現計画に該当箇所なし  
(水防災意識社会の再構築の取組)

1 (3) 近年の豪雨災害への取組

2 1) 水防災意識社会の再構築の取組

3 国土交通省では、平成27年(2015年)9月関東・東北豪雨による鬼怒川きどがわの堤防決壊で、  
4 避難の遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政  
5 や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず  
6 発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を  
7 再構築するため、平成27年(2015年)12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定  
8 し、その取組を進めてきた。

9 平成28年(2016年)8月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県  
10 管理河川の氾濫被害では要配慮者利用施設において避難の遅れによる犠牲者を出すな  
11 ど、甚大な被害が発生したことなどを踏まえ、平成29年(2017年)5月に水防法等を改  
12 正した。水防法の改正を受け、防災・減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む  
13 ための、河川管理者・都道府県・市町村等で構成される協議会制度を法定化等すると  
14 もに、同年6月には概ね5年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を『水防災意識  
15 社会』の再構築に向けた緊急行動計画』としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河  
16 川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させた。

17 沙流川水系では、沿川の町と室蘭開発建設部、北海道胆振総合振興局及び日高振興局  
18 などの構成機関が、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成28年(2016年)5  
19 月に「鶴川・沙流川減災対策協議会」を設置した。

20 鶴川・沙流川減災対策協議会では、平成28年(2016年)8月洪水を踏まえ、概ね5か年  
21 の防災・減災対策の目標を「沙流川水系で想定される最大規模の洪水に対して『主体的  
22 な避難行動の促進』、『社会経済被害の最小化』とし、各構成機関が実施する取組方針  
23 をとりまとめた。ハード対策として河道掘削等の事前防災対策や避難時間を確保するた  
24 めの天端保護等の危機管理対策を実施しているほか、ソフト対策として排水作業準備計  
25 画の作成、水防団や住民が参加する洪水に対してリスクの高い箇所<sup>①</sup>の共同点検等を行い、  
26 ハード・ソフト両面での対策を実施している。

27 特に、平取町では、多機関連携型タイムラインの北海道のモデル地区として平成28年  
28 (2016年)1月に「水害タイムライン検討会」を開催し、平成29年(2017年)5月に「沙  
29 流川平取地区水害タイムライン試行版」が完成した。

30 また、下流域の日高町富川地区でも平成30年(2018年)3月に「沙流川日高町富川地区  
31 水害タイムライン試行版」が完成した。その後、流域全体で水害に備える「沙流川流域  
32 水害タイムライン」として令和2年(2020年)12月に統合し、タイムラインを活用した  
33 防災訓練を実施している。

34 さらに、流域内外の密接な連携及び水防技術の向上を図るために「鶴川・沙流川合同  
35 総合水防演習」や「北海道地区水防技術講習会」を実施している。  
36

現計画に該当箇所なし  
(流域治水への取組)

2) 流域治水への取組

平成30年(2018年)7月豪雨や令和元年(2019年)東日本台風等では、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な災害や、社会経済活動に影響を及ぼす被害が西日本、東日本で広域的に発生した。

こうした中、令和2年(2020年)7月には、社会資本整備審議会の答申において、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な『流域治水』への転換～」がとりまとめられた。この答申では、近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一步進め、気候変動による影響や社会の変化等を踏まえ、流域の全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換するべきであり、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示された。

なお、治水計画の見直しにあたっては、「バリ協定」で定められた目標に向け、温室効果ガスの排出抑制対策が進められていることを考慮して、2℃上昇シナリオにおける平均的な外力の値を用いること、また4℃上昇相当のシナリオについても減災対策を行うためのリスク評価、施設の耐用年数を踏まえた設計外力の設定等に適用する事が併せて示された。

令和2年(2020年)9月には、「流域治水への転換」と「事前防災対策の加速」に向け、沙流川流域及び鶴川流域の関係者による「鶴川・沙流川流域治水協議会」を設立した。この協議会では、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、河川整備のさらなる推進に加え、森林整備や農業排水路等の整備、浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあらゆる関係者による取組を推進する鶴川・沙流川水系流域治水プロジェクトを令和3年(2021年)3月に策定・公表した。

また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2年(2020年)5月に沙流川水系(沙流川)治水協定が締結され、流域内にある4基の既設ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用すべく、施設管理者等の協力の下、事前放流の継続・推進を図るため、令和3年(2021年)9月に河川法第51条の2に基づく「鶴川・沙流川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立し、取組を推進している。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されており、国土交通省が設置した気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会から示された「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言(令和元年(2019年)10月策定、令和3年(2021年)4月改訂)」では、産業革命以前と比べて気温が2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、河川の流量が約1.2倍、洪水の発生頻度が約2倍になると試算されている。このため、気候変動の影響により河川流量が増加した場合においても目標とする治水安全度を確保するため、河川区域、集水域及び氾濫域での新たな対策を追加した「鶴川・沙流川水系流域治水プロジェクト2.0」を令和6年(2024年)4月に変更・公表した。

現計画に該当箇所なし  
(気候変動に対する全国的な動向、  
北海道における気候変動に影響と対応)

1 (4) 気候変動の影響とその課題  
2 1) 気候変動に対する全国的な動向  
3 IPCC第6次報告書では、平成23年(2011年)～令和2年(2020年)の世界の平均気温は、  
4 工業化以前(嘉永3年(1850年)～明治33年(1900年))と比べ1.09℃高く、地球温暖化  
5 の進行に伴い、大雨はほとんどの地域でより強く、より頻繁になる可能性が非常に高い  
6 ことが示されている。  
7 近年、線状降水帯の発生等により、平成27年(2015年)9月関東・東北豪雨、平成28年  
8 (2016年)北海道豪雨、平成29年(2017年)7月九州北部豪雨、平成30年(2018年)7月  
9 豪雨、令和元年(2019年)東日本台風、令和2年(2020年)7月豪雨等、全国各地で豪雨  
10 等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生している。平成30年  
11 (2018年)7月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに  
12 に大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個  
13 別災害について初めて地球温暖化の影響に言及するなど、地球温暖化に伴う気候変動が  
14 既に顕在化している現状にある。  
15 令和元年(2019年)10月には、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会におい  
16 て「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」がとりまとめられた。この中では、気候変  
17 動に伴う将来の降雨量変化倍率は北海道地方が最大であるとされており、気候変動への  
18 対応は喫緊の課題である。  
19  
20 2) 北海道における気候変動の影響と対応  
21 平成28年(2016年)10月に国土交通省北海道開発局と北海道が共同で立ち上げた「平  
22 成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」では、「気候変動の影  
23 響による水害の激甚化の予測と懸念が現実になったと認識すべき」としたうえで、「我  
24 が国においても気候変動の影響が特に大きいと予測される北海道が、先導的に気候変動  
25 の適応策に取り組むべきであり、気候変動による将来の影響を科学的に予測し、具体的  
26 なリスク評価をもとに治水対策を講じるべき」とされた。  
27 平成29年(2017年)には「北海道地方における気候変動予測(水分野)技術検討委員  
28 会」を開催し、気候予測アンサンブルデータ<sup>注)</sup>を導入することにより、これまでの気候  
29 及び今後の気候変動に伴う気象現象の変化を確率的に評価した。  
30 令和元年(2019年)には、「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検  
31 討会」を開催し、平成28年(2016年)に甚大な被害が発生した十勝川流域、常呂川流域  
32 を対象に、気候予測アンサンブルデータにより詳細なリスク評価や適応策の検討を行い、  
33 令和2年(2020年)5月に中間とりまとめを行った。  
34 注) 気候予測アンサンブルデータ：文部科学省・気候変動リスク情報創生プログラム及び海洋研究開発機構・地  
35 球シミュレータ特別推進課題において作成された地球温暖化対策に資する  
36 アンサンブル気候予測データベースにおける過去実験、将来実験(4℃上昇  
37 実験、2℃上昇実験)の総称(4d4P)。  
38

現計画に該当箇所なし  
(沙流川流域における気候変動のリスク)

1 令和5年(2023年)には、「北海道地方における流域治水のあり方検討会」を開催し、  
2 気候変動に伴う水害リスクや生産空間<sup>(注1)</sup>等を踏まえた流域治水の考え方等を令和7年  
3 (2025年)4月にとりまとめた。

4 注1) 生産空間：北海道の強みである農林水産業や観光といった戦略産業を支える生産の場であり、  
5 生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供する。  
6

7 **3) 沙流川流域における気候変動のリスク**

8 令和7年(2025年)4月にとりまとめを参考に、気候予測アンサンブルデータを用いて、  
9 沙流川流域における気候変動によるリスク評価を行い、以下のリスクや適応策について  
10 とりまとめた。

11 ・ 気温が2℃上昇すると基準地点平取の流域平均雨量(年超過確率1/100)は約1.16  
12 倍、4℃上昇では約1.28倍に増大する<sup>(注2)</sup>。

13 ・ 氾濫シミュレーションでは、浸水面積が増加、さらに浸水深や浸水頻度も増大する  
14 傾向にあり、現在ある役場や病院等の地域にとって重要な施設のほか、生産空間で  
15 ある農業地帯の水害リスクが増大するおそれがある。

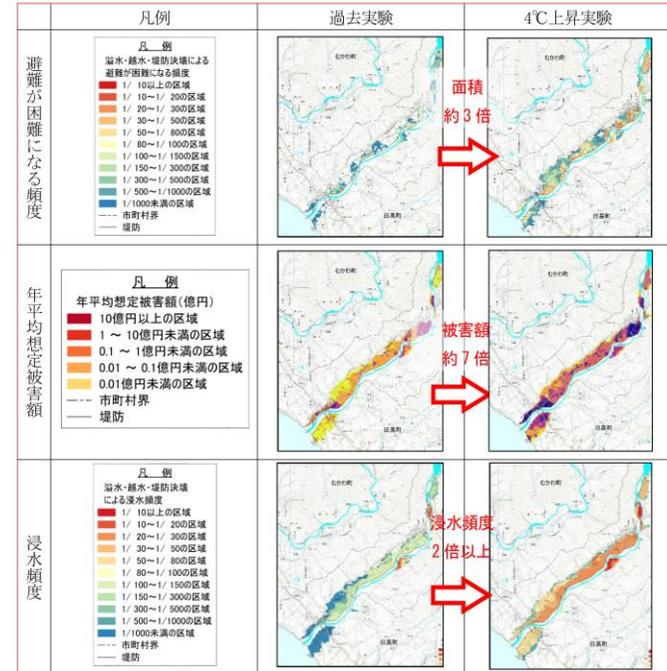
16 ・ 沙流川流域内における水害リスクの特徴として、想定被害額が下流の富川市街地、  
17 中流の平取町本町地区に集中していることが挙げられる。また、浸水時には、産業  
18 流通及び生活交通の重要な役割を果たす国道237号や国道235号が被災し、それに  
19 伴う経済的被害が想定される。

20 ・ これら水害リスクに対しては、ハード対策・ソフト対策を総動員するとともに、水  
21 害リスクマップ等を用いた水害リスクの理解と対策の検討に向けた流域の多様な  
22 関係者によるリスクコミュニケーションが重要であり、社会全体で被害軽減を図  
23 っていく必要がある。

24 注2) 北海道の降雨変化量について、2℃上昇時は約1.15倍であるが、これは一級水系の治水計画の  
25 目標とする規模(1/100~1/200)の降雨量の変化倍率の平均値である。沙流川に着目すると  
26 1.16倍となる。  
27

現計画に該当箇所なし  
(沙流川流域における気候変動のリスク)

1



2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

- 注1) 過去実験：過去の気候を再現する実験。  
 注2) 4℃上昇実験：全球平均地上気温が産業革命前に比べ4℃上昇した気候を表現する実験  
 注3) 浸水深が深く、水位上昇や氾濫流の流速も速く避難が困難になると想定されることから、これらの領域にあたる可能性のある地域を避難困難地域と定義した。  
 注4) 北海道管理区間の氾濫や内水氾濫は考慮されていない。  
 注5) 想定被害額は「治水経済調査マニュアル(案)」(令和2年(2020年)4月)において、被害率や被害単価が明示されている被害項目のみを集計している。  
 注6) 浸水頻度は浸水深0.0mを超える頻度を示す。

図 1-14 沙流川下流域における気候変動によるリスクの増大

現計画に該当箇所なし  
(地震・津波の概要)

1 (5) 地震・津波の概要

2 北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、昭和27年(1952年)3月及び昭和43年(1968  
3 年)5月に十勝沖地震が発生しているほか、近年では平成5年(1993年)1月に釧路沖地  
4 震、平成6年(1994年)10月に北海道東方沖地震、平成15年(2003年)9月に十勝沖地震  
5 が発生しており、平成23年(2011年)3月東北地方太平洋沖地震では津波の河川遡上が  
6 確認されている。また、平成30年(2018年)北海道胆振東部地震では二風谷ダム上流で  
7 土砂崩壊により管理用道路が被災したほか、二風谷ダム下流の堤防天端に最大深さ  
8 65.0cmの亀裂が発生した。

9 平成17年(2005年)9月には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対  
10 策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成18年(2006年)には沙流川流域の日高  
11 町・平取町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。  
12 さらに、令和4年(2022年)には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災  
13 対策の推進に関する特別措置法が改正され、日高町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地  
14 震津波避難対策特別強化地域に指定された。

15 また、令和3年(2021年)7月には、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会  
16 において、太平洋沿岸における最大クラスの津波による浸水想定が公表された。  
17 沙流川流域の主な地震・津波の概要を表 1-5に示す。

表 1-5 沙流川流域の主な地震の概要

発生年月日	地震名等	主な市町村の震度 M(マグニチュード)	地震被害等
昭和27年(1952年)3月4日	十勝沖地震	【震度5】 浦河町ほか	重軽傷10名 住宅被害等148棟 <sup>注1)</sup>
昭和43年(1968年)5月16日	十勝沖地震	【震度5】 苫小牧市ほか	重傷1名、軽傷3名 住宅被害等7棟 <sup>注2)</sup>
平成5年(1993年)1月15日	釧路沖地震	【震度6】 釧路市	住宅被害等10棟 <sup>注2)</sup>
平成6年(1994年)10月4日	北海道東方沖 地震	【震度6】 釧路市ほか	—
平成15年(2003年)9月26日	十勝沖地震	【震度6弱】 新冠町ほか	橋梁被害1ヶ所 <sup>注2)</sup>
平成23年(2011年)3月11日	東北地方 太平洋沖地震	【震度4】 平取町ほか	住宅被害等10棟 <sup>注3)</sup>
平成30年(2018年)9月6日	北海道 胆振東部地震	【震度7】 厚真町ほか	中等傷2名、軽傷37名、 住宅被害等829棟 <sup>注3)</sup>

20 注1) 発生日時、震源、震度、マグニチュードは、気象庁ウェブサイト「震度データベース検索」による。

21 注2) 出典：1968年十勝沖地震調査報告(1968年十勝沖地震調査委員会、1969.3)

22 注3) 出典：災害記録(北海道)

23 注4) 出典：災害復旧記録誌\_第3部(北海道胆振東部地震公共土木施設災害復旧事業報告会)

現計画に該当箇所なし  
(総合的な土砂管理)

(6) 総合的な土砂管理

山地領域では、平成15年(2003年)8月、平成28年(2016年)8月に発生した豪雨を受け、今後も規模の大きい降雨が発生した場合に山地崩壊が発生し、住民の生命・財産、ライフラインに被害をもたらすおそれがあるため、透過型砂防堰堤の整備等の砂防事業、谷止工や森林整備等の治山事業を実施している。

ダム領域では、流域内に存在する平取ダムを除く3基のダム(奥沙流ダム、岩知志ダム、二風谷ダム)は平成15年(2003年)8月に発生した洪水等の影響を受け、計画堆砂量を上回るペースで堆砂が進行している。

河川領域では、大臣管理区間の全川において最深河床高が低下傾向であり、河道部における砂州の固定化や滞筋の河床低下(二極化現象)が生じている。土砂堆積箇所では洪水による攪乱の機会が少なくなることで樹林化も進行している。また、北海道の太平洋沿岸のみに分布するシシャモが産卵のために沙流川を遡上しているが、近年は採捕数が減少傾向にあり、産卵の際にシシャモが必要とする粗砂・細砂の割合も減少している。

海岸領域では、昭和50年代に汀線が大きく後退傾向となり、海底の低下傾向が近年も引き続きみられる。なお、河口部では、砂州の堆積や河道閉塞は生じていない。



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区画)(国土交通省)を加工して作成  
図 1-15 総合土砂管理における領域区分図

現計画に該当箇所なし  
(治水上の課題)

1 (7) 治水上の課題  
 2 沙流川流域は、日高山脈の熊見山から、千呂露川、額平川等の大小各支川を合わせな  
 3 がら山間部を細長く流れ、日高町本町市街部、平取町市街部を経て日高町富川市街部に  
 4 において太平洋に注ぐ河川である。地形的な特徴として、山地に挟まれた地形(谷底を流  
 5 れるような地形)を流下することから、流域内に降った雨は短時間で沙流川に集中しや  
 6 すく、比較的短時間で水位が上昇する。そのほか、二風谷ダムから下流部は、山間部の  
 7 狭隘な河岸段丘上の平地に平取町市街地や日高町富川市街地のほか各居住地区が分散  
 8 して形成されており、日高町富川市街地は、左右岸に居住地区を有する。また、下流右  
 9 岸側は浸水面積が広い範囲にわたり、洪水氾濫により甚大な被害を生じるおそれがある。  
 10 さらに、気候変動に伴う降雨量増加によりリスクが増大するおそれがある。  
 11 沙流川流域では、昭和20年代以降から現在まで堤防の整備、河道の掘削、水制工の整  
 12 備等の急流河川対策、洪水調節施設の整備等を実施してきており、洪水被害の軽減等に  
 13 効果を発揮しているが、未だ整備途上である。沙流川流域において甚大な被害をもたら  
 14 した戦後最大規模の洪水である平成15年(2003年)8月洪水により発生する洪水流量に  
 15 加え、気候変動に伴う降雨量の増大によるリスクを踏まえた洪水流量に対して、安全に  
 16 流下させるための河道断面が不足している区間がある。  
 17 河道の掘削にあたっては、シシヤモヤサケ等が遡上・産卵し、また、ヤナギ類の群落  
 18 を中心とした河畔林が連続するなど豊かな自然環境を有していることから、これらの良  
 19 好な環境を保全・創出しながら治水対策を実施していく必要がある。  
 20 河川堤防については、背後地の状況も踏まえ、堤防整備を進めてきたが、堤防断面が  
 21 不足している箇所や堤防未完成の箇所がある。長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返し  
 22 てきた土木構造物である堤防は、内部構造が複雑かつ不均質であることから、堤防の安  
 23 全性に留意する必要がある。そのため、堤防が完成している箇所においても安全性の点  
 24 検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図り、必要に応じて堤防強化対策を実施して  
 25 いく必要がある。また、河岸が堤防に接近している箇所では、洪水による河岸侵食・洗  
 26 掘により堤防の安全性が損なわれるおそれの生じた区間は、必要に応じて河岸保護等の  
 27 対策を図る必要がある。  
 28 さらに、沙流川流域には複数のダムが整備されており、沙流川や額平川では洪水時の  
 29 土砂移動が激しいこと、河道整備箇所では洪水時の流れの状況がこれまでと変化するこ  
 30 とから、河床の低下や土砂堆積、河岸の侵食等の土砂動態について注意深く監視する必  
 31 要がある。また、河口部周辺においても、関係機関と連携しながら、河川からの土砂供  
 32 給と海岸侵食のバランス、河道の埋塞状況、河口砂州の形成・変化等の土砂動態につ  
 33 て注意深く監視する必要がある。  
 34

現計画に該当箇所なし  
(治水上の課題)

1 内水氾濫は、排水先河川の水位上昇のほか、流入河川や各種雨水排水路等の施設能力  
 2 を越える降雨等、様々な要因により発生することから、これまでも関係機関と連携し  
 3 つつ内水対策を講じてきた。しかし、中下流の低平地では、洪水時に沙流川の水位が高  
 4 くなることで、内水被害が生じている地域があるほか、中流の市街地等においても、局  
 5 地的大雨等に伴い内水被害が生じている地域があるため、効率的な内水排除のための対  
 6 策が必要である。

7 河川管理施設は老朽化の進行及び破損等により、機能障害に陥ることがないように、  
 8 効率的・効果的な点検・整備及び更新を行い、長期にわたり最大限の機能を発揮させる  
 9 必要がある。

10 さらに、治水施設の整備にあたっては長期間を要すること、また、その間に計画規模  
 11 を上回る洪水が発生する可能性もあることから、その被害軽減のため、危機管理上の対  
 12 策についても充実を図る必要がある。

13 また、沙流川流域を含む北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、流域内の全ての市  
 14 町村は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定され、令和4年(2022  
 15 年)には日高町が日本海溝・千島海溝地震防災対策特別強化地域に指定された。平成23  
 16 年(2011年)東北地方太平洋沖地震では津波の河川遡上が確認されているため、関係機  
 17 関と連携を図りながら必要な対策について調査検討を進めるとともに、必要に応じて対  
 18 策を実施していく必要がある。

19 太平洋に注ぐ沙流川の河口及び汀線は、河川の砂利採取による土砂供給の減少に加え、  
 20 卓越波方向への漁港の建設により沿岸漂砂が遮断されるなどし、汀線が後退している。  
 21 その結果、高波による被害が発生するおそれがあることから、引き続き調査検討を進め、  
 22 必要な対策を実施していく必要がある。また、地球温暖化による降水量の増大や海面上  
 23 昇等は、今後の洪水や水利用に大きな影響を及ぼすおそれがある。

24 今後、沙流川流域の水害リスクの特徴を踏まえ、流域のあらゆる関係者で水災害対策  
 25 を推進することが必要であり、河川整備にあたっては、引き続き河川の特性、地域の実  
 26 情等を勘案し、本支川・上下流バランスやリスクバランス等にも配慮した河川整備を推  
 27 進するとともに、新技術やコスト削減にも取り組むなど、効率的かつ効果的に進める必  
 28 要がある。

1  
 2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
 3 沙流川の水利利用は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他と合わせて13.67m<sup>3</sup>/s  
 4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につい  
 5 ては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
 6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
 7 ている。  
 8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
 9 等に配慮する必要がある。

10  
 11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量デ  
 12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
 13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
 14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。



写真 1-2-7 河川空間の利用状況

15  
 16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
 17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
 18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
 19 の都市区域においては、うるおいとやすらぎを得られる貴  
 20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
 21 備され、スポーツ、散策、釣り等多目的に利用され、ま  
 22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
 23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
 24 りやチッサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
 25 れている。

26 河川空間の適正な利用については、歴史・文化を踏まえ  
 27 た地域づくりと地域連携に向けて、河川整備に対する要望を踏まえ、自治体等と協力して地域住民とパ  
 28 ートナーシップの関係を構築する必要がある。  
 29 多くの人々に利用されている沙流川であるが、近年では沙流川の流域に伝わる文化の継承に配慮しつ  
 30 つ豊かな自然環境とのふれあいや体験学習の場としての整備及び保全の要望が強くなっている。



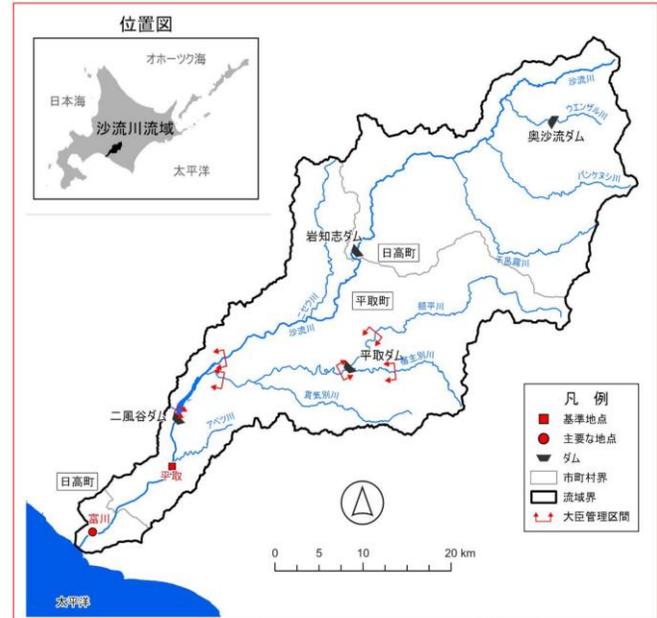
写真 1-2-8 高水敷利用状況

1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題

(1) 現況の流況と水利

3 沙流川の流況は、3月下旬から5月にかけての融雪期に流量が豊富であり、8月から9月  
 4 にかけて出水により流量が増加するが、降雪期である12月から翌年3月までは流量が少  
 5 なく変動は小さい。  
 6 また、基準地点平取では、1/10渇水流量<sup>注1)</sup>を集水面積100km<sup>2</sup>あたりの流量でみると、  
 7 0.80m<sup>3</sup>/s(平成15年(2003年)～令和4年(2022年))となっている。

8 注1) 1/10渇水流量とは、既往の水文資料から抽出した10カ年の第1位相当の渇水流量で  
 9 あって、観測期間が最近30年間の場合は年々の渇水流量の下から3位、20年間の場  
 10 合は下から2位、または10年間の場合は最小のもの。



注2) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区画)(国土交通省)を加工して作成

図 1-16 基準地点位置図

1  
2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
3 沙流川の水利利用は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他と合わせて13.67 m<sup>3</sup>/s  
4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6 m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につい  
5 ては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
7 ている。  
8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
9 等に配慮する必要がある。

10  
11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量デ  
12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。



写真 1-2-7 河川空間の利用状況

15  
16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
19 の都市区域においては、うるおいやすらぎを得られる貴  
20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
21 備され、スポーツ、散策、釣り等多目的に利用され、ま  
22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
24 りやチッサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
25 れている。



写真1-2-8 高水敷利用状況

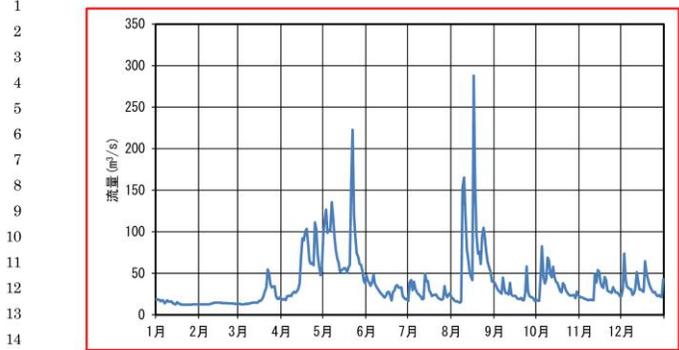


図 1-17 日平均流量の年変化(沙流川 基準地点平取、令和元年(2019年))

表 1-6 沙流川の流況

観測所名	集水面積 (km <sup>2</sup> )	① 豊水流量 (m <sup>3</sup> /s)	② 平水流量 (m <sup>3</sup> /s)	③ 低水流量 (m <sup>3</sup> /s)	④ 渇水流量 (m <sup>3</sup> /s)	1/10渇水流量		統計期間
						流量 (m <sup>3</sup> /s)	比流量 <sup>⑤</sup> (m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> )	
平取	1,253.0	58.66	33.62	19.25	11.27	10.02	0.80	H15(2003) ~R4(2022)

注1) 豊水流量とは、1年を通じて95日はこれを下回らない流量  
注2) 平水流量とは、1年を通じて185日はこれを下回らない流量  
注3) 低水流量とは、1年を通じて275日はこれを下回らない流量  
注4) 渇水流量とは、1年を通じて355日はこれを下回らない流量  
注5) 比流量とは、集水面積100km<sup>2</sup>あたりの流量

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
 2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
 3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
 5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
 6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
 7 るようになる。  
 8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
 9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
 10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
 11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
 12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
 14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
 15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
 16 場を含めた農地が広がっている。  
 17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
 18 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
 19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
 20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落がアカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロノ  
 21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
 22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
 23 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
 24 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
 25  
 26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
 27 など確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
 28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
 29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
 30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
 31  
 32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかんが  
 33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする左右府発  
 34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
 35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
 36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
 37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
 38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
 39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
 40

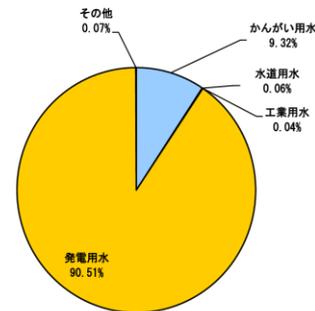
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 沙流川水系における利水の現況は、許可水利権として110件あり、河川水の利用につ  
 2 いては、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約2,230haに及ぶ農地のかん  
 3 がい用水に利用されているほか、日高町、平取町の水道用水等としても供給が行われて  
 4 いる。水力発電としては、昭和33年(1958年)に完成した岩知志発電所をはじめとする  
 5 5箇所の発電所により、道内へ総最大出力69,400kwの電力供給が行われている。  
 6  
 7

表 1-7 沙流川水系の水利権

種 別	件数	取水量(m³/s)
かんがい用水	95	12.1448
水道用水	3	0.0754
工業用水	2	0.0577
発電用水(最大取水量)	6	118.0000
その他	4	0.0905
合 計	110	130.3684

注1) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局) 令和6年(2024年)3月現在  
 注2) 取水量(m³/s)の数値は、水利権の最大取水量による。



注3) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局) 令和6年(2024年)3月現在

図 1-18 沙流川水系の水利権の状況

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
3 沙流川の水利利用は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他と合わせて13.67 m<sup>3</sup>/s  
4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6 m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につ  
5 いては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
7 ている。  
8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
9 等に配慮する必要がある。  
10  
11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量デ  
12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。  
15  
16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
19 の都市区域においては、うるおいやすらぎを得られる貴  
20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
21 備され、スポーツ、散策、釣り等多目的に利用され、ま  
22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
24 りやチャッサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
25 れている。  
26 河川空間の適正な利用については、歴史・文化を踏まえ  
27 た地域づくりと地域連携に向けて、河川整備に対する要望を踏まえ、自治体等と協力して地域住民とパ  
28 ートナーシップの関係を構築する必要がある。  
29 多くの人々に利用されている沙流川であるが、近年では沙流川の流域に伝わる文化の継承に配慮しつ  
30 つ豊かな自然環境とのふれあいや体験学習の場としての整備及び保全の要望が強くなっている。



写真 1-2-7 河川空間の利用状況



写真1-2-8 高水敷利用状況

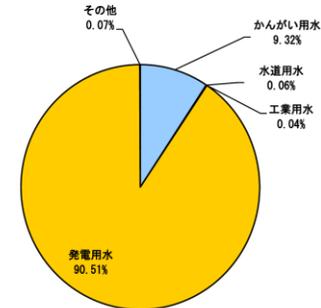
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 **沙流川水系における利水の現況は、許可水利権として110件あり、河川水の利用につ**  
2 **いては、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約2,230haに及ぶ農地のかん**  
3 **がい用水に利用されているほか、日高町、平取町の上水道用水等としても供給が行われて**  
4 **いる。水力発電としては、昭和33年(1958年)に完成した岩知志発電所をはじめとする**  
5 **5箇所発電所により、道内へ総最大出力69,400kwの電力供給が行われている。**  
6  
7

表 1-7 沙流川水系の水利権

種 別	件数	取水量(m <sup>3</sup> /s)
かんがい用水	95	12.1448
水道用水	3	0.0754
工業用水	2	0.0577
発電用水(最大取水量)	6	118.0000
そ の 他	4	0.0905
合 計	110	130.3684

注1) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局) 令和6年(2024年)3月現在  
注2) 取水量(m<sup>3</sup>/s)の数値は、水利権の最大取水量による。



注3) 出典：一級水系水利権調査(北海道開発局) 令和6年(2024年)3月現在

図 1-18 沙流川水系の水利権の状況

現計画に該当箇所なし  
 (水質)

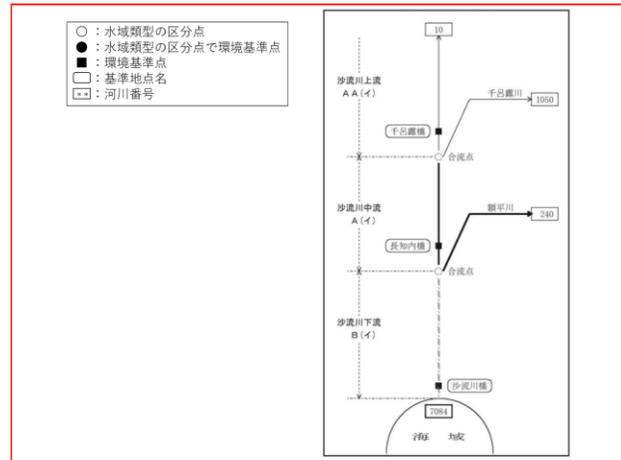
- 1 (2) 水質  
 2 沙流川水系では、表 1-8及び図 1-19に示すように水質環境基準が指定されており、  
 3 千呂露川合流点から上流側はAA類型、千呂露川合流点から額平川合流点まではA類型、  
 4 額平川合流点から下流はB類型に指定されている。

表 1-8 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点	備考
沙流川	沙流川上流 「千呂露川合流点から上流(千呂露川を含む)」	AA	イ	千呂露橋	昭和47年(1972年)4月1日指定 (道告示第1093号)
	沙流川中流 「千呂露川合流点から額平川合流点まで(額平川を含む)」	A	イ	長知内橋	
	沙流川下流 「額平川合流点から下流」	B	イ	沙流川橋	

注1) 達成期間の「イ」は直ちに達成

- 7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29



注2) 出典：北海道 河川類型指定状況模式図 平成27年(2015年)3月

図 1-19 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
 2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
 3 沙流川の水利用は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他を合わせて13.67 m<sup>3</sup>/s  
 4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6 m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につい  
 5 ては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
 6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
 7 ている。  
 8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
 9 等に配慮する必要がある。  
 10  
 11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量ダ  
 12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
 13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
 14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。

15  
 16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
 17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
 18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
 19 の都市区域においては、うるおいとやすらぎを得られる貴  
 20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
 21 備され、スポーツ、散歩、釣り等多目的に利用され、ま  
 22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
 23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
 24 りやチッサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
 25 れている。  
 26 河川空間の適正な利用については、歴史・文化を踏まえ  
 27 た地域づくりと地域連携に向けて、河川整備に対する要望を踏まえ、自治体等と協力して地域住民とパ  
 28 ートナーシップの関係を構築する必要がある。  
 29 多くの人々に利用されている沙流川であるが、近年では沙流川の流域に伝わる文化の継承に配慮しつ  
 30 つ豊かな自然環境とのふれあいや体験学習の場としての整備及び保全の要望が強くなっている。



写真 1-2-7 河川空間の利用状況



写真1-2-8 高水敷利用状況

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 沙流川の水質は図 1-20に示すとおり、BOD (生物化学的酸素要求量) 75%値の経年変  
 2 化について近年は環境基準を概ね満足している。さらに、沙流川は、国土交通省が毎年  
 3 公表している全国一級河川の水質現況において、平成15年(2003年)から令和4年(2024  
 4 年)の20年間の調査結果において計15回水質が最も良好な河川<sup>10)</sup>となっており、日本有  
 5 数の清流河川である。

6 注) 一級河川である160河川を対象として、水質が最も良好な河川が公表されている。  
 7 ・一級河川本川: 直轄管理区間に調査地点が2地点以上ある河川。  
 8 ・一級河川支川: 直轄管理区間延長が概ね10km以上、かつ直轄管理区間に調査地点が2地点以上  
 9 ある河川。  
 10 なお、湖沼類型指定、海城類型指定の調査地点は含まない。また、ダム貯水池は原則として調  
 11 査地点に含まない。

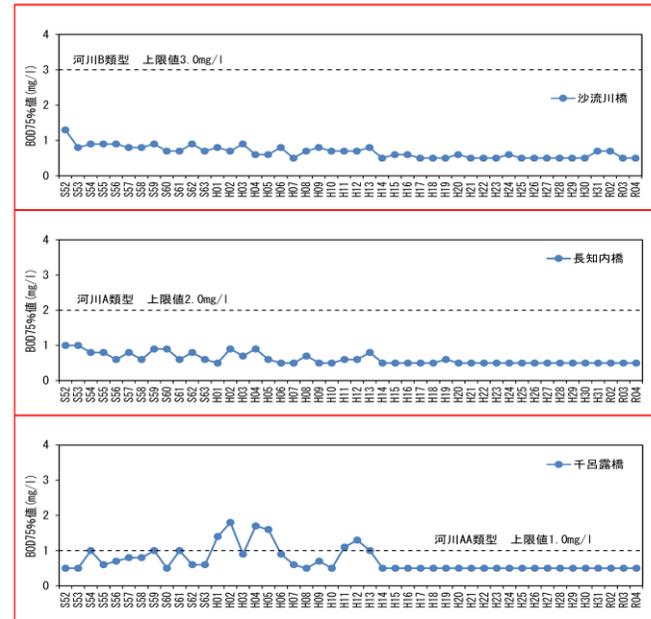
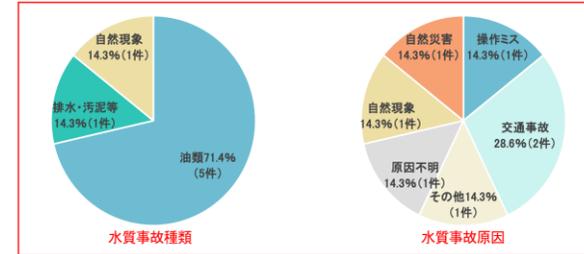


図 1-20 沙流川における水質 (BOD75%値) の経年変化

現計画に該当箇所なし  
(水質事故)

1 また、沙流川における水質事故は近10ヶ年で7件発生しており、約7割が油類の流出で  
2 ある。このため、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生防止に努め  
3 る必要がある。



注1) 大臣管理区間において、発見された水質事故が対象

注2) 河川における水質事故とは、人為的な原因による魚の大量死、  
異臭、油浮き等の異常が突発的に発生すること

図 1-21 沙流川水質事故種類・原因

(平成26年(2014年)1月1日～令和5年(2023年)12月31日)

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
14 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
15 場を含めた農地が広がっている。  
16 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
17 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
18 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
19 落、エゾマツ、ダケカンバ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒリノ  
20 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンバ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
21 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンバ、ハイマツ等が続  
22 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
23 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
24  
25 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
26 などが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
27 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
28 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
29 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシヤマの産卵床がある。  
30  
31 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
32 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする右左府発  
33 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
34 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
35 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
36 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
37  
38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (3) 動植物の生息・生育・繁殖状況  
2 沙流川の大管管理区間における動植物の生息・生育・繁殖場の状況は、令和2年頃  
3 (2020年)において、湿性植生を含む草地環境が280ha程度、干潟を含む自然裸地が60ha  
4 程度、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は150ha程度となっている。  
5  
6

表 1-9 現在の河川環境

構成割合	草地環境					自然裸地			水域			
	低・中 草草地	水生 植物	外来 植物	ヨシ原	小計	自然 裸地	干潟	小計	瀬	淵	ワンド たまり	小計
区分1 (下流: 0～5km)	39ha	19ha	27ha	-	80ha	27ha	3ha	30ha	2ha	4ha	2ha	50ha
区分2 (中流: 5～19km)	129ha	29ha	25ha	-	180ha	27ha	-	30ha	14ha	16ha	1ha	80ha
区分3 (上流: 19～21km)	13ha	3ha	8ha	-	20ha	3ha	-	0ha	8ha	1ha	0.3ha	20ha
大臣管理 区間	280ha 30%					60ha 6%			150ha 17%			

7 注1) 各区分は沙流川と地域文化との関わりを踏まえた環境が類似する区間(河川  
8 環境区分)を示す。  
9 注2) 水域は河川水辺の国勢調査(令和元年(2019年))の調査結果、それ以外の  
10 項目は河川水辺の国勢調査(令和2年(2020年))の結果による。  
11 注3) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す。

## 1) 沙流川上流域(沙流頭首工跡付近～二風谷ダム直下)

14 沙流川の大管管理区間のうち上流域は、平取町から二風谷ダム直下までの区間であり、  
15 河道沿いや中州上にはヤナギ類の河畔林がみられる。河床勾配は1/500程度であり、河  
16 床材料は礫が多くみられる。  
17 一部の山地斜面にはミズナラや絶滅危惧種のクロビイタヤ等の広葉樹がみられ、エゾ  
18 サンショウウオ等が生息しているほか、絶滅危惧種のオジロワシ等の猛禽類による利用  
19 が確認されている。また、トビケラ等の水生昆虫類が豊富である。魚類ではヤツメ類や  
20 エゾウグイ等が生息し、サケやサクラマスの遡上が確認されている。  
21 また、特定外来生物として、アライグマ、オオハンゴンソウが確認されている。  
22 生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で20ha  
23 程度であり、令和2年頃(2020年)は20ha程度と変化はみられない。また、自然裸地は  
24 平成17年時点(2005年)で10ha程度であったが、令和2年頃(2020年)には3ha程度に減  
25 少、さらに、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で30ha程度であったが、令  
26 和2年頃(2020年)には20ha程度に減少しており、樹林化の傾向がみられる。  
27  
28

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川本川における直轄管理区間上流端は、にぶたに湖  
3 の貯水池上流端となる。にぶたに湖の右岸側は山地となっ  
4 ており、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキの広葉樹林が広  
5 く分布し、水際にはツルヨシ、ヨシ、ヤナギ類等の群落  
6 が見られる。これに対しダムの左岸側は競走馬の牧場のほか  
7 人家や国道等でひらけており、水際以外に樹木は比較的少  
8 ない。ダム湖周辺では、マガモ、アオサギなどの水鳥、ハ  
9 ヤブサ、クマタカなどの猛禽類の他、ヒグマ、イイズナ等  
10 の哺乳類、エゾサンショウウオなどの両生類も見られる。  
11 湛水の始まった平成8年以降は、新たな水面ができたため  
12 マガモやカルガモなどの水鳥が多く確認されている。また、  
13 魚類ではエゾウグイ、サクラマス(ヤマメ)やサケ等もみ  
14 られる。二風谷ダムの建設では、魚道の設置によって魚類  
15 の移動経路を確保するとともに、裸地化した湖岸を自然石  
16 で被覆し植樹を施すなど河川環境保全に配慮した整備が  
17 図られてきた。  
18 ダム下流から平取町の平取大橋付近までは、山地の森林  
19 が沙流川の右岸あるいは左岸まで連続し、その河岸にはヤ  
20 ナギ高木や低木群落が優占する。鳥類では、ヒシクイやオ  
21 オハクチョウ等も確認され多様なガンカモ類等の渡りの  
22 中継地点となっている。魚類ではフクドジョウやウグイ類  
23 等道内の河川で一般的に見られる種が多く確認されている。



写真1-2-9 にぶたに湖右岸  
(貯砂ダム下流)



写真1-2-10 二風谷ダム貯砂ダム  
下流のアオサギ



写真1-2-11 二風谷ダム魚道  
をのぼるサケ

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (3) 動植物の生息・生育・繁殖状況  
2 沙流川の大臣管理区間における動植物の生息・生育・繁殖場の状況は、令和2年頃  
3 (2020年)において、湿性植生を含む草地環境が280ha程度、干潟を含む自然裸地が60ha  
4 程度、ワンド・たまり、瀬瀬環境を含む水域は150ha程度となっている。

表 1-9 現在の河川環境

構成割合	草地環境				自然裸地			水域				
	低・中 草草地	水生 植物	外来 植物	ヨシ原	小計	自然 裸地	干潟	小計	瀬	淵	ワンド たまり	小計
区分1 (下流: 0~5km)	39ha	19ha	27ha	-	80ha	27ha	3ha	30ha	2ha	4ha	2ha	50ha
区分2 (中流: 5~19km)	129ha	29ha	25ha	-	180ha	27ha	-	30ha	14ha	16ha	1ha	80ha
区分3 (上流: 19~21km)	13ha	3ha	8ha	-	20ha	3ha	-	0ha	8ha	1ha	0.3ha	20ha
大臣管理 区間	280ha 30%					60ha 6%			150ha 17%			

注1) 各区分は沙流川と地域文化との関わりを踏まえた環境が類似する区間(河川環境区分)を示す。

注2) 水域は河川水辺の国勢調査(令和元年(2019年))の調査結果、それ以外の項目は河川水辺の国勢調査(令和2年(2020年))の結果による。

注3) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す。

## 1) 沙流川上流域(沙流頭首工跡付近~二風谷ダム直下)

14 沙流川の大臣管理区間のうち上流域は、平取町から二風谷ダム直下までの区間であり、  
15 河道沿いや中州上にはヤナギ類の河畔林がみられる。河床勾配は1/500程度であり、河  
16 床材料は礫が多くみられる。

17 一部の山地斜面にはミズナラや絶滅危惧種のクロビイタヤ等の広葉樹がみられ、エゾ  
18 サンショウウオ等が生息しているほか、絶滅危惧種のオジロワシ等の猛禽類による利用  
19 が確認されている。また、トビケラ等の水生昆虫類が豊富である。魚類ではヤツメ類や  
20 エゾウグイ等が生息し、サケやサクラマスの遡上が確認されている。

21 また、特定外来生物として、アライグマ、オオハンゴンソウが確認されている。

22 生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で20ha  
23 程度であり、令和2年頃(2020年)は20ha程度と変化はみられない。また、自然裸地は  
24 平成17年時点(2005年)で10ha程度であったが、令和2年頃(2020年)には3ha程度に減  
25 少、さらに、瀬瀬環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で30ha程度であったが、令  
26 和2年頃(2020年)には20ha程度に減少しており、樹林化の傾向がみられる。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
 2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
 3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
 5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
 6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
 7 るようになる。  
 8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
 9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
 10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
 11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
 12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
 14 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
 15 場を含めた農地が広がっている。  
 16 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
 17 生は標高 500m 程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
 18 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高 1,000m 程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
 19 落、エゾマツ、ダケカンバ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロノ  
 20 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンバ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
 21 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンバ、ハイマツ等が続  
 22 く。植林地としては、標高 500m 以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
 23 ササが優占し、標高 1,000～2,000m まではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
 24  
 25 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
 26 などが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
 27 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオシロココマ、ヤマメ、中流  
 28 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約 5 km の河床が粗砂から細れきのとこ  
 29 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
 30  
 31 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約 2,400ha に及ぶ耕地のかが  
 32 いに利用されている。水力発電としては、昭和 31 年に建設された岩知志発電所をはじめとする右左府発  
 33 電所、二風谷発電所など 5カ所の発電所により総最大出力約 66,500KW の電力供給が行われている。水  
 34 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
 35 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
 36 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
 37  
 38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
 39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
 40

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 表 1-10 沙流川 上流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	6科10種	ヒメトガリネズミ、バイカルトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、アライグマ <sup>※</sup> 、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ
鳥類	34科82種	留鳥 夏鳥 カワセミ、オオセグロカモメ <sup>※</sup> 、ミサゴ <sup>※</sup> 、ハイタカ <sup>※</sup> 、オオタカ <sup>※</sup> 、クマタカ <sup>※</sup> 、ハヤブサ <sup>※</sup> 、ハシボソガラス、ショウドウツバメ <sup>※</sup> 、カワラヒワ、ホオアカ <sup>※</sup> 他
		旅鳥 冬鳥 ヒシクイ <sup>※</sup> 、オオハクチョウ、オジロワシ <sup>※</sup> 、オオワシ <sup>※</sup> 、ベニヒロ <sup>※</sup> 他
両生類	3科3種	エゾサンショウウオ <sup>※</sup> 、ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	1科1種	ニホンカナヘビ
魚類	8科18種	シベリアヤツメ <sup>※</sup> 、カワヤツメ <sup>※</sup> 、ニホンウナギ <sup>※</sup> 、エゾウグイ <sup>※</sup> 、ウグイ、フクドジョウ <sup>※</sup> 、サケ <sup>※</sup> 、サクラマス(ヤマメ) <sup>※</sup> 、エゾハナカジカ <sup>※</sup> 他
底生動物	59科111種	モノアラガイ <sup>※</sup> 、スジエビ、サホコカゲロウ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ <sup>※</sup> 、ウルマーシマトビケラ <sup>※</sup> 、ヒゲナガカワトビケラ <sup>※</sup> 、オオミズスマシ <sup>※</sup> 、エゾコナガミズスマシ <sup>※</sup> 、ガムシ <sup>※</sup> 他
陸上昆虫	141科686種	オツネントノボ、アキアカネ、カワラバツタ <sup>※</sup> 、カバイロシジミ <sup>※</sup> 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 <sup>※</sup> 、アカマダラメイガ、フタバビコヤガ、セアカオサムシ <sup>※</sup> 、エゾアオゴミムシ <sup>※</sup> 、エゾコナガミズスマシ <sup>※</sup> 、ガムシ <sup>※</sup> 、オオヒラタシデムシ、サクラコガネ、エゾアカヤマアリ <sup>※</sup> 、テラニシクサアリ <sup>※</sup> 、モンスズメバチ <sup>※</sup> 他
植物	72科317種	草本類 イトヒキスゲ <sup>※</sup> 、エゾハリスゲ <sup>※</sup> 、カモガヤ <sup>※</sup> 、オオアワガエリ <sup>※</sup> 、ツルヨシ、タチハコベ <sup>※</sup> 、ヤブヨモギ <sup>※</sup> 、オオハンゴンソウ <sup>※</sup> 他
		木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ <sup>※</sup> 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、クロビイタヤ <sup>※</sup> 他

2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
 3 遡河魚類生息環境調査の結果による  
 4 注2) 特：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着：沙流川において着目すべき種、 外：外来種



写真 1-16 クロビイタヤ



写真 1-17 オジロワシ



写真 1-18 サケ

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川本川における直轄管理区間上流端は、にぶたに湖  
3 の貯水池上流端となる。にぶたに湖の右岸側は山地となっ  
4 ており、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキの広葉樹林が広  
5 く分布し、水際にはツルヨシ、ヨシ、ヤナギ類等の群落  
6 が見られる。これに対しダムの左岸側は競走馬の牧場のほか  
7 人家や国道等でひらけており、水際以外に樹木は比較的少  
8 ない。ダム湖周辺では、マガモ、アオサギなどの水鳥、ハ  
9 ヤブサ、クマタカなどの猛禽類の他、ヒグマ、イイズナ等  
10 の哺乳類、エゾサンショウウオなどの両生類も見られる。  
11 湛水の始まった平成8年以降は、新たな水面ができたため  
12 マガモやカルガモなどの水鳥が多く確認されている。また、  
13 魚類ではエゾウグイ、サクラマス(ヤマメ)やサケ等もみ  
14 られる。二風谷ダムの建設では、魚道の設置によって魚類  
15 の移動経路を確保するとともに、裸地化した湖岸を自然石  
16 で被覆し植樹を施すなど河川環境保全に配慮した整備が  
17 図られてきた。  
18 ダム下流から平取町の平取大橋付近までは、山地の森林  
19 が沙流川の右岸あるいは左岸まで連続し、その河岸にはヤ  
20 ナギ高木や低木群落が優占する。鳥類では、ヒシクイやオ  
21 オハクチョウ等も確認され多様なガンカモ類等の渡りの  
22 中継地点となっている。魚類ではフクドジョウやウグイ類  
23 等道内の河川で一般的に見られる種が多く確認されている。



写真1-2-9 にぶたに湖右岸(貯砂ダム下流)



写真1-2-10 二風谷ダム貯砂ダム下流のアオサギ



写真1-2-11 二風谷ダム魚道をのぼるサケ

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 表 1-10 沙流川 上流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種	
哺乳類	6科10種	ヒメトガリネズミ、バイカルトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、アライグマ <sup>特</sup> 、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ	
鳥類	34科82種	留鳥	オシドリ <sup>特</sup> 、カワアイサ、イカルチドリ <sup>特</sup> 、オオジシギ <sup>特</sup> 、オオセグロカモメ <sup>特</sup> 、ミサゴ <sup>特</sup> 、ハイタカ <sup>特</sup> 、オオタカ <sup>特</sup> 、クマタカ <sup>特</sup> 、ハヤブサ <sup>特</sup> 、ハシボソガラス、シヨウドウツバメ <sup>特</sup> 、カワラヒワ、ホオアカ <sup>特</sup> 他
		旅鳥	ヒシクイ <sup>特</sup> 、オオハクチョウ、オジロワシ <sup>特</sup> 、オオワシ <sup>特</sup> 、ベニヒロ <sup>特</sup> 他
両生類	3科3種	エゾサンショウウオ <sup>特</sup> 、ニホンアマガエル、エゾアカガエル	
爬虫類	1科1種	ニホンカナヘビ	
魚類	8科18種	シベリアヤツメ <sup>特</sup> 、カワヤツメ <sup>特</sup> 、ニホンウナギ <sup>特</sup> 、エゾウグイ <sup>特</sup> 、ウグイ、フクドジョウ <sup>特</sup> 、サケ <sup>特</sup> 、サクラマス(ヤマメ) <sup>特</sup> 、エゾハナカジカ <sup>特</sup> 他	
底生動物	59科111種	モノアラガイ <sup>特</sup> 、スジエビ、サホコカゲロウ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ <sup>特</sup> 、ウルマーシマトビケラ <sup>特</sup> 、ヒゲナガカワトビケラ <sup>特</sup> 、オオミズスマシ <sup>特</sup> 、エゾコオナガミズスマシ <sup>特</sup> 、ガムシ <sup>特</sup> 他	
陸上昆虫	141科686種	オツネトンボ、アキアカネ、カワラバツタ <sup>特</sup> 、カバイロシジミ <sup>特</sup> 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 <sup>特</sup> 、アカマダラメイガ、フタオビコヤガ、セアカオサムシ <sup>特</sup> 、エゾアオゴミムシ <sup>特</sup> 、エゾコオナガミズスマシ <sup>特</sup> 、ガムシ <sup>特</sup> 、オオヒラタシデムシ、サクラコガネ、エゾアカヤマアリ <sup>特</sup> 、テラニシクサアリ <sup>特</sup> 、モンズメバチ <sup>特</sup> 他	
植物	72科317種	草本類	イトヒキスゲ <sup>特</sup> 、エゾハリスゲ <sup>特</sup> 、カモガヤ <sup>特</sup> 、オオワラギエリ <sup>特</sup> 、ツルヨシ、タチハコベ <sup>特</sup> 、ヤブヨモギ <sup>特</sup> 、オオハンゴンソウ <sup>特</sup> 他
		木本類	ミズナラ、ケヤマハンノキ <sup>特</sup> 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、クロビイタヤ <sup>特</sup> 他

2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
3 遡河魚類生息環境調査の結果による

4 注2) 特: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着: 沙流川において着目すべき種、 外: 外来種



写真 1-16 クロビイタヤ



写真 1-17 オジロワシ



写真 1-18 サケ

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
16 場を含めた農地が広がっている。  
17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
18 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロ  
21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
23 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
24 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
25  
26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
27 など確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのと  
30 ころには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシヤマの産卵床がある。  
31  
32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする左右府発  
34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
38 流域内には「日高山脈樺太国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **2) 沙流川中流域(新沙流川橋付近～沙流頭首工跡付近)**  
2 沙流川の大丘管理区間のうち中流域(KP4.6～KP19.2)は新沙流川橋付近から平取町  
3 までの区間であり、蛇行部周辺には分流により形成された中州が多くみられる。  
4 河道沿いにはエゾノキヌヤナギ等のヤナギ類の河畔林がみられ、一部の河道に隣接し  
5 た山地斜面にはミズナラやケヤマハンノキ等の広葉樹林がみられる。中州上の石礫地  
6 ではイカルチドリ等による利用が確認されている。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚  
7 が生息しており、水産上重要なサケやサクラマス等の産卵床がみられる。  
8 また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴン  
9 ソウが確認されている。  
10 生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で200ha  
11 程度であったが、令和2年頃(2020年)は180ha程度に減少している。また、自然裸地は  
12 平成17年時点(2005年)で50ha程度であったが、令和2年頃(2020年)には30ha程度に  
13 減少、さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で100ha  
14 程度であったが、令和2年頃(2020年)は80ha程度に減少しており、樹林化の傾向がみ  
15 られる。  
16

1  
2 沙流川本川における直轄管理区間上流端は、にぶたに湖  
3 の貯水池上流端となる。にぶたに湖の右岸側は山地となっ  
4 ており、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキの広葉樹林が広  
5 く分布し、水際にはツルヨシ、ヨシ、ヤナギ類等の群落  
6 が見られる。これに対しダムの左岸側は競走馬の牧場のほか  
7 人家や国道等でひらけており、水際以外に樹木は比較的少  
8 ない。ダム湖周辺では、マガモ、アオサギなどの水鳥、ハ  
9 ヤブサ、クマタカなどの猛禽類の他、ヒグマ、イイズナ等  
10 の哺乳類、エゾサンショウウオなどの両生類も見られる。  
11 洪水の始まった平成8年以降は、新たな水面ができたため  
12 マガモやカルガモなどの水鳥が多く確認されている。また、  
13 魚類ではエゾウグイ、サクラマス(ヤマメ)やサケ等もみ  
14 られる。二風谷ダムの建設では、魚道の設置によって魚類  
15 の移動経路を確保するとともに、裸地化した湖岸を自然石  
16 で被覆し植樹を施すなど河川環境保全に配慮した整備が  
17 図られてきた。  
18 ダム下流から平取町の平取大橋付近までは、山地の森林  
19 が沙流川の右岸あるいは左岸まで連続し、その河岸にはヤ  
20 ナギ高木や低木群落が優占する。鳥類では、ヒシクイやオ  
21 オハクチョウ等も確認され多様なガンカモ類等の渡りの  
22 中継地点となっている。魚類ではフクドジョウやウグイ類  
23 等道内の河川で一般的に見られる種が多く確認されている。



写真1-2-9 にぶたに湖右岸  
(貯砂ダム下流)



写真1-2-10 二風谷ダム貯砂ダム  
下流のアオサギ



写真1-2-11 二風谷ダム魚道  
をのぼるサケ

1 **2) 沙流川中流域(新沙流川橋付近～沙流頭首工跡付近)**  
2 沙流川の大庄管理区間のうち中流域(KP4.6～KP19.2)は新沙流川橋付近から平取町  
3 までの区間であり、蛇行部周辺には分流により形成された中州が多くみられる。  
4 河道沿いにはエゾノキヌヤナギ等のヤナギ類の河畔林がみられ、一部の河道に隣接し  
5 た山地斜面にはミズナラやケヤマハンノキ等の広葉樹林がみられる。中州上の石礫地  
6 にはイカルチドリ等による利用が確認されている。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚  
7 が生息しており、水産上重要なサケやサクラマス等の産卵床がみられる。  
8 また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴン  
9 ソウが確認されている。  
10 生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で200ha  
11 程度であったが、令和2年頃(2020年)は180ha程度に減少している。また、自然裸地は  
12 平成17年時点(2005年)で50ha程度であったが、令和2年頃(2020年)には30ha程度に  
13 減少、さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で100ha  
14 程度であったが、令和2年頃(2020年)は80ha程度に減少しており、樹林化の傾向がみ  
15 られる。  
16

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

平取大橋から下流は、右岸は堤防の連続する平取町の田園地帯から日高町富川市街地そして河口へと続き、左岸は、段丘上は競走馬の牧場等に広く利用される間を山地から連続する樹林が河岸まで連なり、富川付近から下流河口までは有堤区間となり国道付近の市街地を除き、その堤内外とも広く採草放牧地に利用されている。高水敷は大部分が採草放牧地に利用されており、河道内樹木は一部の高水敷と無堤部の河岸、安定した洲に存在し、その多くはヤナギ低木林となっている。鳥類では荷葉大橋下流でオオハクチョウが確認されるほか、河口付近はカモメ類の大規模な生息地となっている。魚類では、サケやサクラマスが



写真1-2-12 平取町荷葉(左岸の河畔林)



写真1-2-13 シンヤモ(写真提供/藤川)



写真1-2-14 黒毛和牛(平取町宮牧野)

20 迎上するほか、ヤツメ類、  
21 フナ類、ドジョウも確認  
22 されている。河口から約  
23 5kmの区間は北海道の太平洋沿岸域に生息し、産卵期にのみ河  
24 川に遡上するシンヤモの産卵床になっているが、昭和40年代  
25 の前半をピークにシンヤモの漁獲量は減少している。  
26 支川額平川中流部宿別川合流点付近は、周囲を森林に囲  
27 まれる中、河川周辺の台地上に肉牛の牧場が広がっている。  
28 また、付近には広さ約15haと日本一の広さを誇る野生のスズ  
29 ラン群生地がある。鳥類ではクマタカ、ハヤブサ、オオタカなど  
30 の猛禽類が確認されている。また、魚類ではエゾウグイやブク  
31 ドジョウのほかサクラマスも確認されている。



写真1-2-15 スズラン鑑賞会

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

沙流川は、このように豊かな自然を有していることから、治水・利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全を地域の人々から求められている。特にシンヤモについては食文化として地域を代表する資源であり、その自然産卵床区間を保全するため、産卵に適した流量、河床高、河床材料の保全が課題である。また、沙流川下流部では田畑や牧場・市街地が広がり堤内側の樹林が比較的少なく、河道内の樹木がそこに生息・生育する動植物にとってその生活の上で様々な役割を果たしている。しかし、この河道内樹木は流下能力の阻害要因となっている。地域の人々からは河川環境保全のため、河道内樹木の保全を求められており、その保全を含めた適正な管理が課題である。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

2) 沙流川中流域(新沙流川橋付近～沙流頭首工跡付近)

沙流川の大臣管理区間のうち中流域(KP4.6～KP19.2)は新沙流川橋付近から平取町までの区間であり、蛇行部周辺には分流により形成された中州が多くみられる。

河道沿いにはエゾノキヌヤナギ等のヤナギ類の河畔林がみられ、一部の河道に隣接した山地斜面にはミズナラやケヤマハンノキ等の広葉樹林がみられる。中州上の石礫地ではイカルチドリ等による利用が確認されている。魚類では、エゾハナカジカ等の回遊魚が生息しており、水産上重要なサケやサクラマス等の産卵床がみられる。

また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウが確認されている。

生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で200ha程度であったが、令和2年頃(2020年)は180ha程度に減少している。また、自然裸地は平成17年時点(2005年)で50ha程度であったが、令和2年頃(2020年)には30ha程度に減少、さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で100ha程度であったが、令和2年頃(2020年)は80ha程度に減少しており、樹林化の傾向がみられる。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
 2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
 3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 4 岩志志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
 5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
 6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
 7 るようになる。  
 8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
 9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
 10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
 11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
 12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
 14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
 15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
 16 場を含めた農地が広がっている。  
 17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
 18 生は標高 500m 程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
 19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高 1,000m 程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
 20 落、エゾマツ、ダケカンバ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロノ  
 21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンバ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
 22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンバ、ハイマツ等が続  
 23 く。植林地としては、標高 500m 以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
 24 ササが優占し、標高 1,000～2,000m まではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
 25  
 26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
 27 などが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
 28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオシロココマ、ヤマメ、中流  
 29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約 5 km の河床が粗砂から細れきのとこ  
 30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシヤマモの産卵床がある。  
 31  
 32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約 2,400ha に及ぶ耕地のかが  
 33 いに利用されている。水力発電としては、昭和 31 年に建設された岩志志発電所をはじめとする右左府発  
 34 電所、二風谷発電所など 5カ所の発電所により総最大出力約 66,500KW の電力供給が行われている。水  
 35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
 36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
 37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
 38  
 39 流域内には「日高山脈樺皮園定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
 40 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1

表 1-11 沙流川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	5科9種	エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ <sup>特</sup> 、クマネズミ <sup>特</sup> 、アライグマ <sup>特</sup> 、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ
鳥類	39科114種	留鳥 オシドリ <sup>特</sup> 、マガモ、ヨタカ <sup>特</sup> 、イカルチドリ <sup>特</sup> 、オオジシギ <sup>特</sup> 、オオセグロカモメ <sup>特</sup> 、チュウビ <sup>特</sup> 、ハイタカ <sup>特</sup> 、オオタカ <sup>特</sup> 、クマタカ <sup>特</sup> 、アカシヨウビン <sup>特</sup> 、クマガラ <sup>特</sup> 、ハヤブサ <sup>特</sup> 、アカモズ <sup>特</sup> 、ハシボソガラス、ショウドウツバメ <sup>特</sup> 、ホオアカ <sup>特</sup> 他 旅鳥 ヒンクイ <sup>特</sup> 、マガン <sup>特</sup> 、オオハクチョウ、オナガガモ、トモエガモ <sup>特</sup> 、コガモ、セイタカシギ <sup>特</sup> 、オジロワシ <sup>特</sup> 、オオワシ <sup>特</sup> 、ミヤマガラス、オオムシクイ <sup>特</sup> 他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	2科3種	アオダイショウ、ジムグリ、ニホンマムシ
魚類	8科19種	ジュウサンウグイ <sup>特</sup> 、エゾウグイ <sup>特</sup> 、フクドジョウ、サケ <sup>特</sup> 、サクラマス(ヤマメ) <sup>特</sup> 、エゾハナカジガ <sup>特</sup> 、ウキゴリ 他
底生動物	65科116種	モノアラガイ <sup>特</sup> 、ヒラマキミズマイマイ <sup>特</sup> 、スジエビ、アカマダラカゲロウ、オオコイムシ <sup>特</sup> 、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ <sup>特</sup> 、ウルマーシマトビケラ <sup>特</sup> 、ヒゲナガカワトビケラ <sup>特</sup> 、エゾコオナガミズマシ <sup>特</sup> 、クビボソコガシラミズムシ <sup>特</sup> 他
陸上昆虫	147科733種	アオイトトンボ、カラカネイトトンボ <sup>特</sup> 、ナツアカネ <sup>特</sup> 、ミヤマアカネ、カワラバタ <sup>特</sup> 、サザナミヒメカゲロウ <sup>特</sup> 、キマダラモドキ <sup>特</sup> 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 <sup>特</sup> 、キスジウスキヨトウ <sup>特</sup> 、ウラジロアツバ、フタオビコヤガ、アカガネオサムシ北海道亜種、セアカオサムシ <sup>特</sup> 、エゾアオゴミムシ <sup>特</sup> 、ケバヤマゲンゴロウ <sup>特</sup> 、ガムシ <sup>特</sup> 、オオヒラタシデムシ、セイヨウオオマルハナバチ <sup>特</sup> 他
植物	74科423種	草本類 ヒメドクサ <sup>特</sup> 、ミズアオイ <sup>特</sup> 、ミクリ <sup>特</sup> 、カモガヤ <sup>特</sup> 、ヒメウキガヤ <sup>特</sup> 、オオアワガエリ <sup>特</sup> 、ツルヨシ、ハイドジョウツナギ <sup>特</sup> 、チドリケマン <sup>特</sup> 、シコタンキンボウゲ <sup>特</sup> 、モモンヅル <sup>特</sup> 、ヤマタニタテ <sup>特</sup> 、ノダイオウ <sup>特</sup> 、タチハコベ <sup>特</sup> 、キタノコギリソウ <sup>特</sup> 、オオハンゴンソウ <sup>特</sup> 他 木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ <sup>特</sup> 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ 他

2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
 3 遡河魚類生息環境調査の結果による  
 4 注2) 特：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着：沙流川において着目すべき種、 外：外来種  
 5



写真 1-19 エゾノキヌヤナギ



写真 1-20 イカルチドリ



写真 1-21 サクラマス

6

7

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 沙流川本川における直轄管理区間上流端は、にぶたに湖  
3 の貯水池上流端となる。にぶたに湖の右岸側は山地となっ  
4 ており、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキの広葉樹林が広  
5 く分布し、水際にはツルヨシ、ヨシ、ヤナギ類等の群落  
6 が見られる。これに対しダムの左岸側は競走馬の牧場のほか  
7 人家や国道等でひらけており、水際以外に樹木は比較的少  
8 ない。ダム湖周辺では、マガモ、アオサギなどの水鳥、ハ  
9 ヤブサ、クマタカなどの猛禽類の他、ヒグマ、イイズナ等  
10 の哺乳類、エゾサンショウウオなどの両生類も見られる。  
11 湛水の始まった平成8年以降は、新たな水面ができたため  
12 マガモやカルガモなどの水鳥が多く確認されている。また、  
13 魚類ではエゾウグイ、サクラマス(ヤマメ)やサケ等もみ  
14 られる。二風谷ダムの建設では、魚道の設置によって魚類  
15 の移動経路を確保するとともに、裸地化した湖岸を自然石  
16 で被覆し植樹を施すなど河川環境保全に配慮した整備が  
17 図られてきた。  
18 ダム下流から平取町の平取大橋付近までは、山地の森林  
19 が沙流川の右岸あるいは左岸まで連続し、その河岸にはヤ  
20 ナギ高木や低木群落が優占する。鳥類では、ヒシクイやオ  
21 オハクチョウ等も確認され多様なガンカモ類等の渡りの  
22 中継地点となっている。魚類ではフクドジョウやウグイ類  
23 等道内の河川で一般的に見られる種が多く確認されている。  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38



写真1-2-9 にぶたに湖右岸 (貯砂ダム下流)



写真1-2-10 二風谷ダム貯砂ダム 下流のアオサギ



写真1-2-11 二風谷ダム魚道 をのぼるサケ

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 表 1-11 沙流川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	5科9種	エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ <sup>特</sup> 、クマネズミ <sup>特</sup> 、アライグマ <sup>特</sup> 、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ
鳥類	39科114種	留鳥 オシドリ <sup>特</sup> 、マガモ、ヨタカ <sup>特</sup> 、イカルチドリ <sup>特</sup> 、オオジシギ <sup>特</sup> 、オオセグロカモメ <sup>特</sup> 、チュウヒ <sup>特</sup> 、ハイタカ <sup>特</sup> 、オオタカ <sup>特</sup> 、クマタカ <sup>特</sup> 、アカショウビン <sup>特</sup> 、クマゲラ <sup>特</sup> 、ハヤブサ <sup>特</sup> 、アカモズ <sup>特</sup> 、ハシボソガラス、ショウドウツバメ <sup>特</sup> 、ホオアカ <sup>特</sup> 他 旅鳥 ヒシクイ <sup>特</sup> 、マガン <sup>特</sup> 、オオハクチョウ、オナガガモ、トモエガモ <sup>特</sup> 、コガモ、セイタカシギ <sup>特</sup> 、オジロワシ <sup>特</sup> 、オオワシ <sup>特</sup> 、ミヤマガラス、オオムシクイ <sup>特</sup> 他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	2科3種	アオダイショウ、ジムグリ、ニホンマムシ
魚類	8科19種	ジュウサンウグイ <sup>特</sup> 、エゾウグイ <sup>特</sup> 、フクドジョウ、サケ <sup>特</sup> 、サクラマス(ヤマメ) <sup>特</sup> 、エゾハナカジガ <sup>特</sup> 、ウキゴリ 他
底生動物	65科116種	モノアラガイ <sup>特</sup> 、ヒラマキミズマイマイ <sup>特</sup> 、スジエビ、アカマダラカゲロウ、オオコオイムシ <sup>特</sup> 、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ <sup>特</sup> 、ウルマーシマトビケラ <sup>特</sup> 、ヒゲナガカワトビケラ <sup>特</sup> 、エゾコオナガミズマシ <sup>特</sup> 、クビボソコガシラミズムシ <sup>特</sup> 他
陸上昆虫	147科733種	アオイトトンボ、カラカネイトトンボ <sup>特</sup> 、ナツアカネ <sup>特</sup> 、ミヤマアカネ、カワラバタ <sup>特</sup> 、サザナミメカゲロウ <sup>特</sup> 、キマダラモドキ <sup>特</sup> 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 <sup>特</sup> 、キスジウスキヨトウ <sup>特</sup> 、ウラジロアツバ、フタオビコヤガ、アカガネオサムシ北海道亜種、セアカオサムシ <sup>特</sup> 、エゾアオゴミムシ <sup>特</sup> 、ケバヤマゲンゴロウ <sup>特</sup> 、ガムシ <sup>特</sup> 、オオヒラタシデムシ、セイヨウオオマルハナバチ <sup>特</sup> 他
植物	74科423種	草本類 ヒメドクサ <sup>特</sup> 、ミズアオイ <sup>特</sup> 、ミクリ <sup>特</sup> 、カモガヤ <sup>特</sup> 、ヒメウキガヤ <sup>特</sup> 、オオアワガエリ <sup>特</sup> 、ツルヨシ、ハイドジョウツナギ <sup>特</sup> 、チドリケマン <sup>特</sup> 、シコタンキンボウゲ <sup>特</sup> 、モメンツル <sup>特</sup> 、ヤマタニタテ <sup>特</sup> 、ノダイオウ <sup>特</sup> 、タチハコベ <sup>特</sup> 、キタノコギリソウ <sup>特</sup> 、オオハンゴンソウ <sup>特</sup> 他 木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ <sup>特</sup> 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ 他

2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
3 遡河魚類生息環境調査の結果による  
4 注2) 特：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着：沙流川において着目すべき種、 外：外来種  
5



写真 1-19 エゾノキヌヤナギ



写真 1-20 イカルチドリ



写真 1-21 サクラマス

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

平取大橋から下流は、右岸は堤防の連続する平取町の田園地帯から日高町富川市街地そして河口へと続き、左岸は、段丘上は競走馬の牧場等に広く利用される間を山地から連続する樹林が河岸まで連なり、富川付近から下流河口までは有堤区間となり国道付近の市街地を除き、その堤内外とも広く採草放牧地に利用されている。高水敷は大部分が採草放牧地に利用されており、河道内樹木は一部の高水敷と無堤部の河岸、安定した洲に存在し、その多くはヤナギ低木林となっている。鳥類では荷葉大橋下流でオオハクチョウが確認されるほか、河口付近はカモメ類の大規模な生息地となっている。魚類では、サケやサクラマスが



写真1-2-12 平取町荷葉 (左岸の河畔林)



写真1-2-13 シンヤモ (写真提供/蔵川野)



写真1-2-14 黒毛和牛(平取町宮牧野)

写真は、サケやサクラマスが遡上するほか、ヤツメ類、フナ類、ドジョウも確認されている。河口から約5kmの区間は北海道の太平洋沿岸域に生息し、産卵期にのみ河川に遡上するシンヤモの産卵床になっているが、昭和40年代の前半をピークにシンヤモの漁獲量は減少している。支川額平川中流部宿主別川合流点付近は、周囲を森林に囲まれる中、河川周辺の台地上に肉牛の牧場が広がっている。また、付近には広さ約15haと日本一の広さを誇る野生のスズラン群生地がある。鳥類ではクマタカ、ハヤブサ、オオタカなどの猛禽類が確認されている。また、魚類ではエゾウグイやブクドジョウのほかサクラマスも確認されている。



写真1-2-15 スズラン鑑賞会

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

沙流川は、このように豊かな自然を有していることから、治水・利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全を地域の人々から求められている。特にシンヤモについては食文化として地域を代表する資源であり、その自然産卵床区間を保全するため、産卵に適した流量、河床高、河床材料の保全が課題である。また、沙流川下流部では田畑や牧場・市街地が広がって堤内側の樹林が比較的少なく、河道内の樹木がそこに生息・生育する動植物にとってその生活の上で様々な役割を果たしている。しかし、この河道内樹木は流下能力の阻害要因となっている。地域の人々からは河川環境保全のため、河道内樹木の保全を求められており、その保全を含めた適正な管理が課題である。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1

表 1-11 沙流川 中流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種
哺乳類	5科9種	エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ <sup>特</sup> 、クマネズミ <sup>特</sup> 、アライグマ <sup>特</sup> 、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ
鳥類	39科114種	留鳥 オシドリ <sup>特</sup> 、マガモ、ヨタカ <sup>特</sup> 、イカルチドリ <sup>特</sup> 、オオジシギ <sup>特</sup> 、オオセグロカモメ <sup>特</sup> 、チュウビ <sup>特</sup> 、ハイタカ <sup>特</sup> 、オオタカ <sup>特</sup> 、クマタカ <sup>特</sup> 、アカシヨウビン <sup>特</sup> 、クマゲラ <sup>特</sup> 、ハヤブサ <sup>特</sup> 、アカモズ <sup>特</sup> 、ハシボソガラス、ショウドウツバメ <sup>特</sup> 、ホオアカ <sup>特</sup> 他 旅鳥 ヒンシクイ <sup>特</sup> 、マガン <sup>特</sup> 、オオハクチョウ、オナガガモ、トモエガモ <sup>特</sup> 、コガモ、セイタカシギ <sup>特</sup> 、オジロシ <sup>特</sup> 、オオワシ <sup>特</sup> 、ミヤマガラス、オオムシクイ <sup>特</sup> 他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル
爬虫類	2科3種	アオダイショウ、ジムグリ、ニホンマンシ
魚類	8科19種	ジュウサンウグイ <sup>特</sup> 、エゾウグイ <sup>特</sup> 、ブクドジョウ、サケ <sup>特</sup> 、サクラマス(ヤマメ) <sup>特</sup> 、エゾハナカジガ <sup>特</sup> 、ウキゴリ 他
底生動物	65科116種	モノアラガイ <sup>特</sup> 、ヒラマキミズマイマイ <sup>特</sup> 、スジエビ、アカマダラカゲロウ、オオコオイムシ <sup>特</sup> 、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ <sup>特</sup> 、ウルマーシマトビケラ <sup>特</sup> 、ヒゲナガカワトビケラ <sup>特</sup> 、エゾコオナガミズマシ <sup>特</sup> 、クビボソコガシラミズムシ <sup>特</sup> 他
陸上昆虫	147科733種	アオイトトンボ、カラカネイトトンボ <sup>特</sup> 、ナツアカネ <sup>特</sup> 、ミヤマアカネ、カワラバタ <sup>特</sup> 、サザナミヒメカゲロウ <sup>特</sup> 、キマダラモドキ <sup>特</sup> 、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種 <sup>特</sup> 、キスジウスキヨトウ <sup>特</sup> 、ウラジロアツバ、フタオビコヤガ、アカガネオサムシ北海道亜種、セアカオサムシ <sup>特</sup> 、エゾアオゴミムシ <sup>特</sup> 、ケバヤマゲンゴロウ <sup>特</sup> 、ガムシ <sup>特</sup> 、オオヒラタシデムシ、セイヨウオオマルハナバチ <sup>特</sup> 他
植物	74科423種	草本類 ヒメドクサ <sup>特</sup> 、ミズアオイ <sup>特</sup> 、ミクリ <sup>特</sup> 、カモガヤ <sup>特</sup> 、ヒメウキガヤ <sup>特</sup> 、オオアワガエリ <sup>特</sup> 、ツルヨシ、ハイドジョウツナギ <sup>特</sup> 、チドリケマン <sup>特</sup> 、シコタンキンボウゲ <sup>特</sup> 、モメンヅル <sup>特</sup> 、ヤマタニタテ <sup>特</sup> 、ノダイオウ <sup>特</sup> 、タチハコベ <sup>特</sup> 、キタノコギリソウ <sup>特</sup> 、オオハンゴンソウ <sup>特</sup> 他 木本類 ミズナラ、ケヤマハンノキ <sup>特</sup> 、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ 他

2 注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
3 遡河魚類生息環境調査の結果による  
4 注2) 特: 環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着: 沙流川において着目すべき種、 外: 外来種  
5



写真 1-19 エゾノキヌヤナギ



写真 1-20 イカルチドリ



写真 1-21 サクラマス

6  
7

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
16 場を含めた農地が広がっている。  
17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
18 生は標高 500m 程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高 1,000m 程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロ  
21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
23 く。植林地としては、標高 500m 以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
24 ササが優占し、標高 1,000～2,000m まではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
25  
26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテ  
27 ンなどが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約 5km の河床が粗砂から細れきのと  
30 ころには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
31  
32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約 2,400ha に及ぶ耕地のかが  
33 いに利用されている。水力発電としては、昭和 31 年に建設された岩知志発電所をはじめとする左右府発  
34 電所、二風谷発電所など 5カ所の発電所により総最大出力約 66,500KW の電力供給が行われている。水  
35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

### 1 3) 沙流川下流域(河口～新沙流川橋付近)

2 沙流川の大庄管理区間のうち下流域(河口～KP4.6)は河口から4.6kmまでの区間の感  
3 潮域であり、高水敷の多くが採草地として利用されている。  
4 河道周辺の湿性草地は、ミクリヤヒメガマ等貴重な植物の生息地であり、絶滅危惧種  
5 のタンチョウやチュウヒによる利用がみられる。また、秋から冬にかけては、餌を求め  
6 て絶滅危惧種のオジロワシ等が飛来する。魚類では、ジュズカケハゼ等の汽水域に生息  
7 する魚類がみられるほか、秋には水産上重要なサケ、シシャモ等が遡上する。  
8 また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴン  
9 ソウが確認されている。  
10 生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で110ha  
11 程度であったが、令和2年頃(2020年)は80ha程度に減少している。また、干潟を含む  
12 自然裸地は平成17年時点(2005年)で30ha程度であり、令和2年頃(2020年)は30ha程  
13 度と変化はみられない。さらに、ワンド・たまり、潮溜環境を含む水域は平成17年時点  
14 (2005年)で50ha程度であり、令和2年頃(2020年)は50ha程度と変化はみられない。  
15

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

平取大橋から下流は、右岸は堤防の連続する平取町の田園地帯から日高町富川市街地そして河口へと続き、左岸は、段丘上は競走馬の牧場等に広く利用される間を山地から連続する樹林が河岸まで連なり、富川付近から下流河口までは有堤区間となり国道付近の市街地を除き、その堤内外とも広く採草放牧地に利用されている。高水敷は大部分が採草放牧地に利用されており、河道内樹木は一部の高水敷と無堤部の河岸、安定した洲に存在し、その多くはヤナギ低木林となっている。鳥類では荷葉大橋下流でオオハクチョウが確認されるほか、河口付近はカモ類の大規模な生息地となっている。魚類では、サケやサクラマスが



写真1-2-12 平取町荷葉 (左岸の河畔林)



写真1-2-13 シンヤモ (写真提供/藤川)



写真1-2-14 黒毛和牛(平取町宮牧野)

20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

迎上するほか、ヤツメ類、フナ類、ドジョウも確認されている。河口から約5kmの区間は北海道の太平洋沿岸域に生息し、産卵期にのみ河川に遡上するシンヤモの産卵床になっているが、昭和40年代の前半をピークにシンヤモの漁獲量は減少している。支川額平川中流部宿別川合流点付近は、周囲を森林に囲まれる中、河川周辺の台地上に肉牛の牧場が広がっている。また、付近には広さ約15haと日本一の広さを誇る野生のスズラン群生地がある。鳥類ではクマタカ、ハヤブサ、オオタカなどの猛禽類が確認されている。また、魚類ではエゾウグイやブクドジョウのほかサクラマスも確認されている。



写真1-2-15 スズラン鑑賞会

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

沙流川は、このように豊かな自然を有していることから、治水・利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全を地域の人々から求められている。特にシンヤモについては食文化として地域を代表する資源であり、その自然産卵床区間を保全するため、産卵に適した流量、河床高、河床材料の保全が課題である。また、沙流川下流部では田畑や牧場・市街地が広がって堤内側の樹林が比較的少なく、河道内の樹木がそこに生息・生育する動植物にとってその生活の上で様々な役割を果たしている。しかし、この河道内樹木は流下能力の阻害要因となっている。地域の人々からは河川環境保全のため、河道内樹木の保全を求められており、その保全を含めた適正な管理が課題である。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

3) 沙流川下流域(河口～新沙流川橋付近)

沙流川の大正管理区間のうち下流域(河口～KP4.6)は河口から4.6kmまでの区間の感潮域であり、高水敷の多くが採草地として利用されている。

河道周辺の湿性草地は、ミクリヤヒメガマ等貴重な植物の生息地であり、絶滅危惧種のタンチョウやチュウビによる利用がみられる。また、秋から冬にかけては、餌を求めて絶滅危惧種のオジロワシ等が飛来する。魚類では、ジュズカケハゼ等の汽水域に生息する魚類がみられるほか、秋には水産上重要なサケ、シンヤモ等が遡上する。

また、特定外来生物として、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウが確認されている。

生息場の状況においては、湿性植生を含む草地環境は平成17年時点(2005年)で110ha程度であったが、令和2年頃(2020年)は80ha程度に減少している。また、干潟を含む自然裸地は平成17年時点(2005年)で30ha程度であり、令和2年頃(2020年)は30ha程度と変化はみられない。さらに、ワンド・たまり、瀬淵環境を含む水域は平成17年時点(2005年)で50ha程度であり、令和2年頃(2020年)は50ha程度と変化はみられない。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
14 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
15 場を含めた農地が広がっている。  
16 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
17 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
18 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
19 落、エゾマツ、ダケカンバ群落がアカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザサ、ハナヒロ  
20 ノキ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンバ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
21 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンバ、ハイマツ等が続  
22 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
23 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
24  
25

26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
27 などが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオシロココマ、ヤマメ、中流  
29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
31

32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする右左府発  
34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。

38 流域内には「日高山脈樺皮園定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1

表 1-12 沙流川 下流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種	
哺乳類	5科9種	オオアシタガリネズミ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ、クマネズミ、ライグマ、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ	
鳥類	35科114種	留鳥 夏鳥	マガモ、タンチョウ、オオジシギ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ミサゴ、チュウヒ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ハシボソガラス、マキノセンニュウ、ホオアカ
		旅鳥 冬鳥	ヒシクイ、マガン、ハクガン、シジュウカラガン、コクガン、オナガガモ、コガモ、シノリガモ、オジロワシ、オオワシ
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル	
魚類	12科30種	シベリアヤツメ、カワヤツメ、ニホンウナギ、ジュウサンウグイ、エゾウグイ、ウグイ、シシャモ、サケ、サクラマス(ヤマメ)、エゾハナカジカ、スマチチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ、ジュズカケハゼ	
底生動物	60科113種	モノアラガイ、ヒラキミズマイマイ、カワゴカイ属、スジエビ、アカマダラカゲロウ、オオコイムシ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、エゾコオナガミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ	
陸上昆虫	157科729種	イソコモリガモ、セスジイトトンボ、アキアカネ、ノシメトンボ、カバイロシジミ、キマダラモドキ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、スグドクガ、アカスジキョウト、シロモンヤガ、エダガタニクバエ、ウミズギワゴミムシ、セアカオサムシ、アオゴミムシ、エゾアオゴミムシ、イグチケブカゴミムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ホソアシチビイッカク、テラニシクサアリ、セイヨウオオマルハナバチ	
植物	66科385種	草本類	リュウノヒゲモ、ミクリ、ヒメガマ、カモガヤ、オオアワガエリ、ツルヨシ、ヤマタニタテ、ノダイオウ、サクラソウ、キタノコギリソウ、オオハンゴンソウ
		木本類	ミズナラ、ケヤマハンノキ、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、鶴川沙流川  
遡河魚類生息環境調査の結果による

注2) 特：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着：沙流川において着目すべき種、 外：外来種



写真 1-22 ヒメガマ



写真 1-23 タンチョウ



写真 1-24 シシャモ

6

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

平取大橋から下流は、右岸は堤防の連続する平取町の田園地帯から日高町富川市街地そして河口へと続き、左岸は、段丘上は競走馬の牧場等に広く利用される間を山地から連続する樹林が河岸まで連なり、富川付近から下流河口までは有堤区間となり国道付近の市街地を除き、その堤内外とも広く採草放牧地に利用されている。高水敷は大部分が採草放牧地に利用されており、河道内樹木は一部の高水敷と無堤部の河岸、安定した洲に存在し、その多くはヤナギ低木林となっている。鳥類では荷葉大橋下流でオオハクチョウが確認されるほか、河口付近はカモメ類の大規模な生息地となっている。魚類では、サケやサクラマスが



写真1-2-12 平取町荷葉 (左岸の河畔林)



写真1-2-13 シンヤモ (写真提供/釧路市)



写真1-2-14 黒毛和牛(平取町宮牧野)

写真は、サケやサクラマスが遡上するほか、ヤツメ類、フナ類、ドジョウも確認されている。河口から約5kmの区間は北海道の太平洋沿岸域に生息し、産卵期にのみ河川に遡上するシンヤモの産卵床になっているが、昭和40年代の前半をピークにシンヤモの漁獲量は減少している。支川額平川中流部宿別川合流点付近は、周囲を森林に囲まれる中、河川周辺の台地上に肉牛の牧場が広がっている。また、付近には広さ約15haと日本一の広さを誇る野生のスズラン群生地がある。鳥類ではクマタカ、ハヤブサ、オオタカなどの猛禽類が確認されている。また、魚類ではエゾウグイやブクドジョウのほかサクラマスも確認されている。



写真1-2-15 スズラン鑑賞会

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

沙流川は、このように豊かな自然を有していることから、治水・利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全を地域の人々から求められている。特にシンヤモについては食文化として地域を代表する資源であり、その自然産卵床区間を保全するため、産卵に適した流量、河床高、河床材料の保全が課題である。また、沙流川下流部では田畑や牧場・市街地が広がり堤内側の樹林が比較的少なく、河道内の樹木がそこに生息・生育する動植物にとってその生活の上で様々な役割を果たしている。しかし、この河道内樹木は流下能力の阻害要因となっている。地域の人々からは河川環境保全のため、河道内樹木の保全を求められており、その保全を含めた適正な管理が課題である。

1

表 1-12 沙流川 下流域における動植物確認種

分類群	科種数	確認種	
哺乳類	5科9種	オオアシタガリネズミ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ、クマネズミ、アライグマ、エゾタヌキ、キタキツネ、ニホンジカ	
鳥類	35科114種	留鳥 夏鳥	マガモ、タンチョウ、オオジシギ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ミサゴ、チュウヒ、ハイトカ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ハシボソガラス、マキノセンニュウ、ホオアカ、他
		旅鳥 冬鳥	ヒシギ、マガン、ハクガン、シジュウカラガン、コクガン、オナガガモ、コガモ、シノリガモ、オジロワシ、オオワシ、他
両生類	2科2種	ニホンアマガエル、エゾアカガエル	
魚類	12科30種	シベリアヤツメ、カワヤツメ、ニホンウナギ、ジュウサンウグイ、エゾウグイ、ウグイ、シシヤモ、サケ、サクラマス(ヤマメ)、エゾハナカジカ、ヌマチチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ、ジュズカケハゼ、他	
底生動物	60科113種	モノアラガイ、ヒラキミズマイマイ、カワゴカイ属、スジエビ、アカマダラカゲロウ、オオコイムシ、ナミコガタシマトビケラ、キタシマトビケラ、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ、エゾコオナガミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ、他	
陸上昆虫	157科729種	イソコモリグモ、セスジイトトンボ、アキアカネ、ノシメトンボ、カバイロシジミ、キマダラモドキ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、スグドクガ、アカスジキョウト、シロモンヤガ、エダガタニクバエ、ウミミズギワゴミムシ、セアカオサムシ、アオゴミムシ、エゾアオゴミムシ、イグチケブカゴミムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ホソアシチビイッカク、テラニシクサアリ、セイヨウオオマルハナバチ、他	
植物	66科385種	草本類	リュウノヒゲモ、ミクリ、ヒメガマ、カモガキ、オオアワガエリ、ツルヨシ、ヤマタニタデ、ノダイオウ、サクラソウ、キタノコギリソウ、オオハンゴンソウ、他
		木本類	ミズナラ、ケヤマハンノキ、エゾノキヌヤナギ、オノエヤナギ、他

2  
3  
4  
5

注1) 上記は河川水辺の国勢調査の最新2回分(平成15年(2003年)～令和3年(2021年))の調査結果及び、釧路沙流川遡河魚類生息環境調査の結果による  
注2) 特：環境省レッドリスト等に記載されている重要な種、 着：沙流川において着目すべき種、 外：外来種



写真 1-22 ヒメガマ



写真 1-23 タンチョウ



写真 1-24 シンヤモ

6

1  
2 沙流川本川における直轄管理区間上流端は、にぶたに湖  
3 の貯水池上流端となる。にぶたに湖の右岸側は山地となっ  
4 ており、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキの広葉樹林が広  
5 く分布し、水際にはツルヨシ、ヨシ、ヤナギ類等の群落  
6 が見られる。これに対しダムの左岸側は競走馬の牧場のほか  
7 人家や国道等でひらけており、水際以外に樹木は比較的少  
8 ない。ダム湖周辺では、マガモ、アオサギなどの水鳥、ハ  
9 ヤブサ、クマタカなどの猛禽類の他、ヒグマ、イイズナ等  
10 の哺乳類、エゾサンショウウオなどの両生類も見られる。  
11 湛水の始まった平成8年以降は、新たな水面ができたため  
12 マガモやカルガモなどの水鳥が多く確認されている。また、  
13 魚類ではエゾウグイ、サクラマス(ヤマメ)やサケ等もみ  
14 られる。二風谷ダムの建設では、魚道の設置によって魚類  
15 の移動経路を確保するとともに、裸地化した湖岸を自然石  
16 で被覆し植樹を施すなど河川環境保全に配慮した整備が  
17 図られてきた。  
18 ダム下流から平取町の平取大橋付近までは、山地の森林  
19 が沙流川の右岸あるいは左岸まで連続し、その河岸にはヤ  
20 ナギ高木や低木群落が優占する。鳥類では、ヒシクイやオ  
21 オハクチョウ等も確認され多様なガンカモ類等の渡りの  
22 中継地点となっている。魚類ではフクドジョウやウグイ類  
23 等道内の河川で一般的に見られる種が多く確認されている。



写真1-2-9 にぶたに湖右岸(貯砂ダム下流)



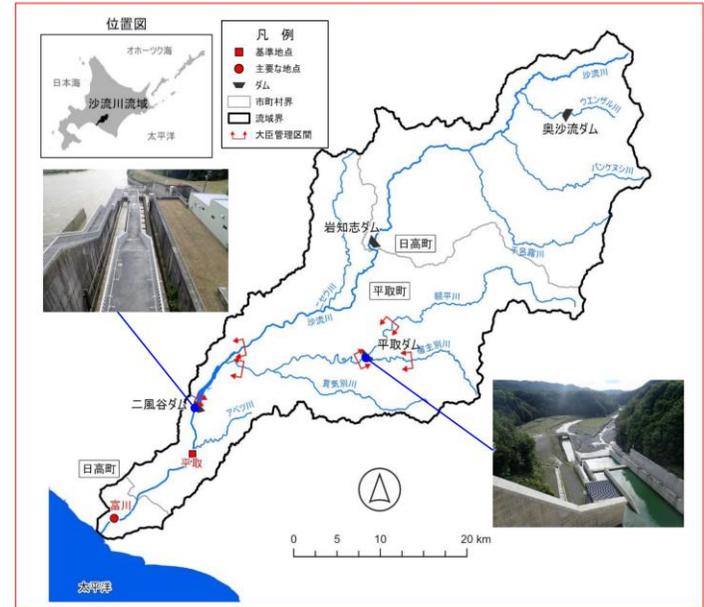
写真1-2-10 二風谷ダム貯砂ダム下流のアオサギ



写真1-2-11 二風谷ダム魚道をのぼるサケ

1 (4) 魚類の遡上環境等

2 沙流川では、サケやサクラマス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの遡  
3 上環境の保全に取り組んできた。  
4 現在までに、二風谷ダム及び平取ダムにおいて魚道が整備され、魚類の移動に配慮し  
5 た施設の整備を行ってきた。



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成  
図 1-22 魚類の遡上環境

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
 2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
 3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
 5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
 6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
 7 るようになる。  
 8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
 9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
 10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
 11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
 12 続する。  
 13  
 14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
 15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
 16 場を含めた農地が広がっている。  
 17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
 18 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
 19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
 20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロノ  
 21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
 22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
 23 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
 24 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
 25  
 26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
 27 など確認される。鳥類はカワセミ、インシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
 28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
 29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
 30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
 31  
 32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
 33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする右左府発  
 34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
 35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
 36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
 37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
 38 流域内には「日高山脈襟裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
 39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
 40



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 (5) 河川景観  
 2 沙流川流域は、古くからアイヌ民族の生活・生業の場であり、その伝統が様々な形で  
 3 受け継がれ現在に至っており、平取町では「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域  
 4 の文化的景観」が文化財の価値として特に重要な「重要文化的景観」として、平成19年  
 5 (2007年)7月に北海道で初めて選定された地域となっている。  
 6 沙流川の上流部では、急峻な峰々をつらねた日高山系及び輝緑凝灰岩からなる竜門峡  
 7 や三岡峡のような渓谷と清流からなる景観が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 8 特に幌尻岳(ポロシ)は幌尻岳の神(ポロシルンカムイ)の住む山としてアイヌの人々  
 9 にとって祈りの対象とされている。  
 10 また、沙流川源流原始林は、日高山脈襟裳十勝国立公園の一部で天然記念物に指定さ  
 11 れているほか、紅葉や深緑の中を落ちるサンゴの滝、千呂露の峡谷や、日本一の広大  
 12 さを誇るスズランの群生地等が有名である。  
 13 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは穏やかで、河岸段丘の  
 14 発達が顕著であり、河川に沿って農地と国道が連続する。河道は河床堆積土砂も多くなり  
 15 瀬や淵がみられるようになる。  
 16 二風谷ダム周辺では、右岸側ではイオルの森<sup>注)</sup>として山づくりが行われており、露岩  
 17 と尾根筋のトドマツは、アイヌの暮らしを育んできた美しい森林景観となっているとと  
 18 もに、アイヌの人々の伝説にもなっているオプシヌプリ(穴空き岩)があり、夏至の日  
 19 の夕方にはオプシヌプリの穴に太陽が沈む光景がみられる。  
 20 また、平取町内の二風谷地区は「アイヌ文化」の里として整備が進められ、博物館や  
 21 資料館、屋外展示施設として復元伝統的家居群が立ち並ぶといった、特徴的な集落景観  
 22 が広がっている。  
 23 二風谷ダムから下流は、朝霧に浮かぶ遠く<sup>注)</sup>の山々を背景に牧歌的な田園風景や丘陵地  
 24 や河岸段丘上の台地では畜産業による牧草地が広がっているほか、優駿の里の広大な牧  
 25 野景観、市街地の街並み、河口の海岸景観、親水性に富んだ水際空間等で構成される。  
 26 また、流域内自治体では、イオル自然体験会や文化的景観ツアー、ひだか樹葉まつり  
 27 等の四季を通じて多彩なイベントが開催され、住民が一体となって観光を盛り上げてい  
 28 る。  
 29 注) イオルの森: アイヌ文化を育み、暮らしを支えてきた森のこと。アイヌ文化の  
 30 伝承等で利用されている。  
 31

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
 2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
 3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
 4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
 5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
 6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
 7 るようになる。  
 8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
 9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
 10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
 11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
 12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
 15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
 16 場を含めた農地が広がっている。  
 17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
 18 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
 19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
 20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落がアカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロ  
 21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
 22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
 23 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
 24 ササが優占し、標高1,000~2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。

26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
 27 などが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
 28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオシロココマ、ヤマメ、中流  
 29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
 30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。

32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
 33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする右左府発  
 34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
 35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
 36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
 37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。

38 流域内には「日高山脈樺葉国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
 39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
 40

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 1-23 河川景観

1  
2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
3 沙流川の水利は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他を合わせて13.67 m<sup>3</sup>/s  
4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6 m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につい  
5 ては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
7 ている。  
8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
9 等に配慮する必要がある。

10  
11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量デ  
12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。

15  
16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
19 の都市区域においては、うるおいとやすらぎを得られる貴  
20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
21 備され、スポーツ、散策、釣り等多目的に利用され、ま  
22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
24 りやチャサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
25 れている。



写真1-2-7 河川空間の利用状況

26 河川空間の適正な利用については、歴史・文化を踏まえ  
27 た地域づくりと地域連携に向けて、河川整備に対する要望を踏まえ、自治体等と協力して地域住民とパ  
28 ートナーシップの関係を構築する必要がある。  
29 多くの人々に利用されている沙流川であるが、近年では沙流川の流域に伝わる文化の継承に配慮しつ  
30 つ豊かな自然環境とのふれあいや体験学習の場としての整備及び保全の要望が強くなっている。



写真1-2-8 高水敷利用状況

1 **(6) 河川空間の利用**

2 沙流川流域は、軽種馬が基幹産業であり大規模経営がなされていることから、河川空  
3 間の利用については、高水敷の広い空間を採草放牧地として広く活用されている。また、  
4 沙流川流域の日高町富川地区や平取町本町の市街地区間においては、自然のうるおいと  
5 やすらぎを得られる貴重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地等、多目的に利  
6 用されている。

7 また、沙流川の河川空間は、アイヌ文化伝承の場、河川敷、牧場風景を望むフットパ  
8 スツアー等で利用されており、特に、二風谷地区では、アイヌ伝統文化であるチャサン  
9 ケが毎年行われ、流域内はもとより、多くの観光客が来訪している。

10 さらに、平取町では、地域に息づく歴史・文化を川から発信するための「平取町かわ  
11 まちづくり」が進められ、文化伝承の場やフットパス等、広域の水辺空間を一体とした  
12 活用が推進されている。また、下流域の日高町門別地区では、高水敷にせせらぎ公園や  
13 パークゴルフ場が整備され、多くの利用者が訪れているほか、毎年10月に町を代表する  
14 特産品である「シシャモ」が味わえる人気のイベントである「門別ししゃも祭り」<sup>注)</sup>  
15 が開催されている。

16 シーニックパイウェイ北海道の候補ルートとして、日高シーニックパイウェイがあり、  
17 地域固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等の地域資源を最大限に活  
18 用し、地域住民と行政が連携し、「美しい景観づくり」、「活力ある地域づくり」、「魅  
19 力ある観光空間づくり」を実践している。その取組の一つとして、沙流川の河川堤防を  
20 活用したサイクリングのイベントが開催され、「イザベラ・バードの道を辿る会」との  
21 連携により、北海道の開拓の歴史や、アイヌ文化に触れる貴重な機会として活動されて  
22 いる。

23 注) 令和2年(2020年)～令和3年(2021年)は新型コロナウイルスの影響により中止、  
24 令和4年(2022年)～令和6年(2024年)はシシャモ漁の不漁により中止  
25

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 **2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題**  
3 沙流川の水利利用は、農業用水の13.24m<sup>3</sup>/sをはじめ水道用水、鉱工業用水、その他を合わせて13.67 m<sup>3</sup>/s  
4 である。また、発電には岩知志発電所他4カ所で最大89.6 m<sup>3</sup>/sが利用されている。河川水の利用につ  
5 いては、許可水利権に基づいた適正な取水が行われている。  
6 渇水については、平成3年2月から3月にかけて平取町の上水道において取水制限を行う事態が発生し  
7 ている。  
8 今後の流域の発展のために必要な水の安定供給を図りつつ、健全な水循環系の保全、合理的な水利用  
9 等に配慮する必要がある。

10  
11 流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、二風谷ダム単独では近年20年間の流量デ  
12 ータから、年間10日以上確保できない年が11年ある。  
13 水質については良好で環境基準を満足しており、全国一級河川で上位に位置する清澄な河川である。  
14 今後も現状の良好な水質を継承していくことが求められている。

15  
16 河川空間の利用では、沙流川流域は軽種馬の生産・育成  
17 が基幹産業の一つであることから、高水敷が採草放牧地と  
18 して広く利用されている。また、日高町門別地区、平取町  
19 の都市区域においては、うるおいとやすらぎを得られる貴  
20 重なオープンスペースとして、広場・公園・緑地などが整  
21 備され、スポーツ、散策、釣り等多目的に利用され、ま  
22 た、河川空間を利用したイベントとしては、富川地区のし  
23 しゃも祭りや門別夏まつり、二風谷地区の二風谷湖水まつ  
24 りやチャサンケ(アイヌ文化の舟おろしの儀式)等が実施さ  
25 れている。  
26 河川空間の適正な利用については、歴史・文化を踏まえ  
27 た地域づくりと地域連携に向けて、河川整備に対する要望を踏まえ、自治体等と協力して地域住民とパ  
28 ートナーシップの関係を構築する必要がある。  
29 多くの人々に利用されている沙流川であるが、近年では沙流川の流域に伝わる文化の継承に配慮しつ  
30 つ豊かな自然環境とのふれあいや体験学習の場としての整備及び保全の要望が強くなっている。



写真 1-2-7 河川空間の利用状況



写真1-2-8 高水敷利用状況

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区画)(国土交通省)を加工して作成  
図 1-24 河川空間の利用状況

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

平取大橋から下流は、右岸は堤防の連続する平取町の田園地帯から日高町富川市街地そして河口へと続き、左岸は、段丘上は競走馬の牧場等に広く利用される間を山地から連続する樹林が河岸まで連なり、富川付近から下流河口までは有堤区間となり国道付近の市街地を除き、その堤内外とも広く採草放牧地に利用されている。高水敷は大部分が採草放牧地に利用されており、河道内樹木は一部の高水敷と無堤部の河岸、安定した洲に存在し、その多くはヤナギ低木林となっている。鳥類では荷葉大橋下流でオオハクチョウが確認されるほか、河口付近はカモメ類の大規模な生息地となっている。魚類では、サケやサクラマスが



写真1-2-12 平取町荷葉(左岸の河畔林)



写真1-2-13 シンヤモ(写真提供/蘆川町)



写真1-2-14 黒毛和牛(平取町宮牧野)

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

遡上するほか、ヤツメ類、フナ類、ドジョウも確認されている。河口から約5kmの区間は北海道の太平洋沿岸域に生息し、産卵期にのみ河川に遡上するシンヤモの産卵床になっているが、昭和40年代の前半をピークにシンヤモの漁獲量は減少している。支川額平川中流部宿主別川合流点付近は、周囲を森林に囲まれる中、河川周辺の台地上に肉牛の牧場が広がっている。また、付近には広さ約15haと日本一の広さを誇る野生のスズラン群生地がある。鳥類ではクマタカ、ハヤブサ、オオタカなどの猛禽類が確認されている。また、魚類ではエゾウグイやブクドジョウのほかサクラマスも確認されている。



写真1-2-15 スズラン鑑賞会

32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47

沙流川は、このように豊かな自然を有していることから、治水・利水の調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全を地域の人々から求められている。特にシンヤモについては食文化として地域を代表する資源であり、その自然産卵床区間を保全するため、産卵に適した流量、河床高、河床材料の保全が課題である。また、沙流川下流部では田畑や牧場・市街地が広がって堤内側の樹林が比較的少なく、河道内の樹木がそこに生息・生育する動植物にとってその生活の上で様々な役割を果たしている。しかし、この河道内樹木は流下能力の阻害要因となっている。地域の人々からは河川環境保全のため、河道内樹木の保全を求められており、その保全を含めた適正な管理が課題である。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33

(7) 河川の適正な利用及び河川環境の課題

沙流川は多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を有しており、持続可能な多様性のある水際の保全・創出や流域を含めた自然環境の保全・創出が必要である。沙流川で定期的に起こる土砂の侵食と堆積は、有用な植物であるアワヨシ等が繁茂する環境を整える効果があるとされていたが、現在では砂礫河原が減少し、河岸に樹木が繁茂している。

河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、環境を保全・創出しつつ適切に管理していく必要がある。

沙流川の大丘管理区間のうち、二風谷ダム、平取ダムでは魚道が整備されているが、樋門地点等については落差が確認されており、魚類等の移動の連続性が確保されるよう、河川整備を行う際には魚類の生息環境を保全・創出する必要がある。

また、サクラマスやシンヤモは地域産業の貴重な資源となっているため、関係機関と連携を図りながら、遡上や産卵環境を保全・創出する必要がある。

なお、河川やその周辺において、外来種による深刻な影響は発生していないが、今後とも関係機関と連携し、侵入・拡大の防止に努める必要がある。

河道周辺における湿生植生を含む草地環境、自然裸地及び水域は減少傾向にあり、樹林化が進行している。草地環境や自然裸地を生息・繁殖環境として利用する鳥類、水域に生息する魚類は、平成17年(2005年)頃に多くの個体数が確認されていたが、生息場の減少に伴い、個体数が減少している。また、草地環境を利用する絶滅危惧種のタンチョウやチュウビ、自然裸地を利用するイカルチドリ、ワンド・たまりに生息するイトヨ等の貴重種の確認個体数は経年的に少ない、もしくは減少傾向にあり、草地環境、自然裸地及び水域の保全・創出が課題となっている。

河川水質の一般的な指標であるBOD75%値は、環境基準を満たしているが、今後も各自治体と連携しながら継続的に監視していく必要がある。

平取町市街地周辺等の高水敷は、人と川がふれあう貴重な河川空間として多くの人々に利用されている。河川愛護活動など含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取組を強化する必要がある。

樋門や橋梁は河川景観を形成する重要な要素であることから、地域の景観形成を図る上で十分な配慮が必要である。また、河川整備にあたっては、河川空間の利用に関する多様なニーズを反映し、より一層の自然環境の保全と調和を図ることが重要である。さらに、河川愛護活動や環境教育等の取組と連携しながら河川整備を進める必要がある。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急的かつ重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシシャモやサクラマスをはじめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

流域の未来へ向けた河川整備については、それら地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

流下断面が不足している地区に関しては、シシャモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に支障を来すおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考慮するとともに、関係機関と連携を図る。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するおそれがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われており、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シシャモ)、景観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1-3 河川整備計画の目標

### 1-3-1 河川整備の基本理念

第9期北海道総合開発計画では、以下を2050年の北海道の将来像としている。

①「食、観光、脱炭素化等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊かな北海道が実現することで、我が国の経済安全保障に貢献している。」

②「デジタルの実装により、北海道内の地方部における定住・交流環境が維持されるとともに、国内外から人を魅きつける多様な暮らし方が実現している。」

また、将来像に向けた第一歩として、豊かな北海道を実現し、我が国に貢献するための土台づくりとしての目標を定めている。

目標1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道

～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」

目標2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造

～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」

さらに、将来像を実現するために進むべき方向性として「北海道独自の文化を保全・継承」とされており、アイヌ文化の振興等の取組を通じて、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すこととしている。

沙流川流域は、文化・歴史を受け継ぎ、ブランド力のある多様な「食」と国内外から多くの観光客を引きつける「観光」の魅力と併せ持つポテンシャルの高い地域である。また、流域の約9割が山林等となっており、自然豊かな地域であるとともに災害防止や水資源確保などに役割を果たしている。

流域内の平取町では、アイヌ文化の伝承と観光を融合する政策を推進しており、文化的景観の保全事業の実施に加え、平成20年度(2008年度)からイオル(伝統的生活空間)再生事業が始まり、平成21年度(2009年度)から「平取町かわまちづくり計画」により、イオル再生事業と連携し沙流川の水辺を拠点とした事業が進められるなど、アイヌ文化に関する各種調査・保全や振興対策が行われている。

また、沙流川流域はトマトの一大産地となっており、平成24年(2012年)に商標登録された「びらとりトマト」はJAびらとりの主要農作物販売取扱高の約80%を占めるなど、沙流川流域の重要な特産品となっている。

沙流川下流にある日高町では、北海道の太平洋沿岸のみに生息するシシャモの遡上・降海や産卵もみられ、地域の貴重な水産資源となっており、シシャモの孵化や稚魚の放流を行うなどし、獲る漁業からつくり育てる栽培漁業・資源管理漁業への転換を推進している。また、町の基幹産業である軽種馬生産は、中央競馬・地方競馬を支えながら持続的発展を図るために、世界に通用する「強い馬づくり」を推進している。

さらに、令和6年(2024年)6月25日に国内35番目となる日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生し、日高地方と十勝地方の13市町村にまたがる公園区域は、陸域約24万5千haと国内最大を誇り、日高山脈が内陸部から海まで連なる雄大さや、原生的な自然が国内最大規模のまとまりを持って存在する点で、日本を代表する自然の風景地とされている。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急的かつ重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスをはじめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

流域の未来へ向けた河川整備については、それぞれ地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

流下断面が不足している地区に関しては、シヤマモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に支障を来すおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考慮するとともに、関係機関と連携を図る。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するおそれがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われており、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シヤマモ)、景観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

従って、沙流川流域は、北海道総合開発計画の長期ビジョンや目標を踏まえたうえで、日本及び世界に貢献する自立した北海道の実現に向け、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食料供給力の確保・向上、アイヌ文化保存・伝承・振興の取組、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、日高地域を先導する役割を果たす必要がある。

加えて、北海道は気候変動による影響が大きく、これに伴う降雨量増大が懸念される。そのため、次世代に防災・減災に関わる有効な適応策を展開する必要があり、気候変動の進行に対応した時間軸の中で、適応策の展開や社会・経済活動の変化等を総合的に評価し、低炭素化社会の形成やイノベーションの先導的・積極的導入と合わせて合理的かつ段階的に進めていくことが重要である。

このため、今後の沙流川水系の河川整備については、流域及び水系一貫の視点を持ち、河川の特性と地域の風土・文化等の実情を踏まえ、多様化したニーズに対して地域住民や関係機関等と協働して合意形成を進めつつ、次のような方針に基づき、総合的、効果的、効率的に推進する。

### 【洪水等による災害の発生の防止または軽減について】

沙流川流域は山地に挟まれた地形を流れることから、洪水時には全域でほぼ同時に短時間での急激な水位上昇が発生する特徴を有している。

特に、下流部(日高町富川地区)では低平地が広範囲にわたって分布し、氾濫流が住宅等の集積する市街地に流れ込みやすい。一方で、二風谷ダムより下流の中流部(平取町)では、山間部の狭隘な河岸段丘上に生産空間が分布しており、氾濫時には広い区間での浸水により、これらの生産空間への甚大な被害が懸念される。

このような流域・洪水特性を踏まえ、河川の氾濫及び内水の氾濫による被害を極力軽減させるため、ハード・ソフト対策を組み合わせた治水対策を実施する。

また、洪水氾濫の危険性を極力減少させるため、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進める。さらに、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、流域一体となって、河川整備等による「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、住まい方の工夫等による「被害対象を減少させるための対策」、地域等と連携した「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」による災害被害の軽減を図る。上記にあたっては、流域治水の取組を進めつつ、特定都市河川制度等の指定についても検討する。

河道断面が不足している地区に関しては、シヤマモの産卵床及び多様な河岸樹木を保全しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

整備にあたっては、本支川及び上下流の関係を踏まえた治水安全度のバランス等を考慮しつつ、整備途上段階においても順次安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した整備を行う。そのため、国及び北海道の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急的かつ重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスをはじめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

流域の未来へ向けた河川整備については、それら地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

流下断面が不足している地区に関しては、シヤマモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘りや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に支障を及ぼすおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考慮するとともに、関係機関と連携を図る。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するおそれがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われており、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シヤマモ)、景観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

接続する沿川の背後地における農業事業との連携による施設機能強化等の流域治水対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。

また、施設の能力を上回る洪水(水防法に基づき設定される想定最大規模)が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害の軽減を図るほか、気候変動後(4℃上昇時等)の状況においても減災対策を行うためのリスク評価を行う。さらに、沙流川流域を含む北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波が発生した場合においても被害の防止・軽減を図る。

### 【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保することを目標に、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

### 【河川環境の整備と保全について】

良好な状態にある生物の生息、生育、繁殖環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境をできる限り向上するという考え方を基本とする。また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、かつてのアイヌ伝承有用植物を含む草地環境や自然裸地、水域など、沙流川の有する河川環境の多様性の保全・創出を図る。また、人々が川にふれあい親しめる沙流川を構築するとともに、流域に伝わるアイヌ文化などの継承が図られるよう努め、文化的景観の保全を図る。

軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全・創出に図る。また、にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を有しているため、ダム湖を中心とした自然環境の整備と保全・創出を図る。

河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。特に水際部の樹木は魚類の生息環境との関わりが深いことから、その保全・創出を図り、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスの生息環境の保全・創出を図る。特にシヤマモについては河口部から5.6km付近までの産卵床の保全・創出のため、河道掘削方法の工夫、河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの貯留制限を実施する。

また、人と川とのふれあいに関する整備を図るとともに、良好な流域の環境や河川環境の保全・創出を目指し、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観の創出、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力がある地域づくりを進め、グリーンインフラに関する取組を推進する。

川の中を主とした「多自然川づくり」から流域の「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」へと視点を拡大し、自然環境の保全・創出を図るほか、農地等における施策やまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 シンシャモ漁獲期については、資源の保護に配慮した流量の確保に努める。  
2 なお、異常渇水時には、沙流川水系水利用協議会の利用など関係機関と連携し、渇水による被害の軽  
3 減に努める。  
4

### 3) 河川環境の整備と保全に関する目標

5 河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、治水・利水両面と  
6 の調和を図りつつ、沙流川の良好な自然環境を保全し、また、人々が川にふれあい親しめる沙流川  
7 を構築するとともに、流域に伝わるアイヌ文化などの継承を図られるよう努める。  
8

9 軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全に配慮する。  
10 にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を有しているため、ダム湖を中  
11 心とした自然環境の整備と保全に努める。

12 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。特に  
13 水際部の樹木は魚類の生息環境とのかかわりが深いことから、その保全に努める。

14 地域の貴重な水産資源であるシンシャモやサクラマスの生息環境の保全に配慮するとともに、特に  
15 シンシャモについては河口部から KP5.6Km 付近までの産卵床の保全のため、河道掘削方法の工夫、  
16 河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの  
17 貯留制限を実施することにより遡上環境の保全に努める。

18 これら保全対策の効果を検証するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施し、改善が  
19 必要な場合には適切に対処する。

20 水質の目標は環境基準値とするが、現在良好な状況を保っていることから、その保持に努める。  
21

### 4) 流域の未来へ向けた河川整備の方向に関する目標

22 本計画における事業実施においては、流域で今後展開されるまちづくりと合わせて、地域振興に  
23 寄与する川づくりを目指すとともに、広く地域の人々や関係機関と連携をとり諸策の推進に努める。  
24 (1)日高町日高地区においては、交通の要衝としての立地条件の下、地域の資源を活かした農林業  
25 の振興、日高山脈など豊かな自然や森林資源を活かした観光や商業活動の活性化等をまちづくりの  
26 目標としている。

27 沙流川における災害の防止や軽減のためには、流域における一元的な土砂管理が必要である。そ  
28 のためには、下流で行う河川整備と合わせて、日高町日高地区など上流域における森林の整備と保  
29 全が重要な要素となる。今後は日高町日高地区のまちづくりを踏まえ、森林の持つ土砂流出防止の  
30 ほかレクリエーションや資源としての利用などを旨として、河川管理者・森林管理者や農林漁業団  
31 体等関係機関と連携を図る。

32 (2)平取町では、トマトなど国際競争力のある農林業の振興、アイヌ文化など貴重な歴史文化、に  
33 ぶたに湖を中心とした自然休養・レクリエーションや学習体験型観光等を活かしたまちづく  
34 りを計画している。

35 本計画では河川環境の保全を踏まえ、地域の基幹産業の一つである農業の安定した経営に寄与す  
36 るよう氾濫被害を起こさない川づくりを目指す。また、沙流川に沿って発達する平取町の地域の  
37 人々が水辺に親しめる空間づくりのため、関係機関や地域の方々との連携を深めていく。アイヌ文  
38 化については関係機関や団体と連携して、遺跡調査で発掘される遺物や遺跡の調査研究、将来にわ  
39 たって文化を伝承していくための検討等を行う。

40 (3)日高町門別地区では、海・山・川の豊かな自然と景観、全国有数の軽種馬産地、将来の物流の  
41 動脈となる日高自動車道の整備等を活かしたまちづくりを計画している。

42 本計画では地域のまちづくりと連携する河川整備のほか、シンシャモの生息環境やサケやサクラマ  
43 ス等の上りやすい川づくりなど、河川環境の保全を目指す。また、富川は将来にわたって日高町門  
44 別地区の商工業の中心としてまちづくりの中核を担っていく計画であるが、道路整備による交通ア  
45 クセスの向上により人口の伸びも期待されることから、さらに治水安全度を向上させ安全な地域づ  
46 くりを目指す。  
47  
48

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 接続する沿川の背後地における農業事業との連携による施設機能強化等の流域治  
2 水対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。

3 また、施設の能力を上回る洪水(水防法に基づき設定される想定最大規模)が発  
4 生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害の軽減を図るほか、気候変動  
5 後(4℃上昇時等)の状況においても減災対策を行うためのリスク評価を行う。さら  
6 に、沙流川流域を含む北海道太平洋沿岸は地震多発地帯であり、地震や津波が発生  
7 した場合においても被害の防止・軽減を図る。  
8

### 【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持について】

9 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保す  
10 ることを目標に、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。  
11

### 【河川環境の整備と保全について】

12 良好な状態にある生物の生息、生育、繁殖環境を保全するとともに、そのような  
13 状態にない河川の環境をできる限り向上するという考え方を基本とする。また、流  
14 域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生  
15 息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、かつてのアイヌ伝承有用植物を含む草地環  
16 境や自然裸地、水域など、沙流川の有する河川環境の多様性の保全・創出を図る。  
17 また、人々が川にふれあい親しめる沙流川を構築するとともに、流域に伝わるアイ  
18 ヌ文化などの継承を図られるよう努め、文化的景観の保全を図る。

19 軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全・創出  
20 に図る。また、にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を  
21 有しているため、ダム湖を中心とした自然環境の整備と保全・創出を図る。  
22

23 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管  
24 理を行う。特に水際部の樹木は魚類の生息環境との関わりが深いことから、その保  
25 全・創出を図り、地域の貴重な水産資源であるシンシャモやサクラマスの生息環境の  
26 保全・創出を図る。特にシンシャモについては河口部から5.6km付近までの産卵床の保  
27 全・創出のため、河道掘削方法の工夫、河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必  
28 要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの貯留制限を実施する。  
29

30 また、人と川とのふれあいに関する整備を図るとともに、良好な流域の環境や河  
31 川環境の保全・創出を目指し、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提  
32 供、良好な景観の創出、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力がある地域  
33 づくりを進め、グリーンインフラに関する取組を推進する。  
34

35 川の中を主とした「多自然川づくり」から流域の「河川を基軸とした生態系ネッ  
36 トワークの形成」へと視点を拡大し、自然環境の保全・創出を図るほか、農地等に  
37 における施策やまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出を図る。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シシャモの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

### 2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配1/700～1/800の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

#### ①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

#### ②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じて天端舗装を行う。

#### ③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

#### 1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹木は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐら等、必要と思われる樹木を保全する。また水際付近の樹木は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

### 【河川の維持について】

洪水等による災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った戦略的な維持管理を行う。また、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、予防保全と事後保全を明確に使い分け、その状態の変化に応じた順応的管理<sup>注)</sup>(アダプティブ・マネジメント)やアセットマネジメントに努める。

注) 順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

### 【総合的な土砂管理について】

沙流川流砂系では、関係機関が連携して土砂流出の改善に取り組むことを目的として、平成23年(2011年)2月に「沙流川水系 総合的な土砂管理の取組 連携方針(案)」を策定した(平成24年(2012年)1月一部改訂)。各関係機関は、この連携方針に基づき課題を共有し、ダム堆砂、河床低下、汀線後退等の土砂移動に起因する問題の解決に取り組むとともに、「沙流川総合土砂管理計画(案)」の策定に向けた検討を進めている。

沙流川流域では、ダムの堆砂の進行、シシャモの産卵床に適した河床材料の把握、汀線の後退、海底高さの低下など、土砂移動と密接に関わる問題・課題があるため、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を実施する。また、土砂管理は治水・利水・河川環境の全般に関わる課題であり、流砂系の健全化に向け、継続的なモニタリングを行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な対策を実施する。

なお、モニタリング及び対策の実施に際しては、必要に応じて学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図る。

以上の基本理念に基づく取組については、鶴川・沙流川流域治水協議会等、既存の流域内連携に関連する枠組みと連携の上、流域への普及啓発に努める。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 2. 計画対象区間

本計画の対象となる区間は、表 1-3-1 に示す直轄管理区間とする。

表 1-3-1 計画対象区間

	河川名	延長(km)	下流端	上流端
河川改修区間 L=20.8km	沙流川	20.8	海	KP=20.8km
二風谷ダム区間 L=12.7km	沙流川	10.0	KP=20.8km	北海道沙流郡平取町 字荷負 168 番の 3 地先の 国道橋下流端
	ルオマナイ川	0.4	沙流川合流点	北海道沙流郡平取町 字二風谷 141 番の 1 地先
	額平川	2.3	沙流川合流点	左岸：北海道沙流郡平取町 字荷負村 1341 番の 1 地先 右岸：同町同大字 1326 番地先
平取ダム区間 L=12.8km	額平川	7.5	左岸：北海道沙流郡平取町 字芽生 83 番の 1 地先 右岸：同町同字 98 番地先	左岸：北海道沙流郡平取町 字豊糠 67 番地先 右岸：同町同字 50 番の 11 地先
	宿主別川	5.3	額平川合流点	左岸：北海道沙流郡平取町 同大字貫気別村字ソウシ ベツ 473 番地先 右岸：同町同大字同字 国有林振内事業区 180 林班 い小班地先

## 3. 計画対象期間

本整備計画は、河川整備基本方針に即した河川整備の段階的な姿を目標とし、その目標達成に必要な平成 18 年度からおおむね 20 年間の河川工事、維持、環境保全、ダム建設、管理の計画であり、上記の計画区間を対象とする。

本河川整備計画の目標水準は、想定される社会経済的条件、技術的条件を勘案し策定されたものであり、社会経済状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により適宜見直しを行うものとする。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、沙流川水系における指定区間外区間(大臣管理区間)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表 1-13及び図 1-25に示す。

表 1-13 計画対象区間

河川名	区間			備考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
沙流川	KP=20.8km	海	20.8	大臣管理区間
沙流川	北海道沙流郡平取町字荷負168番の3地先の国道橋下流端	KP=20.8km	10.0	大臣管理区間 二風谷ダム区間
ルオマナイ川	北海道沙流郡平取町字二風谷141番の1地先	沙流川合流点	0.4	
額平川	左岸：北海道沙流郡平取町字荷負村1341番の1地先 右岸：同町同大字1326番地先	沙流川合流点	2.3	大臣管理区間 平取ダム区間
額平川	左岸：北海道沙流郡平取町字豊糠67番地先 右岸：同町同字50番の11地先	左岸：北海道沙流郡平取町字芽生83番の1地先 右岸：同町同字98番地先	7.5	
宿主別川	左岸：北海道沙流郡平取町同大字貫気別村字ソウシベツ473番地先 右岸：同町同大字同字国有林振内事業区180林班い小班地先	額平川合流点	5.3	



注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成  
図 1-25 大臣管理区間

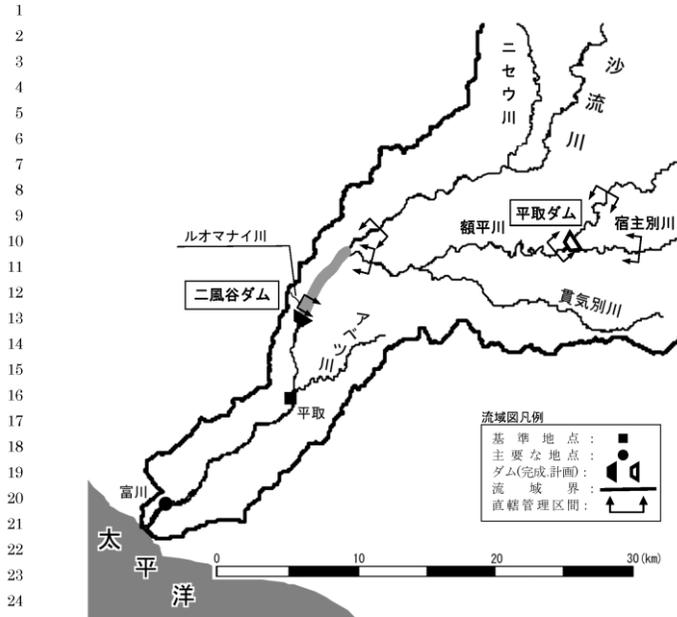


図 1-3-1 計画対象区間

- 1 1-3-2 河川整備計画の対象区間  
 2 本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、  
 3 沙流川水系における指定区間外区間(大臣管理区間)を対象に定めるものである。本計  
 4 画の対象区間を表 1-13及び図 1-25に示す。

表 1-13 計画対象区間

河川名	区 間		延長 (km)	備 考
	上流端(目標物)	下流端		
沙流川	KP=20.8km	海	20.8	大臣管理区間
沙流川	北海道沙流郡平取町字荷負168番の3地先の国道橋下流端	KP=20.8km	10.0	大臣管理区間
ルオマナイ川	北海道沙流郡平取町字二風谷141番の1地先	沙流川合流点	0.4	二風谷ダム区間
額平川	左岸: 北海道沙流郡平取町字荷負村1341番の1地先 右岸: 同町同大字1326番地先	沙流川合流点	2.3	L=12.7km
額平川	左岸: 北海道沙流郡平取町字豊畑67番地先の1地先 右岸: 同町同字50番の11地先	左岸: 北海道沙流郡平取町字芽生83番の1地先 右岸: 同町同字98番地先	7.5	大臣管理区間
宿主別川	左岸: 北海道沙流郡平取町大字貫気別村字ソウシベツ473番地先 右岸: 同町同大字同字国有林振内事業区180林道い小坂地先	額平川合流点	5.3	平取ダム区間 L=12.8km



(注) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成

図 1-25 大臣管理区間

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

### 2. 計画対象区間

本計画の対象となる区間は、表 1-3-1 に示す直轄管理区間とする。

表 1-3-1 計画対象区間

	河川名	延長(km)	下流端	上流端
河川改修区間 L=20.8km	沙流川	20.8	海	KP=20.8km
二風谷ダム区間 L=12.7km	沙流川	10.0	KP=20.8km	北海道沙流郡平取町 字荷負 168 番の 3 地先 の国道橋下流端
	ルオマナイ川	0.4	沙流川合流点	北海道沙流郡平取町 字二風谷 141 番の 1 地 先
	額平川	2.3	沙流川合流点	左岸：北海道沙流郡平 取町字荷負村 1341 番の 1 地 先 右岸：同町同大字 1326 番地先
平取ダム区間 L=12.8km	額平川	7.5	左岸：北海道沙流郡平取 町字芽生 83 番 の 1 地先 右岸：同町同字 98 番地 先	左岸：北海道沙流郡平 取町字豊糠 67 番地先 右岸：同町同字 50 番 の 11 地先
	宿主別川	5.3	額平川合流点	左岸：北海道沙流郡平 取町大字貫気 別村字ソウシ ベツ 473 番地 先 右岸：同町同大字同字 国有林振内事 業区 180 林班 い小班地先

### 3. 計画対象期間

本整備計画は、河川整備基本方針に即した河川整備の段階的な姿を目標とし、その目標達成に必要な平成 18 年度からおおむね 20 年間の河川工事、維持、環境保全、ダム建設、管理の計画であり、上記の計画区間を対象とする。

本河川整備計画の目標水準は、想定される社会経済的条件、技術的条件を勘案し策定されたものであり、社会経済状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により適宜見直しを行うものとする。

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

### 1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本河川整備計画は、沙流川水系河川整備基本方針に基づき、気候変動の進行に伴うリスク増大への対応も勘案しつつ、沙流川の総合的な管理を行うため、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本河川整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

### 1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めるとともに、近年の全国的な水災害による甚大な被害を受けて、沙流川流域においても施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図る。

本河川整備計画においては、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成19年(2007年)3月に変更した前河川整備計画での目標(戦後最大である平成15年(2003年)8月洪水規模)と同程度の治水安全度を確保できる流量を安全に流下させることを目標とする。

目標とする流量(以下、「目標流量」という。)の検討にあたっては、「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検討会」で検討した気候予測アンサンブルデータ等を踏まえ、基準地点平取で6,500m<sup>3</sup>/sとする。

目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性等を総合的に検討した結果、既存の洪水調節施設及び河道改修により対処する。

河道への配分流量は、洪水調節施設により基準地点平取で5,000m<sup>3</sup>/s、富川地点で5,200m<sup>3</sup>/sとする。また、支川の額平川については、1,400m<sup>3</sup>/sとする。

河道断面が不足している区間については、河道の安定、社会的影響、河川環境、今後の維持管理等に配慮しながら、堤防の整備や河道の掘削により必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

局所的な深掘れ・河床低下や河岸侵食により、災害発生のおそれがある箇所については、河道の安定化を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し、危機管理体制の整備等必要な対策を講じる。

また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による地震・津波に対し、河川構造物の耐震性能確保、情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施することにより被害の防止・軽減を図る。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

2 沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推  
3 進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

5 洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急的かつ  
6 重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

8 既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含  
9 め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

11 現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスをは  
12 じめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

13 沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した  
14 憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

16 沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と  
17 沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

18 流域の未来へ向けた河川整備については、それら地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施  
19 策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

21 本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同  
22 規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

23 流下断面が不足している地区に関しては、シヤマモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必  
24 要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不  
25 安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

26 無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

27 近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対  
28 策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤  
29 整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に  
30 支障を来すおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

31 沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考  
32 慮するとともに、関係機関と連携を図る。

33 整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するお  
34 それがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

35 河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われてお  
36 り、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資  
37 源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

38 流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シヤマモ)、景  
39 観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1-3-3 河川整備計画の対象期間等

1 本河川整備計画は、沙流川水系河川整備基本方針に基づき、気候変動の進行に伴うリス  
2 スク増大への対応も勘案しつつ、沙流川の総合的な管理を行うため、河川整備の目標及  
3 び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

4 本河川整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき  
5 策定するものであり、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新た  
6 な知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

7 洪水による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に  
8 向けて段階的に整備を進めるとともに、近年の全国的な水災害による甚大な被害を受け  
9 て、沙流川流域においても施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体  
10 で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化  
11 等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、  
12 洪水等による災害被害の軽減を図る。

13 本河川整備計画においては、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成19年(2007  
14 年)3月に変更した前河川整備計画での目標(戦後最大である平成15年(2003年)8月洪  
15 水規模)と同程度の治水安全度を確保できる流量を安全に流下させることを目標とする。

16 目標とする流量(以下、「目標流量」という。)の検討にあたっては、「北海道地方に  
17 における気候変動を踏まえた治水対策技術検討会」で検討した気候予測アンサンブルレ  
18 ータ等を踏まえ、基準地点平取で6,500m<sup>3</sup>/sとする。

19 目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性  
20 等を総合的に検討した結果、既存の洪水調節施設及び河道改修により対処する。

21 河道への配分流量は、洪水調節施設により基準地点平取で5,000m<sup>3</sup>/s、富川地点で  
22 5,200m<sup>3</sup>/sとする。また、支川の額平川については、1,400m<sup>3</sup>/sとする。

23 河道断面が不足している区間については、河道の安定、社会的影響、河川環境、今後  
24 の維持管理等に配慮しながら、堤防の整備や河道の掘削により必要な河道断面を確保し  
25 て洪水被害の軽減を図る。

26 局所的な深掘れ・河床低下や河岸侵食により、災害発生のおそれがある箇所について  
27 は、河道の安定化を図る。

28 一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。

29 さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合  
30 でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し、危機管理体制の整備等  
31 必要な対策を講じる。

32 また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による地震・津  
33 波に対し、河川構造物の耐震性能確保、情報連絡体制等について調査検討を進め、必要  
34 な対策を実施することにより被害の防止・軽減を図る。

2. 河川工事の実施に関する事項  
 2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 目標流量

沙流川の目標流量配分は図2-1-1のとおりであり、平取基準地点では目標流量6,100m<sup>3</sup>/sとする。河道への配分流量は、洪水調節施設により1,600m<sup>3</sup>/sを調節し4,500m<sup>3</sup>/sとする。

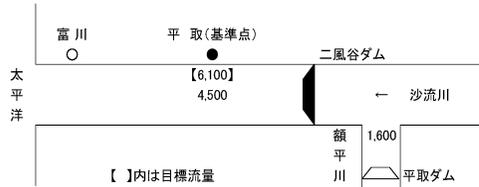


図2-1-1 洪水調節計画流量配分図 [単位：m<sup>3</sup>/s]

2. 河道計画

表2-1-1 主要地点における計画高水位及びおおむねの川幅

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)
沙流川	平取	16.0	27.98	350
	富川	3.0	7.26	400

(注) T.P：東京湾中等潮位

1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本河川整備計画は、沙流川水系河川整備基本方針に基づき、気候変動の進行に伴うリスク増大への対応も勘案しつつ、沙流川の総合的な管理を行うため、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本河川整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1-3-4 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めるとともに、近年の全国的な水災害による甚大な被害を受けて、沙流川流域においても施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図る。

本河川整備計画においては、気候変動後(2℃上昇時)の状況においても平成19年(2007年)3月に変更した前河川整備計画での目標(戦後最大である平成15年(2003年)8月洪水規模)と同程度の治水安全度を確保できる流量を安全に流下させることを目標とする。

目標とする流量(以下、「目標流量」という。)の検討にあたっては、「北海道地方における気候変動を踏まえた治水対策技術検討会」で検討した気候予測アンサンブルデータ等を踏まえ、基準地点平取で6,500m<sup>3</sup>/sとする。

目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性等を総合的に検討した結果、既存の洪水調節施設及び河道改修により対処する。

河道への配分流量は、洪水調節施設により基準地点平取で5,000m<sup>3</sup>/s、富川地点で5,200m<sup>3</sup>/sとする。また、支川の額平川については、1,400m<sup>3</sup>/sとする。

河道断面が不足している区間については、河道の安定、社会的影響、河川環境、今後の維持管理等に配慮しながら、堤防の整備や河道の掘削により必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

局所的な深掘れ・河床低下や河岸侵食により、災害発生のおそれがある箇所については、河道の安定化を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し、危機管理体制の整備等必要な対策を講じる。

また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による地震・津波に対し、河川構造物の耐震性能確保、情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施することにより被害の防止・軽減を図る。

- 1 2. 河川工事の実施に関する事項  
 2. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される  
 3 河川管理施設の機能の概要

4  
 5 1. 目標流量

6 沙流川の目標流量配分は図2-1-1のとおりであり、平取基準地点では目標流量6,100m<sup>3</sup>/sとする。河  
 7 道への配分流量は、洪水調節施設により1,600m<sup>3</sup>/sを調節し4,500m<sup>3</sup>/sとする。

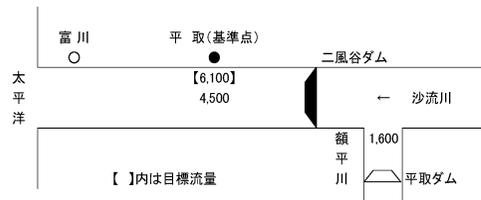


図2-1-1 洪水調節計画流量配分図 [単位: m<sup>3</sup>/s]

17 2. 河道計画

18 表2-1-1 主要地点における計画高水位及びおおむねの川幅

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)
沙流川	平取	16.0	27.98	350
	富川	3.0	7.26	400

(注) T.P: 東京湾中等潮位

1

表 1-14 河川整備における目標流量

基準地点名	目標流量	河道への配分流量
平取	6,500m <sup>3</sup> /s	5,000m <sup>3</sup> /s

2

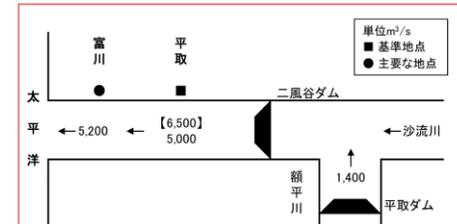


図 1-26 主要な地点における河道への配分流量 (単位: m<sup>3</sup>/s)

13

表 1-15 主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)
沙流川	平取	16.0	27.98
	富川	3.0	7.26

(注) T.P.: 東京湾中等潮位

15

16

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急的かつ重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスをはじめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

流域の未来へ向けた河川整備については、それら地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

流下断面が不足している地区に関しては、シヤマモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に支障を来すおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考慮するとともに、関係機関と連携を図る。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するおそれがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われており、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シヤマモ)、景観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

### (1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等、流水の正常な機能を維持するため、基準地点平取における必要な流量として概ね11m<sup>3</sup>/sを確保することに努める。

なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-16 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
平取	概ね 11m <sup>3</sup> /s

### (2) 河川水の適正な利用に関する目標

二風谷ダム等の流水の補給、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を引き続き行い、地域の将来像を踏まえつつ、合理的な流水の管理に努める。

## 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

### (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、沙流川と地域文化(アイヌ伝承有用植物、サクラマス、シヤマモ)との関わりを踏まえ、環境が類似する区間を「河川環境区分」として整理し、区分ごとに環境が良好な区間を「代表区間」として設定する。その上で、代表区間をはじめとした良好な環境を保全するとともに、河川環境を改善すべき箇所について、代表区間を参考として環境の改善を図るなど、河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方とする。つまり、「良好な状態にある生物の生息、生育、繁殖環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境をできる限り向上する」という考え方を基本とする。

また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出を図る。さらに、沙流川流域の豊かな自然環境を背景とした、良好な景観の維持・形成を図る。なお、これらの環境の保全・創出については、治水上の支障がないような形で実施するとともに、流量や土砂の変動など攪乱による河川の作用を考慮し、それらの作用による変化に応じて順応的な管理を行う。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 シンジャモ漁獲期については、資源の保護に配慮した流量の確保に努める。  
2 なお、異常洪水時には、沙流川水系水利用協議会の利用など関係機関と連携し、洪水による被害の軽  
3 減に努める。  
4

### 3) 河川環境の整備と保全に関する目標

5 河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、治水・利水両面と  
6 の調和を図りつつ、沙流川の良好な自然環境を保全し、また、人々が川にふれあい親しめる沙流川  
7 を構築するとともに、流域に伝わるアイヌ文化などの継承が図られるよう努める。  
8 軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全に配慮する。

9 にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を有しているため、ダム湖を中  
10 心とした自然環境の整備と保全に努める。

11 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。特に  
12 水際部の樹木は魚類の生息環境とのかかわりが深いことから、その保全に努める。

13 地域の貴重な水産資源であるシンジャモやサクラマスの生息環境の保全に配慮するとともに、特に  
14 シンジャモについては河口部から KP5.6Km 付近までの産卵床の保全のため、河道掘削方法の工夫、  
15 河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの  
16 貯留制限を実施することにより週上環境の保全に努める。

17 これら保全対策の効果を検証するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施し、改善が  
18 必要な場合には適切に対処する。

19 水質の目標は環境基準値とするが、現在良好な状況を保っていることから、その保持に努める。

### 4) 流域の未来へ向けた河川整備の方向に関する目標

20 本計画における事業実施においては、流域で今後展開されるまちづくりと合わせて、地域振興に  
21 寄与する川づくりを目指すとともに、広く地域の人々や関係機関と連携をとり諸策の推進に努める。  
22 (1) 日高町日高地区においては、交通の要衝としての立地条件の下、地域の資源を活かした農林業  
23 の振興、日高山脈など豊かな自然や森林資源を活かした観光や商業活動の活性化等をまちづくりの  
24 目標にしている。

25 沙流川における災害の防止や軽減のためには、流域における一元的な土砂管理が必要である。そ  
26 のためには、下流で行う河川整備と合わせて、日高町日高地区など上流域における森林の整備と保  
27 全が重要な要素となる。今後は日高町日高地区のまちづくりを踏まえ、森林の持つ土砂流出防止の  
28 ほかレクリエーションや資源としての利用などを旨として、河川管理者・森林管理者や農林漁業団  
29 体等関係機関と連携を図る。

30 (2) 平取町では、トマトなど国際競争力のある農林業の振興、アイヌ文化など貴重な歴史文化、に  
31 ぶたに湖を中心とした自然休養・レクリエーションや学習体験型観光等を活かしたまちづく  
32 りを計画している。

33 本計画では河川環境の保全を踏まえ、地域の基幹産業の一つである農業の安定した経営に寄与す  
34 るよう氾濫被害を起こさない川づくりを目指す。また、沙流川に沿って発達する平取町の地域の  
35 人々が水辺に親しめる空間づくりのため、関係機関や地域の方々の連携を深めていく。アイヌ文  
36 化については関係機関や団体と連携して、遺跡調査で発掘される遺物や遺跡の調査研究、将来にわ  
37 たって文化を伝承していくための検討等を行う。

38 (3) 日高町門別地区では、海・山・川の豊かな自然と景観、全国有数の軽種馬産地、将来の物流の  
39 動脈となる日高自動車道の整備等を活かしたまちづくりを計画している。

40 本計画では地域のまちづくりと連携する河川整備のほか、シンジャモの生息環境やサケやサクラ  
41 マス等の上りやすい川づくりなど、河川環境の保全を目指す。また、富川は将来にわたって日高町  
42 門別地区の商工業の中心としてまちづくりの中核を担っていく計画であるが、道路整備による交通ア  
43 クセスの向上により人口の伸びも期待されることから、さらに治水安全度を向上させ安全な地域づ  
44 くりを目指す。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 1 1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

### 2 (1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

3 状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等、流水の  
4 正常な機能を維持するため、基準地点平取における必要な流量として概ね11m<sup>3</sup>/sを確保  
5 することに努める。

6 なお、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-16 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
平取	概ね 11m <sup>3</sup> /s

### 10 (2) 河川水の適正な利用に関する目標

11 二風谷ダム等の流水の補給、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を引き  
12 続き行い、地域の将来像を踏まえつつ、合理的な流水の管理に努める。

## 13 1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

### 14 (1) 河川環境の整備と保全に関する目標

15 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の考え方としては、沙流川と地域  
16 文化(アイヌ伝承有用植物、サクラマス、シンジャモ)との関わりを踏まえ、環境が類似  
17 する区間を「河川環境区分」として整理し、区分ごとに環境が良好な区間を「代表区間」  
18 として設定する。その上で、代表区間をはじめとした良好な環境を保全するとともに、  
19 河川環境を改善すべき箇所について、代表区間を参考として環境の改善を図るなど、河  
20 川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方とする。つまり、「良好な状態にある  
21 生物の生息、生育、繁殖環境を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境を  
22 できる限り向上する」という考え方を基本とする。

23 また、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等  
24 の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出を図る。  
25 さらに、沙流川流域の豊かな自然環境を背景とした、良好な景観の維持・形成を図る。  
26 なお、これらの環境の保全・創出については、治水上の支障がないような形で実施する  
27 とともに、流量や土砂の変動など攪乱による河川の作用を考慮し、それらの作用による  
28 変化に応じて順応的な管理を行う。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 シンシャモ漁獲期については、資源の保護に配慮した流量の確保に努める。  
 2 なお、異常洪水時には、沙流川水系水利用協議会の利用など関係機関と連携し、洪水による被害の軽  
 3 減に努める。  
 4

### 3) 河川環境の整備と保全に関する目標

5 河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、治水・利水両面と  
 6 の調和を図りつつ、沙流川の良好な自然環境を保全し、また、人々が川にふれあい親しめる沙流川  
 7 を構築するとともに、流域に伝わるアイヌ文化などの継承が図られるよう努める。  
 8 軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全に配慮する。

9 にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を有しているため、ダム湖を中  
 10 心とした自然環境の整備と保全に努める。

11 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。特に  
 12 水際部の樹木は魚類の生息環境とのかかわりが深いことから、その保全に努める。

13 地域の貴重な水産資源であるシンシャモやサクラマスの生息環境の保全に配慮するとともに、特に  
 14 シンシャモについては河口部から KP5.6Km 付近までの産卵床の保全のため、河道掘削方法の工夫、  
 15 河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの  
 16 貯留制限を実施することにより遡上環境の保全に努める。

17 これら保全対策の効果を検証するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施し、改善が  
 18 必要な場合には適切に対処する。

19 水質の目標は環境基準値とするが、現在良好な状況を保っていることから、その保持に努める。  
 20

### 4) 流域の未来へ向けた河川整備の方向に関する目標

21 本計画における事業実施においては、流域で今後展開されるまちづくりと合わせて、地域振興に  
 22 寄与する川づくりを目指すとともに、広く地域の人々や関係機関と連携をとり諸策の推進に努める。  
 23 (1) 日高町日高地区においては、交通の要衝としての立地条件の下、地域の資源を活かした農林業  
 24 の振興、日高山脈など豊かな自然や森林資源を活かした観光や商業活動の活性化等をまちづくりの  
 25 目標としている。

26 沙流川における災害の防止や軽減のためには、流域における一元的な土砂管理が必要である。そ  
 27 のためには、下流で行う河川整備と合わせて、日高町日高地区など上流域における森林の整備と保  
 28 全が重要な要素となる。今後は日高町日高地区のまちづくりを踏まえ、森林の持つ土砂流出防止の  
 29 ほかレクリエーションや資源としての利用などを旨として、河川管理者・森林管理者や農林漁業団  
 30 体等関係機関と連携を図る。

31 (2) 平取町では、トマトなど国際競争力のある農林業の振興、アイヌ文化など貴重な歴史文化、に  
 32 ぶたに湖を中心とした自然休養・レクリエーションゾーンや学習体験型観光等を活かしたまちづく  
 33 りを計画している。

34 本計画では河川環境の保全を踏まえ、地域の基幹産業の一つである農業の安定した経営に寄与す  
 35 るよう氾濫被害を起こさない川づくりを目指す。また、沙流川に沿って発達する平取町の地域の  
 36 人々が水辺に親しめる空間づくりのため、関係機関や地域の方々との連携を深めていく。アイヌ文  
 37 化については関係機関や団体と連携して、遺跡調査で発掘される遺物や遺跡の調査研究、将来にわ  
 38 たつて文化を伝承していくための検討等を行う。

39 (3) 日高町門別地区では、海・山・川の豊かな自然と景観、全国有数の軽種馬産地、将来の物流の  
 40 動脈となる日高自動車道の整備等を活かしたまちづくりを計画している。

41 本計画では地域のまちづくりと連携する河川整備のほか、シンシャモの生息環境やサケやサクラマ  
 42 ス等の上りやすい川づくりなど、河川環境の保全を目指す。また、富川は将来にわたって日高町門  
 43 別地区の商工業の中心としてまちづくりの中核を担っていく計画であるが、道路整備による交通ア  
 44 クセスの向上により人口の伸びも期待されることから、さらに治水安全度を向上させ安全な地域づ  
 45 くりを目指す。  
 46  
 47  
 48

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

表 1-17 河川環境区分ごとの代表区間

河川区分	河川環境区分	位置	代表区間	代表区間における主な環境
下流	区分1	河口～KP4.6	KP0.0～KP1.0	・タンチョウ等が生息する湿生植生を含む 草地環境 ・シンシャモの産卵環境となる粒径の河床 ・イトヨ等が生息するワンド・たまり
中流	区分2	KP4.6～KP19.2	KP17.0～KP18.0	・チュウビ等が生息する草地環境 ・オジロワシ等が生息する河畔林 ・サクラマス等が生息する瀬淵環境
上流	区分3	KP19.2～KP21.4	KP20.0～KP21.0	・オジロワシ等が生息する河畔林 ・サクラマス等が生息する瀬淵環境

2 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出に向けた目標として、具体的には  
 3 以下のとおりとする。なお、各区間において生息の種数や各種の個体数など生態系全体  
 4 を考慮して河川環境の保全・創出を図る。

5 近年減少している草地環境、自然裸地、水域を利用する鳥類、魚類の個体数、餌資源  
 6 となる昆虫類の個体数は平成17年頃(2005年)から令和2年頃(2020年)にかけて減少  
 7 している。そのため、これらの種の生息・生育・繁殖に適した草地環境、自然裸地、水  
 8 域について量と質を向上させることができるよう保全・創出を図る。

9 具体的には沙流川の大管管理区間における河道掘削、樹木伐採等により、平成17年頃  
 10 (2005年)と同様に草地環境は330ha程度、自然裸地は90ha程度、水域は180ha程度の確  
 11 保を中期的な目標とし、生物多様性の向上を図る。なお、現時点の課題や河道状況等に  
 12 基づく目標であり、河川整備の進捗、河川環境の変化等に合わせ、必要に応じ見直しを  
 13 行うものとする。

14 整備後には河川環境のモニタリングを実施し、区分毎の目標とする水準を下回ってい  
 15 る場合には、河川全体での目標を達成できるよう必要な対応を図る。  
 16  
 17  
 18

表 1-18 河川整備において目標とする河川環境

環境要素	草地環境 (低・中草草地) (水生植物) (外来植物) (ヨシ原)	自然裸地 (自然裸地) (干潟)	水域 (瀬淵) (ワンド・たまり)
区分1	110ha程度	30ha程度	50ha程度
区分2	200ha程度	50ha程度	100ha程度
区分3	20ha程度	10ha程度	30ha程度
大臣管理区間	330ha程度 38%	90ha程度 10%	180ha程度 20%

注1) 〇内は典型的な環境要素の12項目より該当する環境要素を示す。  
 注2) %は大臣管理区間の河道内面積に占める割合を示す

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 シンシャモ漁獲期については、資源の保護に配慮した流量の確保に努める。  
2 なお、異常渇水時には、沙流川水系水利用協議会の利用など関係機関と連携し、渇水による被害の軽  
3 減に努める。

### 3) 河川環境の整備と保全に関する目標

4  
5  
6 河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、治水・利水両面と  
7 の調和を図りつつ、沙流川の良好な自然環境を保全し、また、人々が川にふれあい親しめる沙流川  
8 を構築するとともに、流域に伝わるアイヌ文化などの継承を図られるよう努める。

9 軽種馬の放牧地については、沙流川を代表する景観であるため、その保全に配慮する。  
10 にぶたに湖の周辺には、広葉樹林が多く分布し、良好な自然環境を有しているため、ダム湖を中  
11 心とした自然環境の整備と保全に努める。

12 河道内樹木については、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。特に  
13 水際部の樹木は魚類の生息環境とのかかわりが深いことから、その保全に努める。

14 地域の貴重な水産資源であるシンシャモやサクラマスの生息環境の保全に配慮するとともに、特に  
15 シンシャモについては河口部から KP5.6Km 付近までの産卵床の保全のため、河道掘削方法の工夫、  
16 河床材料の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダムの  
17 貯留制限を実施することにより遡上環境の保全に努める。

18 これら保全対策の効果を検証するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施し、改善が  
19 必要な場合には適切に対処する。

20 水質の目標は環境基準値とするが、現在良好な状況を保っていることから、その保持に努める。

### 4) 流域の未来へ向けた河川整備の方向に関する目標

21  
22  
23 本計画における事業実施においては、流域で今後展開されるまちづくりと合わせて、地域振興に  
24 寄与する川づくりを目指すとともに、広く地域の人々や関係機関と連携をとり諸策の推進に努める。  
25 (1) 日高町日高地区においては、交通の要衝としての立地条件の下、地域の資源を活かした農林業  
26 の振興、日高山脈など豊かな自然や森林資源を活かした観光や商業活動の活性化等をまちづくりの  
27 目標としている。

28 沙流川における災害の防止や軽減のためには、流域における一元的な土砂管理が必要である。そ  
29 のためには、下流で行う河川整備と合わせて、日高町日高地区など上流域における森林の整備と保  
30 全が重要な要素となる。今後は日高町日高地区のまちづくりを踏まえ、森林の持つ土砂流出防止の  
31 ほかレクリエーションや資源としての利用などを旨として、河川管理者・森林管理者や農林漁業団  
32 体等関係機関と連携を図る。

33 (2) 平取町では、トマトなど国際競争力のある農林業の振興、アイヌ文化など貴重な歴史文化、に  
34 ぶたに湖を中心とした自然休養・レクリエーションや学習体験型観光等を活かしたまちづく  
35 りを計画している。

36 本計画では河川環境の保全を踏まえ、地域の基幹産業の一つである農業の安定した経営に寄与す  
37 るよう氾濫被害を起こさない川づくりを目指す。また、沙流川に沿って発達する平取町の地域  
38 の人々が水辺に親しめる空間づくりのため、関係機関や地域の方々との連携を深めていく。アイヌ文  
39 化については関係機関や団体と連携して、遺跡調査で発掘される遺物や遺跡の調査研究、将来にわ  
40 たって文化を伝承していくための検討等を行う。

41 (3) 日高町門別地区では、海・山・川の豊かな自然と景観、全国有数の軽種馬産地、将来の物流の  
42 動脈となる日高自動車道の整備等を活かしたまちづくりを計画している。

43 本計画では地域のまちづくりと連携する河川整備のほか、シンシャモの生息環境やサケやサクラ  
44 マスの上りやすい川づくりなど、河川環境の保全を目指す。また、富川は将来にわたって日高町門  
45 別地区の商工業の中心としてまちづくりの中核を担っていく計画であるが、道路整備による交通ア  
46 クセスの向上により人口の伸びも期待されることから、さらに治水安全度を向上させ安全な地域づ  
47 くりを目指す。

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 下流部(河口～KP4.6)においては、表 1-19に示す区間の特徴的な環境を代表する指標  
2 種<sup>注)</sup>の生息・繁殖環境について量と質を向上させることができるよう、連続する河畔林  
3 を保全し、指標種の生息に適した草地環境、ワンド・たまり等の水域について保全・創  
4 出を図り、草地環境は110ha程度、水域は50ha程度を目標とする。

5 注) 指標種：ワンドや瀬淵環境、砂礫河床、湿地などの河川環境もしくは景観要素を代表する種であり、  
6 「状態」や「変化」を示すことができる種として、絶滅危惧種、種の保存法などで指定され  
7 ている種、地域住民等から生息範囲の拡大や個体数増加が求められている種など、総合的な  
8 観点から選定する。

9  
10 これらの種の生息・繁殖環境について量と質を向上させることができるよう、連続す  
11 る河畔林を保全し、指標種の生息に適した草地環境、ワンド・たまり等の水域について  
12 保全・創出を図る。また、シンシャモについて、掘削土砂の還元等の効果的な対策の検討  
13 及びモニタリング、河道の適切な管理により産卵環境に適した河床の保全・創出を図る。

14 中流部(KP1.6～KP13.0)においては、表 1-19に示す区間の生息・繁殖環境について量  
15 と質が向上させることができるよう、連続する河畔林を保全し、指標種の生息に適した  
16 草地環境、自然裸地、ワンド・たまり等の水域について保全・創出を図り、草地環境は  
17 200ha程度、自然裸地は50ha程度、水域は100ha程度を目標とする。また、シンシャモの生  
18 息・産卵環境については下流部と同様の対応を行う。

19 上流部(KP19.2～KP21.4)においては、表 1-19に示す区間の生息・繁殖環境について  
20 量と質を向上させることができるよう、連続する河畔林を保全し、指標種の生息に適し  
21 た草地環境、自然裸地、瀬淵環境等の水域について保全・創出を図り、草地環境は20ha  
22 程度、自然裸地は10ha程度、水域は30ha程度の確保を目標とする。

23 水域については、魚類等の移動の連続性確保及び産卵場の保全・創出を図るととも  
24 に、支川や極門等の合流点周辺の整備を行う場合は合流点形状の工夫により水際植生な  
25 ど環境の保全・創出を図る。

26 なお、環境の保全・創出については、河川改修や維持、災害復旧等の中で取り組むと  
27 ともに、アイヌ文化における重要な文化的景観や伝承有用植物等の、より積極的に対応す  
28 べき箇所については自然再生事業を実施するものとする。

現計画に該当箇所なし  
(河川空間の利用に関する目標)

表 1-19 各環境区分を代表する指標種

河川環境区分	典型12項目	具体的な環境	指標種(魚類、鳥類)
区分1 (河口部) KP0～5km Sg. 2-2	連続する瀬淵	河口の砂礫底	シシヤモ
	連続する瀬淵	砂礫底の平瀬や大きな淵	カワキツメ、サクラマス
	ワンド・たまり	下流～中流の緩流部・水草の繁茂する止水域	イトヨ
	河鮮林	河鮮林と開放水面	オジロワシ
	低・中家草地	水辺の草地(湿性植生など)	タンチョウ
区分2 KP5～19km Sg. 2-2	水生植物帯	湿原	チュウヒ
	連続する瀬淵	砂礫底の平瀬や大きな淵	サクラマス
	河鮮林	河鮮林と開放水面	オジロワシ
	水生植物帯	湿原	チュウヒ
	自然裸地	砂礫地	イカルチドリ
区分3 KP19～21km Sg. 2-1	連続する瀬淵	砂礫底の平瀬や大きな淵	カワキツメ、シベリアキツメ、サクラマス
	河鮮林	河鮮林と開放水面	オジロワシ
	自然裸地	砂礫地	イカルチドリ

(2) 河川空間の利用に関する目標

沙流川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体と連携し、河川空間の秩序ある利用を促す。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民や関係機関と連携し、多様なニーズを踏まえた整備を図る。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1 2. 河川工事の実施に関する事項
- 2 2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される
- 3 河川管理施設の機能の概要

## 1. 目標流量

沙流川の目標流量配分は図2-1-1のとおりであり、平取基準地点では目標流量6,100m<sup>3</sup>/sとする。河道への配分流量は、洪水調節施設により1,600m<sup>3</sup>/sを調節し4,500m<sup>3</sup>/sとする。

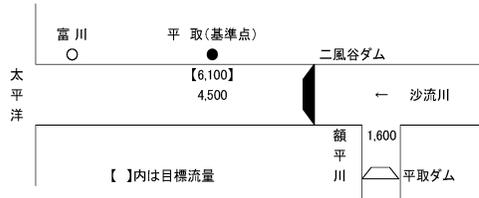


図2-1-1 洪水調節計画流量配分図 [単位: m<sup>3</sup>/s]

## 2. 河道計画

表2-1-1 主要地点における計画高水位及びおおむねの川幅

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)
沙流川	平取	16.0	27.98	350
	富川	3.0	7.26	400

(注) T.P: 東京湾中等潮位

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 2. 河川整備の実施に関する事項
- 2 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
- 3 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

## 2-1-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

### (1) 洪水を安全に流下させるための対策

#### 1) 堤防の整備

堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう、上下流バランス等を考慮した整備手順で堤防の新築、拡築等を行うこととする。なお、実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造や基礎構造が複雑かつ不均質であることや気候変動により洪水継続時間の長時間化が予測されていることから、浸透に対する詳細点検を行い、必要に応じて強化対策を図る。

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸等の創出を図る。

また、堤防の整備にあたっては、河道掘削により発生する土砂を有効活用し、既設堤防の浸透・侵食等に対する質的整備を図るほか、維持管理面や利用性向上を目的に一枚法面化を図る。施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表2-1 堤防の整備(堤防断面の確保対策)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
沙流川	左岸	KP 19.0~KP 19.2
		KP 3.6~KP 5.8
	右岸	KP 7.2~KP 7.8
		KP11.0~KP12.4

(注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

- 1  
2 ■堤防の整備による堤体の安全度向上

目的	堤防の断面が不足している箇所を完成させる。 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
整備内容	現況堤防の拡築。 漏水対策等の堤防の質的整備。 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間は、護岸等の河岸保護工を実施する。
環境への配慮	堤防の植生については、周辺環境に影響を与えないようモニタリングに努める。
整備効果	堤防に必要な安全性を確保する。
実施場所	全川実施する。

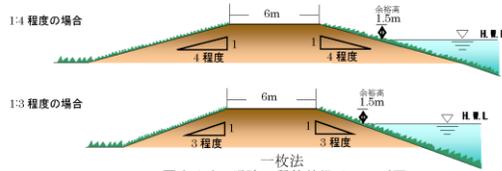


図 2-1-9 堤防の質的整備イメージ図

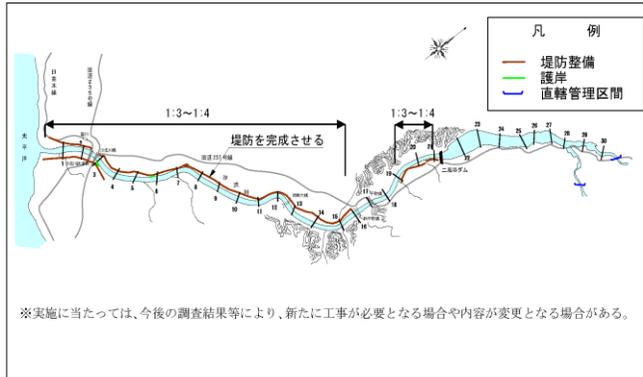


図 2-1-10 堤防整備箇所図

※実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

- 1 2. 河川整備の実施に関する事項

- 2 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

3 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

- 4 2-1-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

- 5 (1) 洪水を安全に流下させるための対策

- 6 1) 堤防の整備

7 堤防に必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流  
8 下させることができるよう、上下流バランス等を考慮した整備手順で堤防の新築、拡築  
9 等を行うこととする。なお、実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境  
10 の保全・創出を図る。

11 長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造や  
12 基礎構造が複雑かつ不均質であることや気候変動により洪水継続時間の長時間化が予  
13 測されていることから、浸透に対する詳細点検を行い、必要に応じて強化対策を図る。

14 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性  
15 が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工  
16 の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸等の創出を図る。

17 また、堤防の整備にあたっては、河道掘削により発生する土砂を有効活用し、既設堤  
18 防の浸透・侵食等に対する質的整備を図るほか、維持管理面や利用性向上を目的に一枚  
19 法面化を図る。施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表 2-1 堤防の整備（堤防断面の確保対策）を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
沙流川	左岸	KP 19.0~KP 19.2
		KP 3.6~KP 5.8
	右岸	KP 7.2~KP 7.8
		KP11.0~KP12.4

22 注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が  
23 必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 4. 工事実施区間

- 1 河川整備事業の内容及び実施箇所は下記のとおりとするが、各事業の実施に当たっては、全川にわた
- 2 り河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や方法を総合的に検討する。
- 3 河道掘削は、全川において工事を施行する。
- 4 堤防は、断面積が不足している箇所を完成させる。
- 5 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
- 6 樋門、水衝部については、以下のとおりである。

地区名	整備内容	実施場所
河口左岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP1.3付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	左岸KP2.9～3.3付近
河口右岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP0.6、1.8付近
富川地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP2.8、3.0、5.6、7.4付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	右岸KP5.6～5.8付近
荷葉去場地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP11.1、11.5、12.8付近
ヌタツブ地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP10.9付近
二風谷地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP19.2付近

※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 2. 河川整備の実施に関する事項

### 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 2-1-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

##### (1) 洪水を安全に流下させるための対策

##### 1) 堤防の整備

堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう、上下流バランス等を考慮した整備手順で堤防の新築、拡築等を行うこととする。なお、実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

長い歴史の中で嵩上げや拡幅を繰り返してきた土木構造物である堤防は、内部構造や基盤構造が複雑かつ不均質であることや気候変動により洪水継続時間の長時間化が予測されていることから、浸透に対する詳細点検を行い、必要に応じて強化対策を図る。

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸等の創出を図る。

また、堤防の整備にあたっては、河道掘削により発生する土砂を有効活用し、既設堤防の浸透・侵食等に対する質的整備を図るほか、維持管理面や利用性向上を目的に一枚法面化を図る。施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表 2-1 堤防の整備（堤防断面の確保対策）を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
沙流川	左岸	KP 19.0～KP 19.2
	右岸	KP 3.6～KP 5.8
		KP 7.2～KP 7.8
		KP11.0～KP12.4

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

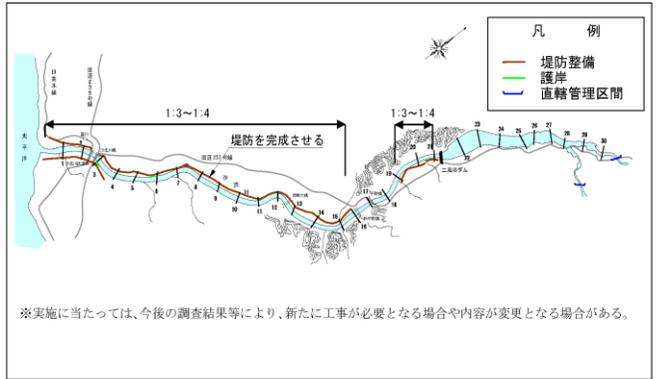
# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 ■堤防の整備による堤体の安全度向上

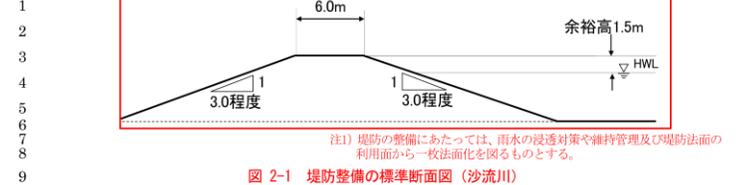
目的	堤防の断面が不足している箇所を完成させる。 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
整備内容	現況堤防の拉築。 漏水対策等の堤防の質的整備。 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間は、護岸等の河岸保護工を実施する。
環境への配慮	堤防の植生については、周辺環境に影響を与えないようモニタリングに努める。
整備効果	堤防に必要な安全性を確保する。
実施場所	全川実施する。

図 2-1-9 堤防の質的整備イメージ図



# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行うことを基本とする。河道掘削の実施にあたっては、上下流の治水安全度のバランスを考慮するとともに、流域治水の観点から、地形的特徴や土地利用状況を踏まえ、より効果的かつ効率的に対策を行うため、地元調整を図りながら、嵩上げ等のリスク軽減対策も検討する。

また、河道の掘削にあたっては、「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、自然の営力による多様な生物の生息・生育・繁殖場を保全・創出するため、緩傾斜掘削等の工夫を行う。これにより、鳥類の重要な生息環境となる自然裸地及び草地環境や、魚類の生息場となるワンド・たまり等の水域の保全・創出を図る。さらに、それらの餌となる陸上昆虫や底生生物の増加により生物多様性の向上を図り、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な管理を行う。

加えて、再堆積しにくい断面形状を設定することや、「樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)<sup>注2)</sup>(平成23年(2011年)3月、北海道開発局・(独)土木研究所寒地土木研究所)及び、道内他河川での河道掘削の知見等も踏まえた、掘削後の再樹林化を抑制する施工方法を工夫すること等により、河道の安定性に配慮する。

日高町の重要な資源であるシシャモの産卵床区間の断面形状の設定にあたっては、川幅の拡幅による流速の低下、シルトの堆積等が産卵環境に悪影響を及ぼさないよう調査・検討を行い、掘削後もモニタリングを行う。さらに、護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを考慮し、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な河川景観、緑の連続性及び鳥類等の生息環境の保全・創出を図る。

注2) 効果的な樹林化抑制や維持管理コストの省力化を念頭に置いた河岸形状設定や樹木管理を円滑に検討することを目的としてまとめられた。

1  
2

■河道掘削による流下能力の向上

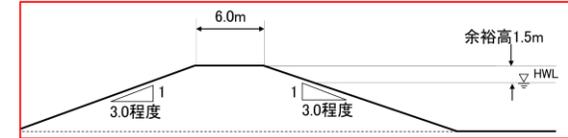
目的	洪水時の水位低下を図る。
整備内容	川の大きさ(流下能力)の不足している箇所を河道断面を確保するために河道を掘削する。
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シシヤモ、サケ等の産卵床、生息環境を保全するため、地域の意見を踏まえつつ、かつての沙流川の河川環境に近づけることに努める。</li> <li>・地域の意見を踏まえ、アイヌ文化における伝統的儀式の場等の保全を図るとともに、かつての沙流川に多く見られ、また、アイヌ文化の継承に資するヨシ原の復元を図る。(下流部)</li> <li>・治水面との整合を図りつつ水際の樹木及び瀬と淵を可能な限り保全し、樹木が水面を被覆することによる水温調節や水質の維持、倒木・枝葉、昆虫の流路内落下によるサクラムス等の魚類・底生動物等の生息場所・餌環境の提供、哺乳類の移動経路や昆虫の生息場所等陸上における各種動物の生息場所の保全を行う。(中流部)</li> </ul>
整備効果	対象となる洪水を計画高水位以下で流すことができる。
実施場所	概ね全川実施する。



図 2-1-7 流下能力不足により対策が必要な断面横断面図

3  
4

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36



注1) 堤防の整備にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防面の利用面から一枚法面化を図るものとする。  
図 2-1 堤防整備の標準断面図(沙流川)

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行うことを基本とする。河道掘削の実施にあたっては、上下流の治水安全度のバランスを考慮するとともに、流域治水の観点から、地形的特徴や土地利用状況を踏まえ、より効果的かつ効率的に対策を行うため、地元調整を図りながら、嵩上げ等のリスク軽減対策も検討する。

また、河道の掘削にあたっては、「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、自然の営力による多様な生物の生息・生育・繁殖場を保全・創出するため、緩傾斜掘削等の工夫を行う。これにより、鳥類の重要な生息環境となる自然裸地及び草地環境や、魚類の生息場となるワンド・たまり等の水域の保全・創出を図る。さらに、それらの餌となる陸上昆虫や底生生物の増加により生物多様性の向上を図り、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な管理を行う。

加えて、再堆積しにくい断面形状を設定することや、「樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)<sup>注2)</sup>(平成23年(2011年)3月、北海道開発局・(独)土木研究所寒地土木研究所)及び、道内他河川での河道掘削の知見等も踏まえた、掘削後の再樹林化を抑制する施工方法を工夫すること等により、河道の安定性に配慮する。

日高町の重要な資源であるシシヤモの産卵床区間の断面形状の設定にあたっては、川幅の拡幅による流速の低下、シルトの堆積等が産卵環境に悪影響を及ぼさないよう調査・検討を行い、掘削後もモニタリングを行う。さらに、護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを考慮し、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な河川景観、緑の連続性及び鳥類等の生息環境の保全・創出を図る。

注2) 効果的な樹林化抑制や維持管理コストの省力化を念頭に置いた河岸形状設定や樹木管理を円滑に検討することを目的としてまとめられた。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

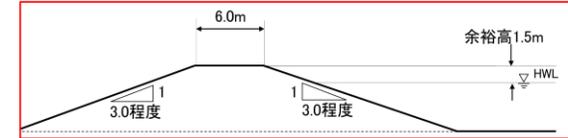
## 4. 工事実施区間

- 1 河川整備事業の内容及び実施箇所は下記のとおりとするが、各事業の実施に当たっては、全川にわた
- 2 り河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や方法を総合的に検討する。
- 3 河道掘削は、全川において工事を施行する。
- 4 堤防は、断面積が不足している箇所を完成させる。
- 5 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
- 6 樋門、水衝部については、以下のとおりである。

地区名	整備内容	実施場所
河口左岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP1.3付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	左岸KP2.9～3.3付近
河口右岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP0.6、1.8付近
富川地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP2.8、3.0、5.6、7.4付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	右岸KP5.6～5.8付近
荷葉去場地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP11.1、11.5、12.8付近
ヌタツブ地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP10.9付近
二風谷地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP19.2付近

※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



注1) 堤防の整備にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防法面の利用面から一枚法面化を図るものとする。

図 2-1 堤防整備の標準断面図(沙流川)

## 2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下させることができるよう河道の掘削を行い、必要に応じて樹木の除去や下枝払い等を行うことを基本とする。河道掘削の実施にあたっては、上下流の治水安全度のバランスを考慮するとともに、流域治水の観点から、地形的特徴や土地利用状況を踏まえ、より効果的かつ効率的に対策を行うため、地元調整を図りながら、嵩上げ等のリスク軽減対策も検討する。

また、河道の掘削にあたっては、「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、自然の営力による多様な生物の生息・生育・繁殖場を保全・創出するため、緩傾斜掘削等の工夫を行う。これにより、鳥類の重要な生息環境となる自然裸地及び草地環境や、魚類の生息場となるワンド・たまり等の水域の保全・創出を図る。さらに、それらの餌となる陸上昆虫や底生生物の増加により生物多様性の向上を図り、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な管理を行う。

加えて、再堆積しにくい断面形状を設定することや、「樹林化抑制を考慮した河岸形状設定のガイドライン(案)<sup>注2)</sup>(平成23年(2011年)3月、北海道開発局・(独)土木研究所寒地土木研究所)及び、道内他河川での河道掘削の知見等も踏まえた、掘削後の再樹林化を抑制する施工方法を工夫すること等により、河道の安定性に配慮する。

日高町の重要な資源であるシシャモの産卵床区間の断面形状の設定にあたっては、川幅の拡幅による流速の低下、シルトの堆積等が産卵環境に悪影響を及ぼさないよう調査・検討を行い、掘削後もモニタリングを行う。さらに、護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを考慮し、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。

樹木の除去や下枝払い等にあたっては、良好な河川景観、緑の連続性及び鳥類等の生息環境の保全・創出を図る。

注2) 効果的な樹林化抑制や維持管理コストの省力化を念頭に置いた河岸形状設定や樹木管理を円滑に検討することを目的としてまとめられた。

1  
2

■河道掘削による流下能力の向上

目的	洪水時の水位低下を図る。
整備内容	川の大きさ(流下能力)の不足している箇所を河道断面を確保するために河道を掘削する。
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シシヤモ、サケ等の産卵床、生息環境を保全するため、地域の意見を踏まえつつ、かつての沙流川の河川環境に近づけることに努める。</li> <li>・地域の意見を踏まえ、アイヌ文化における伝統的儀式的場等の保全を図るとともに、かつての沙流川に多く見られ、また、アイヌ文化の継承に資するヨシ原の復元を図る。(下流部)</li> <li>・治水面との整合を図りつつ水際の樹木及び瀬と淵を可能な限り保全し、樹木が水面を被覆することによる水温調節や水質の維持、倒木・枝葉、昆虫の流路内落下によるサクラムス等の魚類・底生動物等の生息場所・餌環境の提供、哺乳類の移動経路や昆虫の生息場所等陸上における各種動物の生息場所の保全を行う。(中流部)</li> </ul>
整備効果	対象となる洪水を計画高水位以下で流すことができる。
実施場所	概ね全川実施する。



図 2-1-7 流下能力不足により対策が必要な断面横断図

3  
4

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

さらに、河道掘削の実施にあたっては、発生土砂を農地の地盤嵩上げや避難ヤードの整備等に活用することで浸水被害の低減等、流域治水に資する対策として活用されるよう、関係機関と連携・調整を図る。

また、シシヤモの産卵区間においては、産卵に適した粗砂・細礫の粒径の割合を維持若しくは増加させるため、河道掘削残土を置土する土砂還元の取組を引き続き実施する。

さらに、日高胆振沿岸海岸の保全や侵食対策を推進するため、河道掘削による発生土砂を養浜材として有効活用し、海岸管理者と連携・調整を図る。

なお、施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
沙流川	KP 1.4~KP 5.6, KP 6.2, KP 7.2, KP 8.4~KP13.4, KP14.0~KP14.4, KP15.0~KP15.6, KP16.6~KP19.6, KP20.2~KP20.8

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

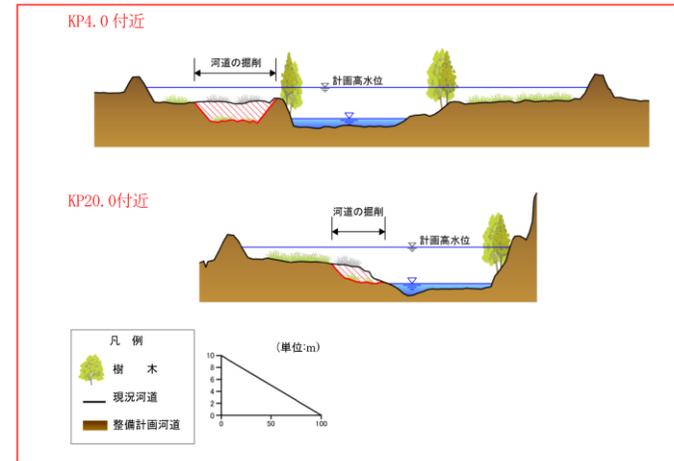


図 2-2 河道の掘削のイメージ

3) 洪水調節機能の増強

河道対策や流域治水での被害軽減対策等の検討を進めるとともに、気候変動による洪水被害の拡大等を見据え、目標流量を安全に流下させるため、既存ダムを活用するための最適な施設操作の組み合わせについて、必要な調査・検討を行う。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 4. 工事実施区間

河川整備事業の内容及び実施箇所は下記のとおりとするが、各事業の実施に当たっては、全川にわたる河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や方法を総合的に検討する。

- 河道掘削は、全川において工事を施行する。
- 堤防は、断面積が不足している箇所を完成させる。
- 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
- 樋門、水衝部については、以下のとおりである。

地区名	整備内容	実施場所
河口左岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP1.3付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	左岸KP2.9～3.3付近
河口右岸地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP0.6、1.8付近
富川地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP2.8、3.0、5.6、7.4付近
	水衝部対策による河岸や堤防の保護	右岸KP5.6～5.8付近
荷葉去場地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	右岸KP11.1、11.5、12.8付近
ヌタツ地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP10.9付近
二風谷地区	樋門樋管改築等による内水排除機能の向上	左岸KP19.2付近

※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

さらに、河道掘削の実施にあたっては、発生土砂を農地の地盤嵩上げや避難ヤードの整備等に活用することで浸水被害の低減等、流域治水に資する対策として活用されるよう、関係機関と連携・調整を図る。

また、シヤモの産卵区間においては、産卵に適した粗砂・細礫の粒径の割合を維持若しくは増加させるため、河道掘削残土を置土する土砂還元の取組を引き続き実施する。

さらに、日高胆振沿岸海岸の保全や侵食対策を推進するため、河道掘削による発生土砂を養浜材として有効活用し、海岸管理者と連携・調整を図る。

なお、施工にあたっては、ICT施工により生産性の向上・品質の確保等を図る。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所(河道掘削)
沙流川	KP 1.4～KP 5.6, KP 6.2, KP 7.2, KP 8.4～KP13.4, KP14.0～KP14.4, KP15.0～KP15.6, KP16.6～KP19.6, KP20.2～KP20.8

注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

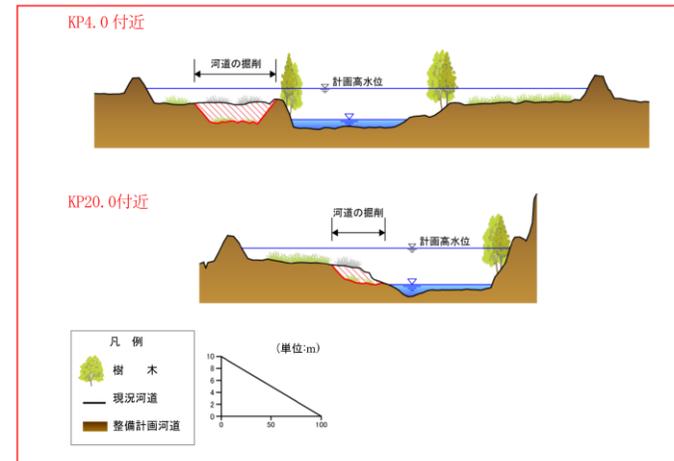
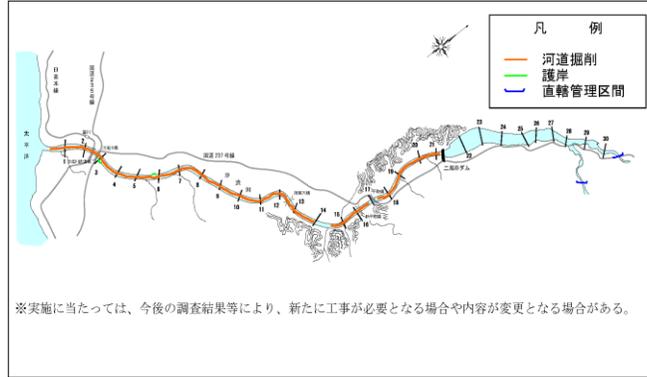


図 2-2 河道の掘削のイメージ

## 3) 洪水調節機能の増強

河道対策や流域治水での被害軽減対策等の検討を進めるとともに、気候変動による洪水被害の拡大等を見据え、目標流量を安全に流下させるため、既存ダムを活用するための最適な施設操作の組み合わせについて、必要な調査・検討を行う。

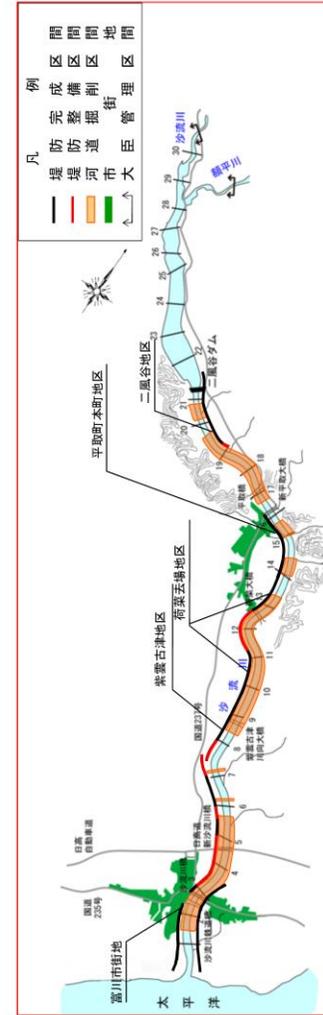
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20



※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

図 2-1-8 流下能力不足により対策が必要な区間

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19



注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。  
**図 2-3 堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間**

- 1
- 2 ■堤防の整備による堤体の安全度向上

目的	堤防の断面が不足している箇所を完成させる。 堤防漏水等の危険性がある箇所について、必要な安全性を確保する。
整備内容	現況堤防の拡築。 漏水対策等の堤防の質的整備。 堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間は、護岸等の河岸保護工を実施する。
環境への配慮	堤防の植生については、周辺環境に影響を与えないようモニタリングに努める。
整備効果	堤防に必要な安全性を確保する。
実施場所	全川実施する。

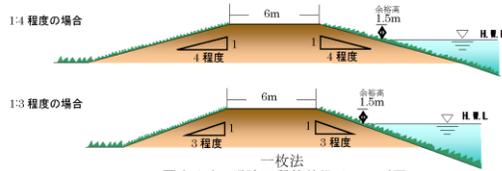


図 2-1-9 堤防の質的整備イメージ図

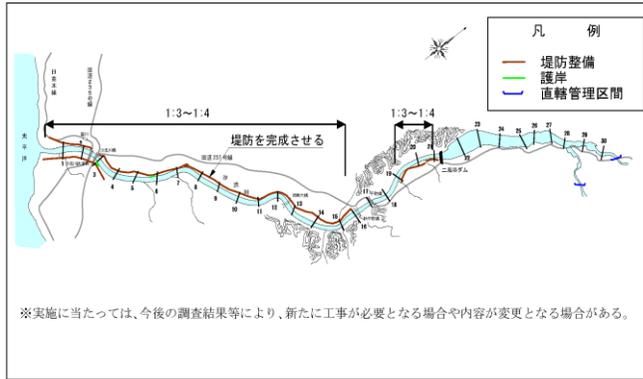
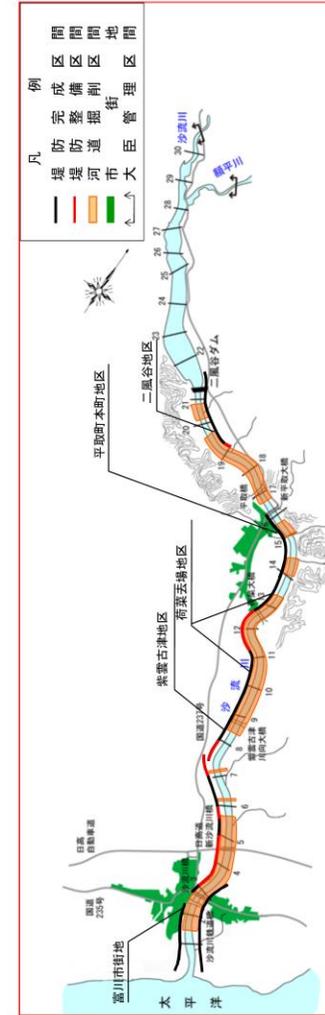


図 2-1-10 堤防整備箇所図

※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。



注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。  
図 2-3 堤防の整備、河川の掘削等を実施する区間

1 2) 内水対策

2 ■樋門樋管改築等による内水排除機能の向上

目的	排水断面不足や老朽化の著しい樋門樋管の治水機能を確保するとともに、自治体などの内水排除の支援のための基盤整備を図る。樋門操作員の高齢化や人員不足が予想されるため、施設の統合や集中管理による遠隔操作化などの省力化、高度化を図る。
整備内容	樋門樋管の改築(統廃合を含む)及び排水ポンプ車の進入路、作業ヤード、釜場等を整備する。 ※樋門樋管の改築においては、その後背地の状況を勘案して断面を計画する。また、背後地の土地利用状況や地形等を考慮し、遠隔操作化を図る。
整備効果	樋門機能の維持、内水被害の軽減
実施場所	河口左岸地区(左岸 KP1.3 付近)、河口右岸地区(右岸 KP0.6 付近)、富川地区(右岸 KP2.8、3.0、3.3、5.6、7.4 付近)、荷葉去場地区(右岸 KP11.1、11.5、12.8 付近)、二風谷左岸地区(左岸 KP19.2、20.9 付近)。



図 2-1-11 内水排除 イメージ図



写真 2-1-2 樋門樋管改築 遠隔操作化イメージ写真

3  
4

1 (2) 内水被害を軽減するための対策

2 内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等  
3 を踏まえ、流域治水対策の取組状況も考慮し、自治体、関係機関等と調整・連携し、そ  
4 の被害軽減に努める。

5 そのため、河川管理者や関係自治体等が保有する排水ポンプ車等を活用し、互いに連  
6 携しながら円滑かつ迅速な内水の排除を行う。

7 なお、樋門改築時、修繕・補修時における呑口形状、作業ヤード、護岸配置等の検討  
8 に際しては、浸水状況などの地域の実情等を踏まえ、呑口形状を工夫するなど施設を有  
9 効活用し釜場等の整備も検討する。

10 また、気候変動等により既存の樋門の排水能力が不足する場合は、必要に応じ施設の  
11 機能を確保する対策を実施する。

12 さらに、内水被害が常襲している樋門等については、新堤の整備や既設堤防の拡築時  
13 に統廃合も検討した上で整備を進め、必要に応じて耐震対策を実施する。

14



写真 2-1 栄町樋門 ポンプ車排水状況  
(平成28年(2016年)8月洪水)



写真 2-2 富川D樋門 ポンプ車排水状況  
(平成28年(2016年)8月洪水)

15  
16

現計画に該当箇所なし  
(広域防災対策・気候変動リスクへの対策)

1 (3) 広域防災対策・気候変動リスクへの対策  
 2 計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水に加え、地震・津波が発  
 3 生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。  
 4 また、鶴川・沙流川流域治水協議会において、気候変動に伴う水害リスクの共有を図  
 5 り、地域を取組の支援を行うとともに、進捗管理しつつ、適宜、流域治水プロジェクト  
 6 を見直していくものとする。  
 7  
 8 1) 流域治水対策の推進  
 9 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組に  
 10 加え、ハード対策・ソフト対策を総動員することとし、集水域から氾濫域にわたる流域  
 11 に関わるあらゆる関係者が自らの水害リスクを理解し、一体となって多様な関係者間の  
 12 リスクコミュニケーションを図るなど、以下の「流域治水対策」を推進するとともに、  
 13 必要に応じてフォローアップ等を行う。  
 14 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、目標流量に対する河道掘削や  
 15 堤防整備のほか、既存ダムにおける事前放流実施体制の構築、既存の霞堤による氾濫流  
 16 の流下抑制効果の維持、森林の水源涵養機能維持・向上のための森林整備、内水被害対  
 17 策等を実施する。  
 18 「被害対象を減少させるための対策」として、地域の主要産業である「びらとりトマ  
 19 ト」をはじめとした農産物等の被害軽減やあらゆる関係者が協働し、浸水リスクが高い  
 20 エリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫、掘削残土を活用した農地の嵩上げ等を  
 21 推進する。  
 22 「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、マイ・タイムライン<sup>注)</sup>の普及  
 23 促進のほか、水害リスクマップなどを活用した防災情報の提供を含む避難のための支援  
 24 等をあらゆる関係者と連携して一体的・計画的に推進する。  
 25 また、流域治水とあわせて、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ  
 26 にも取り組み、持続可能で魅力ある地域づくりを関係機関と連携して推進する。  
 27 注)マイ・タイムライン：洪水のような進行型災害が発生した際に、「いつ」、「何をするか」を整理した防災  
 28 計画であり、個人や家族単位で自ら考え、行動することを目的としている。  
 29  
 30 2) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策  
 31 洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則とする。一方で、氾濫リスクが高  
 32 いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間では、河川堤防が決壊した場合に甚大  
 33 な被害が発生するおそれがある。そのような区間においては、流域治水の趣旨に沿って、  
 34 避難のための時間を確保することや、浸水面積を減少させることなどにより被害をでき  
 35 だけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤  
 36 防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川  
 37 堤防の整備等を検討する。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 5) 危機管理に必要な整備
- 3

## ■危機管理に必要な整備

目的	洪水時において自治体が行う水防活動への円滑かつ効果的な支援や人的被害の解消と家屋等浸水被害の軽減。
整備内容	・迅速な緊急復旧活動や河川管理施設の情報収集を行うための水防活動の拠点として、必要な資材及び監視機器等の整備を図る。
整備効果	水防活動の円滑化や効率化により被害の軽減を図る。
実施場所	※ 実施に当たっては、全川にわたり河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や施設整備については自治体と調整するなど総合的に検討する。 水防拠点：右岸 KP2.6 付近(供用中)、右岸 KP13.6 付近(整備中)



図 2-1-15 富川地区防災拠点施設配置図

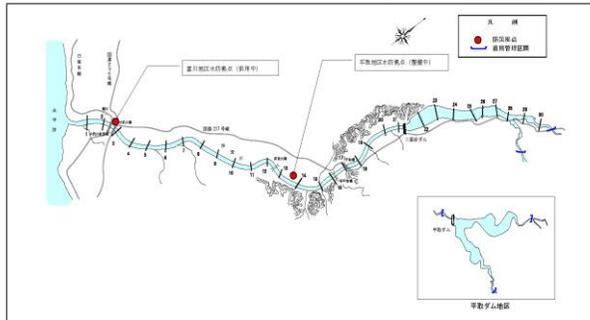


図 2-1-16 防災拠点

- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9

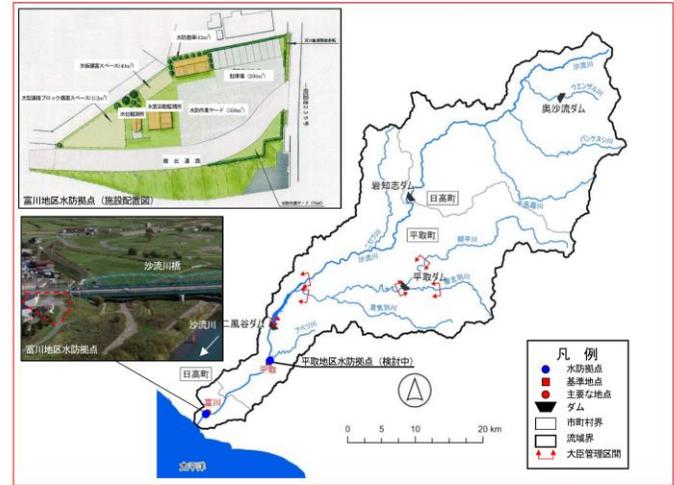
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 また、遊水機能を有する地域や現状の地形が浸水被害軽減に有益な箇所を、特定都市  
2 河川制度による貯留機能保全区域等の指定によって保全するなど、流域のあらゆる関係  
3 者が協働し、流域治水の取組を推進する。

## 3) 水防拠点等の整備

4 災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや、土砂・麻袋等  
5 の緊急用資機材の備蓄基地、レジリエンススペース<sup>(注1)</sup>を含む水防団等の活動拠点、物資輸  
6 送の基地等の機能を併せ持つ水防拠点を関係機関や地域と連携して整備・活用する。  
7 なお、平常時においても関係機関と連携し、防災教育の場として活用を図る。  
8 迅速かつ効率的な河川巡視や水防活動支援、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・  
9 復興活動を実施するため、災害対策車や重機車両等の進入路確保や方向転換場所(車両  
10 交換所)を計画的に整備する。  
11 また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土  
12 地利用等を考慮して計画的に整備する。

注1) 河川事業から発生する土砂を効率的に再利用するために、堤防沿いに用地を買収し、盛り  
13 上げる拠点をい、完成後は緊急復旧車両の展開・待機場所等にも活用するもの。



注2) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区) (国土交通省) を加工して作成  
図 2-4 水防拠点位置

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 ⑩その他の維持管理
- 3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。
- 4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。
- 5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの
- 6 整備を行う。
- 7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。
- 8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し
- 9 指導、支援を行う。
- 10
- 11 ⑪河川情報の管理
- 12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域
- 13 情報を収集し、一元的に管理運用する。
- 14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整
- 15 備を行う。
- 16
- 17 3.洪水の監視等
- 18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての
- 19 水防活動が非常に重要である。
- 20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。
- 21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整
- 22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、
- 23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。
- 24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河
- 25 川情報システムの強化を図っている。
- 26
- 27 ①水防連絡協議会
- 28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水
- 29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。
- 30 また、関連する情報については共有化を図る。
- 31
- 32 ②出水期前点検及び出水時の巡視
- 33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支
- 34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ
- 35 いてはその使用者を指導する。
- 36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ
- 37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め
- 38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。
- 39
- 40 ③洪水予報及び水防警報
- 41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を
- 42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。
- 43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。
- 44
- 45 ④水防施設及び資材配置計画
- 46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。
- 47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき
- 48 る体制とする。
- 49

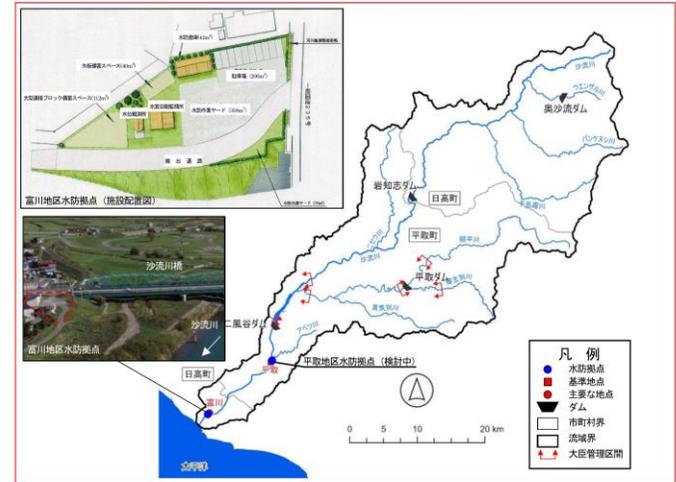
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 また、遊水機能を有する地域や現状の地形が浸水被害軽減に有益な箇所を、特定都市  
2 河川制度による貯留機能保全区域等の指定によって保全するなど、流域のあらゆる関係  
3 者が協働し、流域治水の取組を推進する。

### 3)水防拠点等の整備

6 災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや、土砂・麻袋等  
7 の緊急用資機材の備蓄基地、レジリエンススペース<sup>(注1)</sup>を含む水防団等の活動拠点、物資輸  
8 送の基地等の機能を併せ持つ水防拠点を関係機関や地域と連携して整備・活用する。  
9 なお、平常時においても関係機関と連携し、防災教育の場として活用を図る。  
10 迅速かつ効率的な河川巡視や水防活動支援、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・  
11 復興活動を実施するため、災害対策車や重機車両等の進入路確保や方向転換場所(車両  
12 交換所)を計画的に整備する。  
13 また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土  
14 地利用等を考慮して計画的に整備する。

注1) 河川事業から発生する土砂を効率的に再利用するために、堤防沿いに用地を買収し、盛り  
15 する拠点をい、完成後は緊急復旧車両の展開・待機場所等にも活用するもの。



注2) 国土数値情報(河川・海岸線・行政区域)(国土交通省)を加工して作成  
図 2-4 水防拠点位置

1  
2

■情報伝達基盤の整備

目的	河川や河川管理施設の状況把握のほか、極門極管の遠隔操作化等を図る。
整備内容	・光ファイバー網の整備 ・CCTV（監視カメラ）の整備など
整備効果	・常時の河川管理 ・洪水、濁水、地震、水質事故等に対する危機管理 ・河川管理施設等の遠隔監視、遠隔操作化 ・地域住民、自治体等への情報提供（水位・雨量等の河川情報、内水被害状況等のCCTV画像等）
実施場所	河川における光ケーブルの敷設、CCTVの設置は、ほぼ整備済である。平取ダムから二風谷ダムまでの整備を平取ダムの整備に併せて行う。

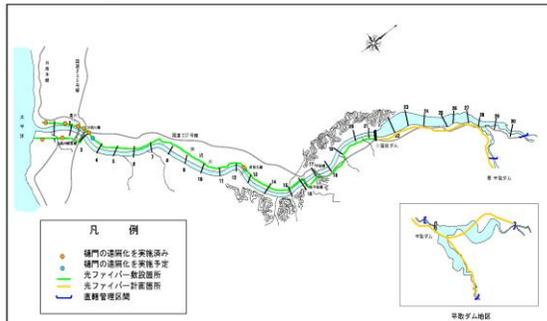


図 2-1-17 情報伝達基盤の整備箇所図



ライブ映像（沙流川）



監視用カメラ

3  
4

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11

4)情報網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、沙流川沿川に整備した光ファイバー網等を通じて関係自治体や地域住民等へ伝達できる体制整備を行う。

また、堤防の高さや川幅等から相対的に氾濫が発生しやすい箇所及び行政施設等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所に設置した危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援する。

さらに、危機管理型水位計の観測水位及び簡易型河川監視カメラの画像をリアルタイムでパソコンやスマートフォン等により情報提供することで、沿川の住民の避難に資する。



図 2-5 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 **⑩その他の維持管理**
- 3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。
- 4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。
- 5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの
- 6 整備を行う。
- 7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占有者を指導する。
- 8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し
- 9 指導、支援を行う。
- 10
- 11 **⑪河川情報の管理**
- 12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域
- 13 情報を収集し、一元的に管理運用する。
- 14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整
- 15 備を行う。
- 16
- 17 **3. 洪水の監視等**
- 18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による監視や緊急対策としての
- 19 水防活動が非常に重要である。
- 20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。
- 21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整
- 22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、
- 23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。
- 24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河
- 25 川情報システムの強化を図っている。
- 26
- 27 **①水防連絡協議会**
- 28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水
- 29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。
- 30 また、関連する情報については共有化を図る。
- 31
- 32 **②出水期前点検及び出水時の監視**
- 33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支
- 34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ
- 35 いてはその使用者を指導する。
- 36 出水時の監視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ
- 37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め
- 38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。
- 39
- 40 **③洪水予報及び水防警報**
- 41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を
- 42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。
- 43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。
- 44
- 45 **④水防施設及び資材配置計画**
- 46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。
- 47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき
- 48 る体制とする。
- 49

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **4) 情報網等の整備**
- 2 迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラの設置
- 3 を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、沙流川沿川に整備した光ファイバー
- 4 網等を通じて関係自治体や地域住民等へ伝達できる体制整備を行う。
- 5 また、堤防の高さや川幅等から相対的に氾濫が発生しやすい箇所及び行政施設等の重
- 6 要施設が浸水する可能性が高い箇所に設置した危機管理型水位計及び簡易型河川監視
- 7 カメラを活用し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援する。
- 8 さらに、危機管理型水位計の観測水位及び簡易型河川監視カメラの画像をリアルタイム
- 9 でパソコンやスマートフォン等により情報提供することで、沿川の住民の避難に資す
- 10 る。
- 11



図 2-5 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 2.) 樹林としての連続性を保つ
- 3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫
- 4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木
- 5 群については、その連続性を保つ。
- 6 3.) 河道内植生の維持管理
- 7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木
- 8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。
- 9
- 10 ④低水路、河口部の維持管理
- 11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる
- 12 もとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。
- 13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。
- 14
- 15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理
- 16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確
- 17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。
- 18
- 19 ⑥樋門樋管の維持管理
- 20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震
- 21 に対して十分に安全でない判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その
- 22 安全を図る。
- 23
- 24 ⑦樋門樋管の操作
- 25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管
- 26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める
- 27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。
- 28
- 29 ⑧ダム維持管理
- 30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動
- 31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を
- 32 行い、その機能の維持を図る。
- 33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策
- 34 を講じる。
- 35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し
- 36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。
- 37
- 38 ⑨ダムの操作
- 39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ
- 40 るものとする。
- 41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水
- 42 産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。
- 43
- 44

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 (4) 地震・津波対策
- 2 平成23年(2011年)3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、津波を伴う大規模地
- 3 震によって東北地方一帯において壊滅的な被害が生じた。平成30年(2018年)北海道胆
- 4 振東部地震では最大の被災地厚真町で震度7を観測し、二風谷ダム下流の堤防天端に最
- 5 大深さ65.0cmの亀裂が発生し、災害復旧事業により堤防復旧を行った。また、土砂災害
- 6 による甚大な被害が生じたほか、北海道内の大規模停電(ブラックアウト)により、住
- 7 民生活や経済活動に大きな支障が生じた。沙流川流域が属する北海道太平洋沿岸は、地
- 8 震多発地帯であり過去に数多くの地震が発生していることから、日本海溝・千島海溝周
- 9 辺海溝型地震防災対策推進計画(平成18年(2006年)9月、北海道開発局)に基づき、
- 10 地震発生時における被害の防止、軽減に努める。
- 11 地震・津波が発生した場合に迅速な対応を図るため、関係機関と連携し、光ファイバ
- 12 ーの活用や伝達方法の複数化等による情報収集・伝達ルートを確保する。
- 13 河川管理施設の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対して、保持すべき機能を
- 14 確保するため、耐震性能照査を実施のうえ、必要な耐震対策を実施する。また、津波の
- 15 河川への遡上に対し、樋門からの逆流等による周辺地域における浸水被害の発生が想定
- 16 されることから、樋門の自動化・遠隔化及び無動力等によりその被害の軽減を図る。
- 17 現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動や洪水と同時期に発
- 18 生する地震・津波に対し、住民の生命を守ることを最優先として、関係自治体等と連携
- 19 し、地域住民及び防災・港湾等関係機関へ速やかな情報の提供を行うため、川の防災情
- 20 報による情報提供、スピーカーや河川情報表示板等の情報提供施設の充実を図る。
- 21 加えて、住民の避難行動に資するため自治体が作成する津波ハザードマップに必要な
- 22 情報を提供するなど、津波防災地域づくりの推進に関する技術的支援を行う。
- 23 このほか、防災・港湾等関係機関や関係自治体等と連携して、防衛対象に応じた施設
- 24 整備や情報連絡体制について引き続き調査検討を進め、必要な対策を図る。
- 25



写真 2-3 浸水軽減対策(樋門の無動力化前)



写真 2-4 浸水軽減対策(樋門の無動力化後)

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 **④適正な水面利用等の調整**  
3 1) **水面利用の調整**  
4 関係機関の利用計画に基づき、水面の利用区分の調整を行う。  
5 2) **河川生産物の調整**  
6 ・**内水面漁業**  
7 内水面漁業は、シシヤモ及びキュウリウオ漁について漁業協同組合に免許されており、河川の利用に  
8 ついては必要に応じ調整を行う。  
9 ・**砂利採取等**  
10 砂利採取は河床の低下、河床材料の変化の要因となり、河床低下や河床材料の変化は河川構造物や水  
11 生生物に影響を与える可能性があることから、砂利採取は原則許可しない。ただし、堆積土砂が河川構  
12 造物及びその周辺に影響を与えるおそれのある場合、別途検討する。  
13 また、河川巡視等により不法採取の防止に努める。  
14  
15 **7. 河川環境の保全及びモニタリング**  
16 沙流川は、多くの動植物の生息・生育の場として良好な環境であることから、河川環境の保全のため、  
17 以下の点に配慮する。  
18  
19 河道については、瀬・淵及び河畔林を極力保全する。また、水質調査を行うとともに、関係機関と連  
20 携を図りながら良好な水質の維持に努める。  
21 河口部のシシヤモ産卵床の保全のため、河道の掘削方法の工夫、河床粒径の監視等、産卵床の実態把  
22 握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダム貯留制限を実施することで遡上時の水深  
23 の確保を図る。  
24 沙流川の上流まで遡上・降下するサクラマスなどの魚類のため、許可工作物については施設管理者と  
25 協議するなど横断工作物には魚道の設置を検討する。また、本川と支川の合流点の段差で魚類の遡上に  
26 支障のある箇所については、その原因を調査の上必要な措置を検討する。  
27 さらに、水辺の国勢調査を継続して実施し河川周辺環境の把握を行うとともに、河川工事の自然環境  
28 への影響を考慮してモニタリングを行い、支障が懸念される場合には対策を検討し河川環境の保全に努  
29 める。また、土砂動態をはじめとする河道の維持管理や今後の河道改修のために必要な調査、研究、技  
30 術開発を進める。  
31  
32 **8. 流域の管理**  
33 沙流川の自然環境を保全し、また災害の防止や軽減のほか河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管  
34 理を行う。  
35 さらに流域全体を対象として森林の整備と保全に配慮する。そのため、農林漁業関係団体、自治体、  
36 森林管理者、河川管理者等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。  
37

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 **2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**  
2 既設の二風谷ダム、平取ダムの効率的な運用を図り、流水の正常な機能の維持、水道  
3 用水の供給及び発電等を行う。  
4 このことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、基準地点平  
5 取において、概ね11m<sup>3</sup>/sの確保に努めることを目標とし、各種用水の安定供給、動植物  
6 の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。  
7  
8 **2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項**  
9 (1) **河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出**  
10 動植物の生息・生育・繁殖地については、各区分に生息する指標種等の生息・生育・  
11 繁殖環境について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、河川  
12 改修や維持管理、自然再生事業等により、生物多様性の向上と地域活性化、伝承有用植  
13 物や重要文化的景観等のアイヌ文化の保全とを両立した良好な自然環境の保全・創出を  
14 図る。なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時  
15 間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施の際には、整備や対策による  
16 効果が検証できるように河川環境のモニタリングを実施し、河川的作用による変化に応  
17 じて順応的な管理を行うものとする。  
18 下流部において、絶滅危惧種のタンチョウやチュウヒが湿生植物を含む草地環境を生  
19 息場として利用することを踏まえ、河口周辺に形成されている湿生植物を含む草地環境  
20 の保全を図るとともに、掘削形状の工夫により草地環境の創出を図る。また、絶滅危惧  
21 種のオジロワシが河畔林を休息場として利用することを踏まえ、流下能力の支障となら  
22 ない範囲で連続した河畔林の保全を図る。シシヤモが粗砂・細礫の河床を産卵場として  
23 利用することを踏まえ、粗砂・細礫河床の環境についてモニタリングを継続するほか、  
24 産卵状況や物理環境の変化を把握し、産卵環境の保全・創出を図る。イトヨがワンド・  
25 たまりを生息場として利用し、サクラマスや絶滅危惧種のカワヤツメが瀬淵環境を生息  
26 場として利用することを踏まえ、現存する良好な水域の保全を図るとともに、掘削形状  
27 の工夫等により、良好なワンド・たまりや瀬淵環境の創出を図る。  
28 中流部において、絶滅危惧種のチュウヒが湿生植物を含む草地環境を生息場として利  
29 用することを踏まえ、草地環境の保全を図るとともに、掘削形状の工夫により草地環境  
30 の創出を図る。また、イカルチドリが礫州等の自然裸地を生息・産卵場として利用す  
31 ることを踏まえ、自然裸地の保全を図るとともに、川の営力を活用できるような掘削形状  
32 を工夫し、自然裸地の創出を図る。さらに、絶滅危惧種のオジロワシが河畔林を休息場と  
33 して利用することを踏まえ、流下能力の支障とならない範囲で連続した河畔林の保全を  
34 図る。加えて、サクラマスが瀬淵環境を生息場として利用することを踏まえ、現存する  
35 良好な水域の保全を図るとともに、掘削形状の工夫等により良好な瀬淵環境の創出を図  
36 る。  
37

1  
2 ④適正な水面利用等の調整  
3 1) 水面利用の調整  
4 関係機関の利用計画に基づき、水面の利用区分の調整を行う。  
5 2) 河川生産物の調整  
6 ・内水面漁業  
7 内水面漁業は、シシヤモ及びキュウリウオ漁について漁業協同組合に免許されており、河川の利用に  
8 ついては必要に応じて調整を行う。  
9 ・砂利採取等  
10 砂利採取は河床の低下、河床材料の変化の要因となり、河床低下や河床材料の変化は河川構造物や水  
11 生生物に影響を与える可能性があることから、砂利採取は原則許可しない。ただし、堆積土砂が河川構  
12 造物及びその周辺に影響を与えるおそれのある場合、別途検討する。  
13 また、河川巡視等により不法採取の防止に努める。  
14  
15 7. 河川環境の保全及びモニタリング  
16 沙流川は、多くの動植物の生息・生育の場として良好な環境であることから、河川環境の保全のため、  
17 以下の点に配慮する。  
18  
19 河道については、瀬・淵及び河畔林を極力保全する。また、水質調査を行うとともに、関係機関と連  
20 携を図りながら良好な水質の維持に努める。  
21 河口部のシシヤモ産卵床の保全のため、河道の掘削方法の工夫、河床粒径の監視等、産卵床の実態把  
22 握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダム貯留制限を実施することで遡上時の水深  
23 の確保を図る。  
24 沙流川の上流まで遡上・降下するサクラマスなどの魚類のため、許可工作物については施設管理者と  
25 協議するなど横断工作物には魚道の設置を検討する。また、本川と支川の合流点の段差で魚類の遡上に  
26 支障のある箇所については、その原因を調査の上必要な措置を検討する。  
27 さらに、水辺の国勢調査を継続して実施し河川周辺環境の把握を行うとともに、河川工事の自然環境  
28 への影響を考慮してモニタリングを行い、支障が懸念される場合には対策を検討し河川環境の保全に努  
29 める。また、土砂動態をはじめとする河道の維持管理や今後の河道改修のために必要な調査、研究、技  
30 術開発を進める。  
31  
32 8. 流域の管理  
33 沙流川の自然環境を保全し、また災害の防止や軽減のほか河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管  
34 理を行う。  
35 さらに流域全体を対象として森林の整備と保全に配慮する。そのため、農林漁業関係団体、自治体、  
36 森林管理者、河川管理者等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。  
37

1 上流部において、イカルチドリが礫州等の自然裸地を生息・産卵場として利用するこ  
2 とを踏まえ、自然裸地の保全を図るとともに、川の営力を活用できるような掘削形状を工  
3 夫し、草地環境、自然裸地の創出を図る。さらに、絶滅危惧種のオジロワシが河畔林を  
4 休息場として利用することを踏まえ、流下能力の支障とならない範囲で連続した河畔林  
5 の保全を図る。さらに、サクラマス、シベリアヤツメ、絶滅危惧種のカワヤツメが瀬淵  
6 環境を生息場として利用することを踏まえ、現存する良好な水域の保全を図るとともに、  
7 掘削形状の工夫等により良好な瀬淵環境の創出を図る。  
8 モニタリングについて、魚類を対象とする場合は、産卵数および確認個体数の増減等  
9 に基づき、水域での移動の連続性を含めた生息・産卵環境の状況変化を把握する。鳥類  
10 については、営巣範囲および確認個体数の増減等に基づき、渡り期の移動を含めた生息・  
11 繁殖環境の状況変化を把握する。  
12 これら河川環境の整備と保全により、生態系ネットワークの形成を図る。  
13

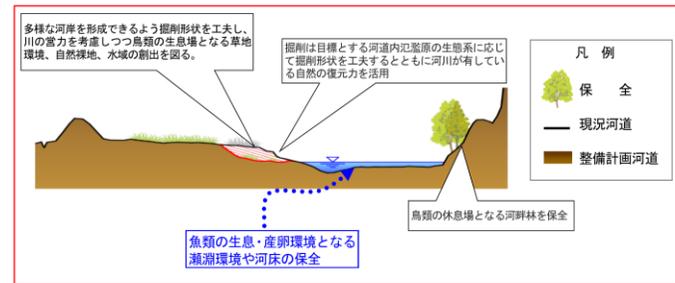


図 2-6 河畔林の保全、河岸の多様性の保全・創出イメージ図

- 1  
2 ④適正な水面利用等の調整  
3 1) 水面利用の調整  
4 関係機関の利用計画に基づき、水面の利用区分の調整を行う。  
5 2) 河川生産物の調整  
6 ・内水面漁業  
7 内水面漁業は、シシヤモ及びキュウリウオ漁について漁業協同組合に免許されており、河川の利用に  
8 ついては必要に応じて調整を行う。  
9 ・砂利採取等  
10 砂利採取は河床の低下、河床材料の変化の要因となり、河床低下や河床材料の変化は河川構造物や水  
11 生生物に影響を与える可能性があることから、砂利採取は原則許可しない。ただし、堆積土砂が河川構  
12 造物及びその周辺に影響を与えるおそれのある場合、別途検討する。  
13 また、河川巡視等により不法採取の防止に努める。  
14  
15 7. 河川環境の保全及びモニタリング  
16 沙流川は、多くの動植物の生息・生育の場として良好な環境であることから、河川環境の保全のため、  
17 以下の点に配慮する。  
18  
19 河道については、瀬・淵及び河畔林を極力保全する。また、水質調査を行うとともに、関係機関と連  
20 携を図りながら良好な水質の維持に努める。  
21 河口部のシシヤモ産卵床の保全のため、河道の掘削方法の工夫、河床粒径の監視等、産卵床の実態把  
22 握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダム貯留制限を実施することで遡上時の水深  
23 の確保を図る。  
24 沙流川の上流まで遡上・降下するサクラマスなどの魚類のため、許可工造物については施設管理者と  
25 協議するなど横断工造物には魚道の設置を検討する。また、本川と支川の合流点の段差で魚類の遡上に  
26 支障のある箇所については、その原因を調査の上必要な措置を検討する。  
27 さらに、水辺の国勢調査を継続して実施し河川周辺環境の把握を行うとともに、河川工事の自然環境  
28 への影響を考慮してモニタリングを行い、支障が懸念される場合には対策を検討し河川環境の保全に努  
29 める。また、土砂動態をはじめとする河道の維持管理や今後の河道改修のために必要な調査、研究、技  
30 術開発を進める。  
31  
32 8. 流域の管理  
33 沙流川の自然環境を保全し、また災害の防止や軽減のほか河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管  
34 理を行う。  
35 さらに流域全体を対象として森林の整備と保全に配慮する。そのため、農林漁業関係団体、自治体、  
36 森林管理者、河川管理者等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。  
37

- 1 (2) 魚がすみやすい川づくり  
2 沙流川では、多様な魚類が生息し、サケ・サクラマス等の回遊魚が遡上するほか、下  
3 流部の細礫・粗砂の河床は沙流川を象徴する魚類であるシシヤモの産卵床となっている。  
4 沙流川では、河道の整備にあたっては、河床の掘削を極力避けるとともに、関係機関、  
5 地域住民と連携し、水際植生及び魚類にとっての良好な生息・生育・繁殖環境を保全・  
6 創出する。  
7 特にシシヤモについては、北海道の太平洋沿岸のみに分布する日本固有の魚であり、  
8 貴重な漁業資源ともなっていることから、関係機関と情報共有を行い、沙流川の下流域  
9 においては、シシヤモの産卵環境の保全・創出を図る。  
10 また、魚類の生息環境の保全・創出のためには、流況や河床の状況等を維持すること  
11 に加え、沙流川とその支川や流入水路等を含めた流域全体で移動の連続性を確保するこ  
12 とが重要である。このため、横断工造物や樋門地点等については、関係機関等と連携・  
13 調整し移動の連続性を確保する。  
14



写真 2-5 シシヤモ



写真 2-6 サクラマス

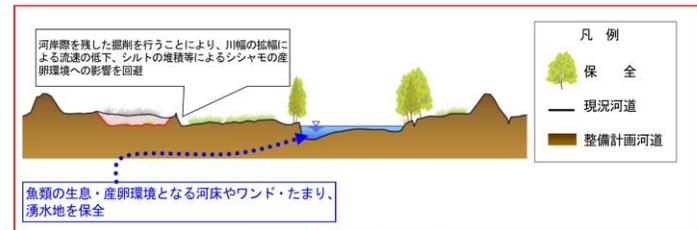


図 2-7 河道掘削のイメージ図

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩知志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
16 場を含めた農地が広がっている。  
17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
18 生は標高500m程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高1,000m程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落アカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒロ  
21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
23 く。植林地としては、標高500m以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
24 ササが優占し、標高1,000～2,000mまではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
25  
26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテ  
27 ンなどが確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオショロコマ、ヤマメ、中流  
29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約5kmの河床が粗砂から細れきのとこ  
30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシヤマの産卵床がある。  
31  
32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約2,400haに及ぶ耕地のかが  
33 いに利用されている。水力発電としては、昭和31年に建設された岩知志発電所をはじめとする左右府発  
34 電所、二風谷発電所など5カ所の発電所により総最大出力約66,500KWの電力供給が行われている。水  
35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。  
38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

### 1 (3) 河川景観の保全と創出

2 河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、  
3 地域と連携してその保全と創出を図ることを基本とする。  
4 特に、平取町では、「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」が文  
5 化財の価値として特に重要な「重要文化的景観」として、平成19年(2007年)7月に北  
6 海道で初めて選定された地域となっている。このため、関係機関と協働し、この文化的  
7 景観の保全と活用に向けた取組を進める。  
8 上流部から中流部は、二風谷ダム右岸側のイオールの森や、アイヌの人々の伝説にもな  
9 っているオプシムブリ(穴空き岩)といった自然景観、ならびに「アイヌ文化」の里と  
10 して整備され、復元伝統的家屋群が立ち並ぶ平取町内の二風谷地区といった、特徴的な  
11 集落景観を有しており、これらと調和した河川景観の保全・創出を図る。  
12 下流部は、遠くの日高を背景に牧歌的な田園風景や丘陵地や河岸段丘上の台地に広が  
13 る牧草地のほか、優駿の里の広大な牧野景観、市街地の街並み、河口の海岸景観、親水  
14 性に富んだ水際空間等で構成されており、これらと調和した河川景観の保全・創出を図  
15 る。  
16  
17

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1 沙流川の上流部では、急峻な峰々を連ねた日高山系および輝緑  
2 凝灰岩から成る竜門峡や三岡峡のような渓谷と清流から成る景観  
3 が連続し、河床は岩盤等で構成されている。  
4 岩志志ダムから二風谷ダムの中流部では、上流部に比べ流れは  
5 穏やかで、河岸段丘の発達が顕著であり、河川に沿って農地と国  
6 道が連続する。河道は、河床堆積土砂も多くなり瀬や淵がみられ  
7 るようになる。  
8 二風谷ダムから下流では右岸主体に堤防が続き、周辺では軽種  
9 馬や飼育牛の放牧および野菜栽培などが行われ、牧歌的な田園風  
10 景が広がり、良好な自然環境とともに魅力あふれる流域景観資源  
11 となっている。河道は、河床部が堆積砂礫からなり、瀬と淵が連  
12 続する。



写真 1-1-2 日高町  
三岡峡(日高町富岡・三岩)

13  
14 流域の植生はその面積の約9割を占める森林植生によって代表  
15 されるが、主に平取町市街から上流において森林の割合が高く、それより下流の森林の割合は低く、牧  
16 場を含めた農地が広がっている。  
17 森林の分布は気候条件により大きくは温帯、低山帯、亜寒帯、高山帯に区分される。温帯、低山帯植  
18 生は標高 500m 程度までにエゾイタヤ、シナノキ群落が見られ、ハリギリ、ハルニレ等を伴って分布す  
19 る。亜寒帯及び亜高山帯植生は、この群落の上流で標高 1,000m 程度までの間にエゾマツ、トドマツ群  
20 落、エゾマツ、ダケカンパ群落がアカエゾマツ、ナナカマド、ヤマモミジ、シウリザクラ、ハナヒリノ  
21 キ等を伴って分布する。このうちエゾマツ、ダケカンパ群落の日勝峠付近は「沙流川源流原始林」とし  
22 て天然記念物に指定されている。この群落の上流は高山帯に移行し、矮小なダケカンパ、ハイマツ等が続  
23 く。植林地としては、標高 500m 以下にカラマツ等を主体とする人工林が分布する。これら森林の林床は  
24 ササが優占し、標高 1,000~2,000m まではクマイザサ、それ以上の標高ではチシマザサが分布する。  
25

26 流域内の動物は、哺乳類でキタキツネ、タヌキや大型獣のエゾシカ、ヒグマ、重要な種としてクロテン  
27 など確認される。鳥類はカワセミ、イソシギなどの河川性の種や森林性のクマタカのほか天然記念  
28 物のオジロワシ、オオワシなどの猛禽類も確認される。魚類では上流にはオシロココマ、ヤマメ、中流  
29 ではサクラマス、下流ではコイ、ハゼなどが生息し、河口から約 5km の河床が粗砂から細れきのとこ  
30 ろには、北海道の太平洋沿岸のみに生息し産卵期に遡上するシシャモの産卵床がある。  
31

32 河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、約 2,400ha に及ぶ耕地のかが  
33 いに利用されている。水力発電としては、昭和 31 年に建設された岩志志発電所をはじめとする右左府発  
34 電所、二風谷発電所など 5カ所の発電所により総最大出力約 66,500KW の電力供給が行われている。水  
35 道用水としては、日高町、平取町に対して供給が行われている。  
36 沙流川では、沿川に住む人々の要望により沙流川橋周辺の河川環境整備事業、二風谷ダム建設に伴う  
37 周辺環境整備等が進められ、河川を利用したイベント等が行われている。

38 流域内には「日高山脈樺裳国定公園」、北海道の亜寒帯北部の代表的原生林である「沙流川源流原始  
39 林」(国指定天然記念物)があり、豊かな自然環境を有している。  
40

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 2-7 沙流川上流部 (KP20.0付近)



写真 2-8 二風谷ダム下流の景観



写真 2-9 沙流川中流部 (KP13.0付近)  
(ピラウトゥルナイ区域)



写真 2-10 荷葉大橋より上流の景観  
(ピラウトゥルナイ区域)



写真 2-11 沙流川河口部



写真 2-12 沙流川河口部周辺

1  
2 4) 河川とのふれあいや体験学習の場の整備

3 ■河川とのふれあいの場の整備

目的	日高町や平取町の関係機関との連携を図り、自然を利用した河川とのふれあいの場を提供する。
整備内容	自治体と共同で高水敷の整備を行う。なお、整備に当たっては地域に伝わる文化の継承に配慮するとともに身障者や高齢者等の利用に配慮する。
整備効果	地域の人々の憩いの場を創出し、沙流川の水辺とふれあうことにより河川への関心を高める。
実施場所	富川地区(整備完了)、平取地区 ※実施に当たっては、全川にわたり河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や施工方法を総合的に検討する。



川の自然観察会



二風谷ダム水源たんけんツアー  
カヌー体験



にぶたに湖周辺自然観察会



チッサンケ

写真 2-1-3 河川とのふれあいの場の整備

4  
5

1 (4) 人と川とのふれあいに関する整備

2 河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)のブロック  
3 別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを  
4 踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた沙流川の恵みを活かし  
5 つつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、高水敷を利用した河川利用や環境学習の場  
6 等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取  
7 り組んでいく。その際、歴史的・文化的な遺跡の保全等、流域自治体の河川に関連する取  
8 組や地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した  
9 河川整備を推進する。

10 また、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等の川に関する  
11 情報を効果的に発信するなど、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートすると  
12 ともに、地域の取組のネットワーク化を図り、地域の賑わいづくり・観光振興に貢献する  
13 「かわたびのまっかいどう」プロジェクトを推進する。

14 なお、地域からの河川空間の利活用ニーズを踏まえ、河川空間とまち空間が融合した良  
15 好な空間を形成する「かわまちづくり」を行う。また、「かわまちづくり」は、河川環境  
16 教育の場として利用されているため、自治体等と連携して計画を策定し、取組を進める。

17

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1  
2 **5. 水環境の保全**  
3 周辺と一体となった自然環境、及び全国一級河川の水質調査で上位にランクされるなど全国屈指の清  
4 流河川である沙流川の水環境を保全するため、流量・水質の監視を行うとともに、近年多発する水質事  
5 故や濁水時の対応について、関係機関との連絡体制を強化し、迅速な対策を行う。  
6  
7 **①流量・水質の監視**  
8 公共用水域の水質測定計画等に基づき、必要な地点で流量・水質調査を行う。  
9 沙流川の水質（BOD）については、現状では環境基準を満足しており、定期的に水質観測を行い状  
10 況を把握するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。  
11  
12 **②水質事故への対応**  
13 油類等が河川に流出する水質事故が発生した場合にその被害を最小限にとどめるため「北海道一級河  
14 川環境保全連絡協議会」等を定期的に開催し連絡体制の強化を図るとともに、水質事故訓練等を行い迅  
15 速な対応が行えるようにする。また防災知識の普及に当たり、インターネット、パンフレットやポス  
16 ター等の掲示に努める。防除活動に必要な資機材の整備を行う。  
17  
18 **③濁水時の対応**  
19 「沙流川水系流域水利用協議会」の開催等により、合理的な水利用について河川管理者と利水者の情  
20 報交換や意見交換を行うとともに、濁水発生時には利水者に情報を提供し、利水者間の濁水調整の円滑  
21 化に努める。  
22  
23 **6. 河川空間等の適正な利用の対策**  
24 沙流川の河川空間は、下流部を中心に日高町富川などの公園緑地や運動場のほか、軽種馬等の採草放牧  
25 地などに利用されている。新たに創出される平取ダム周辺空間には日本一のすずらん群生地が隣接し、  
26 ブランド和牛を生産する牧野が多数点在している。  
27 なお、北海道と共同して策定した「沙流川水系河川空間管理計画(平成2年3月)」における河川空間  
28 の管理及び整備方針に基づき、河川区域の占用許可に際しては、河川空間の適正な利用が図られるよう  
29 適切に対処する。また、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて地域住民や自治体と連携し、空間  
30 管理の目標の見直しを行う。  
31  
32 **①住民に親しまれる川づくり**  
33 河川環境の保全・利用に対する要請がますます増大し多様化している状況を踏まえ、洪水の安全な流  
34 下などの治水・利水機能の維持を図りつつ、河川環境の整備と保全、スポーツ・レクリエーション活動  
35 等の河川利用、まちづくりと一体となった河川整備、流域に伝わる文化の継承等について、自治体と調  
36 整を図り地域の人々に親しまれる川づくりを行う。  
37  
38 **②不法占用対策**  
39 河川巡視等を行い不法占用の防止に努めるとともに、不法占用物件については適正化を図る。  
40  
41 **③不法投棄対策**  
42 河川敷地に投棄されたゴミ、車両、産業廃棄物等は、流水の疎通阻害や洪水時に下流に流出して種々  
43 の障害を引き起こす原因ともなる。また、水質汚濁の原因ともなり、堤防面にあっては芝等を枯死さ  
44 せ法面の破損の原因となる。  
45 このため、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視、警告看板及び車止めの設置等の対策を行う  
46 とともに、河川愛護の普及に努める。  
47  
48

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **(4) 人と川とのふれあいに関する整備**  
2 河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画(河川空間管理計画)のブロック  
3 別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを  
4 踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた沙流川の恵みを活かし  
5 つつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、高水敷を利用した河川利用や環境学習の場  
6 等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取  
7 り組んでいく。その際、歴史的・文化的な遺跡の保全等、流域自治体の河川に関連する取  
8 組や地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した  
9 河川整備を推進する。  
10 また、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等の川に関する  
11 情報を効果的に発信するなど、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートすると  
12 ともに、地域の取組のネットワーク化を図り、地域の賑わいづくり・観光振興に貢献する  
13 「かわたひまっかいどう」プロジェクトを推進する。  
14 なお、地域からの河川空間の利活用ニーズを踏まえ、河川空間とまち空間が融合した良  
15 好な空間を形成する「かわまちづくり」を行う。また、「かわまちづくり」は、河川環境  
16 教育の場として利用されているため、自治体等と連携して計画を策定し、取組を進める。  
17

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 **(4) 人と川とのふれあいにに関する整備**  
2 河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画（河川空間管理計画）のブロック  
3 別管理方針を踏まえ、良好な河川環境を保全しつつ、関係自治体や地域住民のニーズを  
4 踏まえるとともに、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた沙流川の恵みを活か  
5 しつつ、自然とのふれあひ、釣りやスポーツ、高水敷を利用した河川利用や環境学習の場  
6 等、多くの人々が川に親しめる空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取  
7 り組んでいく。その際、歴史的・文化的な遺跡の保全等、流域自治体の河川に関連する取  
8 組や地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した  
9 河川整備を推進する。  
10 また、四季折々の川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等の川に関する  
11 情報を効果的に発信するなど、地域住民や観光客の水辺利用や周遊等をサポートすると  
12 ともに、地域の取組のネットワーク化を図り、地域の賑わいづくり・観光振興に貢献する  
13 「かわたひまっかいどう」プロジェクトを推進する。  
14 なお、地域からの河川空間の利活用ニーズを踏まえ、河川空間とまち空間が融合した良  
15 好な空間を形成する「かわまちづくり」を行う。また、「かわまちづくり」は、河川環境  
16 教育の場として利用されているため、自治体等と連携して計画を策定し、取組を進める。  
17

1  
2 4) 河川とのふれあいや体験学習の場の整備  
3

■河川とのふれあいの場の整備

目的	日高町や平取町の関係機関との連携を図り、自然を利用した河川とのふれあいの場を提供する。
整備内容	自治体と共同で高水敷の整備を行う。なお、整備に当たっては地域に伝わる文化の継承に配慮するとともに身障者や高齢者等の利用に配慮する。
整備効果	地域の人々の憩いの場を創出し、沙流川の水辺とふれあうことにより河川への関心を高める。
実施場所	富川地区(整備完了)、平取地区 ※実施に当たっては、全川にわたり河道の状況や周辺の環境に配慮し、施工箇所や施工方法を総合的に検討する。



川の自然観察会



二風谷ダム水源たんけんツアー  
カヌー体験



にぶたに湖周辺自然観察会



チッサンケ

写真 2-1-3 河川とのふれあいの場の整備

4  
5

1



写真 2-13 チッサンケ



写真 2-14 フットパス



写真 2-15 水辺空間の利用(伝承活動)



写真 2-16 アイヌ文化の解説



写真 2-17 高水敷の利用状況(沙流川下流部)



写真 2-18 せせらぎ公園

2

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シヤマの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

### 2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配1/700～1/800の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

#### ①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

#### ②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

#### ③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

### 1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクいのねぐら等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 2-2-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

#### (1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するための河川区域等の適正な管理や河道の流下能力の維持、施設の機能維持に向け、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やNPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は内部構造が複雑かつ不均質であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定する。この計画に基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、維持管理に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、継続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテ<sup>※</sup>等にとりまとめることとともにデータベース化することにより、今後の適切な維持管理につなげるほか、関係住民やNPO、市町村等との協働による維持管理についても積極的に取り組むものとする。インフラ分野における効率性や迅速化については、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、適切な河川工事や維持管理の実施につなげる。

さらに、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、北海道、町及びダム管理者が相互に連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。

また、海岸管理者と連携し河口付近の海岸地形(河口テラス、汀線等)のモニタリングも継続して実施していく。

注) 河川カルテ：病院のカルテに倣い、河川管理に必要な河況状況や被災履歴、河川巡視及び点検結果等を整理したもの。

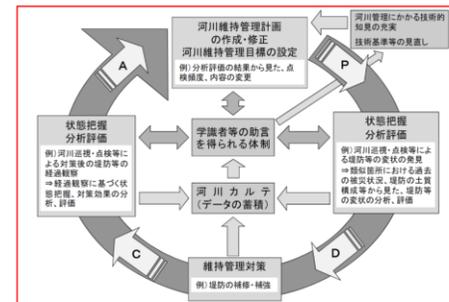


図 2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

1  
2 ⑩その他の維持管理  
3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。  
4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。  
5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの  
6 整備を行う。  
7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。  
8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し  
9 指導、支援を行う。  
10  
11 ⑪河川情報の管理  
12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断測量等の測量データ、河川工作物等の流域  
13 情報を収集し、一元的に管理運用する。  
14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整  
15 備を行う。  
16  
17 3. 洪水の監視等  
18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての  
19 水防活動が非常に重要である。  
20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。  
21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整  
22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、  
23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。  
24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河  
25 川情報システムの強化を図っている。  
26  
27 ①水防連絡協議会  
28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水  
29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。  
30 また、関連する情報については共有化を図る。  
31  
32 ②出水期前点検及び出水時の巡視  
33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支  
34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ  
35 いてはその使用者を指導する。  
36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ  
37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め  
38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。  
39  
40 ③洪水予報及び水防警報  
41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を  
42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。  
43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。  
44  
45 ④水防施設及び資材配置計画  
46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。  
47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき  
48 る体制とする。  
49

1 2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所  
2 2-2-1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項  
3 (1) 河川の維持管理  
4 利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するための河  
5 川区域等の適正な管理や河道の流下能力の維持、施設の機能維持に向け、河川の状況に  
6 応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やNPO、自治体等と積極的に連携・  
7 協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。  
8 河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は内部構造  
9 が複雑かつ不均質であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確  
10 実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理  
11 を実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の  
12 維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定する。この計画に基づき調査・点  
13 検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、維持管理に反  
14 映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。  
15 また、継続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテ<sup>注)</sup>等にとりまとめ  
16 るとともにデータベース化することにより、今後の適切な維持管理につなげるほか、関  
17 係住民やNPO、市町村等との協働による維持管理についても積極的に取り組むものとし  
18 る。インフラ分野における効率性や迅速化については、デジタル・トランスフォーメー  
19 ション(DX)を推進し、適切な河川工事や維持管理の実施につなげる。  
20 さらに、流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、北  
21 海道、町及びダム管理者が相互に連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、  
22 土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。  
23 また、海岸管理者と連携し河口付近の海岸地形(河口テラス、汀線等)のモニタリン  
24 グも継続して実施していく。

注) 河川カルテ：病院のカルテに似、河川管理に必要な河況状況や被災履歴、  
河川巡視及び点検結果等を整理したもの。

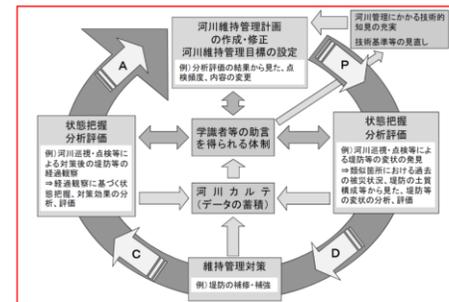


図 2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 ⑩その他の維持管理
- 3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。
- 4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。
- 5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの
- 6 整備を行う。
- 7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占有者を指導する。
- 8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し
- 9 指導、支援を行う。
- 10
- 11 ⑪河川情報の管理
- 12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域
- 13 情報を収集し、一元的に管理運用する。
- 14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整
- 15 備を行う。
- 16
- 17 3.洪水の監視等
- 18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての
- 19 水防活動が非常に重要である。
- 20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。
- 21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整
- 22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、
- 23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。
- 24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河
- 25 川情報システムの強化を図っている。
- 26
- 27 ①水防連絡協議会
- 28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確保、重要水
- 29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。
- 30 また、関連する情報については共有化を図る。
- 31
- 32 ②出水期前点検及び出水時の巡視
- 33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支
- 34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ
- 35 いてはその使用者を指導する。
- 36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ
- 37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め
- 38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。
- 39
- 40 ③洪水予報及び水防警報
- 41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を
- 42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。
- 43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。
- 44
- 45 ④水防施設及び資材配置計画
- 46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。
- 47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき
- 48 る体制とする。
- 49

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 1) 河川情報の収集・提供
- 2 河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳<sup>注1)</sup>を整備・保管する。水文、水質、
- 3 土砂の移動状況、土地利用、許可工作物<sup>注2)</sup>等の河川管理に資する情報を河川カルテ等
- 4 に整理するとともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を収集し、適
- 5 切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られる
- 6 よう電子化等を進める。
- 7 また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位等に加え、
- 8 画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。
- 9 収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用す
- 10 るため、光ファイバー網、インターネット等を通じて関係機関や地域住民に幅広く提供
- 11 し、情報の共有に努める。
- 12 さらに、河川整備にあたっては必要に応じて整備箇所の環境等の詳細な事前・事後調
- 13 査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。
- 14 注1) 河川現況台帳：河川、河川管理施設、河川使用の許可等を記載する台帳で、調書（水系・河川
- 15 の名称、指定年月日、河川の延長、河川管理施設、使用許可等が記載）と図面
- 16 （河川区域の境界、河川区域内の土地の所有者等が記載）により構成される。
- 17 注2) 許可工作物：河川管理者以外の者が河川法に基づく許可を得て河川区域内に設置する工作物。
- 18



写真 2-19 魚類調査



写真 2-20 流量観測

- 19
- 20
- 21

2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シヤマモの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配1/700～1/800の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐら等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

2) 堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路等については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周辺の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能と河川環境の維持等の総合的な視点で維持管理を行う。

定期的な点検や日常の河川巡視を実施し、沈下や漏水、亀裂等の堤防の変化、樋門等の河川管理施設の変化、河道内の樹木の繁茂や土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の異常を早期に発見し、河川管理上支障となる場合は、速やかに必要な対策を実施するほか、河川協力団体や地域住民による河川環境保全モニター<sup>1)</sup>等の地域と連携した河川の維持管理を行う。

注) 河川環境保全モニター：地域住民等が現地の河川環境情報を収集・報告し、地域と一体となって環境保全に取り組む制度。



写真 2-21 不法投棄状況



写真 2-22 合同巡視状況

2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シヤマの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配1/700～1/800の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐら等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

a) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適切に選定するとともに、堤防除草の生産性向上のため、ICTを活用した除草作業の効率化の取組を進める。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。



写真 2-23 堤防の除草



写真 2-24 堤防の除草



写真 2-25 堤防天端 補修前



写真 2-26 堤防天端 補修後

表 2-3 堤防の延長

河川名	延長(km)	備考
沙流川	20.7	

注) 令和5年(2023年)3月末現在

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 2.) 樹林としての連続性を保つ
- 3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫
- 4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木
- 5 群については、その連続性を保つ。
- 6 3.) 河道内植生の維持管理
- 7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木
- 8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。
- 9
- 10 ④低水路、河口部の維持管理
- 11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる
- 12 もとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。
- 13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。
- 14
- 15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理
- 16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確
- 17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。
- 18
- 19 ⑥樋門樋管の維持管理
- 20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震
- 21 に対して十分に安全でない判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その
- 22 安全を図る。
- 23
- 24 ⑦樋門樋管の操作
- 25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管
- 26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める
- 27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。
- 28
- 29 ⑧ダム維持管理
- 30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動
- 31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を
- 32 行い、その機能を維持を図る。
- 33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策
- 34 を講じる。
- 35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し
- 36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。
- 37
- 38 ⑨ダムの操作
- 39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ
- 40 るものとする。
- 41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水
- 42 産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。
- 43
- 44

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 b) 樋門・樋管等の維持管理
- 2 樋門・樋管等の河川管理施設が長期にわたり最大限の機能を発揮できるようにす
- 3 るため、効率的、効果的な点検・整備・更新を行う。
- 4 点検・整備・更新にあたっては、必要に応じ、施設の目的・効果等の変化を確認
- 5 したうえで、維持管理の効率化、コスト縮減の観点及び土地利用状況を考慮し、施
- 6 設の統廃合や施設の自動化・遠隔化及び無動力化も含め、施設の更新のあり方につ
- 7 いて調査検討する。また、魚類等の移動の連続性の確保についても、関係機関等と
- 8 連携・調整しながら調査検討を行う。
- 9 二風谷ダム、平取ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水、
- 10 環境に寄与するよう施設の目的に応じた適切な維持管理を行う。また、気候の変化
- 11 や流域の状況、地域の将来像等を踏まえつつ、ダムの治水、利水の機能を最大限発
- 12 揮できるよう、ダムの運用等について調査・検討を行い、必要な対策を講じる。
- 13



写真 2-27 樋門の点検



写真 2-28 樋門の点検

14

15

表 2-4 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数等
沙流川	ダム	1箇所(二風谷ダム)
	樋門・樋管	22箇所(富浜樋門、オコタン樋門、表町樋門、富川南樋門、富川B樋門、 コンカン川樋門、栄町樋門、富川D樋門、富川E樋門、富川F樋管、 富川G樋門、富川樋管、紫雲古津樋門、去場下流樋門、去場樋門、 荷葉樋門、荷葉上流樋門、平取樋門、二風谷A樋門、二風谷B樋門、 長知内樋門、長知内2号樋門)
	水防拠点	1箇所(富川地区水防拠点)
	水文観測所	水位観測所3箇所(富川、平取、幌毛志橋) 雨量観測所7箇所(千栄、日高、岩知志、振内、ダム管理所、平取、富川)
	ダム	1箇所(平取ダム)
額平川	樋門・樋管	1箇所(荷真樋門)
	水文観測所	水位観測所1箇所(貫気別)
	雨量観測所	雨量観測所1箇所(幌尻、振内、豊糠、平取ダム)
ウエンザル川	水文観測所	雨量観測所1箇所(ウエンザル)
仁世宇川	水文観測所	雨量観測所1箇所(仁世宇)
千呂露川	水文観測所	雨量観測所1箇所(千呂露)
宿主別川	水文観測所	雨量観測所1箇所(宿主別)
貫気別川	水文観測所	雨量観測所1箇所(上貫気別)

注1)他に光ファイバー等も管理施設の対象となる。  
注2)令和5年(2023年)11月現在

16

17

2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シヤマの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配1/700～1/800の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大いことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐら等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

3) 河道の維持管理

a) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断面測量等を行い、河川の利用状況及び河口や河道、構造物周辺における土砂堆積や河床低下等の状況を把握するとともに、必要に応じて適切に対処する。

また、出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を行うとともに、河床洗掘により既設護岸が変状する等、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切かつ機動的な補修を実施する。

さらに、河床変動に応じて、河床低下等に対する土砂移動や過剰な土砂流出の抑制に配慮し、侵食や堆積に対し河道の適切な維持に努める。その際、河川生態系の保全や砂州の保全、河床の攪乱・更新による動的平衡の確保にも努める。



写真 2-29 横断測量



写真 2-30 流木堆積状況



写真 2-31 堆積土砂掘削前



写真 2-32 堆積土砂掘削後

b) 河道内樹木管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を創出する等、多様な機能を有している。洪水時には流量の低減や流木を捕捉する効果が期待できる一方で、水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等に支障とならないよう、河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるものとする。その際は、外来種を優先的に伐採することを基本とし、沙流川の自然河岸に自生している樹種やアイヌ伝承有用植物の保全・創出を図る。

- 1  
2 2.) 樹林としての連続性を保つ  
3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫  
4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木  
5 群については、その連続性を保つ。  
6 3.) 河道内植生の維持管理  
7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木  
8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。  
9  
10 ④低水路、河口部の維持管理  
11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる  
12 もとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。  
13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。  
14  
15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理  
16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確  
17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。  
18  
19 ⑥樋門樋管の維持管理  
20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震  
21 に対して十分に安全でない判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その  
22 安全を図る。  
23  
24 ⑦樋門樋管の操作  
25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管  
26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める  
27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。  
28  
29 ⑧ダム の維持管理  
30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動  
31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を  
32 行い、その機能の維持を図る。  
33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策  
34 を講じる。  
35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し  
36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。  
37  
38 ⑨ダム の操作  
39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ  
40 るものとする。  
41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水  
42 産資源の保護を考慮し、必要に応じてダムの貯留を制限する。  
43  
44

- 1 3) 河道の維持管理  
2 a) 河道の維持管理  
3 定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況及び河口や河道、構造  
4 物周辺における土砂堆積や河床低下等の状況を把握するとともに、必要に応じて適  
5 切に対処する。  
6 また、出水等により土砂や流木が堆積し、洪水の流下の支障となる箇所は河道整  
7 正等を行うとともに、河床洗掘により既設護岸が変状する等、機能に支障を及ぼす  
8 ような事態を確認した場合は、適切かつ機動的な補修を実施する。  
9 さらに、河床変動に応じて、河床低下等に対する土砂移動や過剰な土砂流出の抑  
10 制に配慮し、侵食や堆積に対し河道の適切な維持に努める。その際、河川生態系の  
11 保全や砂州の保全、河床の攪乱・更新による動的平衡の確保にも努める。  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22
- 

写真 2-29 横断測量



写真 2-30 流木堆積状況
- 

写真 2-31 堆積土砂掘削前

➔



写真 2-32 堆積土砂掘削後
- 13  
14 b) 河道内樹木管理  
15 河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を創出する等、多様  
16 な機能を有している。洪水時には流量の低減や流木を捕捉する効果が期待できる一  
17 方で、水位の上昇や流木の発生の原因となる。  
18 このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下等  
19 に支障とならないよう、河道内樹木を適切に管理するものとする。  
20 樹木の管理にあたっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう努めるもの  
21 とする。その際は、外来種を優先的に伐採することを基本とし、沙流川の自然河岸  
22 に自生している樹種やアイヌ伝承有用植物の保全・創出を図る。

2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、地域住民や自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シヤマの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、自治会、市民団体、学識経験者、自治体、関係機関、河川管理者等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配 1/700～1/800 の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また日高町門別地区や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、日高町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有している。洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水面と整合を図りつつ河道内植生の維持管理に努める。

1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐら等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから治水面と整合を図りつつ保全又は再生する。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法や再樹林化抑制のための効果的な管理について、引き続き調査・検討を進める。

また、樹木の伐採にあたっては、公募伐採の取組を進め、自治体や民間事業者及び地域住民等と連携・協力することによりコスト削減に努めるとともに、チップ化やバイオマス発電燃料等として有効活用を図るなど、気候変動の緩和方策の推進に努める。

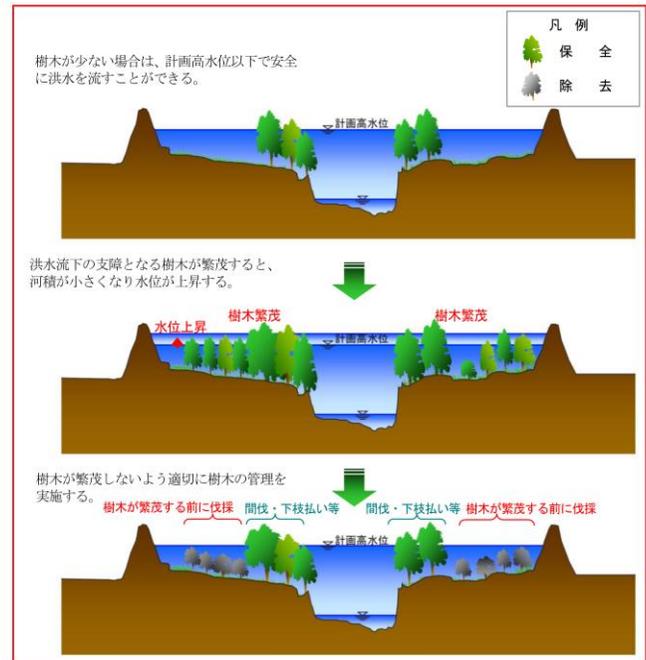


図 2-9 河道内樹木の管理イメージ図

- 1  
2 2.) 樹林としての連続性を保つ  
3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫  
4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木  
5 群については、その連続性を保つ。  
6 3.) 河道内植生の維持管理  
7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木  
8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。  
9  
10 ④低水路、河口部の維持管理  
11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる  
12 ものとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。  
13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。  
14  
15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理  
16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確  
17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。  
18  
19 ⑥樋門樋管の維持管理  
20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震  
21 に対して十分に安全でない判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その  
22 安全を図る。  
23  
24 ⑦樋門樋管の操作  
25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管  
26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める  
27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。  
28  
29 ⑧ダム の維持管理  
30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動  
31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を  
32 行い、その機能の維持を図る。  
33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策  
34 を講じる。  
35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し  
36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。  
37  
38 ⑨ダム の操作  
39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ  
40 るものとする。  
41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水  
42 産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。  
43  
44

- 1 なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法や再樹林化抑制の  
2 ための効果的な管理について、引き続き調査・検討を進める。  
3 また、樹木の伐採にあたっては、公募伐採の取組を進め、自治体や民間事業者及  
4 び地域住民等と連携・協力することによりコスト削減に努めるとともに、チップ化  
5 やバイオマス発電燃料等として有効活用を図るなど、気候変動の緩和方策の推進に  
6 努める。  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

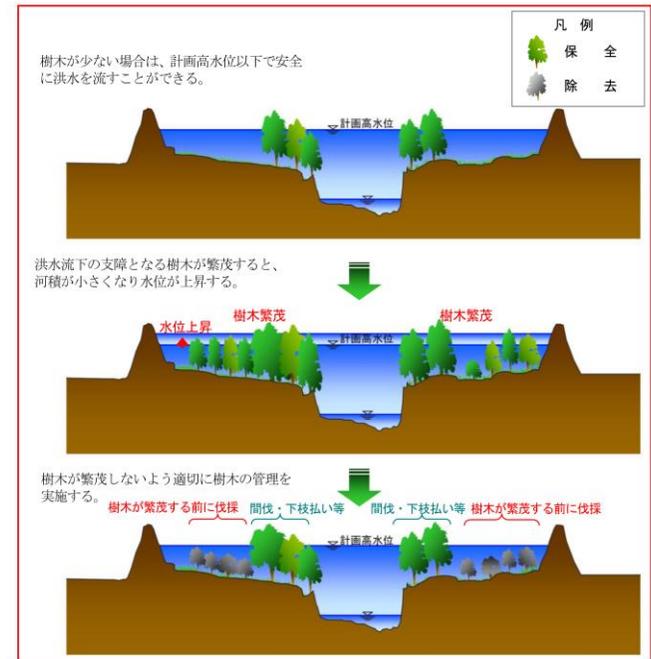


図 2-9 河道内樹木の管理イメージ図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 **⑩その他の維持管理**
- 3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。
- 4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。
- 5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの
- 6 整備を行う。
- 7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。
- 8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し
- 9 指導、支援を行う。
- 10
- 11 **⑪河川情報の管理**
- 12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域
- 13 情報を収集し、一元的に管理運用する。
- 14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整
- 15 備を行う。
- 16
- 17 **3. 洪水の監視等**
- 18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての
- 19 水防活動が非常に重要である。
- 20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。
- 21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整
- 22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、
- 23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。
- 24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河
- 25 川情報システムの強化を図っている。
- 26
- 27 **①水防連絡協議会**
- 28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確認、重要水
- 29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。
- 30 また、関連する情報については共有化を図る。
- 31
- 32 **②出水期前点検及び出水時の巡視**
- 33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支
- 34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ
- 35 いてはその使用者を指導する。
- 36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ
- 37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め
- 38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。
- 39
- 40 **③洪水予報及び水防警報**
- 41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を
- 42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。
- 43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。
- 44
- 45 **④水防施設及び資材配置計画**
- 46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。
- 47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき
- 48 る体制とする。
- 49

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **(2) 危機管理体制の構築・強化**
- 2 沙流川流域は、近年においても洪水や地震等による被害が発生しており、自然災害に
- 3 対してまだ脆弱な地域である。さらに、地球温暖化に伴う気候変動等による集中豪雨
- 4 の増加も懸念されることから、様々な災害への対応を考慮しつつ、治水施設の整備を着
- 5 実に推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、次のような危機管理体制を整
- 6 備する。
- 7
- 8 **1) 災害時の対応**
- 9 **a) 災害時の巡視体制**
- 10 河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生
- 11 時及び河川に異常が発生した場合またはそのおそれのある場合は、通常の河川巡視
- 12 に加え、必要に応じて災害対策用ヘリコプターやCCTVカメラを活用するなど、引き
- 13 続き巡視体制の高度化・効率化に向けた取組を進める。
- 14
- 15 **b) 水防団等との連携**
- 16 地域の洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、水防計画に基づき水防管理団体が実施する水防活動に協力する。また、構成員である自治体や河川管理者等の関係機関からなる「鶴川・沙流川減災対策協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等の水防体制の充実を図る。また、協議会等において、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるよう堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて重要水防箇所を設定し、水防管理団体等に提示する。そのほか、水害リスクが高い区間においてCCTVカメラや簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計を設置し、洪水時の河川情報を水防管理団体にリアルタイムで提供していく。
- 26 水防団員は減少・高齢化傾向にあるという現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化の支援に努め、必要に応じて災害協定を結んだ地域の民間企業等と連携して支援する。
- 27 洪水や津波、高潮等により著しく甚大な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除のほか、高度の機械力及び高度の専門的知識や技術を要する水防活動(特定緊急水防活動)を支援する。
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1  
2 ⑩その他の維持管理  
3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。  
4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。  
5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの  
6 整備を行う。  
7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占有者を指導する。  
8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し  
9 指導、支援を行う。  
10  
11 ⑪河川情報の管理  
12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断測量等の測量データ、河川工作物等の流域  
13 情報を収集し、一元的に管理運用する。  
14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整  
15 備を行う。  
16  
17 3. 洪水の監視等  
18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての  
19 水防活動が非常に重要である。  
20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。  
21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整  
22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、  
23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。  
24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河  
25 川情報システムの強化を図っている。  
26  
27 ①水防連絡協議会  
28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水  
29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。  
30 また、関連する情報については共有化を図る。  
31  
32 ②出水期前点検及び出水時の巡視  
33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支  
34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ  
35 いてはその使用者を指導する。  
36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからピ  
37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め  
38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。  
39  
40 ③洪水予報及び水防警報  
41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を  
42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。  
43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。  
44  
45 ④水防施設及び資材配置計画  
46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。  
47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき  
48 る体制とする。  
49

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



写真 2-33 防災機関による積み土のウ工



写真 2-34 シート張り工法



写真 2-35 月の輪工法



写真 2-36 北海道地区水防技術講習会

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1  
2 ⑩その他の維持管理  
3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。  
4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。  
5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの  
6 整備を行う。  
7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。  
8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し  
9 指導、支援を行う。  
10  
11 ⑪河川情報の管理  
12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域  
13 情報を収集し、一元的に管理運用する。  
14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整  
15 備を行う。  
16  
17 3. 洪水の監視等  
18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての  
19 水防活動が非常に重要である。  
20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。  
21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整  
22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、  
23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。  
24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河  
25 川情報システムの強化を図っている。  
26  
27 ①水防連絡協議会  
28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確立、重要水  
29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。  
30 また、関連する情報については共有化を図る。  
31  
32 ②出水期前点検及び出水時の巡視  
33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支  
34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ  
35 いてはその使用者を指導する。  
36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ  
37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め  
38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。  
39  
40 ③洪水予報及び水防警報  
41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を  
42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。  
43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。  
44  
45 ④水防施設及び資材配置計画  
46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。  
47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき  
48 る体制とする。  
49

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1  
2 c) 堤防決壊時の被害軽減対策  
3 堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための  
4 緊急的な災害復旧手順について事前に計画し、氾濫水を速やかに排水するための  
5 対策を強化するとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を  
6 図る。  
7  
8 d) 自治体支援  
9 災害復旧に関する情報共有及び連絡体制を確立するため、自治体、自衛隊、水防  
10 団、報道機関等の関係機関と平常時から連携を図る。  
11 大規模水害時等においては、自治体の災害対応機能が著しく低下するおそれがある  
12 ため、民間人材の活用、関係機関との連携、TEC-FORCE (Technical Emergency  
13 Control FORCE: 緊急災害対策派遣隊) の派遣等により、UAVやレーザ計測等の遠隔・  
14 非接触計測技術等を活用した災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による  
15 緊急排水の支援、避難所等への給水車の派遣等、自治体への支援体制の強化を行  
16 う。  
17 さらに、現地情報連絡員(リエゾン)の自治体への派遣による情報交換等様々な  
18 情報を共有する体制の確立や、自治体が実施する災害対応のための訓練への技術的  
19 な支援等に努める。  
20  
21 e) 水防資機材  
22 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水  
23 防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充  
24 する。  
25  
26 f) 地震・津波対応  
27 地震・津波の発生時においては、河川情報を適切に収集し河川管理施設の点検を  
28 行うとともに、関係機関等へ津波による水防警報等の迅速な情報伝達を実施する。  
29 さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保  
30 するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想  
31 定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。  
32  
33 2) 防災・減災に向けた対応  
34 a) 水災防止体制  
35 水防は、市町村等が主体となって行うものであり、地域住民、水防団、関係自治  
36 体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確  
37 に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災・減災体制及び連絡体制の一層の  
強化を図る。

1  
2 **⑤災害時の緊急対策**  
3 災害対策用機械を常に良好な状態に保つため、点検・整備を行い緊急事態に備える。また、緊急時は  
4 民間保有機械等を活用した水防活動を実施するため、それらを保有する主体と協定を締結する。  
5 洪水の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するために応急的に機能回復  
6 を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行う。

7  
8 **⑥防災エキスパートの活用**  
9 河川管理施設及び公共土木施設等の被災情報の迅速な収集について、必要に応じて専門のノウハウを  
10 もつ「防災エキスパート」を活用する。

11  
12 **⑦被害の最小化に向けた情報提供**  
13 被害の最小化を図るため、関係町の策定する「防災計画」「土地利用計画」「都市計画」等に必要な情  
14 報を提供するとともに、災害時の防災関係機関及び地域の人々の的確な防災行動につながる情報の提供  
15 を行う。  
16 また、関係町によるハザードマップを活用し、必要な各種河川情報については積極的に提供を行う。



34 アドレス : <http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/map/zentaimap.htm>  
35 出典元 : 平取町 防災ガイドマップ

36  
37 **4. 地震及び津波対策**  
38 所定の規模以上の地震が発生した際には、津波を考慮した樋門・樋管の適切な操作と河川管理施設の  
39 迅速な点検巡視を行う。  
40 地震においては構造令等に基づき所要の強度を確保し、津波においては、「日本海溝・千島海溝周辺  
41 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な対策をするともに、被害  
42 が発生した場合には速やかに対策を講じる。  
43

1  
2 **c) 堤防決壊時の被害軽減対策**  
3 堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための  
4 緊急的な災害復旧手順について事前に計画し、氾濫水を速やかに排水するための  
5 対策を強化するとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を  
6 図る。

7  
8 **d) 自治体支援**  
9 災害復旧に関する情報共有及び連絡体制を確立するため、自治体、自衛隊、水防  
10 団、報道機関等の関係機関と平時時から連携を図る。  
11 大規模水害時等においては、自治体の災害対応機能が著しく低下するおそれがある  
12 ため、民間人材の活用、関係機関との連携、TEC-FORCE (Technical Emergency  
13 Control FORCE: 緊急災害対策派遣隊) の派遣等により、UAVやレーザ計測等の遠隔・  
14 非接触計測技術等を活用した災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による  
15 緊急排水の支援、避難所等への給水車の派遣等、自治体への支援体制の強化を行  
16 う。  
17 さらに、現地情報連絡員(リエゾン)の自治体への派遣による情報交換等様々な  
18 情報を共有する体制の確立や、自治体が実施する災害対応のための訓練への技術的  
19 な支援等に努める。

20  
21 **e) 水防資機材**  
22 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水  
23 防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充  
24 する。

25  
26 **f) 地震・津波対応**  
27 地震・津波の発生時においては、河川情報を適切に収集し河川管理施設の点検を  
28 行うとともに、関係機関等へ津波による水防警報等の迅速な情報伝達を実施する。  
29 さらに、平時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保  
30 するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想  
31 定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。

32  
33 **2) 防災・減災に向けた対応**  
34 **a) 水災防止体制**  
35 水防は、市町村等が主体となって行うものであり、地域住民、水防団、関係自治  
36 体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確  
37 に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災・減災体制及び連絡体制の一層の  
強化を図る。

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源(ガマ、ヨシ、サケ等)を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 **c) 堤防決壊時の被害軽減対策**  
2 堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための  
3 の緊急的な災害復旧手順について事前に計画し、氾濫水を速やかに排水するための  
4 対策を強化するとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を  
5 図る。  
6  
7 **d) 自治体支援**  
8 災害復旧に関する情報共有及び連絡体制を確立するため、自治体、自衛隊、水防  
9 団、報道機関等の関係機関と平常時から連携を図る。  
10 大規模水害時等においては、自治体の災害対応機能が著しく低下するおそれがある  
11 ため、民間人材の活用、関係機関との連携、TEC-FORCE (Technical Emergency  
12 Control FORCE:緊急災害対策派遣隊)の派遣等により、UAVやレーザ計測等の遠隔・  
13 非接触計測技術等を活用した災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による  
14 緊急排水の支援、避難所等への給水車の派遣等、自治体への支援体制の強化を行  
15 う。  
16 さらに、現地情報連絡員(リエゾン)の自治体への派遣による情報交換等様々な  
17 情報を共有する体制の確立や、自治体が実施する災害対応のための訓練への技術的  
18 な支援等に努める。  
19  
20 **e) 水防資機材**  
21 水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水  
22 防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充  
23 する。  
24  
25 **f) 地震・津波対応**  
26 地震・津波の発生時においては、河川情報を適切に収集し河川管理施設の点検を  
27 行うとともに、関係機関等へ津波による水防警報等の迅速な情報伝達を実施する。  
28 さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保  
29 するほか、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、大規模地震等を想  
30 定した訓練を実施するなど、体制の強化を図る。  
31  
32 **2) 防災・減災に向けた対応**  
33 **a) 水災防止体制**  
34 水防は、市町村等が主体となって行うものであり、地域住民、水防団、関係自治  
35 体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確  
36 に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災・減災体制及び連絡体制の一層の  
37 強化を図る。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 **⑩その他の維持管理**  
3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。  
4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。  
5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの  
6 整備を行う。  
7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占有者を指導する。  
8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し  
9 指導、支援を行う。  
10  
11 **⑪河川情報の管理**  
12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域  
13 情報を収集し、一元的に管理運用する。  
14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整  
15 備を行う。  
16  
17 **3. 洪水の監視等**  
18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての  
19 水防活動が非常に重要である。  
20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。  
21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整  
22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、  
23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。  
24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河  
25 川情報システムの強化を図っている。  
26  
27 **①水防連絡協議会**  
28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水  
29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。  
30 また、関連する情報については共有化を図る。  
31  
32 **②出水期前点検及び出水時の巡視**  
33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支  
34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ  
35 いてはその使用者を指導する。  
36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ  
37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め  
38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。  
39  
40 **③洪水予報及び水防警報**  
41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を  
42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。  
43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。  
44  
45 **④水防施設及び資材配置計画**  
46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。  
47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき  
48 る体制とする。  
49

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

また、「鶴川・沙流川減災対策協議会」において、構成員である自治体や河川管  
理者等の関係機関の取組を共有することで、洪水氾濫による被害を軽減するための  
対策を総合的かつ一体的に推進する。  
洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等  
の水災防止活動を効果的に行う。そのため、平常時から河川管理者が有する雨量や  
水位等の河川情報をより分かりやすく提供し、水防活動や避難情報発令の判断に役  
立つ情報として伝達することで、住民の適切な避難行動の促進を図る。また、その  
地域の洪水による浸水のリスクや避難に関する情報を生活空間であるまちなかに  
表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の支援を行う。さらに、地域の実情  
に詳しい方から現地の状況等を知らせていただくなど、様々な情報を共有する体制  
の確立に努める。  
また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可  
能な限り支援するとともに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や  
氾濫の状況を周知するなど、洪水の被害の軽減に努める。  
さらに、浸水想定区域内にある市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用  
施設や大規模工場等の施設の所有者等が、避難確保計画または浸水防止計画の作成、  
訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際の技術的支援や、避難行動要支援者の  
個別避難計画の作成支援等、安全性の確保の促進に努める。

**b) 避難を促す水位情報等の提供**  
水位や雨量等の河川情報は、地元自治体や地域住民にとって、水害危険度の把握  
や水防活動等を行ううえで重要な情報であり、その判断や行動に役立つ情報の整備  
とともに、確実に伝達するための体制づくりが必要である。  
また、個別の氾濫域について危険となるタイミングを迅速に把握するため、水害  
リスクラインを活用し、洪水予測の高度化を進める。  
地域住民自ら洪水時の危険度を確認し、的確な判断や行動に繋げられるよう、橋  
脚や水位観測所等に「避難判断水位」等の水位を示す表示を設置する。この水位表  
示を行う際は、避難時に使用する道路が冠水する水位を明示するなど、地域住民の  
目線に立った実用的な情報となるよう工夫し、安全な避難行動を促すとともに、防  
災・減災への意識の向上につながるよう努める。  
洪水時における地域住民の迅速な避難や水防活動等の支援のため、レーダ雨量観  
測を含む雨量情報及び水位情報、CCTVカメラによる基準水位観測所等の主要な地点  
の画像情報、危機管理型水位計による水位情報や避難情報等を提供する。これらの  
情報は、光ファイバー網、インターネット及び携帯端末、地上デジタル放送(デー  
タ放送)等の様々な媒体を通じて提供するとともに、緊急速報メール等によるプッ  
シュ型配信も活用し、新たな情報発信手法を継続的に検討して、危険の切迫度が地  
域住民に伝わりやすくなるよう努める。

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 また、「鶴川・沙流川減災対策協議会」において、構成員である自治体や河川管  
2 理者等の関係機関の取組を共有することで、洪水氾濫による被害を軽減するための  
3 対策を総合的かつ一体的に推進する。  
4  
5 洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等  
6 の水災防止活動を効果的に行う。そのため、平常時から河川管理者が有する雨量や  
7 水位等の河川情報をより分かりやすく提供し、水防活動や避難情報発令の判断に役  
8 立つ情報として伝達することで、住民の適切な避難行動の促進を図る。また、その  
9 地域の洪水による浸水のリスクや避難に関する情報を生活空間であるまちなかに  
10 表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の支援を行う。さらに、地域の実情  
11 に詳しい方から現地状況等を知らせていただくなど、様々な情報を共有する体制  
12 の確立に努める。  
13 また、地域住民、自治防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を可  
14 能な限り支援するとともに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や  
15 氾濫の状況を周知するなど、洪水の被害の軽減に努める。  
16 さらに、浸水想定区域内にある市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用  
17 施設や大規模工場等の施設の所有者等が、避難確保計画または浸水防止計画の作成、  
18 訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際の技術的支援や、避難行動要支援者の  
19 個別避難計画の作成支援等、安全性の確保の促進に努める。  
20  
21 **b) 避難を促す水位情報等の提供**  
22 水位や雨量等の河川情報は、地元自治体や地域住民にとって、水害危険度の把握  
23 や水防活動等を行ううえで重要な情報であり、その判断や行動に役立つ情報の整備  
24 とともに、確実に伝達するための体制づくりが必要である。  
25 また、個別の氾濫域について危険となるタイミングを迅速に把握するため、水害  
26 リスクラインを活用し、洪水予測の高度化を進める。  
27 地域住民自ら洪水時の危険度を確認し、的確な判断や行動に繋げられるよう、橋  
28 脚や水位観測所等に「避難判断水位」等の水位を示す表示を設置する。この水位表  
29 示を行う際は、避難時に使用する道路が冠水する水位を明示するなど、地域住民の  
30 目線に立った実用的な情報となるよう工夫し、安全な避難行動を促すとともに、防  
31 災・減災への意識の向上につながるよう努める。  
32 洪水時における地域住民の迅速な避難や水防活動等の支援のため、レーダ雨量観  
33 測を含む雨量情報及び水位情報、CCTVカメラによる基準水位観測所等の主要な地点  
34 の画像情報、危機管理型水位計による水位情報や避難情報等を提供する。これらの  
35 情報は、光ファイバー網、インターネット及び携帯端末、地上デジタル放送（デー  
36 シュ型配信も活用し、新たな情報発信手法を継続的に検討して、危険の切迫度が地  
37 域住民に伝わりやすくなるよう努める。

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの樋門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイス文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源(ガマ、ヨシ、サケ等)を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

なお、洪水時に適切な避難行動や判断ができるよう、日常的に河川に関する情報  
に触れる機会を持ちやすくすることが重要である。このため、河川環境の保全・創  
出や用水の取水安定化及び水資源の有効活用が図られるよう、河川流量等につい  
ても、広く情報提供を行う。

**c) 洪水予報、水防警報**  
沙流川(大臣管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、気象台と共同し  
て洪水予報<sup>注1)</sup>の迅速な発表を行うとともに、洪水予測の高度化を図り、関係機関  
に迅速かつ確実な情報連絡を行い、迅速な水防活動に資することにより、洪水被害  
の軽減を図る。  
また、水防警報<sup>注2)</sup>の迅速な発表により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を  
図る。雨量や水位及び洪水予報等の災害に関する情報について、洪水予報文を避難  
行動との関連が分かりやすくなるよう改善するほか、既存の量水標(水位標)に加  
え、樋門等を活用して量水標を設置して危険の度合いに応じて着色するなど、関係  
自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、地域住民に迅速かつ分かりや  
すく提供できるよう努める。  
さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。  
注1) 洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、室蘭地方気象台と共同で洪水の状況・  
予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直  
接住民に知らせる情報。  
注2) 水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団  
に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

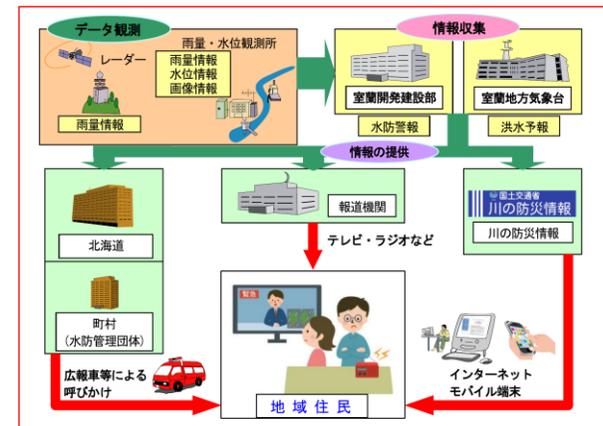


図 2-10 洪水予報の伝達

- 1  
2 ⑩その他の維持管理  
3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。  
4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。  
5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの  
6 整備を行う。  
7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。  
8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し  
9 指導、支援を行う。  
10  
11 ⑪河川情報の管理  
12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域  
13 情報を収集し、一元的に管理運用する。  
14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整  
15 備を行う。  
16  
17 3. 洪水の監視等  
18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての  
19 水防活動が非常に重要である。  
20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。  
21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整  
22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、  
23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。  
24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河  
25 川情報システムの強化を図っている。  
26  
27 ①水防連絡協議会  
28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確保、重要水  
29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。  
30 また、関連する情報については共有化を図る。  
31  
32 ②出水期前点検及び出水時の巡視  
33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支  
34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ  
35 いてはその使用者を指導する。  
36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ  
37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め  
38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。  
39  
40 ③洪水予報及び水防警報  
41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を  
42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。  
43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。  
44  
45 ④水防施設及び資材配置計画  
46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。  
47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき  
48 る体制とする。  
49

1 なお、洪水時に適切な避難行動や判断ができるよう、日常的に河川に関する情報  
2 に触れる機会を持ちやすくすることが重要である。このため、河川環境の保全・創  
3 出や用水の取水安定化及び水資源の有効活用が図られるよう、河川流量等について  
4 も、広く情報提供を行う。  
5

6 c) 洪水予報、水防警報

7 沙流川(大臣管理区間)は「洪水予報河川」に指定されており、気象台と共同し  
8 て洪水予報<sup>注1)</sup>の迅速な発表を行うとともに、洪水予測の高度化を図り、関係機関  
9 に迅速かつ確実な情報連絡を行い、迅速な水防活動に資することにより、洪水被害  
10 の軽減を図る。

11 また、水防警報<sup>注2)</sup>の迅速な発表により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を  
12 図る。雨量や水位及び洪水予報等の災害に関する情報について、洪水予報文を避難  
13 行動との関連が分かりやすくなるよう改善するほか、既存の量水標(水位標)に加  
14 え、樋門等を活用して量水標を設置して危険の度合いに応じて着色するなど、関係  
15 自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、地域住民に迅速かつ分かりや  
16 すく提供できるよう努める。

17 さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

18 注1) 洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、室蘭地方気象台と共同で洪水の状況・  
19 予備水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直  
20 接住民に知らせる情報。  
21 注2) 水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等  
22 に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

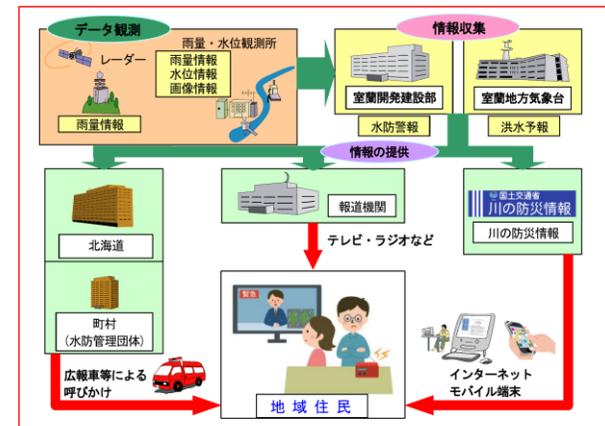


図 2-10 洪水予報の伝達

⑤災害時の緊急対策

災害対策用機械を常に良好な状態に保つため、点検・整備を行い緊急事態に備える。また、緊急時は民間保有機械等を活用した水防活動を実施するため、それらを保有する主体と協定を締結する。洪水の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するために応急的に機能回復を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行う。

⑥防災エキスパートの活用

河川管理施設及び公共土木施設等の被災情報の迅速な収集について、必要に応じて専門のノウハウをもつ「防災エキスパート」を活用する。

⑦被害の最小化に向けた情報提供

被害の最小化を図るため、関係町の策定する「防災計画」「土地利用計画」「都市計画」等に必要な情報を提供するとともに、災害時の防災関係機関及び地域の人々の的確な防災行動につながる情報の提供を行う。

また、関係町によるハザードマップを活用し、必要な各種河川情報については積極的に提供を行う。



アドレス : <http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/map/zentaimap.htm>

出典元 : 平取町 防災ガイドマップ

4. 地震及び津波対策

所定の規模以上の地震が発生した際には、津波を考慮した樋門・樋管の適切な操作と河川管理施設の迅速な点検巡視を行う。

地震においては構造令等に基づき所要の強度を確保し、津波においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な対策を行うとともに、被害が発生した場合には速やかに対策を講じる。

d) 減災に向けた取組・地域防災力の向上

想定最大規模の災害が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、関係自治体や河川管理者等の関係機関が防災・減災に向けて一体となって取り組み、地域の防災力の向上を図る。

万が一、浸水被害に遭った場合でも避難の遅れがないよう、避難指示等の適切な発令に資するため、想定最大規模の洪水に対する浸水想定等の水害リスク情報や、堤防の決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)に関する情報を提供し、迅速な避難を促す。加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進する。気候変動により発生しうる水害リスク情報に関しては今後も最新の科学的知見に基づき充実を図り、地域に提供する。

避難行動に遅れがないように、沙流川の水害リスク情報を道路管理者と事前に共有することで、的確な避難行動に繋げられるように努める。

また、令和2年(2020年)12月に作成した「沙流川流域タイムライン(試行版)」の振り返りや検証・改善等、継続的な運用の支援を行うほか、住民等の主体的な避難を促すため、洪水・津波ハザードマップ<sup>1)</sup>を活用した広域避難訓練を関係機関と連携して実施し、コミュニティ・タイムラインやマイ・タイムラインの充実に向けた支援を行う。

地域住民や交流人口等の的確な避難判断・行動に資するよう、携帯電話等通信機器を最大限に活用した迅速な情報提供を行うとともに、地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係自治体と連携して有効に活用する。

近年の洪水被害を踏まえた防災授業や講習会等を継続的に実施することで、水防災に関する普及啓発活動に努める。

注) 洪水・津波ハザードマップ：河川の氾濫や津波の到達に備えて、地域住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所等の情報を自治体が地図上に明示したもの。

- 1  
2 ⑤災害時の緊急対策  
3 災害対策用機械を常に良好な状態に保つため、点検・整備を行い緊急事態に備える。また、緊急時は  
4 民間保有機械等を活用した水防活動を実施するため、それらを保有する主体と協定を締結する。  
5 洪水の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するために応急的に機能回復  
6 を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行う。  
7  
8 ⑥防災エキスパートの活用  
9 河川管理施設及び公共土木施設等の被災情報の迅速な収集について、必要に応じて専門のノウハウを  
10 もつ「防災エキスパート」を活用する。  
11  
12 ⑦被害の最小化に向けた情報提供  
13 被害の最小化を図るため、関係町の策定する「防災計画」「土地利用計画」「都市計画」等に必要な情報  
14 を提供するとともに、災害時の防災関係機関及び地域の人々の的確な防災行動につながる情報の提供  
15 を行う。  
16 また、関係町によるハザードマップを活用し、必要な各種河川情報については積極的に提供を行う。



アドレス : <http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/map/zentaimap.htm>  
出典元 : 平取町 防災ガイドマップ

37 4. 地震及び津波対策

38 所定の規模以上の地震が発生した際には、津波を考慮した樋門・樋管の適切な操作と河川管理施設の  
39 迅速な点検巡視を行う。  
40 地震においては構造令等に基づき所要の強度を確保し、津波においては、「日本海溝・千島海溝周辺  
41 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な対策をするともに、被害  
42 が発生した場合には速やかに対策を講じる。  
43



図 2-11 洪水ハザードマップ(日高町)

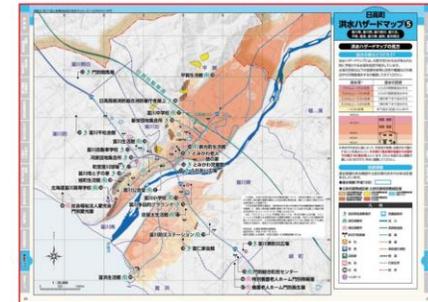


図 2-12 津波ハザードマップ(日高町)



図 2-13 洪水ハザードマップ(平取町)

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 **e) 防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及**  
2 学校教育を通じた防災・減災意識の向上並びに地域の特性や気候変動の影響を踏  
3 まえた防災・減災教育の取組として、出前講座の推進や防災・減災に関する学習指  
4 導計画の作成支援を実施する。  
5 また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災・減  
6 災に関わる知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努  
7 める。  
8 さらに、自治体の避難情報や、河川の防災・減災に関する情報等を活用した住民  
9 参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。  
10 今後も地域住民、学校、企業等が防災・減災に対する意識を高め、洪水時に自主  
11 的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災  
12 計画検討等の取組に対し、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・  
13 協力を継続して行う。  
14  
15 **3) 治水施設等の対応**  
16 **a) 河川管理施設の操作等**  
17 洪水時において、河川の水位や流量等を的確に把握し、操作規則に基づく種門等  
18 の河川管理施設の適正な操作を行う。  
19 また、内水氾濫被害が発生するおそれがある場合には、関係する自治体からの要  
20 請も踏まえ、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水氾濫被害を軽減  
21 するよう努める。  
22 今後、社会情勢の変化や地域住民の高齢化による種門操作員の確保も困難になる  
23 ことが予測されること、気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、  
24 水位の急激な上昇が頻発することが想定される。そのため、老朽化した種門等の河  
25 川管理施設の改築時期等に合わせ、河川の特性や地域の実情を踏まえ、施設操作の  
26 自動化・遠隔化を図るなど、操作員の安全を確保するとともに的確に施設を運用で  
27 きる仕組みの整備を図る。  
28  
29 **b) 許可工作物の管理指導**  
30 橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を  
31 施設管理者に指導する。  
32 また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、  
33 補修、整備等を指導する。

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1  
2 2.) 樹林としての連続性を保つ  
3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫  
4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木  
5 群については、その連続性を保つ。  
6 3.) 河道内植生の維持管理  
7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木  
8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。  
9  
10 ④低水路、河口部の維持管理  
11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる  
12 もとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。  
13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。  
14  
15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理  
16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確  
17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。  
18  
19 ⑥樋門樋管の維持管理  
20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震  
21 に対して十分に安全でないとして判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その  
22 安全を図る。  
23  
24 ⑦樋門樋管の操作  
25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管  
26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める  
27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。  
28  
29 ⑧ダム の維持管理  
30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動  
31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を  
32 行い、その機能の維持を図る。  
33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策  
34 を講じる。  
35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し  
36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。  
37  
38 ⑨ダム の操作  
39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ  
40 るものとする。  
41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水  
42 産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。  
43  
44

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 e) 防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及  
2 学校教育を通じた防災・減災意識の向上並びに地域の特性や気候変動の影響を踏  
3 まえた防災・減災教育の取組として、出前講座の推進や防災・減災に関する学習指  
4 導計画の作成支援を実施する。  
5 また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災・減  
6 災に関わる知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努  
7 める。  
8 さらに、自治体の避難情報や、河川の防災・減災に関する情報等を活用した住民  
9 参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。  
10 今後も地域住民、学校、企業等が防災・減災に対する意識を高め、洪水時に自主  
11 的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災  
12 計画検討等の取組に対し、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・  
13 協力を継続して行う。  
14  
15 3) 治水施設等の対応  
16 a) 河川管理施設の操作等  
17 洪水時において、河川の水位や流量等を的確に把握し、操作規則に基づく樋門等  
18 の河川管理施設の適正な操作を行う。  
19 また、内水氾濫被害が発生するおそれがある場合には、関係する自治体からの要  
20 請も踏まえ、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水氾濫被害を軽減  
21 するよう努める。  
22 今後、社会情勢の変化や地域住民の高齢化による樋門操作員の確保も困難になる  
23 ことが予測されること、気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、  
24 水位の急激な上昇が頻発することが想定される。そのため、老朽化した樋門等の河  
25 川管理施設の改築時期等に合わせ、河川の特性や地域の実情を踏まえ、施設操作の  
26 自動化・遠隔化を図るなど、操作員の安全を確保するとともに的確に施設を運用で  
27 きる仕組みの整備を図る。  
28  
29 b) 許可工作物の管理指導  
30 橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を  
31 施設管理者に指導する。  
32 また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、  
33 補修、整備等を指導する。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

## 1. 3 河川整備計画の目標

沙流川の河川整備計画については、水系の現状及び将来の姿を踏まえた上で、下記の方針に基づき推進する。

### 【災害発生の防止又は軽減について】

洪水災害を早期に解消し、流域住民の生命、財産及び地域の社会・経済活動を守るため、緊急かつ重点的に河川整備を行う。なお、整備を進めるに当たり、河川環境等に配慮する。

### 【河川水の利用について】

既存の水利用の安定的な確保を図るとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進を図る。

### 【河川環境の整備と保全について】

現在の良好な水質の保持を図るとともに、地域の貴重な水産資源であるシヤマモやサクラマスをはじめ、動植物のための良好な水辺の自然環境の整備と保全を図る。

沙流川流域に伝わる文化の継承に配慮し、人々が川にふれあい親しめるよう河川敷やダム湖を利用した憩いの空間や自然環境教育の場等を整備する。

### 【流域の未来へ向けた河川整備の方針について】

沙流川流域において河口付近の日高町門別地区から中流の平取町、そして源流の日高町日高地区と沙流川沿川に市街地や農地等が展開し、それぞれ地域の特徴を持ってまちづくりを進めている。

流域の未来へ向けた河川整備については、それぞれ地域におけるまちづくり計画等を踏まえてその施策を支援し、地域住民の参加や流域における関係機関等と連携し推進を図る。

## 1. 計画の目標

### 1) 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画においては、再度災害防止の観点から、戦後最大洪水である平成15年8月洪水と同規模の洪水流量が発生しても計画高水位以下で洪水を流下させ、氾濫の起こらない川づくりを目指す。

流下断面が不足している地区に関しては、シヤマモ産卵床及び河岸樹木の保全に配慮しながら必要な流下断面を確保して洪水被害の軽減を図るほか、局所的な深掘れや低水路の堤防接近などの不安定な河道箇所について、河道の安定化を図る。

無堤地区については、氾濫による被害の軽減を目指す。

近年の出水により内水被害が発生している地区については、地域で策定される土地利用計画や防災対策と連動して排水ポンプ車の効果的な運用を行うための樋門呑口の整備等、内水排除を行うための基盤整備を実施し被害の軽減を図るとともに、樋門樋管で老朽化や背後地の状況の変化等により治水機能に支障を来すおそれのあるものについては、その機能の確保を図る。

沙流川流域の安全度が水系一貫として高まるように、本支川、上下流の整備状況のバランスを考慮するとともに、関係機関と連携を図る。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や本計画を上回る洪水に対しては被害が発生するおそれがある。このため、情報連絡の迅速化、水防活動体制の整備等により被害の軽減を図る。

### 2) 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 河川水の適正な利用

河川水の利用については、本整備計画区間において許可水権利に基づく適正な取水が行われており、これら既存の水利用の安定的な確保に努めるとともに、今後の水需要に対しては、新たな水資源の開発を含め合理的な利用の促進に努める。

#### (2) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、動植物の保護、漁業(シヤマモ)、景観、水質等必要な流量を勘案し、平取地点において、おおむね11m<sup>3</sup>/sを確保する。

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

## e) 防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及

学校教育を通じた防災・減災意識の向上並びに地域の特性や気候変動の影響を踏まえた防災・減災教育の取組として、出前講座の推進や防災・減災に関する学習指導計画の作成支援を実施する。

また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災・減災に関わる知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努める。

さらに、自治体の避難情報や、河川の防災・減災に関する情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。

今後も地域住民、学校、企業等が防災・減災に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災計画検討等の取組に対し、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・協力を継続して行う。

## 3) 治水施設等の対応

### a) 河川管理施設の操作等

洪水時において、河川の水位や流量等を的確に把握し、操作規則に基づく樋門等の河川管理施設の適正な操作を行う。

また、内水氾濫被害が発生するおそれがある場合には、関係する自治体からの要請も踏まえ、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水氾濫被害を軽減するよう努める。

今後、社会情勢の変化や地域住民の高齢化による樋門操作員の確保も困難になることが予測されること、気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定される。そのため、老朽化した樋門等の河川管理施設の改築時期等に合わせ、河川の特性や地域の実情を踏まえ、施設操作の自動化・遠隔化を図るなど、操作員の安全を確保するとともに的確に施設を運用できる仕組みの整備を図る。

### b) 許可工作物の管理指導

橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を施設管理者に指導する。

また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、補修、整備等を指導する。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2 **⑩その他の維持管理**
- 3 河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。
- 4 河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識の設置を行う。
- 5 河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの
- 6 整備を行う。
- 7 占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占用者を指導する。
- 8 許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し
- 9 指導、支援を行う。
- 10
- 11 **⑪河川情報の管理**
- 12 河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断面測量等の測量データ、河川工作物の流域
- 13 情報を収集し、一元的に管理運用する。
- 14 また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整
- 15 備を行う。
- 16
- 17 **3. 洪水の監視等**
- 18 河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての
- 19 水防活動が非常に重要である。
- 20 近年の主要洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。
- 21 このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整
- 22 備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、
- 23 関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。
- 24 また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を推進するとともに、河
- 25 川情報システムの強化を図っている。
- 26
- 27 **①水防連絡協議会**
- 28 水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確保、重要水
- 29 防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。
- 30 また、関連する情報については共有化を図る。
- 31
- 32 **②出水期前点検及び出水時の巡視**
- 33 出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支
- 34 障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物につ
- 35 いてはその使用者を指導する。
- 36 出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達するおそれがあるときからビ
- 37 ークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認め
- 38 られる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。
- 39
- 40 **③洪水予報及び水防警報**
- 41 大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を
- 42 発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。
- 43 水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。
- 44
- 45 **④水防施設及び資材配置計画**
- 46 防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。
- 47 水防資材については、定期的な点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握でき
- 48 る体制とする。
- 49

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **e) 防災教育や防災・減災にかかわる知識の普及**
- 2 学校教育を通じた防災・減災意識の向上並びに地域の特性や気候変動の影響を踏
- 3 まえた防災・減災教育の取組として、出前講座の推進や防災・減災に関する学習指
- 4 導計画の作成支援を実施する。
- 5 また、住民に日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで、防災・減
- 6 災に関わる知識の普及につながるよう、河川協力団体等による啓発活動の支援に努
- 7 める。
- 8 さらに、自治体の避難情報や、河川の防災・減災に関する情報等を活用した住民
- 9 参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。
- 10 今後も地域住民、学校、企業等が防災・減災に対する意識を高め、洪水時に自主
- 11 的かつ適切な行動をとれるように、洪水ハザードマップを活用した防災訓練、防災
- 12 計画検討等の取組に対し、それぞれの組織や設備等の状況も踏まえ、技術的支援・
- 13 協力を継続して行う。
- 14
- 15 **3) 治水施設等の対応**
- 16 **a) 河川管理施設の操作等**
- 17 洪水時において、河川の水位や流量等を的確に把握し、操作規則に基づく樋門等
- 18 の河川管理施設の適正な操作を行う。
- 19 また、内水氾濫被害が発生するおそれがある場合には、関係する自治体からの要
- 20 請も踏まえ、排水ポンプ車を機動的に運用し、迅速かつ円滑に内水氾濫被害を軽減
- 21 するよう努める。
- 22 今後、社会情勢の変化や地域住民の高齢化による樋門操作員の確保も困難になる
- 23 ことが予測されること、気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、
- 24 水位の急激な上昇が頻発することが想定される。そのため、老朽化した樋門等の河
- 25 川管理施設の改築時期等に合わせ、河川の特性や地域の実情を踏まえ、施設操作の
- 26 自動化・遠隔化を図るなど、操作員の安全を確保するとともに的確に施設を運用で
- 27 きる仕組みの整備を図る。
- 28
- 29 **b) 許可工作物の管理指導**
- 30 橋梁等の許可工作物についても、河川管理施設と同様に施設の適切な維持管理を
- 31 施設管理者に指導する。
- 32 また、河川巡視において変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、
- 33 補修、整備等を指導する。

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

1  
2 2.) 樹林としての連続性を保つ  
3 沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫  
4 雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木  
5 群については、その連続性を保つ。  
6 3.) 河道内植生の維持管理  
7 河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木  
8 を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生に関しても適切に維持管理を行う。  
9  
10 ④低水路、河口部の維持管理  
11 低水路及び河口部の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずる  
12 もとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道掘削等を行う。  
13 また、これら維持管理の実施においては、サケやシヤマモなど魚類等に配慮する。  
14  
15 ⑤護岸・根固、水制等の維持管理  
16 河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確  
17 認した場合は、適切な方法により補修を行う。  
18  
19 ⑥樋門樋管の維持管理  
20 樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震  
21 に対して十分に安全でない判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その  
22 安全を図る。  
23  
24 ⑦樋門樋管の操作  
25 樋門樋管については操作要領に基づき、適切な操作を行っていく。また、実情に詳しい地域の方に管  
26 理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進める  
27 とともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。  
28  
29 ⑧ダム の維持管理  
30 堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のバトロールやダム本体の挙動  
31 観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を  
32 行い、その機能の維持を図る。  
33 モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策  
34 を講じる。  
35 また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討し  
36 た上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。  
37  
38 ⑨ダム の操作  
39 ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によ  
40 るものとする。  
41 沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシヤマモ漁獲期の流量については水  
42 産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。  
43  
44

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

1 c) 既存ダムの洪水調節機能の強化  
2 令和2年(2020年)5月に締結した沙流川水系治水協定に基づき、流域内にある4  
3 基の既存ダム(二風谷ダム、平取ダム、岩知志ダム、奥沙流ダム)における事前放  
4 流等、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放  
5 流の実施や必要に応じて施設改良等による洪水調節機能の検討・強化を推進する。  
6  
7 (3) 災害復旧  
8 洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。  
9 災害復旧にあたっては、自治体や関係機関が実施する農地等の復旧活動と連携した取組  
10 を実施する。  
11 大規模災害が発生した場合は、河川管理施設や公共土木施設等の被災状況の把握や、  
12 効果的な応急復旧、二次災害防止のための処置方法等に関して専門の知識を持つ防災エ  
13 キスパート<sup>注1)</sup>等へ協力を要請し、迅速に対応する。  
14 また、洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所<sup>注2)</sup>について  
15 は、流域治水の考え方に基づく災害復旧として、流域の地形特性や過去の災害発生状況、  
16 上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害  
17 復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。また、関  
18 係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域<sup>注3)</sup>等も必要に応じて設定  
19 する。  
20 注1) 防災エキスパート：河川管理施設及び公共土木施設等の整備・管理等についての専門のノウハウを持ち、大  
21 規模災害発生時及び平常時に河川管理施設や公共土木施設等の被災または変状等の情  
22 報の迅速な収集等の支援活動を、自主的に無償報酬で行うものとして登録した者をいう。  
23 注2) これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生するおそれのある箇所も含む。  
24 注3) 浸水被害防止区域とは、河川整備等の治水対策や雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が  
25 高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の要配慮者をはじめとする方が予め被害を避けるこ  
26 とができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域のこと。  
27

1  
2 **⑤災害時の緊急対策**  
3 災害対策用機械を常に良好な状態に保つため、点検・整備を行い緊急事態に備える。また、緊急時は  
4 民間保有機械等を活用した水防活動を実施するため、それらを保有する主体と協定を締結する。  
5 洪水の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するために応急的に機能回復  
6 を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行う。

7  
8 **⑥防災エキスパートの活用**  
9 河川管理施設及び公共土木施設等の被災情報の迅速な収集について、必要に応じて専門のノウハウを  
10 もつ「防災エキスパート」を活用する。

11  
12 **⑦被害の最小化に向けた情報提供**  
13 被害の最小化を図るため、関係町の策定する「防災計画」「土地利用計画」「都市計画」等に必要な情  
14 報を提供するとともに、災害時の防災関係機関及び地域の人々の的確な防災行動につながる情報の提供  
15 を行う。  
16 また、関係町によるハザードマップを活用し、必要な各種河川情報については積極的に提供を行う。



34 アドレス : <http://www2.town.biratorihokkaido.jp/biratorihokkaido.jp/biratorihokkaido.jp/map/zentaimap.htm>  
35 出典元 : 平取町 防災ガイドマップ

36  
37 **4. 地震及び津波対策**  
38 所定の規模以上の地震が発生した際には、津波を考慮した樋門・樋管の適切な操作と河川管理施設の  
39 迅速な点検巡視を行う。  
40 地震においては構造令等に基づき所要の強度を確保し、津波においては、「日本海溝・千島海溝周辺  
41 海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な対策を行うとともに、被害  
42 が発生した場合には速やかに対策を講じる。  
43

1 **c) 既存ダムの洪水調節機能の強化**  
2 令和2年(2020年)5月に締結した沙流川水系治水協定に基づき、流域内にある4  
3 基の既存ダム(二風谷ダム、平取ダム、岩知志ダム、奥沙流ダム)における事前放  
4 流等、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放  
5 流の実施や必要に応じて施設改良等による洪水調節機能の検討・強化を推進する。  
6

7 **(3) 災害復旧**  
8 洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。  
9 災害復旧にあたっては、自治体や関係機関が実施する農地等の復旧活動と連携した取組  
10 を実施する。  
11 大規模災害が発生した場合は、河川管理施設や公共土木施設等の被災状況の把握や、  
12 効果的な応急復旧、二次災害防止のための処置方法等に関して専門の知識を持つ防災エ  
13 キスパート<sup>注1)</sup>等へ協力を要請し、迅速に対応する。  
14 また、洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所<sup>注2)</sup>について  
15 は、流域治水の考え方に基づく災害復旧として、流域の地形特性や過去の災害発生状況、  
16 上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害  
17 復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。また、関  
18 係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域<sup>注3)</sup>等も必要に応じて設定  
19 する。

20 注1) 防災エキスパート: 河川管理施設及び公共土木施設等の整備・管理等についての専門的ノウハウを持ち、大  
21 規模災害発生時及び平常時に河川管理施設や公共土木施設等の被災または変状等の情  
22 報の迅速な収集等の支援活動を、自主的に無償報酬で行うものとして登録した者をいう。  
23 注2) これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生するおそれのある箇所も含む。  
24 注3) 浸水被害防止区域とは、河川整備等の治水対策や雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が  
25 高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の要配慮者をはじめとする方が予め被害を避けるこ  
26 とができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域のこと。  
27

現計画に該当箇所なし  
(総合的な土砂管理)

1 (4) 総合的な土砂管理

2 沙流川流域においては、上流部では砂防・治山施設の整備や森林整備が進められてい  
3 るほか、ダム貯水池堆砂除去の実施、ダム下流への置土による土砂還元など、河川環境  
4 改善に資する取組が行われている。

5 今後とも沙流川における河川環境の改善に向け、流砂系内の関係機関と情報共有や連  
6 携強化を図りつつ、引き続きダム下流への置土による土砂還元やダムの堆砂対策として、  
7 通砂環境の整備や砂利採取等の措置の検討を行うと共に、「既存ダムの運用高度化」に  
8 による水位(水面)維持について検討する。その際、平取町と連携し湖面景観・利活用の  
9 観点にも留意し改善に努める。

10 河川領域では、土砂の連続性の確保や砂州の切り下げ等により適度な攪乱を促し、み  
11 お筋の固定化による二極化や砂州の樹林化の進行を抑制する対策を実施する。

12 海岸領域では、汀線の後退傾向や海底の低下傾向がみられるため、河道改修により発  
13 生した土砂については、関係機関との調整を図り、汀線後退を軽減するための置土を檢  
14 討する。また、河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続して監視し、  
15 気候変動による海面水位の上昇やシシャモ等の遡上等への影響把握に努め、洪水の疎通  
16 に対する支障とならないよう維持・管理を実施する。

17 気候変動による降雨量の増加等により土砂動態が変化する可能性もあると考えられ  
18 ることから、継続的なモニタリングにより、気候変動の影響による土砂動態の把握に努  
19 め、その結果を分析し、鵜川を含む広域的な連携により河川及び海岸の土砂管理を一体  
20 的に捉え、日高胆振沿岸の保全等、PDCAサイクルによる総合土砂管理の推進に努める。

21 流砂系一貫の総合土砂管理の実現に向け、土砂動態や土砂供給による河川環境への影  
22 響を把握するために、調査・研究、モニタリングを継続的に実施する。なお、学識経験  
23 者等の協力により、土砂管理に関する技術的課題の解決に向け、沙流川流砂系における  
24 具体的な総合的な土砂管理計画(案)の策定に向けた取組を推進する。  
25

## 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1  
2 **5. 水環境の保全**  
3 周辺と一体となった自然環境、及び全国一級河川の水質調査で上位にランクされるなど全国屈指の清  
4 流河川である沙流川の水環境を保全するため、流量・水質の監視を行うとともに、近年多発する水質事  
5 故や濁水時の対応について、関係機関との連絡体制を強化し、迅速な対策を行う。  
6  
7 **①流量・水質の監視**  
8 公共用水域の水質測定計画等に基づき、必要な地点で流量・水質調査を行う。  
9 沙流川の水質（BOD）については、現状では環境基準を満足しており、定期的に水質観測を行い状  
10 況を把握するとともに、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。  
11  
12 **②水質事故への対応**  
13 油類等が河川に流出する水質事故が発生した場合にその被害を最小限にとどめるため「北海道一級河  
14 川環境保全連絡協議会」等を定期的に開催し連絡体制の強化を図るとともに、水質事故訓練等を行い迅  
15 速な対応が行えるようにする。また防災知識の普及に当たり、インターネット、パンフレットやポス  
16 ター等の掲示に努める。防除活動に必要な資機材の整備を行う。  
17  
18 **③濁水時の対応**  
19 「沙流川水系流域水利用協議会」の開催等により、合理的な水利用について河川管理者と利水者の情  
20 報交換や意見交換を行うとともに、濁水発生時には利水者に情報を提供し、利水者間の濁水調整の円滑  
21 化に努める。  
22  
23 **6. 河川空間等の適正な利用の対策**  
24 沙流川の河川空間は、下流部を中心に日高町富川などの公園緑地や運動場のほか、軽種馬等の採草放牧  
25 地などに利用されている。新たに創出される平取ダム周辺空間には日本一のすずらん群生地が隣接し、  
26 ブランド和牛を生産する牧野が多数点在している。  
27 なお、北海道と共同して策定した「沙流川水系河川空間管理計画(平成2年3月)」における河川空間  
28 の管理及び整備方針に基づき、河川区域の占用許可に際しては、河川空間の適正な利用が図られるよう  
29 適切に対処する。また、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて地域住民や自治体と連携し、空間  
30 管理の目標の見直しを行う。  
31  
32 **①住民に親しまれる川づくり**  
33 河川環境の保全・利用に対する要請がますます増大し多様化している状況を踏まえ、洪水の安全な流  
34 下などの治水・利水機能の維持を図りつつ、河川環境の整備と保全、スポーツ・レクリエーション活動  
35 等の河川利用、まちづくりと一体となった河川整備、流域に伝わる文化の継承等について、自治体と調  
36 整を図り地域の人々に親しまれる川づくりを行う。  
37  
38 **②不法占用対策**  
39 河川巡視等を行い不法占用の防止に努めるとともに、不法占用物件については適正化を図る。  
40  
41 **③不法投棄対策**  
42 河川敷地に投棄されたゴミ、車両、産業廃棄物等は、流水の疎通阻害や洪水時に下流に流出して種々  
43 の障害を引き起こす原因ともなる。また、水質汚濁の原因ともなり、堤防法面にあっては芝等を枯死さ  
44 せ法面の破損の原因となる。  
45 このため、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視、警告看板及び車止めの設置等の対策を行う  
46 とともに、河川愛護の普及に努める。  
47  
48

## 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1 **2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持**  
2 **並びに河川環境の整備と保全に関する事項**  
3  
4 **(1) 水質保全**  
5 現状では水質の一般的な指標であるBOD75値は、指定されている環境基準を満たして  
6 いる。水質の保全にあたっては、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北  
7 海道一級河川環境保全連絡協議会鶴川・沙流川部会」等を通じて情報を共有し、地域住  
8 民、関係機関等と連携を図り、現況の良好な水質の維持に努める。  
9  
10 **(2) 水質事故への対応**  
11 油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみ  
12 ならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議  
13 会鶴川・沙流川部会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練  
14 等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。  
15 水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質  
16 事故防止に向けた取組を行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況  
17 を点検し、不足の資機材を補充する。  
18  
19 **(3) 濁水への対応**  
20 濁水による取水制限は、制限の程度によって、地域住民の生活や社会活動、農業生産  
21 等に大きな影響を与える。このため既存の「沙流川水系流域水利用協議会」を活用する  
22 などして情報を共有し、濁水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必  
23 要となった場合には、「沙流川水系流域水利用協議会」を通じ、濁水調整の円滑化を図  
24 るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水を呼びかけるなど、流域全体での取組  
25 に努める。  
26 また、地球温暖化に伴う気候変動の影響や社会情勢の変化等、様々な事象を想定し  
27 た対策の推進に努める。  
28  
29 **(4) 河川空間の適正な利用、管理**  
30 河川空間の適正な利用が図られるよう、水と緑がくりひろげる壮大な自然景観を保全  
31 し、人々にゆとりと開放感を与える水辺空間として管理していく。  
32 沙流川の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利  
33 用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。ま  
34 た、環境学習等に利用が図られるよう関係機関等と連携を図る。  
35 なお、北海道と協同して策定した「沙流川水系河川空間管理計画(平成2年(1990年)  
36 3月)」を必要に応じて見直しを行った上で、河川空間の適切な利用、管理が図られるよ  
37 う適正に対処する。

1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 **(5) 河川美化のための体制**  
2 河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施するとともに、  
3 ゴミの持ち帰りやマナー向上の取組を行う。また、地域住民や地域団体と連携して河川  
4 空間の維持管理を進める。  
5 また、河川巡視による監視や、ゴミ回収量、ゴミの写真、回収活動の状況を示したマ  
6 ップを作成し、配布・ウェブサイトで公開することにより河川美化意識の普及啓発を図  
7 り、ゴミ、土砂等の不法投棄の未然防止に努める。  
8 さらに、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機  
9 関への通報等の適切な対策を講じる。  
10  
11 **(6) 地域と一体となった河川管理**  
12 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発  
13 信する。このため、河川協力団体等の地域の取組と連携した河川整備や河川環境保全モ  
14 ニターの活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
15 このような取組を進めるにあたり、地域住民、地域団体、関係機関及び河川管理者が、  
16 各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。  
17 一方、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、  
18 これら多様な主体の参加による連携・協働の取組を通して、河川管理にとどまらず、防  
19 災、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄  
20 するよう努める。  
21 沙流川では、河川清掃や住民参加型川づくりをはじめ河川と地域との連携活動が活発  
22 に行われている。今後も、地域住民や関係機関、河川協力団体等との協働をより一層育  
23 み、川づくりに携わる人材の育成や、住民等の川での社会貢献活動、上下流の住民及び  
24 自治体間の交流活動等に対する支援を行う。  
25

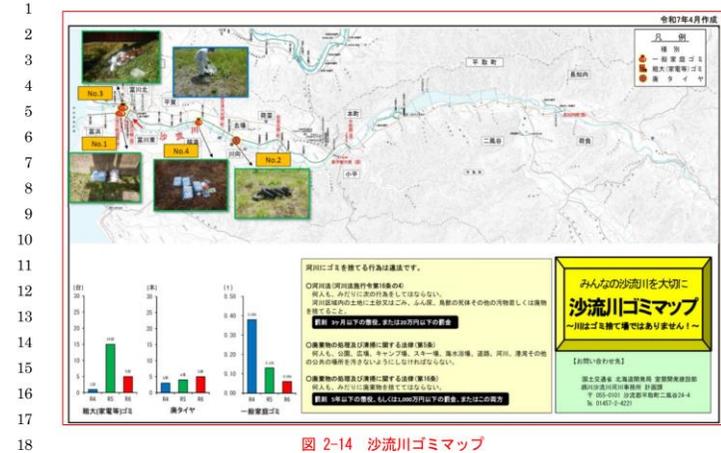


写真 2-37 沙流川河川清掃(富川地区)



写真 2-38 沙流川河川清掃(平取地区)

現計画に該当箇所なし  
(沙流川ゴミマップ)



1  
2 **9. 地域社会と一体となった河川管理の推進**  
3 地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、  
4 地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。  
5 さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働し  
6 て効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に沙流川は、多くの種門や釜場等の河川管理施設を有する  
7 ことから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。  
8 また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主  
9 体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々  
10 な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。  
11  
12 **①地域との協力体制**  
13 河川整備計画の実施にあたっては、地域の協力が必要であることから、分かりやすい情報の発信と地  
14 域との協働が必要である。  
15 流域全体を視野に入れて河川の特性や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々  
16 へ様々な河川情報を発信する。河川情報を発信する際には、商工関係者、自治体などと連携し、地域の  
17 個性を生かした活動やまちづくり、観光産業など合わせて情報の発信を行う。また、様々な地域活動や  
18 まちづくりに取り組んでいる個人、団体及び自治体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が  
19 積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。  
20  
21 **②情報提供**  
22 光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を  
23 行い、併せて意見の聴取なども行う。  
24  
25 **③川に親しむ取り組み**  
26 河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関す  
27 る地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。  
28 また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃などを通じて河川に対する理解と関  
29 心を深める。  
30  
31 **④総合学習への積極的な取り組み**  
32 総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補う  
33 ために地域教育機関との連携を図る。  
34  
35 **10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み**  
36 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整  
37 備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
38  
39 **①遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
40 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及  
41 び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとら  
42 れた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
43  
44 **②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
45 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川  
46 環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理  
47 に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関  
48 係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
49

1 **(7) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取組**  
2 豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二  
3 風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとさ  
4 れた背景を踏まえ、平取ダム建設時に実施してきた取組を引き続き行うなど、沙流川流  
5 域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。  
6  
7 **1) 遺跡の調査と遺物等の保存展示**  
8 工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取  
9 町教育委員会及び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。  
10 また、記録保存の措置がとられた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史  
11 を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。  
12  
13 **2) アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理**  
14 アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する  
15 上で必要な河川環境の保全・創出を図る。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう  
16 河川空間の管理に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承  
17 のための資料とし、自治体・関係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。  
18  
19 **3) アイヌ文化伝承や発展のための構想の支援**  
20 河道掘削をはじめとする河川整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の  
21 継承に配慮して行う。  
22 さらに、ダム湖周辺等の河川空間を有効活用するなど、流域の人々や自治体によるア  
23 イヌ文化の伝承や発展のための構想を支援していくための諸策を展開する。  
24

③アイヌ文化伝承や発展のための構想の支援

河道掘削をはじめとする河川整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の継承に配慮して行う。また、平取ダムの建設にあたっては、「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」の調査報告を踏まえ、アイヌ文化継承に資する必要な措置を行う。

さらに、ダム湖周辺等の河川空間を有効活用するなど、流域の人々や自治体によるアイヌ文化の伝承や発展のための構想を支援していくための諸策を展開する。

11. 他機関と連携した将来の地域計画に配慮した河川整備

本整備計画の事業実施期間において、北海道の施策や日高町、平取町の計画するまちづくりと調整し、市街地の発展や農地の利用の仕方等を踏まえ、総合的、効果的に河川整備を進める。

2. 3 流域の未来に向けての取り組み

豊かで水害に強い沙流川流域圏の未来構築のため、長期的な視野に立脚して、地域住民や自治体等が主体となる協議会の構築が必要であり、地域住民、学識経験者、自治体、森林管理者、河川管理者などからなる「豊かで安全な沙流川流域未来をつくる会」を構成し、防災面、地域復興面、未来づくり等の多方面の議論がはじまっています。

河川管理者である国は、その協議会に必要な情報の提供などの支援を行っていくほか、自治体や農林漁業関係機関等についても、将来にわたって連携の強化を図る。

協議会においては、地域住民の日常生活と密着した河川との関わりを踏まえて、流域の形状に制約された未来発展の在り方、総合的な治水の実現に寄与する森林の整備、本計画を上回る洪水に対する危機管理対策などについて恒常的に議論していく必要がある。

これらを踏まえ、流域の未来に資するため、流域の土地利用・まちづくりを考慮した河川整備について、必要な調査・検討を行う。また、これらの取り組みには、地域住民、NPO、自治体、河川管理者等がより一層の連携、協働を進め、各々の役割を認識しつつ、流域全体に広がって、その役割を果たすことが期待される。



写真 2-3-1 沙流川河口より上流を望む

(7) アイヌ文化保存、伝承、振興のための取組

豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興する。また、二風谷ダム建設に際して、アイヌ文化への影響に関する調査、研究が十分でなかったとされた背景を踏まえ、平取ダム建設時に実施してきた取組を引き続き行うなど、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。

1) 遺跡の調査と遺物等の保存展示

工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとられた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。

2) アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理

アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源(ガマ、ヨシ、サケ等)を供給する上で必要な河川環境の保全・創出を図る。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。

3) アイヌ文化伝承や発展のための構想の支援

河道掘削をはじめとする河川整備にあたっては、地域の意見を踏まえ、アイヌ文化の継承に配慮して行う。

さらに、ダム湖周辺等の河川空間を有効活用するなど、流域の人々や自治体によるアイヌ文化の伝承や発展のための構想を支援していくための諸策を展開する。

現計画に該当箇所なし  
(カーボンニュートラルに向けた取組)

- 1 (8) **カーボンニュートラルに向けた取組**  
2 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュート  
3 ラル」の取組を行い、関係機関と連携して「ゼロカーボン北海道」の実現を目指す。  
4 二風谷ダムでは、気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機  
5 能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を検討し、発電(湖  
6 面の利活用等の地域振興への貢献を含む)を目的として、新たに洪水調節容量の一部お  
7 よび発電機を有する放流設備を活用し、放流する増電への取組を行う。  
8 樹木の伐採にあたっては、公募伐採の取組を進め、自治体、民間事業者及び地域住民  
9 等と連携・協力することにより、チップ化やバイオマス発電燃料等として有効活用を図  
10 るなど、気候変動の緩和方策の推進に努める。  
11 また、河川管理施設の整備、管理にあたってはCO<sub>2</sub>削減の取組を進めるとともに、より  
12 削減できるよう今後も、調査・検討に努める。  
13



写真 2-39 バイオマス資源の有効活用  
(伐開樹木の活用)

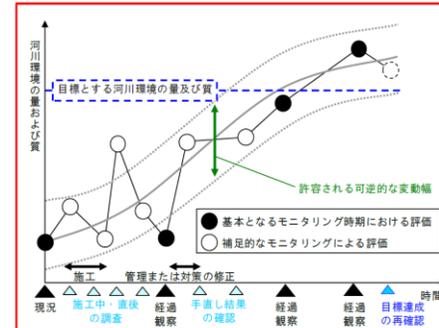


写真 2-40 バイオマス資源の有効活用  
(伐開樹木の活用)

14

現計画に該当箇所なし  
(動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理)

- 1 (9) 動植物の生息・生育・繁殖地の順応的な管理  
 2 河川水辺の国勢調査や定期的な縦横断面測量等を含め、工事や外来種対策などの実施の  
 3 際には、整備や対策による効果が検証できるように河川環境のモニタリングを実施する。  
 4 河川環境が目標とする水準を下回っている場合には、河道の特性等を再度検証した上で、  
 5 必要な対応を実施する。  
 6 なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を  
 7 要する場合もあるとともに、河川的作用によって常に変化するものである。これより、  
 8 短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、  
 9 必要な対策を実施する場合は、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行うもの  
 10 とする。



注)『川の環境目標を考える-川の健康診断』河川環境目標検討委員会(編集)、中村太士、辻本哲郎、天野邦彦(監修)、技報堂出版(2008.7)に加筆・一部改変して引用

図 2-15 順応的 관리의 이미지

沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16

沙流川水系河川整備計画・付図  
(直轄管理区間)

沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6

沙流川水系河川整備計画・付図

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

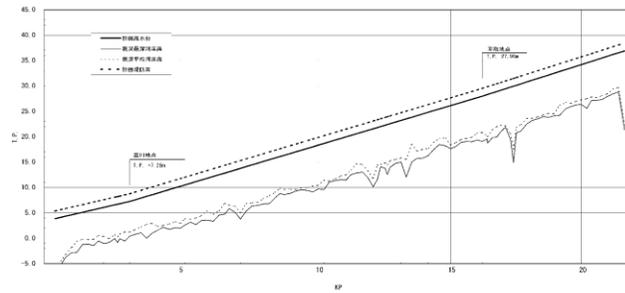
1  
2  
3  
4



5 ※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

6

沙流川 計測断面図

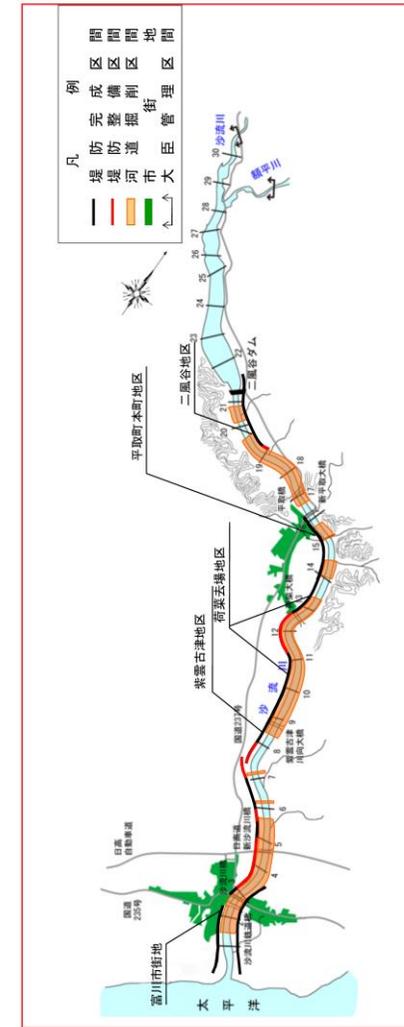


計画高水勾配	K=	1+1,791 L=2,681	→	1+1,811 L=12,453	→	1+1,973 L=6,098
計画堤防高	5.37	6.76		26.48		26.38
計画高水位	3.87	7.26		27.98		26.88
平均河床高	-3.01 <sup>50/0</sup>	1.22		20.87		22.90
累加距離	0	2,681		15,234		20,432

7  
8  
9

付-1

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

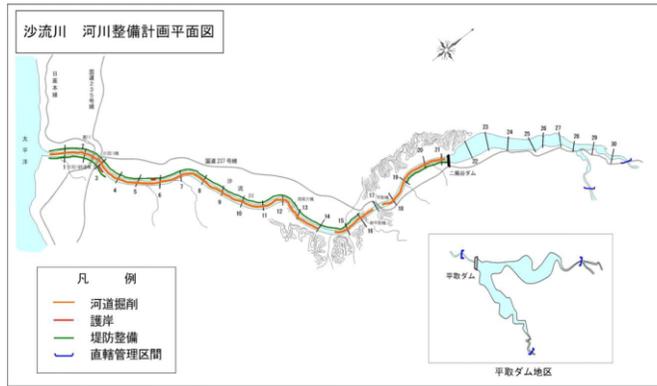


注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。  
沙流川 整備計画平面図

附図-1

# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)

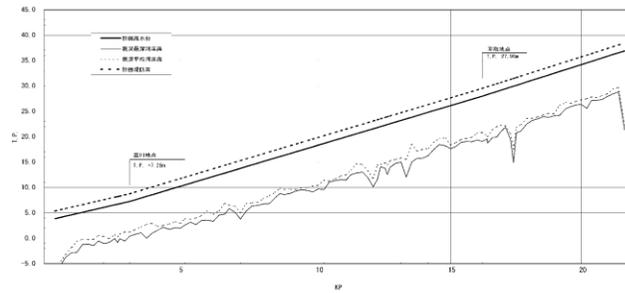
1  
2  
3  
4



5  
6

※実施に当たっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

沙流川 計画縦断面

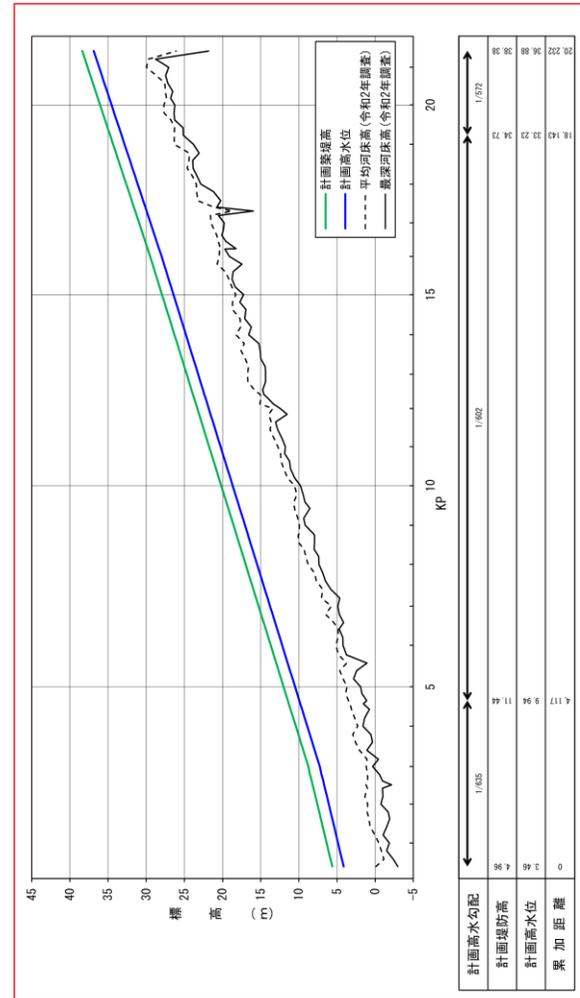


計画高水勾配	K=	I=1/791 L=2,681	→	I=1/811 L=12,453	←	I=1/573 L=5,098
計画堤防高	5.37	8.76		26.48		26.38
計画高水位	3.87	7.26		27.98		26.88
平均河床高	-3.01 <sup>50/0</sup>	1.22		20.87		22.90
累加距離	0	2,681		15,234		20,432

7  
8  
9

付-1

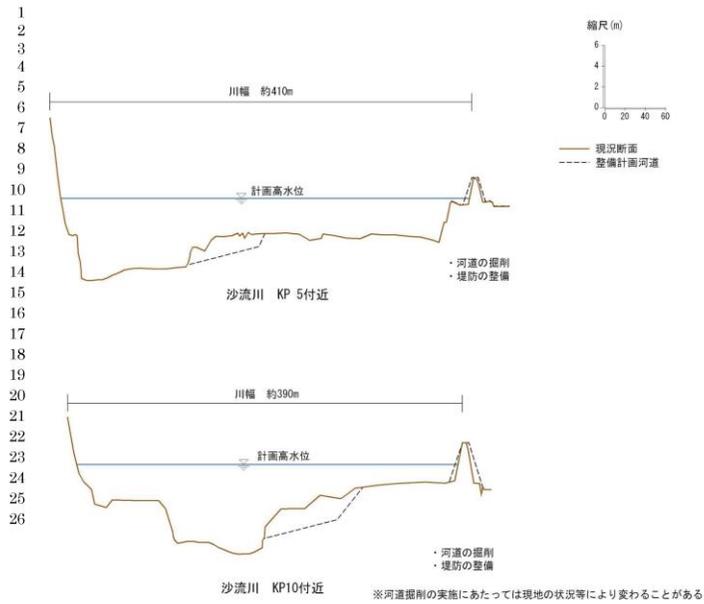
# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



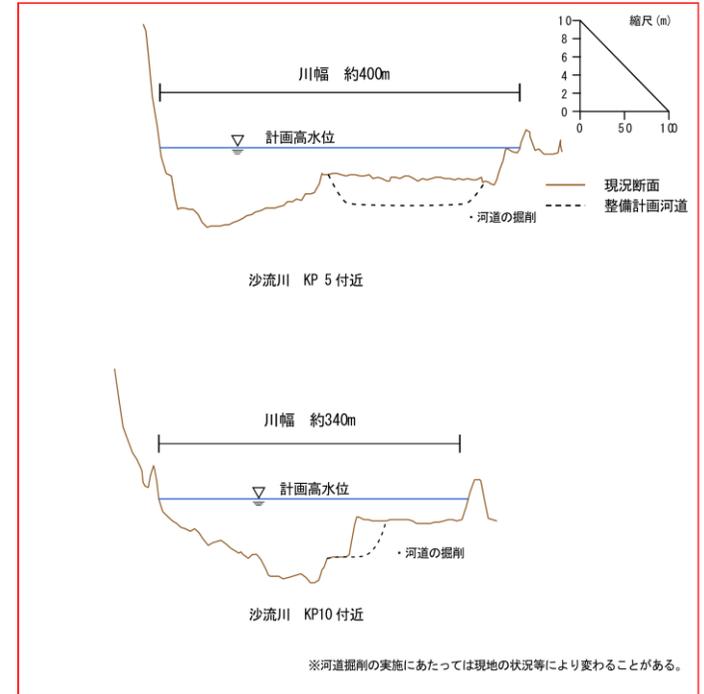
附図-2

沙流川計画縦断面

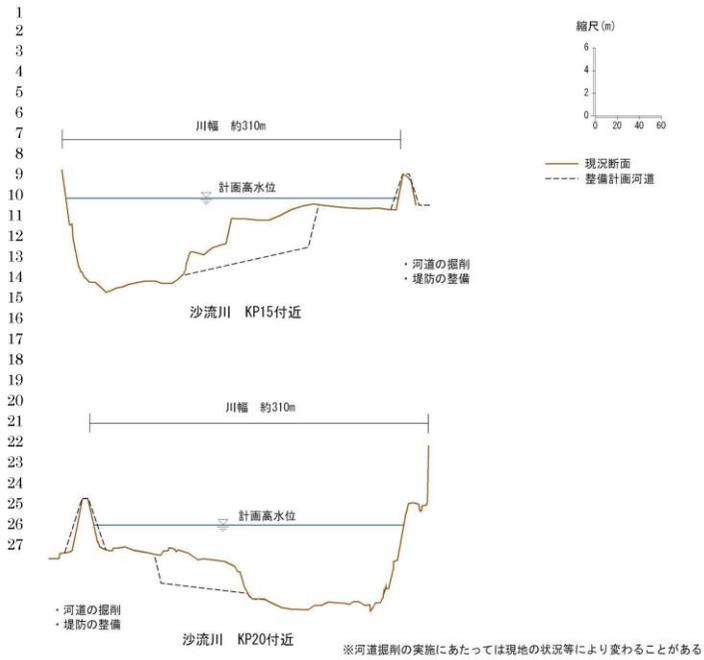
# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)



# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)

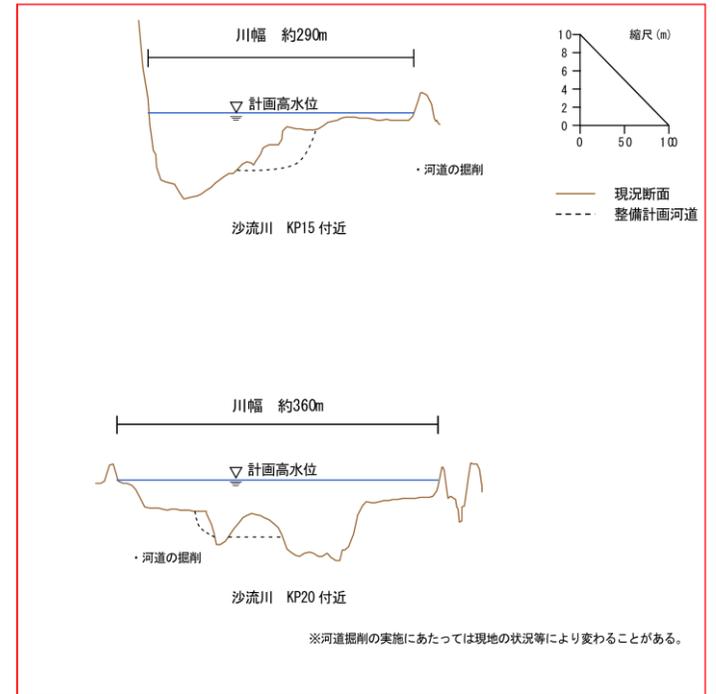


# 沙流川水系河川整備計画(平成19年3月変更)



付3

# 沙流川水系河川整備計画[変更](原案)



附図-4

現行整備計画のみ記載

- 1 3. 河川工事の内容  
 2 1) 洪水時の水位低下対策  
 3 ■二風谷ダムと平取ダムによる治水と利水(環境・文化への配慮)

目的	二風谷ダム(平成9年度完成)と平取ダムの相互運用により平取基準点における目標流量6,100m <sup>3</sup> /sを4,500m <sup>3</sup> /sまで調節し、下流地域の洪水被害軽減を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図る。さらに利水の補給・発電を行う。
整備内容	平取ダムを建設し、平取地点において二風谷ダムと相まって1,600m <sup>3</sup> /sの洪水調節を行う。地域産業を支え、発展させる上で必要となる既得農業用水や都市用水の安定供給を可能にするための貯水容量を確保する。なお、二風谷ダムと平取ダムの容量については、本川下流二風谷ダムの洪水調節効果を最大限に活用し、2ダムでより有効な洪水調節を行う治水・利水容量配分とする。
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>二風谷ダムと平取ダムについては、北海道条例に基づき昭和57年に環境影響評価を行っており、水質、地形、地質、植物、動物、景観について影響は少なく問題はないと評価された。</li> <li>平成8年度より実施した二風谷ダムモニタリング調査結果等による知見を反映するとともに、平取ダムでは動植物の保全について学識経験者からなる「平取ダム環境調査検討委員会」を開催してるところであり、検討結果を踏まえ、生息場の確保、植物の移植、対策工など必要な措置を行う。</li> <li>額平川と宿主別川合流点付近の段丘上にある日本一の野生のスズラン群生地は保全する。</li> <li>湖岸周辺に生じる裸地には、耐水性のある柳等の植樹による緑化のほか景観にも配慮する。</li> <li>施工中完了後を通じて貯水池周辺環境のモニタリングを行う。</li> <li>平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的遺産に与える影響について調査を行い、その評価と対策案の提示を目的として、地域のアイヌの方々、学識経験者、自治体等からなる「アイヌ文化環境保全対策調査委員会」を開催しているところであり、その調査報告を踏まえ、アイヌ文化継承に資する必要な措置を行う。</li> <li>堤体や湛水域における埋蔵文化財の保護については北海道教育委員会に協議し、所在した場合の取扱いについては、事業計画の変更も考慮に入れて、文化財保護法の主旨を尊重する。</li> </ul>
整備効果	平取ダム下流の額平川及び二風谷ダム下流の沙流川の洪水被害の軽減、流水の正常な機能を維持するための流量の確保により生物の生息・生育空間の確保、都市用水及び流域基幹産業である既得農業用水の安定した取水が可能となる。 また、ダム湖面を含めた周辺空間は、地域における貴重な水辺空間として活用することができる。
実施場所	二風谷地区、昇生地区、豊穰地区

4  
5

変更整備計画では記載しない  
 ※平取ダムの建設があったため、  
 現行整備計画では記載



(参考)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40



図 2-1-3 平取ダムイメージ図

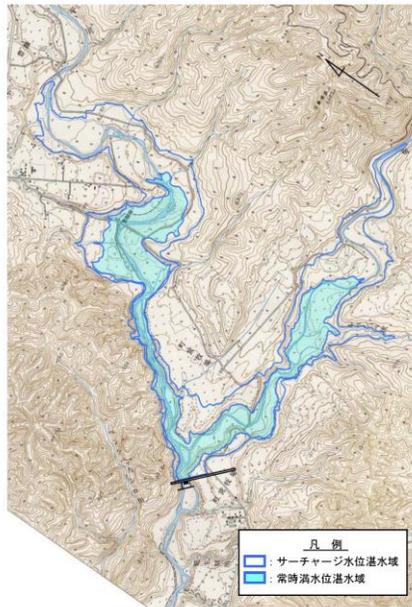


図 2-1-4 平取ダム貯水池平面図

変更整備計画では記載しない  
※平取ダムの建設があったため、  
現行整備計画では記載

1  
2 (参考)

表 2-1-2 沙流川総合開発事業

項目	内容	項目	二風谷ダム	平取ダム
関係町	平取町	集水面積	1,215 Km <sup>2</sup>	234 Km <sup>2</sup>
目的	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・利水の補給と供給 ・発電	洪水面積	4.3 Km <sup>2</sup>	3.1 Km <sup>2</sup>
		堤高	32.0 m	56.5 m
		堤頂長	550.0 m	600.0 m
		総貯水容量	31,500,000m <sup>3</sup>	45,800,000m <sup>3</sup>

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

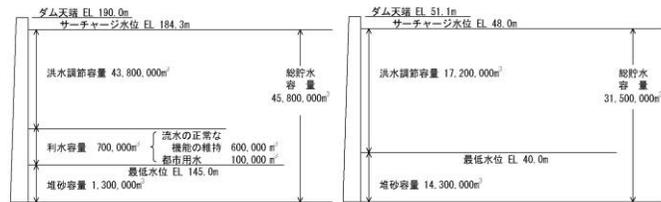


図 2-1-5 平取ダム貯水池容量配分図

図 2-1-6 二風谷ダム貯水池容量配分図

※利水計画等の変更により、記載内容を変更することがある。

※図 2-1-5 及び図 2-1-6 は、旧測量法(昭和 24 年 9 月 1 日施行)に基づくものです。



写真 2-1-1 二風谷ダム

**変更整備計画では記載しない**  
**※平取ダムの建設があったため、**  
**現行整備計画では記載**

1

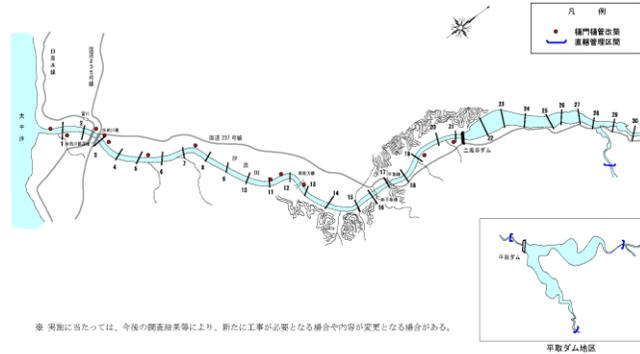


図 2-1-12 樋門樋管改築箇所図

2  
3  
4  
5

**変更整備計画では記載しない**  
※変更整備計画における樋門の改築  
については必要に応じて実施

- 1  
2 3) 洪水による致命的な氾濫被害の防止対策

3 ■治水の杜整備による氾濫被害拡大の抑制

目的	整備途上段階における施設能力以上の洪水等が発生し氾濫した場合、氾濫流が広範囲に及ぶ箇所において地域の受ける被害の軽減を図る。
整備内容	堤内側に樹林帯の造成
整備効果	・堤防の溢水や破堤による氾濫流が広範囲に及ぶ箇所において地域の受ける致命的な被害の軽減を図る。
実施場所	河口左岸地区(左岸 KP3.2~3.7 付近)

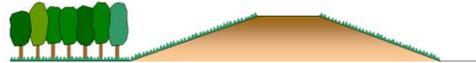


図 2-1-13 治水の杜整備 イメージ図

- 4  
5

変更整備計画では記載しない  
※治水の杜は現行整備計画で  
整備する方針であったため記載

1

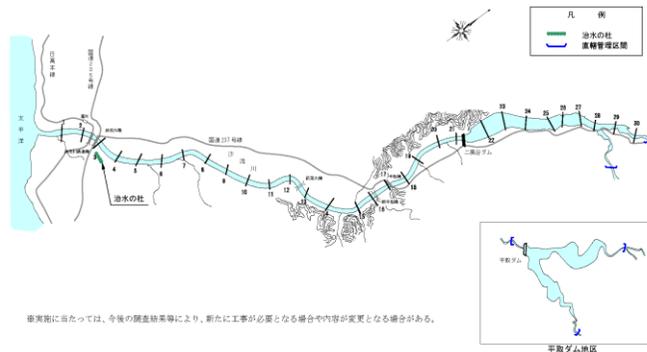


図 2-1-21 治水の杜整備箇所図

2  
3  
4

**変更整備計画では記載しない**  
 ※治水の杜は現行整備計画で  
 整備する方針であったため記載